

核の脅威を絶つ ために

世界の政策立案者のための実践的な計画

ギャレス・エバンズ

川口順子

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の報告書



INTERNATIONAL COMMISSION ON
Nuclear Non-proliferation
and Disarmament

目次

共同議長の序言	viii
概要：包括的行動計画	xiii
第1部：好機をとらえる	1
第1章 何故、今、この報告書なのか	2
問題：現状への安住を許さない地球規模の脅威	2
機会：行動に向けた新たな機運	4
本委員会の役割：包括的な行動計画	8
第2部：核の脅威と危険を見極める	11
第2章 現存の核武装国がもたらす危険	12
現存の核兵器の持つ破壊力	12
現存の核兵器の数量と種類	15
ミサイルおよびミサイル防衛	25
現存する兵器の警戒態勢	29
システムの脆弱性	30
核兵器使用に対する態度と核軍縮	32
第3章 新たな核武装国がもたらす危険	34
何故、核不拡散が重要なのか	34
緊張状態にある核兵器不拡散条約	35
拡散が急増する危険性	39
第4章 核テロリズムの脅威	43

<u>潜在的な国家および非国家主体</u>	43
<u>兵器と原料の入手可能性</u>	46
<u>核テロ攻撃の危険を見極める</u>	52
<u>第5章 原子力の平和利用に伴う危険</u>	54
<u>民生用原子力リスクの見直し</u>	54
<u>原子力の拡大に伴う拡散の危険を見極める</u>	57
<u>第3部: 対応策を策定する</u>	63
<u>第6章 核軍縮：ゼロを想定可能にする</u>	64
<u>核兵器を非正当化する</u>	64
<u>抑止を再考する</u>	67
<u>核兵器保有を正当化する他の理由を再考する</u>	75
<u>第7章 核軍縮：ゼロに向けた二段階戦略</u>	79
<u>二段階アプローチが必要となる理由</u>	79
<u>最小化段階</u>	80
<u>廃絶段階</u>	84
<u>第8章 核不拡散：需要と供給を抑える</u>	87
<u>核兵器の需要を制限する</u>	87
<u>兵器・物質・技術の供給を制限する</u>	91
<u>第9章 核兵器不拡散条約を強化する</u>	93
<u>保障措置と検証を改善する</u>	93
<u>遵守と執行を改善する</u>	97
<u>国際原子力機関を強化する</u>	101
<u>第10章 NPT枠外の核不拡散規制を強化する</u>	104
<u>NPT以外の条約と枠組み</u>	104
<u>現在NPT枠外にいる国に同等の義務を適用する</u>	109

<u>第11章 核実験を禁止する</u>	113
<u>包括的核実験禁止条約（CTBT）の重要性</u>	113
<u>検証と備蓄核兵器の信頼性への懸念について</u>	116
<u>第12章 核分裂性物質の利用を制限する</u>	120
<u>兵器用核分裂性物質生産禁止条約案</u>	120
<u>既に貯蔵されている核分裂性物質</u>	124
<u>民生用の核分裂性物質</u>	125
<u>第13章 効果的なテロ対策戦略を維持する</u>	129
<u>テロ対策戦略の概要</u>	129
<u>管理のずさんな核兵器および核物質を防護する</u>	131
<u>「汚い爆弾」：放射性物質管理の改善</u>	136
<u>核鑑識</u>	138
<u>第14章 原子力の責任ある管理</u>	140
<u>原子力の恩恵を共有する</u>	140
<u>3つのS: 保障措置、セキュリティ、安全を管理する</u>	141
<u>拡散抵抗技術を巡る見通し</u>	142
<u>核不拡散努力のパートナーとしての産業</u>	146
<u>第15章 核燃料サイクルを多国間で管理する</u>	150
<u>多国間管理を支持する議論</u>	150
<u>供給保証の提案</u>	152
<u>燃料バンクの提案</u>	156
<u>多国間管理施設の提案</u>	158
<u>今後の進むべき方向</u>	163
<u>第4部: 政策から行動へ: 包括的行動計画</u>	167
<u>第16章 2010年NPT運用検討会議に向けたパッケージ</u>	168

<u>運用検討会議の重要性</u>	168
<u>軍縮に関する「13の実際的措置」を更新する</u>	170
<u>NPTおよびIAEA強化のための具体的措置</u>	175
<u>中東および非核兵器地帯</u>	176
<u>第17章 2012年までの短期的行動計画: 初期の指標を達成する</u>	181
<u>短期的目標を定義する</u>	182
<u>核兵器数を削減する:米露のリーダーシップ</u>	185
<u>多国間軍縮: 環境を整備する</u>	187
<u>核政策:核兵器の役割を制限することを始める</u>	193
<u>戦力態勢:警戒態勢解除と核戦力配備に関する動き</u>	200
<u>北朝鮮とイラン</u>	205
<u>第18章 2025年までの中期的行動計画: 最小化地点へ</u>	211
<u>中期的目標を定義する</u>	212
<u>核兵器数を削減する</u>	214
<u>他の安全保障上の問題: ミサイル、宇宙配備兵器、</u>	
<u>生物兵器、通常兵器</u>	222
<u>核政策と核戦力態勢: 変更を確かなものにする</u>	226
<u>核不拡散・核軍縮の政策課題におけるその他の要素</u>	227
<u>第19章 長期的行動計画: 2025年を超えて——ゼロに向かう</u>	230
<u>「ゼロ」を定義する: 本行動計画における課題の性質</u>	230
<u>最小化から廃絶へ移行するための一般的条件</u>	232
<u>個々の国が抱く具体的な懸念を克服する</u>	236
<u>第20章 政治的意思を動員し、持続させる</u>	241
<u>政治的意思の要素: リーダーシップ、知識、戦略、過程</u>	241
<u>鍵となる主体を特定する</u>	249

<u>キャンペーンの焦点を明らかにする：核兵器禁止条約</u>	253
<u>機運を持続させる：継続的な監視体制</u>	259
<u>注釈・出典</u>	264
<u>付属書 A: 本委員会の勧告</u>	287
<u>付属書 B: 本委員会の委員</u>	303
<u>付属書 C: 本委員会の活動</u>	311

共同議長の序言

核兵器を廃絶し、そして原子力の使用および悪用に伴う他のすべての安全保障上の脅威および危険を絶つことは、想像に難くないと思うが、非常に困難な政策的変更である。原子力の呪いを排除し、その恩恵のみに浴する方途を指し示すことは、私たち、あるいは本委員会の私たちの同僚がこれまで手がけてきたあらゆる作業と比べても、決して楽なことではない。

この世界が取り組まなければならない核の問題は、計り知れないほど大きく、複雑で、困難だ。核兵器を持つすべての国が、その放棄を受け入れなければならない。核兵器を持たない国は、核兵器を欲してはならず、あるいは獲得できないようにしなければならない。テロリストが核兵器を購入したり、盗んだり、製造したり、使用することを阻止しなければならない。そして、今後20年間で原子炉の数が2倍になる世界において、純粋な原子力の平和利用に伴う危険に効果的に対応しなければならない。

懐疑論者は大勢いる。彼らは、特に、核軍縮を達成することは極めて困難であり、努力することさえ意味がないことだと吹聴する。よりやっかいなのは、核兵器のない世界は、今ある世界よりも安全ではないので核軍縮の取組は**危険だ**、という声がいまだにあることだ。そして、核の時代が到来して以来、政府、ハイレベルパネル委員会、シンクタンクおよび研究者がこれら問題に取り組んでいるが、真に新しい考えやアプローチが不足していることを私たちは知っている。

しかし、私たちはこれらの問題に取り組むため、努力しなければならない。これまで考え出された兵器の中で、その破壊力において原子爆弾あるいは水素爆弾ほど無差別的で非人道的なものはない。私たちがそうであったように、**被爆者**——広島と長崎で犠牲になっ

た生存者——の痛ましい証言を聞いた人はすべて、彼らの経験が繰り返されることを決して望まないだろう。そして核兵器は、これまで発明されたもので唯一、この地球上の生命をすべて破壊する能力をもつ兵器なのだ。

10年以上も前にキャンベラ委員会によって最初に提起された次の言葉ほど、行動を促す主張をより簡明に、また説得力を持って表したものは今にいたるまでない。核兵器を持つ国があるかぎり、他の国々も持ちたいと思う。そのような兵器が存在するかぎり、偶発的に、間違っ、または意図的に使用されることはない信じることなどできない。そしてそのような兵器がいかなる形であっても使用されれば、世界は破滅に瀕するであろうことを私たちは知っている。

核の脅威と気候変動は、私たちの時代の二つの大きな地球的課題であり、双方とも現状への安住を許さない。これらに対処するにあたり旧来のやり方は、まったく選択肢にならない。政策は変わらなければならない、心構えも変わらなければならない。とりわけ真正面から挑まなければならないのは、時計は後戻りできない、核兵器がなくなることはない、核兵器の抑止力としてのすばらしい効用はその破滅的な負の欠点にまさり今後もそうあり続ける、といった、いまだにある執拗な考え方だ。これとは非常に異なる次の考え方が、政策立案者や彼らに影響力を持つ幅広いグループの人たちに等しくしっかりと埋め込まなければならない。既に発明されている核兵器を、もともとこの世に存在していなかったものとすることはできないが、健全で文明化した世界において核兵器を非合法化することは可能であり、そうしなければならない。

2008年7月に、私たちがこの委員会を率いる任務を課された時、私たちは、その任務は主に国際的にハイレベルの議論を活性化することだと考えた。すなわち、冷戦に伴い、また、冷戦終結直後に、軍備管理にむけての活力が爆発的に生じたが、それ以降、国際的な核政策議論の大部分が停滞状況に陥った。私たちの任務の目指すところは、この停滞状況を覆すために努力し、そして、特に、2010年5月に予定されているNPT運用検討会議にお

いて、2005年の前の会議や同年の世界サミットが何も合意しなかったという失敗を繰り返さないことを確保するよう努力することであると考えた。

2007年1月にシュルツ、ペリー、キッシンジャー、ナンという米国の「4賢人」の寄稿文が発表されたことに伴って、新しい議論が始まった。彼らは、手堅い現実主義的な観点から、核兵器は潜在的に有するいかなる効用も失っていると主張したが、世界の政策立案者は2008年の中頃までその主張に関心を示していなかった。しかしながら2009年の始めまでに状況が変わった。新たに選出されたバラク・オバマ米大統領は、核軍縮、不拡散及びセキュリティに関する一連のイニシアティブ——これに対し、特にロシアのメドベージェフ大統領が即座に応えた——を開始し、そして核の問題は、晴れて世界的な政策課題に戻ったのだ。

長く必要とされた国際的な議論が十分にかつ真に起こっている現状で、本委員会の役割は、こうした議論に注意を向けさせる取組以上のものでなければならない。今必要なのは、単に、問題を特定し正しい解決策に向けたおおよその方向性を指し示すことではない。必要なのは、複雑で相互に関連するすべての糸をつなげ、前進に関連して生ずる機会と制約の双方をより詳細に分析することであり、また、世界が今直面する核の脅威と危険のすべてに対応するために、誰が、何を、何時、どのように、行うべきかをより精緻に描き出すために努めることだ。私たちのアプローチで中核をなしたのは、議論は個別の行動計画——短期的、中期的および長期的期間の行動計画——を真正面から取り上げるべきという思いであり、そして、何よりこうした行動計画は現実的なものでなければならないという考えだ。もちろんこれは、たいていの政府にとって快適な範囲を越えるぎりぎりの可能性を追求するという意味では理想的であり、しかし同時に、克服すべき多くの障害——政治的な、実際上の、そして技術的な障害——があることを理解し、時間的枠組みや野心をそれにしたがって調整するという意味では实际的である。

この報告書がこれらの目標の達成にどの程度成功するかを判断するのは、本委員会では

ない。当然、私たちが十分に野心的でないと見る人たちもいるだろうし、逆に過度に野心的と見る人もいるだろう。すべての人に明白にわかって欲しいのは、ここで示した問題に取り組む必要性について私たちが感じている緊迫感であり、最終目標を明らかにして失わないようにすることへの私たちの決意である。それは、単に核の脅威や危険を減らし、あるいは最小化することではなく、それらを完全に絶つことでなければならない。私たちが核兵器のない世界を達成し、そのような世界がそのまま続くことを確信できる時になって初めて、国際社会が安心できるのだ。

私たちがコンセンサスで合意したこの報告書は、私たちが今知っている世界、そして将来こうあって欲しい世界において、望ましくかつ政治的に達成可能なのは何かということについて、私たちが共有する見解を反映している。本委員会の委員は個人の資格において参加し、それぞれの政府を代表する者ではないが、彼らは、当然ながら、多様な専門的・政策的見解や、国家の利害関係の視点を議論に提供した。そして私たちが合意した文書は、すべての意味において彼らの選好する立場を必ずしも反映したものではない。しかし、もし私たち自身の間で、これらの問題についてコンセンサスを見つけることができれば、そもそもより大きな国際社会においてそれを期待することはできないということを私たちは知っていた。

(注: 原文ではこの後に謝辞が続くが、和訳においては省略する。)

ギャレス・エバンズ

川口順子

共同議長

2009年11月

概要：

包括的行動計畫

概要：

包括的行動計画

A. 本報告書の意義

- 核兵器は、これまで考案された兵器の中でもっとも非人道的な兵器であり、本質的に殺傷対象を選ばず、また、長期にわたる致命的影響を伴う。核兵器は、これまで発明された兵器の中で唯一地球上のすべての生物を殺戮する能力を有し、現保有量を用いれば何度も繰り返しそのような殺戮を行うことが可能である。核兵器の問題は、重大性という点では、少なくとも気候変動の問題に匹敵し、その潜在的な影響力という点では、はるかに緊急性が高い。
- 核兵器を持つ国があるかぎり、他の国々も持ちたいと思う。このような兵器が存在するかぎり、偶発的に、間違っ、又は意図的に使用されることはない信じることなどできない。そして、そのような使用が起されば破滅的大惨事となろう。これまでそのような大惨事を免れてきたのは、単に幸運であったからにすぎない。
- 現状維持は選択肢とならない。既存の核武装国に核武装を解除するよう説得し、新たな国が核兵器を獲得することを阻止し、テロリストが核兵器を入手することを防止し、民生用原子力の急速な拡大を適切に管理するのに失敗した場合の脅威と危険は、現状への安住を許さない。これらの脅威と危険に対して、世界はこれまで以上の信念と実効性をもって取り組む必要がある。
- これまでも、国際的に多くの主要な委員会、パネル、研究機関、シンクタンクが、この問題を扱った報告書を発表してきた。本報告書が過去の報告書と異なるのは、その適時性、包括性、世界規模の諮問体制、野心的理想のみならず現実への配慮、専門家でない政策立案者にとっての読み易さ、そして、具体的政策提案を構成する短期的、中期的、長期的行動計画の中に反映されている強い行動志向性であると願っている。

- 米国とロシアが新たな指導者の下で軍縮に向けた行動を真剣に約束しており、第二次世界大戦終結と冷戦終結の直後の時期以降初めて、核兵器をめぐる潮流を完全に止めて、逆転させるための新たな機会が生まれている。本報告書では、世界の政策立案者が必要とすることは何か、この機会をどのようにとらえることができ、かつとらえるべきかについて、単にレトリックだけではなく、詳細にわたって説明している。[第1章]

B. 核の脅威と危険

- **既存の核武装国** 冷戦終結後20年を経た現在でも、2万3千発を超える核弾頭が存在し、その爆破能力は、合計で広島型原爆の15万個分に相当する。米露両国で2万2千発を超す核弾頭を保有し、フランス、イギリス、中国、インド、パキスタン、イスラエルが合計で約1千発を保有する。全核弾頭の半数近くは現在でも実戦配備され、米露それぞれが2千発を超える核兵器を危険な高度警戒態勢下に置いており、攻撃を受けたと見なされる場合には、それぞれの大統領は4～8分の間に決定し、即時に発射させることが可能となっている。冷戦時代の指揮・統制システムは、間違いや誤認警報により、繰り返し緊張状態にあった。核武装国数が増加した今、システムの脆弱さが増しており、核兵器による交戦がないという奇跡に近い状況が永遠に続くはずはない。[第2章]
- **新たな核武装国** 国際原子力機関(IAEA) が検証・遵守・執行の問題に苦心し、世界で最も不安定な地域において状況の後退が生じている中で、核不拡散条約 (NPT) 体制は、近年、深刻な緊張状態の下にある。1998年、インドとパキスタンは、誰もが認める核武装国として、核兵器保有を認めていないイスラエルの仲間入りを果たした。北朝鮮は、複数の核爆発装置を所有しているとみられている。また、イランは、おそらく今や核兵器製造能力を有し、仮に許容範囲を超えて兵器化の道を選択する場合には、地域において核兵器拡散の危険性が急激に増大する可能性がある。[第3章]
- **核テロリズム** 核による大規模な破壊を引き起こす意図と、その能力をもつテロ組織が存在する。難なく扱える技術が長期にわたり誰でも使用できる状況で、また、ブラックマーケットを利用することで、どんな大都市においても、トラックや小型船舶から広島規模の核爆弾を爆発させることはおそらく可能であろう。医療用アイソトープのような放射性物

質を通常爆弾と組み合わせた「汚い爆弾(ダーティー・ボム)」は、さらに容易な選択肢であろう。核分裂・核融合爆弾のように死傷者は出さないものの、少なくとも9月11日の同時多発テロに匹敵する心理的影響をもたらすであろう。[第4章]

- **原子力の平和利用** 今後数十年のうちに、とりわけ気候変動問題への対応策として、原子力の民生利用は急速に拡大する可能性があり、これは、核拡散及び安全保障上の新たな危険をもたらすであろう。特に、燃料サイクルのフロントエンドでの濃縮と、バックエンドでの再処理を行うための国の施設が新たに建設されれば、破壊目的のために潜在的に利用可能な核分裂性物質の量が増大する可能性がある。[第5章]

C. 核軍縮の課題への対応

基本テーマ

- **核兵器の非正当化** 核兵器の役割と有用性についての考え方を、戦略的思考において中心的位置を占めるものから、単なる周辺的なもの、及び究極的には全く必要のないものとなるように、最終的に転換することが極めて重要である。抑止その他の核兵器保有を正当化する聞き慣れた理由のすべてに対して、きちんとした反論がある。
- ある国は、核兵器は、自国及びその同盟国の安全保障にとって、不可欠で、合法的な、かつ無制限の保証であるが、他国が自らの安全保障上の必要性からこれを入手する権利はない、と主張するが、このような主張は正当化できず、持ちこたえられない。
- 「拡大抑止」は拡大「核」抑止を意味しなければならないというわけでは必ずしもない。[第6章]
- **段階的アプローチ** 核兵器のない世界を達成することは、長く、複雑で、かつ非常に困難な過程となり、もっとも現実的には、二段階の過程を通じて追求されるだろう。すなわち、最小化を直近の目標とし、廃絶を最終の目標とする。[第7章]
- 短期的努力(2012年まで)と中期的努力(2025年まで)では、可能な限り早期に、かつ遅くとも2025年までに、「最小化地点」を達成することに焦点を合わせる。「最小化地点」は、

極少数の核弾頭数（現保有量の10%未満）、合意された「先制不使用」政策、「先制不使用」政策を反映した核戦力配備と警戒態勢を特徴とする。[第17章, 第18章]

- 現段階では、ゼロに到達するための目標期日を確実に特定することはできないが、最小化地点から廃絶に移行するために必要な条件についての分析と議論は、直ちに開始すべきである。[第 19章]

主要政策

- **行動に関するコンセンサス** 2010年のNPT運用検討会議においては、20項目からなる宣言（「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」）に合意し、2000年に合意された「13の实际的措置」を更新し、拡大させる。[16.6-11; Box 16-1]
- **核弾頭数** 遅くとも2025年までに、米露の核兵器保有量を、それぞれ合計で500発の核弾頭数まで減少させるべき。また、現在合計で約1千発の核弾頭数となる米露以外の核武装国の核兵器保有量については、少なくとも増加せず、大幅に削減されることが望ましい。世界の核弾頭総数を最大2,000発とすることで、現在の保有量の90%以上が削減されることになる。[18.1-3]
- すべての核武装国は、核兵器数を増やさないことを直ちに明確に約束すべき。[17.15-16]
- **核政策** 最終的な核兵器廃絶に至るまでの間、すべての核武装国は、可能な限り早期に、かつ遅くとも2025年までに、明確な「先制不使用」宣言を行うべき。[17.28]
- 現時点でそこまで進む用意ができていない国は、特に米国はその核態勢見直しにおいて、少なくとも、核兵器保有の「唯一の目的」は、自国又はその同盟国に対し他国が核兵器を使用することを抑止することである、という原則を受け入れるべき。
- このような2つの宣言によって影響を受ける同盟国は、生物・化学兵器によるものも含め、他の容認できない危険にさらされることがないという強固な保証を与えられるべき。[17.28-32]

- すべての核武装国は、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器の使用は行わないという新しくかつ明白な消極的安全保証(NSA)を、拘束力のある安全保障理事会決議に裏付けられた形で与えるべき。[17.33-39]
- **核戦力配備と警戒態勢** 武装解除型先制攻撃に対する残存能力を明白に示せる形で維持しつつも、核戦力を即時に使用できないことを確実にするための変更を、可能な限り早期に実現する。核戦力配備と警戒態勢について透明性を確保することにより、安定性の最大化を図るべき。[7.12-15; 17.40-50]
- 核兵器の発射を決定するための時間を長くし、可能な限り早期に核兵器を警報即発射の警戒態勢から外さなければならない。[17.43]
- **他の安全保障上の問題** ミサイル防衛については、戦域弾道ミサイル防衛システムの開発の更なる推進を許容し、相互に関心がある分野で共同運用する可能性も含める一方で、戦略弾道ミサイル防衛には厳しい制限を設定することを目的に再考すべき。[2.30-34; 18.28-30]
- 核武装国の間で見られる質・量双方の面での**通常兵器の不均衡**、特に米国の通常兵器の相対的規模については、将来的に二国間・多国間における核軍縮交渉にとって大きな妨げとならないよう、真剣に対処する必要がある。[18.34-36]
- **生物兵器**による攻撃の可能性に対して、より効果的な防衛手段を開発するための継続した強固な取組が必要である。これには、実行可能な検証制度を構築することや、生物・毒素兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約の普遍的遵守を促進することも含まれる。[17.29; 18.32-33]
- **宇宙空間**における軍備競争の防止(PAROS)のための現行の取組を強く支持すべき。[18.31]
- **核実験** 包括的核実験禁止条約(CTBT)への署名や批准を行っていないすべての国は、無条件かつ即時にこれを行うべき。現状打破のためには米国による批准が極めて重要

であり、それが実現すれば、他の未批准国にも直接の影響を与え、軍縮と不拡散の双方の取組に対する新しい重要な推進力となるであろう。

- CTBTが発効するまで、すべての国は、核実験の自制を継続すべき。[Section 11]
- **核分裂性物質の使用** 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉が行われ、可能な限り早期に発効するまでの間、すべての核武装国は、兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、又は維持すべき。
- 既に貯蔵されている核分裂性物質の問題については、段階的アプローチをとるべき。第一の優先事項は、生産を制限することである。次は、兵器中にあるもの以外のすべての核分裂性物質について、不可逆的で検証可能な非爆発的使用に限定するというコミットメントの下に置かれることを確保すべく取り組むことである。更に、核兵器削減の合意の際には、核兵器の解体から生じる核分裂性物質がこのコミットメントの下に置かれるようにすることである。
- 暫定的な措置として、すべての核武装国は、自発的に、核分裂性物質の貯蔵量と兵器用に必要な量を超える余剰分とを公表し、そのような余剰物質をできる限り速やかにIAEAの保障措置下に置き、可能な限り早期に核兵器に利用できない形態に変換すべき。[第12章]

D. 不拡散の課題への対応

基本テーマ

- 核不拡散のための取組は、需要(核兵器は国家の安全保障やその他の利益を向上させるものではないとの説得を行う)と供給(核兵器を購入し、又は製造することを可能な限り困難にするような多種多様な措置を維持し、強化する)の両側面に焦点を当てるべき。
[第8章]

主要政策

- **NPT の保障措置と検証** すべての国は、IAEA追加議定書の適用を受け入れるべき。普遍化を進めるため、追加議定書の締結を原子力関連のすべての輸出の条件とすべき。
[9.7]
- 兵器化に関連する可能性のある活動をIAEAが調査する権利を明確にするため、並びに、汎用品目、輸出拒否事由の報告、より短い事前通告期間、及び特定個人からの聞き取りの権利に関する明確な規定を追加することにより、追加議定書とその附属書を更新し、強化すべき。[9.8-9]
- **NPTの遵守と執行** 遵守に関する決定に当たっては、IAEAは、基本的に自らの役割を技術的基準に基づく判断に限定し、この基準を一貫性と信頼性のある形で適用し、政治的帰結については国連安全保障理事会の決定に委ねるべき。[9.15]
- 国連安全保障理事会は、NPTからの脱退は、原則として、国際の平和と安全に対する脅威であるとみなされ、国連憲章第7章の下でそうみなされることにより生じるすべての制裁的な結末を伴うことを明確にし、脱退を厳しく思いとどまらせるべき。[9.20]
- NPTから脱退する国は、NPT締約国であった時に入手した核物質・設備・技術を、非平和的目的のために利用してはならない。脱退前に提供されたそのような資材は、可能な限り返還されるべきであり、これは安全保障理事会により執行される。[9.21-22]
- **IAEAの強化** IAEAは、特別査察を含め現行の権限を最大限活用し、各国は、不備が特定される場合にはいつでもIAEAの権限を強化すべき。[9.24]
- IAEAには、IAEA保障措置分析所(SAL)を一新するための単発的な資金注入、実質ゼロ成長という制限を無くした通常予算の大幅な増額、効果的な中期的・長期的計画策定を可能とするための将来的財源の十分な確保が必要である。[9.25-27]
- **NPT以外の条約と枠組み** 原子力供給国グループ(NSG)は、NPTの枠外にいる国との協力協定に対して、CTBTの批准、保障措置下でない核分裂性物質の生産を停止する

意思、核関連の施設・物質防護及び輸出管理におけるこれまでの実績、といった要素を考慮に入れつつ、クライテリア・ベース・アプローチをとっていくべき。[10.3-9]

- 拡散に対する安全保障構想(PSI)は、機密情報の評価、活動の調整と資金提供、及び拡散懸念国に若しくはその国から移転される疑わしい物質の阻止に関する一般的な若しくは特定の勧告又は決定を実施するための中立的な機関として、国連システム内に再構成すべき。[10.10-12]
- **NPT非締約国への義務の拡大** NPTの枠外にいるインド、パキスタン、イスラエルの核武装3カ国については、近い将来に加入国となる可能性が低いという現実にかんがみ、同等の不拡散・軍縮義務を課す類似の条約・枠組への参加を実現するために、あらゆる努力がなされるべき。[10.13-16]
- 軍縮・不拡散に対するコミットメントを明らかに示す厳格な客観的基準を満たし、また、この点において具体的な将来のコミットメントへの法的拘束力を伴う約束を行うことを条件として、これらの国が民生目的のために原子力関連物質・技術を利用することを、NPT締約国と同等の基準で認めるべき。[10.17]
- これらの国は、NPT締約国である核兵器国と同等の立場で多国間軍縮交渉に参加すべきであり、また、NPTに加入していないことを理由にこれらの国に対する異なるが期待されるべきではない。[10.18]
- **2010年NPT運用検討会議の優先事項** 以下の点についての合意を達成することを最優先とすべき。
 - 2000年に合意された「13の実践的措置」を更新・拡大した20項目からなる新たな「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」の宣言
 - NPTの保障措置・検証、遵守・執行、及びIAEAを強化するための措置(上述参照)
 - 国連事務総長が、1995年の中東に関する決議を履行するための創造的かつ斬新な方途を検討することを目的に、すべての関係国による会議を早期に召集することによって、中東非大量破壊兵器地帯構想を前進

- 核セキュリティのための措置の実施を強化(下記の「核テロリズムの課題への対応」を参照)
- 原子力の平和的利用に対する更なる支援[第16章]

E. 核テロリズムの課題への対応

基本テーマ

- どのような種類のテロリズムであれ、これを効果的に阻止するには、国内的及び国際的に連携のとれた防護及び警備戦略(核テロリズムの脅威に対処するために最も直接的に重要)、また、政治的戦略、平和構築のため戦略及び心理面での戦略(これらはテロリストの行状の根本的原因に対処する上で不可欠)を複雑に組み合わせたものが必要。
- 2010年の核セキュリティ・サミットや関連する政策的検討においては、新しい取組の構築ではなく、すでに合意された取組の効果的な実施に焦点をあてることが主に必要とされる。[第13章; Box 13-1]

主要政策

- すべての国は、2005年の改正核物質防護条約の受諾及び履行、協調的脅威削減プログラム及び関連プログラムの世界的実施の加速、国際的な能力開発・情報共有に対するより強いコミットメントを含め、核物質及び関連施設の防護を強化するための有効な手段を講じることに合意すべき。[13.5-16]
- 「汚い爆弾」に利用可能な物質の規制については、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を協調的に実施するために更なる努力が必要。このような努力は、各国が行う法律や使用認可手続の改正と使用者側における問題意識の促進への支援を伴うべき。[13.17-21]
- 不法取引で摘発された物質や核爆発に用いられた物質の出所を特定するための核鑑識という新しい科学に対し、強力な支援を行うべき。[13.22-25]

F. 民生用原子力の課題への対応

基本テーマ

- 平和目的のための原子力の利用は、軍縮、不拡散と並ぶNPTの基盤をなす3本柱のひとつとして、引き続き強く支援されるべき。また、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するために、IAEAの技術協力プログラム経由を含め、一層多くの財源を提供すべき。
- 政府及び産業界は、原子力施設の設計と運営における主要な目的として拡散抵抗性を是認し、これを制度的及び技術的な施策を通じて推進すべき。政府及び産業界の支持のいずれかが欠如しても十分とはいえない。[第14章]

主要政策

- **原子力の管理** 2008年のG8北海道洞爺湖サミットで発表された、原子力の基盤整備に関する国際協力のためのイニシアティブを支援していくべき。これは、3S、すなわち safeguards(保障措置)、security(セキュリティ)、safety(安全)の重要性に関する意識を国際的に高め、関心国による関連措置の整備を支援することを目的とするものである。[14.4-6]
- 現行の再処理方式をすべて回避するために、使用済燃料処理のための新しい技術を開発すべき。[12.26]
- プルトニウム再利用の拡大及び高速中性子炉の導入は、不拡散の目的を促進し、拡散やテロリズムの危険の増大を避ける形で追求されなければならない。[14.9-15]
- 多数の国において使用済燃料の蓄積が増加するのを回避するため、燃料供給者による使用済燃料の回収の取決めといった国際的な対策が望まれる。[14.13]
- **核燃料サイクルの多数国間管理**を、特に燃料バンク、並びに濃縮、再処理及び使用済燃料貯蔵施設の多数国による管理を通じて、強く推し進めるべき。このような方策は、原子力の平和利用に対する地球規模の信頼を構築していく上で非常に有益であり、また、

燃料サイクルに係るすべての機微な活動が多数国間によって検証・管理されることが必要な要件となって実現される核兵器のない世界に向けて、重要な基盤を提供する。[第15章]

G. 政治的意思の動員と維持

基本的テーマ

- 国際政治や国内政治においては、困難なこと、扱いに注意を要すること、あるいは費用がかかることを行うために必要な政治的意思が、所与のものであることはまずない。そのような意思は、通常、以下の4つの要素の組み合わせを必要としながら、状況や文脈に応じて、骨を折り、苦心しながら形成されなければならない。
 - **リーダーシップ**:これがなければ、惰性が常に支配してしまう。トップダウン（主要核兵器国、特に米露による）、ピア・グループ（考えを共有する世界中の国々による）、そしてボトムアップ（市民社会による）のリーダーシップが必要である。
 - **知識**:核問題の特質、重大さ、緊急性に対する専門的、全般的な知識で、これには、小・中・高等学校や大学におけるより高度な教育と訓練、そして政策立案者や政策立案者に最も影響力をもつメディア等の人々に対するより強力な唱道が必要である。
 - **戦略**:生産的な打開策が存在するという信頼感があり、一般的な目的だけではなく、詳細な道筋や目標とする指標を伴う現実的な行動計画が必要である。
 - **過程**:関連性のある戦略を実際に前進させるために、「条約キャンペーン」又はその他の研究や唱道のための体制といった、制度的・組織的手段が利用できることが必要である。[第20章]

主要政策

- **核兵器条約** 現在配布されているモデル条約の概念をさらに洗練し、発展させるための作業を、関心国政府の支持の下、直ちに開始し、その内容を可能な限り実行可能で現実的なものにすべき。その目的は、多国間軍縮交渉の機運が高まった時に、当該交渉

に報告され、また、当該交渉を導くことができるような十分に完成した草案を作成することである。[20.38-44]

- **評価表** 時間が経過しても政治的意志が持続するように、定期的に「評価表」を公表すべき。十分に専門的で幅広い研究による支援を受けた権威のある国際的パネルが、本報告書の特定する行動計画に基づき、核武装国及び非核武装国双方の行動を評価する。[20.49-50]
- **監視・唱道センター** 異なる多くの国における多くの機関・組織によって行われている核不拡散・核軍縮問題に関する作業の中心拠点及び情報センターとして行動し、考えを共有する諸政府と市民社会団体の双方に対して研究と唱道による支援を提供し、また上記の「評価表」の準備を行うため、「核不拡散・核軍縮グローバル・センター」を設立することを検討すべき。[20.51-54]

包括的行動計画

2012年までの短期的行動計画：初期の指標の達成

核軍縮

- 戦略兵器削減条約（START）の後続条約を早期妥結。また、米露が、配備中の戦略兵器に関し大幅な削減に合意するとともに、戦略ミサイル防衛の問題に対処し、すべての兵器区分における更なる大幅削減を目指した交渉を開始する。
- 核ドクトリンに関する早期の進展。少なくとも、すべての核武装国は、保有する核兵器を維持する「唯一の目的」は、他国が、自国又はその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであるということを宣言する。（同時に、当該同盟国には、特に生物・化学兵器を含め、その他の兵器による容認できない危険にさらされることはないという強固な保証を供与する。）
- すべての核武装国は、NPTを遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用は行わないという強固な消極的安全保証を、拘束力のある安全保障理事会決議に裏付けられた形で与える。
- 核戦力態勢に関する早期の行動。とくに、交渉を通じて、警報即発射態勢から兵器を可能な限り除去することに焦点をあてる。
- すべての核武装国による核兵器保有量を増強しないことへの早期の約束。
- すべての核武装国は、関連研究を行い、米、露及び相互の戦略的対話を進め、そして、軍縮会議の作業計画の枠内で共同対話を開始することによって、多国間軍縮プロセスに向けた準備を行う。

核不拡散

- 2010年5月のNPT運用検討会議における前向きな成果。NPT締約国は、改善された保障措置、検証、遵守及び執行を含めたNPT体制を強化する措置、IAEAの有効性を強化するための措置、核軍縮問題に関する「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」の宣言、並びに中東及びその他現行の、あるいは、提案されている非核兵器地帯の実施を促進する方途について合意を目指す。
- 北朝鮮及びイランの核計画問題の交渉を通じた満足のいく解決。
- NPT枠外の不拡散体制強化に向けた動きと、NPT非締約国に対する同等の規則の適用。

核軍縮・核不拡散

- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効。
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の妥結。

核セキュリティ

- 2005年の改正核物質防護条約を発効させ、世界中の危険な核兵器・核物質・核技術の安全確保を目的した協調的脅威削減プログラム及びその関連プログラムの世界的実施を加速し、国際的な能力開発・情報共有に対するより強い約束の実現を図る。

原子力の平和利用

- 核燃料サイクルの多数国間管理、拡散抵抗技術に関する官民の協力、民生用原子力の拡大に関連して生じるいかなる危険をも軽減するための他の措置に向けた動き。
- 3S、すなわちsafeguards(保障措置)、security(セキュリティ)、safety(安全)の重要性に関する意識を国際的に高めるために、原子力エネルギーの基盤整備に関する国際協力を推進し、関心国による関連措置の整備を支援する。

2025年までの中期的行動計画:最小化地点へ

- 以下を特徴とする「最小化地点」において、2025年までに完結する中間的軍縮目標を漸進的に達成。
 - 低い核兵器数:世界中の核弾頭数を2000以下(現保有量の10%以下)に
 - 合意された核政策:すべての核武装国による核先制不使用へのコミット
 - 信頼できる核戦力態勢:核政策を反映した検証可能な配備と警戒態勢
- 核軍縮交渉に影響を与える可能性のある安全保障上の他の問題の漸進的解決。
 - ミサイル運搬システムと戦略ミサイル防衛
 - 宇宙配備兵器システム
 - 生物兵器
 - 通常兵器の不均衡
- 核兵器のない世界への究極的な移行を法的に確保するための包括的核兵器条約に対する支持の促進及び確立。
- 2012年までに達成できなかった軍縮・不拡散双方にとって極めて重要な短期的目標の完遂。
 - 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効。
 - 兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉と発効。兵器の中にあるもの以外のすべての核分裂物質を国際的保障措置下に置くための、交渉を通じた合意。
 - NPT体制及びIAEAを強化する措置への合意と実施。
 - 核セキュリティの措置の実施及び協調的脅威削減プログラムとその関連プログラムの完全な実施。
 - 民生用原子力の拡大に関連して生じる拡散の危険を軽減するための措置の漸進的実施。

2025年以降の長期的行動計画：ゼロに向けて

- 重大な戦争・侵略の可能性が小さくなり、核兵器の抑止としての有用性がないと見なされるような、地域的にもまた世界的にも十分に協調的かつ安定的な政治的条件の構築。
- 通常兵器不均衡、ミサイル防衛システム、又はその他の国家の若しくは国家間の組織的能力が、本質的に核抑止力の維持を正当化するような不安定要因として見られない軍事的条件の構築。
- 核兵器禁止に係るいかなる違反も直ちに探知されることを確信できる検証条件の構築。
- 核兵器の保持、入手、又は開発の禁止義務に違反したいかなる国も効果的に罰せられることを確保できる国際的な法制度及び執行条件の構築。
- 武器開発の目的でウラン濃縮やプルトニウム再処理を悪用することができる国はないという信用を十分に確保できるような燃料サイクル管理条件の構築。
- 核兵器の設計及び製造に関する個人の知識が禁止義務に違反して誤用されることはないという信用を確保できるような人的監視体制の構築。

[第19章]

第 1 部

好機を捉える

第1章. 何故、今、この報告書なのか

問題:

現状への安住を許さない地球規模の脅威

1.1. 核兵器は史上最も非人道的な兵器であり、本質的に殺傷対象を選ばず、また長期に及ぶ致命的影響を伴う。核兵器の使用はいつ誰によるものであれ、また偶発的あるいは意図的な使用、誤った使用にかかわらず、大惨事をもたらすだろう。核兵器は、これまで発明された兵器の中で唯一地球上のすべての生物を殺戮する能力を持ち、現保有量を用いれば——爆発、放射線、および想定される「核の冬」の威力が相まって——何度も繰り返しそのような殺戮を行うことができる。過去10年間、世界的な政治課題として最も大きな関心を集めたのは気候変動かもしれないが、核兵器の問題は、重大性という点で少なくとも気候変動の問題に匹敵し、その潜在的な影響力という点では、はるかに緊急性が高い。

1.2. 既存の核武装国の核武装解除、新たな国による核兵器獲得の阻止、およびテロリストによる核兵器入手の防止に失敗した場合の危険は、極めて現実的なものである。こうした危険は、誰かが核兵器を保有し続けることに付随するあらゆる利点を凌駕する。こうした危険は、冷戦終結以降、概して看過されてきたが、そのような現状への安住は許されない。この危険に対し、我々はこれまで以上の信念と実効性をもって取り組む必要がある。

1.3. 冷戦終結から20年を経た現在でも、2万3千発を越える核弾頭が存在し、そのほぼすべてが広島、長崎を壊滅させた爆弾をはるかに上回る破壊力を持つ。米露両国で2万2千発を越す核弾頭を、他の核武装国が約1千発を保有する。これらの核弾頭は爆発力だけでTNT火薬23億トン分（広島型原爆の15万倍以上の爆発）に相当し、これは第二次大戦の全交戦国が使用したすべての爆弾の破壊力総計の760倍に当たる。

1.4. これらの核弾頭の半数近く(約1万発)が、現在も実戦配備されている。何より驚くべきことに、米露両国は2千発を超える核兵器を危険な高度警戒態勢下に置いており、攻撃を受けたとみなされる場合、両国の大統領が4～8分の間に決定し、警報を受け即時に発射する態勢が整っている。冷戦時代の極めて高度な指揮・統制システムは、間違いや誤認警報により何度も緊張状態にあったことが明らかになっている。今日の最先端技術を駆使したサイバー攻撃は、防衛システムに大きな打撃をもたらすだろうし、こうしたサイバー攻撃の破壊力は将来的に更に高まっていくと想定される。冷戦中の幸運——核兵器による交戦がないという奇跡に近い状況——が永遠に続くとは信じがたい。

1.5. その上、数々の不吉な前兆や、1992年までのフランス及び中国の不参加にもかかわらず、核兵器不拡散条約(NPT)の成立後30年間は不思議なほど安定していた不拡散体制に、近年崩壊の兆しが生じている。1998年には、NPT非締約国のインドとパキスタンが誰もが認める核武装国となり、イスラエル(公式には核保有を宣言していない)の仲間入りを果たした。インド、パキスタンは現在、それぞれ60発以上の核弾頭を保有し、イスラエルはおそらく200発近くを保有していると見られている。NPT脱退を宣言した北朝鮮は、現在5～6個の核爆発装置を保有していると考えられる。イランは、そのウラン濃縮計画により、核開発の道を選択すれば、おそらく今や核兵器を製造できる能力を有していると考えられる。こうした出来事がすべて世界で最も不安定な地域で起こっていること、長い時間をかけて確立した核保有国と比べ核兵器のセキュリティ・指揮体制を信頼ににくいこと、そして特にイランが兵器化への一線を越えた場合にいわゆる核拡散の「カスケード(連鎖)」の可能性が相当あることを考え合わせると、取り返しがつかない事態が生じる危険は気が気でないほど高まっている。

1.6. 加えて今や、テロリストが核兵器製造に手をそめる危険がある。一部の狂信的集団が、大規模な破壊を引き起こそうと目論んでいることは疑いない。可能性は低い(おそらく不安を煽る一部の報告が指摘するより低い)が、広島規模の核爆弾を製造し爆発させることができる彼らの能力をみくびってはならない。長期にわたり公で使用可能な技術や、A. Q. カーンのネットワークが警戒すべきことを教えた地下の部品外注ルートを利用すれば、そのような装置をトラファルガー広場やタイムズスクエア、その他大都市の

中心部に停めた大型配達トラックの内部から爆発させることができ、それにより何十万もの死傷者が出るだろう。テロ集団にとってさらに容易な選択肢は、医療用アイソトープのような放射性物質を通常爆弾と組み合わせた「汚い爆弾(ダーティー・ボム)」を開発することである。この爆弾は、核分裂・核融合爆弾のような死傷者は出さないものの、少なくとも9月11日の同時多発テロに匹敵する心理的影響をもたらすと考えられる。

1.7. この関連で今後数十年のうちに、特にベースロード発電への非石油燃料利用の必要性から、原子力の民生利用が急速に拡大する可能性があり、これが大きな危険をもたらすおそれもある。設計から建設まで長期間を要することや、今後の既存施設の閉鎖を考慮に入れても、新たに多くの国が原子力発電という選択肢を採用しており、現在全部で436基ある原子炉が2030年には800基にも増えると想定されている。それに伴い、燃料サイクルのフロントエンドでの濃縮とバックエンドでの再処理を行うための国の施設が新たに建設されれば、原子力の民生利用の「ルネッサンス」により、破壊目的のために利用可能な核分裂物質の量が大幅に増大する可能性がある。

機会:

行動に向けた新たな機運

1.8. 核兵器問題に対する唯一の完全な解決策は、核兵器の廃絶を達成すること、即ち、いかなる国も核兵器を保有せず、保障措置が適用されていない高濃縮ウランまたは分離プルトニウム(これらは核兵器の原料となる)を保有せず、新たな核の脅威の発生はないと確信できる世界を作ることである。この問題は長年にわたって形成されており、その解決の実現には——既存のすべての核武装国による廃絶への約束の再確認または宣言、そしてその言葉通りの行動に始まり——複雑な過程と長い時間を要するだろう。さらに、軍縮・不拡散に関する過去20年間の取組の歴史を振り返れば明白なように、新たな変化の機運が容易に持続するとは想定できない。やっと勝ち取った成果が直ちに水泡に帰すこともある。だが現在、第二次対戦直後と1990年代初頭の時期に匹敵するような、核兵器をめぐる潮流を完全に止め、逆転させるための新たな機会が生まれている。

1.9. 冷戦終結時に短い期間ではあるが、核軍縮と脅威削減に向けた活動によって極めて生産的な時期があった。多数の核弾頭が廃棄され、世界の総核弾頭数が、1980年代半ばの7万発という途方もない水準からほぼ現在の水準に近いところまで減少した。米露英仏は自国の核兵器保有量を一方的に削減し、1991年の戦略兵器削減条約（START）により実際に配備された戦略攻撃兵器数が大幅に削減された。米露政府は中距離核戦力全廃条約を締結し、欧州から地上配備型戦場用核兵器が排除された。英仏は射程距離を問わず保有する地上配備型核兵器をすべて廃棄した。米国議会は1992年、上院議員サム・ナンとリチャード・ルーガーが推進した前向きで構想力に富んだ協調的脅威削減プログラムを承認した。このプログラムは、旧ソビエト連邦（のちに、パキスタンをはじめとする多くの国に対象が拡大された）の危険な核兵器・核物質を厳重に管理すること——特に、こうした核兵器がテロ集団やテロ制裁国家の手に渡る可能性を減らすこと——を目的とするものだ。

1.10. 同時に、不拡散体制の普遍化に向けた真剣な外交努力の見返りとして、核兵器の更なる拡散防止に関し目覚ましい進展が得られた。1990年代初期、南アフリカは核兵器開発計画を放棄して非核兵器国としてNPTに加入し、旧ソ連諸国のうちベラルーシ、カザフスタン、ウクライナの3カ国も、核兵器を廃棄し非核兵器国としてNPTに加入した。南米ではアルゼンチンとブラジルが核開発競争を展開していたが、アルゼンチンが最終的に非核兵器地帯条約（トラテロルコ条約）を批准し、それに続く両国のNPT加入により事態は収拾した。不拡散外交が最高潮に達したのは、NPTの無期限延長を決定した1995年のNPT締約国会議においてである。

1.11. だが、この機運は持続しなかった。インドとパキスタンは度重なるNPT加入要請を退けて、1998年、イスラエルと同じく核武装国となったことが明白になった（ただしイスラエルは、その核武装を一度も認めていない）。同年のジュネーブ軍縮会議では、いわゆる核分裂性物質生産禁止条約に関する多国間交渉が行き詰まり、以後十年以上にわたり停滞を続けた。1999年には米国上院議会で包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准が否決された。CTBT発効には米国以外にあと8カ国——うち一部の国は、明らかに米国の態度を盾に批准を拒んでいる——の批准が必要なため、それ以降発効の

目途はたっていない。2002年の米露間のモスクワ条約は、それ以前に米国が表明した一方的削減に（不完全な）法的拘束力を付与するものだったが、ブッシュ政権が軍備管理に関心を示したのはこれが最後であった。ブッシュ政権は、同年、モスクワ条約締結に続いて、対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）を一方的に破棄し、その過程で将来の軍縮交渉に向け数々の問題を積み残した。

1.12. 9.11の同時多発テロを受け、また、A・Q・カーンの密輸ネットワークの発覚、イラクの核開発疑惑及び北朝鮮・イランの核問題の出現に伴い、新たな核不拡散秩序の導入に向けた努力はもちろんなされた。だが、こと核軍縮となると、主要核武装国の対応は他国の目にはよく言って怠慢、悪く言えば猿芝居と同様に映った。こんな調子では、拡散の分野でより多くを行うよう迫られていた非核兵器国から積極的な反応を引き出せるはずがなく、実際、引き出せなかった。2005年のNPT運用検討会議は、何一つ実質的な合意に達することなく頓挫し、同年の国連世界サミットでも、コンセンサスの欠如のため、核不拡散または核軍縮に関し何の宣言も行えなかった。21世紀最初の10年が終わりに近づくにつれ、90年代初頭の活発さは影を潜め、遅々とした低迷状態に陥った。

1.13. しかしながら現在、再び歯車が回転している。最初の突破口は、2007年1月の『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙に掲載された米国の政治家4人（元政府高官のヘンリー・キッシンジャー、ジョージ・シュルツ、ウィリアム・ペリー、そして元上院議員のサム・ナン）による論説記事に起因する（彼らは一年後、同じく思慮深い説得力ある文章を再び同紙に発表している）。政治的な立場こそ違え、彼らは全員、冷戦を戦い抜いた申し分ない実績を持つ、外交政策界の手堅い現実主義者だった。彼らは、冷戦終結とともに核兵器はそれが持ちえた有用性を一切失っており、既存の核武装国の核保有や（テロリストは言うに及ばず）新たな国の核取得に伴う多様な危険を考えると、世界には核兵器がない方がずっと望ましいこと、核廃絶に向け真剣な段階的プロセスに着手すべき時が来ていることを、説得力をもって主張した。彼らの提言は世界各地で反響を呼び、欧州その他の地域で、非常に経験豊富で影響力ある元政府高官らのグループが、これに追隨して4人を支持する同様の宣言を次々と発表した。

1.14. こうした政治的機運は、2008年11月のバラク・オバマの米国大統領選出によって揺るぎないものとなった。オバマは、特に核不拡散・核軍縮に重点を置いた一連の外交イニシアティブを打ち出し、この取組への評価として就任後一年経たずしてノーベル平和賞を受賞した。2009年4月のプラハでの演説で明言したように、オバマ大統領は核兵器のない世界への強い思いを抱いており、核軍縮に関し早急に何らかの大きな進展を実現したいと決意していた。彼は、米露両国に配備された戦略兵器の更なる大幅削減の達成に向け、START後継条約の交渉を速やかに行うことを約束し、ロシアのメドベージェフ大統領もこれに応じた。オバマは、CTBT批准に向け上院の支持を集めるのは困難であることを承知しつつ、米国のCTBT批准を「直ちにかつ精力的に」追求することを誓った。彼は、核分裂性物質生産禁止条約の交渉に関する米国の立場を変更し、検証可能な形での禁止とすべきことに合意した。これにより、ジュネーブ軍縮会議での長年の膠着状態をついに打開するための道が開けた。オバマは「米国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減する」ことを真剣に望んでいることを明らかにし、手始めに2010年初めに議会に提出予定の「核態勢見直し」でこの目標を追求している。彼が議長を務めた2009年9月の国連安保理会合では、幅広い課題を取り上げた決議1887が全会一致で採択された。オバマは、米国は2010年初めに核セキュリティ問題に関する世界サミットを開催すると発表した。こうした取組を受けて、2005年会議の失敗を知る誰もが想定していたよりも早い段階で2010年NPT運用検討会議の議題が合意され、また、はるかに良好な雰囲気の中で、2010年会議の準備プロセスに前向きな環境が生まれた。

1.15. 核問題から大きく離れたところでも、昨年一年の間に他の主要な国際的課題に関する国際協力が、誰もが一般に想像する以上の規模と速さで進展した。2008～2009年の世界金融危機への対応は史上例を見ないほどの団結と効果を示し、重要な政策決定・調整体制としてのG20——安保理のように1945年当時の世界ではなく、紛れもなく今日の世界を反映した構成国となっている——の台頭を見ると、これからは世界の難題に対し従来よりはるかに建設的な取組がなされるのではないかという真の希望が芽生えてくる。

1.16. 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会は、こうした過去10年あるいはそれ以前と比べはるかに期待できる状況の中で設立され、世界的な政策論議に独自の重要な貢献を行うことを目指している。我々は、こうした議論が既に活発化し、今では多くの主体——各国政府、国家グループ、政府間機構、一流の各国および世界のシンクタンク・研究機関・著名な非政府機関（「核脅威イニシアティブ」、「中堅国家構想」、「グローバル・ゼロ」、「核戦争防止国際医師会議」など）——が積極的かつ効果的にこうした議論に関与していることを認識している。

1.17. また我々の作業は、過去20年間の数々の高いレベルのパネルや委員会の業績を引き継ぐものであることも意識している。1996年の「核兵器廃絶に関するキャンベラ委員会」、1999年の「核不拡散・核軍縮に向けた東京フォーラム」、2006年にハンス・ブリックスが議長を務めた「大量破壊兵器委員会」、2008年にエルネスト・セディージョが議長を務めた「2020年およびそれ以降のIAEAの役割に関する有識者委員会」をはじめとするこれら委員会の報告書は、それ自体疑う余地のない貢献を残した。本委員会がこうした国際的議論に真の価値を付加するには、単に政策立案者にとって有益な形で情報・分析・議論を提示するだけでなく、何らかの新境地を開かねばならないだろう。

本委員会の役割: 包括的な行動計画

1.18. 本委員会は2008年7月のケビン・ラッド豪首相および福田康夫総理大臣（当時）間での合意に基づいており、同年9月、ニューヨークにおいて、ラッド首相および麻生太郎総理大臣（当時）により、日豪共同イニシアティブとして正式に発足した。その後、本委員会の活動は、鳩山由紀夫総理大臣の支持も受けている。本委員会の目的は、2010年NPT運用検討会議とそれ以降の双方の文脈の中で、地球規模での核不拡散と核軍縮の必要性に対する意識を、政治的に高いレベルで再び活性化することにある。長年、核軍縮問題に積極的に関与し、貢献してきた日豪両政府から支援と資金を受けているものの、本委員会は完全に独立した組織であり、そのメンバーは出身国の代表としてというよりも、個人的資格に基づき任命されている。

1.19. 付属書Cで詳述するように、本報告書は、2008年10月から2009年10月にかけてシドニー、ワシントン、モスクワ、広島で開催された4回の委員会本会合と、同期間中にサンチアゴ、北京、カイロ、ニューデリーで開催された地域会合での議論の成果である。モスクワの会合に合わせて開催した、世界の原子力発電業界の代表者との丸一日かけた協議からも恩恵を得た。また諮問委員を務めた多様な分野の専門家から得た助言と分析、そしてオーストラリア、カナダ、中国、コスタリカ、フランス、日本、英国、米国の協賛研究機関(いずれもそれ自体著名な研究機関)との意見交換にも助けられた。既存の大量の文献を活用するとともに、補足的調査が必要な特定の課題に取り組むため50以上の研究を新たに委託し、そのほとんどは本委員会のウェブサイト(www.icnnd.org)上で公表している。

1.20. 次のいくつかの要素を通じ、本報告書が新たな価値を付加するものとなるよう願っている。1点目は適時性であり、過去のこの種の取組と異なり、今回我々は時流に逆らうのではなく、むしろ時代の波に乗っているとの感触を抱いた。2点目は、世界を代表する委員会メンバーと諮問体制である。本委員会の活動は紛れもなく世界規模の事業であり、我々は可能な限り幅広い関心・意見・着想に直接耳を傾けるよう最善を尽くした。3点目は、本報告書の包括性である。過去のこの種の委員会報告書の多くが、核軍縮・核不拡散・原子力の平和的利用のうちいずれかひとつの問題に焦点を絞りがちだったのに対し、我々は三者の密接な相互依存性を考慮して、3つの問題すべてにほぼ均等な比重を置くよう試みた。4点目は、現実主義的な姿勢である。核問題に関する報告書は、願望を並べた理想主義的な文章になりやすいが、我々は極めて高い理想主義と、実際の世界は困難に満ちていることを認めて、それを何とかして克服せねばならないという現実的な認識との間の均衡をとろうと試みた。5点目として、読みやすさを心がけた。政策立案者や彼らに影響を与える人々(メディアなど)は、たいてい専門家ではない。報告書が読まれ理解されて、何らかの影響力を持つためには、専門的知識がない人でも分かるように書く必要がある。

1.21. 本報告書に価値を付加するための最後の、そして多くの面で最も重要な試みとして、我々は本報告書を極めて具体的な行動志向性の強いものとし、変化し続ける長

期的な政策過程の各段階で、どの優先事項を誰が追求すれば最も生産的であるかを明確にした。本報告書では、2010年NPT運用検討会議の具体的優先事項と、2012年までの短期的行動計画及び2025年までの中期的行動計画、2025年以降の長期的行動計画を定めた。このようにまとめられた本委員会の分析と勧告が、政府内及び政府間の意思決定者や、彼らの行動を方向付けようとする市民社会の人々の今後の行動のための参考や指針となれば幸いである。

1.22. 本委員会はこの報告書は、その行動計画とともに、国際社会のすべての関係部門が参加し、とどまり、そして関与しなければならない今後の長いプロセスにおいて、一定の役割を果たすものと考えており、報告書を出すことで終わりということではない。政府が正しい判断を下し実行するには、そのために必要な政治的意思が形成され維持されねばならない。即ちこれは、国家および世界の政策立案者を教育し、活性化させ、責任追及し、彼らに大きな影響を与えることを業とする非政府機関、国会議員、メディア、その他すべての人が、中心的な役割を果たさなければならないことを意味する。包括的な透明性の高いプロセスを通じ、進捗状況を監視するとともに、定期的に報告書を発行し成果と課題を明らかにするメカニズムを発展させる必要があるだろう。本委員会のメンバーについても、世界の戦略的政策立案者及び市民社会への唱道活動やかかわりを通じ、本報告書の考えを前に進めていくことを約束する。

第2部

核の脅威と危険を見極める

第2章. 現存の核武装国がもたらす危険

現存の核兵器の持つ破壊力

2.1. 核兵器の持つ破壊力にはあらゆる意味で驚愕する。核兵器の役割についての政策協議の大半は抽象的で、核兵器の致命的な破壊力がもたらす恐ろしい現実とはかけ離れている。端的に言えば、現存するすべての核兵器を組み合わせれば、世界を何度も破壊することができることは周知の通りである。通常、核兵器の爆発力は、兵器1つ当たりの出力（核爆発により放出されるエネルギー量）をキロトン（ktと省略されることもあり、通常のTNT爆薬の数千トン分に相当）、あるいはメガトン（Mt、TNT爆薬の数百万トン分）で計測するが、いずれにせよ驚異的である。直接的な爆発によっても多くの死傷者を巻き込む大惨事が起きるが、熱放射のもたらす影響は衝撃波の破壊範囲を遥かに上回るもので、直接放射は大量の死と何カ月にもわたる急性の疾患を引き起こす。さらに、被爆した胎児が重度の奇形児として生まれる場合もある。残留放射能は土壌を汚染し、そこに住む人々は長期間にわたり、ガンの危険に晒される。

2.2. すべての核兵器国が世界で保有する核兵器総数は、1984年から85年の間のピーク時で核弾頭7万発近くにも及んだ。核兵器の累積した破壊力は1974年に最大に達し（数量は少なかったが、より大型だった）、その規模はおよそ2万5000メガトンで、広島型原爆の160万個分にも相当した。冷戦の絶頂期に米ソの戦略ミサイルに広く搭載されていた1メガトン級の核弾頭3発分だけで、第二次大戦中にすべての国家が爆発させた全通常兵器の破壊力を上回った。

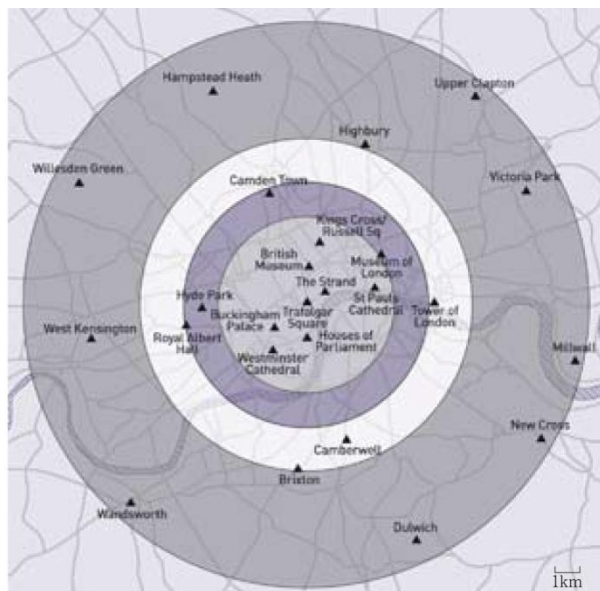
2.3. それ以降、主に冷戦直後の時期に相次いだ核兵器の解体によってその数は著しく減少し、戦略兵器の平均的大きさも小さくなって、破壊力はメガトン以上から300キロトン程度となった。それでも、こうした核兵器一つ一つは広島型原爆の20倍近くの破壊力を持っている。そして、今日の大都市のいずれかにこれら核兵器のどれか一つでも投下した場合にもたらされる被害の規模は、最も無関心な専門家でさえ深刻に考えざるを

得ないほどのものであろう。我々が現在生きている世界には、あらゆる大きさの核兵器が約2万3千発存在し、これらすべてを合わせた破壊力は2,300メガトンで広島型原爆の15万個分に相当する。

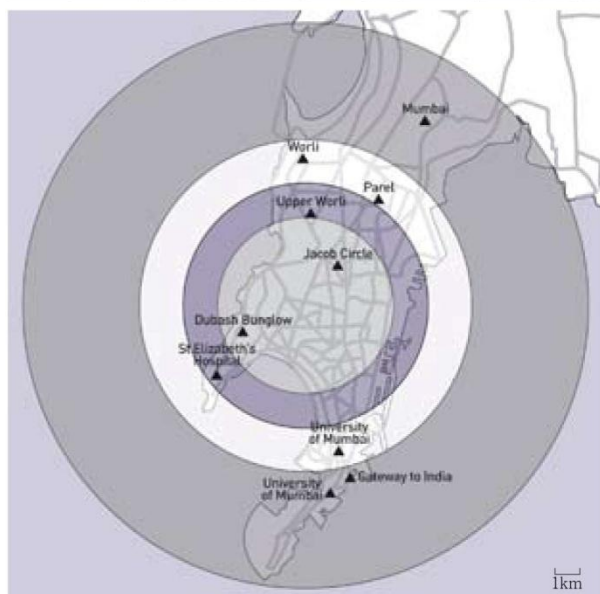
2.4. 1980年代、西側とソ連の科学者は研究調査を実施し、大規模な核戦争が気候に如何なる影響を与えうるかを明らかにした。破片や煤煙によって著しく汚染された大気は、数十年間にわたり太陽光を遮断して、「核の冬」とよばれる状態を招き、核爆発の直接的な影響を受けていない社会において、多くの植物層や動物層の絶滅、生態系バランスの急激な変化、大規模な食糧不足、そして社会的崩壊をもたらす。批評家らは、もともになった研究や初期の気候モデル(現在の基準から見れば、比較的未発達であった)にある様々な不確定要素を、これらのシナリオを過小評価し、否定するための根拠として用いた。その結果、長年にわたり核の冬は、政府やマスコミの間ではいささか疑わしい理論として広く考えられていた。しかし、気候のモデル化に対する関心が回復する中で、核の冬に対する関心が再び生まれてきた。2007～2008年に発表された新たな研究では、例えばインドとパキスタンの間での地域的に限定された核兵器による交戦で、お互いの主要都市に、爆発力の小さい広島型の核兵器50発を打ち込む場合でも、煤煙の大きな塊が成層圏に排出され、十年以上の長期にわたり成層圏に残留することで、世界規模で未曾有の気候寒冷化が生じ、世界の農業に壊滅的影響が生じると指摘している。

BOX 2-1

戦略核兵器がロンドンおよびムンバイに投下された場合の衝撃



勤務時間中にロンドン、
トラファルガー広場の
上空 1000m で出力
300kt の核兵器が爆発
した場合
推定死亡者数：24万人
推定被害者数：41万人



勤務時間中にムンバイ
中心部の上空 1000m で
出力 300kt の核兵器が
爆発した場合
推定死亡者数：110万人
推定被害者数：220万人

- 大火災 — 大半の人々が即座または24時間以内に死亡
- 第三度熱傷と放射線中毒
- 第二度熱傷と放射線中毒
- 第一度熱傷と放射線中毒

現存の核兵器の数量と種類

2.5. 原子爆弾と水素爆弾 原子爆弾(別名、核分裂爆弾。紛らわしいが核爆弾と呼ばれる場合もある。)、水素爆弾(別名、核融合爆弾、または熱核爆弾)など様々な名称で呼ばれる二つの主要核兵器の型がある。「核分裂」とは一つの大きな原子が二つ以上の小さな原子に分裂する反応を指し、「核融合」とは二つ以上のより軽い原子が融合して一つの大きな原子になる反応を指す。一方「熱核」とは、極度の高温下で生じる核反応を指す。原子爆弾は、兵器級のウラン(広島型原爆)またはプルトニウム(長崎型原爆)を用いて爆発を引き起こす。設計にもよるが、高濃縮ウラン(ウラン235同位体90%以上を含む)約15キログラムまたはプルトニウム(プルトニウム239同位体93%以上を含む)4～5キログラムがあれば、初歩的な核兵器を製造できる。最新型の設計であればさらに少量での製造も可能である。高エネルギーの通常火薬で起爆し、核分裂物質の臨界量を達成する。ウラン爆弾と比べてプルトニウムは比較的少量で核出力を得られるが、プルトニウムには非常に高度な爆縮型起爆手法が必要とされる(「砲身型」と「爆縮型」の相違については、第4章のBOX 4-1を参照)。純粋な核分裂爆弾の最大核出力は700キロトン前後と考えられる。

2.6. 他方、水素爆弾は事実上無限の爆発力を生み出すことができ、冷戦期の米ソ超大国は出力100メガトンに達しうる水素爆弾を設計していた。この種の核兵器は、核分裂爆弾による起爆で太陽の中心を上回る高温・高圧を生み出し、重水素と三重水素(ともに容易に入手できる水素同位体)の核融合反応を引き起こしてエネルギーを放出するため、核融合爆弾または熱核爆弾とも呼ばれる。核融合反応を利用してプルトニウムやウランのコアの核分裂反応を引き起こすプロセスを通じ、極めて高出力ながら比較的小型の爆発装置の製造が可能となり、幅広い運搬システムに容易に搭載できる。現代の核兵器の大部分は核分裂・核融合併用型で、初期の核兵器と比べはるかに効率的な出力／重量比を有する。

2.7. 熱核爆弾は、米国、ロシア、英国、フランス、中国が保有する核兵器の大部分を占める。他の核保有国も原子爆弾を保有しており、イスラエル、インド、北朝鮮の核兵

器(または核爆発装置)はプルトニウム・コアを基盤とし、パキстанはウランを使用していると考えられる。各国が保有する現在の核兵器の内訳を、評価できる範囲で以下に詳述する。

2.8. **戦略兵器と「準戦略」兵器** 少なくとも軍備管理に関する米露間の交渉の文脈においては、核兵器は一般に戦略兵器と準戦略兵器の2種類に分類され、準戦略システムはさらに中距離核兵器と戦域・戦術(戦場)核兵器に分けられる。ただし他の文脈では勿論のこと、米露二国間の文脈においてさえ、この基本的な区別は一見するよりはるかに曖昧である。第18章で軍縮の計算方法の問題を論じる際に再度取り上げるが、戦略兵器削減条約(START)(この条約では弾頭自体の出力より各種運搬システムの性質と範囲を重視)などの条約における公式な定義がどうあれ、軍事上の実際的な目的においては、その差異はきわめて捉えにくい。国境を接し合う国家は、「戦略」兵器を単に大陸間ミサイルに搭載されたものとは考えていない。また戦域における戦闘作戦任務を目的とした「戦術」または「戦場」兵器でも、人口密度の高い地域で使用された場合には、その甚大な破壊の程度は、より大型の兵器やより長距離の運搬が可能な兵器と区別をつけることは難しい。

2.9. 「戦略」兵器に与えられる役割は、戦略戦力、通常戦力、経済資産・基盤、そして都市産業中枢部に対して受容できない損害を与えることにより、敵の戦争遂行能力を壊滅することである。このような使命は第1撃(通常は武装解除または対兵力とみなされる)、または報復的な第2撃(通常は対価値とみなされるが、攻撃対象が残存する限りにおいては対兵力でもある)によって遂行される。各用語が示す通り、「対兵力」とは何らかの軍事施設を目標とすることで、「対価値」とは敵対国の都市や一般市民を目標とすることを指す。これらの能力が要因となって、世界規模での核抑止という概念が生まれている。

2.10. START後継条約に関する米露交渉において論点となっている戦略兵器の種類には、射程距離5,500キロメートル以上の地上配備大陸間弾道ミサイル(ICBM)、戦略原子力潜水艦(SSBN)に搭載される海上発射弾道ミサイル(SLBM)、ならびに重力

(投下型)爆弾、短距離空対地ミサイル(SRAM)、長距離空中発射巡航ミサイル(ALCM)を搭載した通常は射程距離1万キロメートル以上の重爆撃機が含まれる。ICBMの多くとすべてのSLBMIには、多弾頭独立目標再突入体ミサイル(MIRV。多弾頭ミサイルとも呼ばれ、それぞれの弾頭が異なる目標に向けられる)が装備されている。これらすべてのミサイルおよび爆弾は熱核弾頭を備えており、出力は数十キロトンから数メガトンまで広範囲に及ぶ。その精度は、目標周辺の着弾が予想される範囲を示す円の半径として測定され、弾道ミサイルで百メートル未満～数百メートル、巡航ミサイルで数メートルである。

2.11. 「準戦略」核兵器とは、STARTにおける戦略兵器の定義の影響から、射程距離が5,500キロメートル以下の兵器であると理解されている。通常、中距離核兵器は、その出力範囲は戦略兵器と同等で、目標も、兵器の精度により異なるが、戦略兵器と同様の場所(軍事地区および都市産業地区)を対象とする。こうしたことから、この種の戦力は、射程が大陸間ではなく中距離であっても、戦略的と伝統的に捉えられてきた。ソ連および米国が有した中距離弾道ミサイル(IRBM)、準中距離弾道ミサイル(MRBM)、地上発射巡航ミサイル(GLCM)はいずれも、中距離核戦力および短距離核戦力に関する条約(INF-SRF条約)(1987年)により全廃されており、現在、米国とロシアが保有する中距離級核兵器は、攻撃型原子力潜水艦に搭載される海上発射巡航ミサイル(SLCM)(最大射程距離3000キロメートル)およびロシアの中距離爆撃機のみとなっている。英国とフランスは中距離核兵器を有していないが、中国、イスラエル、インド、パキстанは相対的にかなりの数の中距離核兵器を有している。北朝鮮は中距離弾道ミサイルを実験し、配備しているが、これらのミサイルで運搬可能な規模まで小型化された核弾頭を保有している可能性はほとんどないであろう(ただし、専門家の見方は様々である)。

2.12. 戦術核兵器(TNW)は通常、射程距離が500キロメートル以下の低出力兵器を指す(ただし、射程距離と出力の双方において例外的なTNWは存在する。)。これまでTNWには、1キロトン未満の小型核地雷および核砲弾、短距離戦術弾道ミサイル(メガトン級弾頭搭載型を含む)、核重力爆弾、魚雷・爆雷や、特殊部隊による爆破作戦向けに設計された、悪名高き「スーツケース」核兵器も含まれてきた。TNWの主要な特徴は、通常の発射台、発射装置、運搬車両を広く活用する点である。TNWが戦略核および中

距離核となによりも異なるのは、TNWの役割は敵対国の経済、人口、戦略核能力に損害を与えることなく、敵対国の大規模軍事作戦を阻害することである。とはいえ、理論や戦争計画がどうであれ、TNWを大量に使用すれば、その短期的・長期的な破壊的影響は人口密度が高い地域で戦略核兵器を使用した場合と実質的に同じであることは明らかである。さらに、TNWの使用は、如何なる形であっても、関係国が有するあらゆる種類の兵器を総動員した本格的核戦争を引き起こす危険が極めて大きい。

2.13. 冷戦期、北大西洋条約機構(NATO)は、ソ連の通常兵器における優位性を相殺すべく欧州に約7000発のTNWを配備した。これに対し、ワルシャワ条約機構は大西洋同盟への対抗措置として約1万発のTNWを配備した。これらTNWの多くは現在も欧州に配備されたままである。TNW削減に関し、1990年代初頭に米国とロシアが並行して行った一方的な約束は、削減対象となる核兵器の定義や計算方法および削減の検証手続きに関する合意を伴わなかった。そのため、TNWの数は大幅に削減されたものの、残存したTNWの数、所在、種別、目的について米露間に不確実性と相互不信が生じることとなった。現時点でのTNW保有国は米露(保有数は過去20年で大幅に削減)、フランス(ただしフランスは地上または航空母艦に配備される核兵器搭載可能な戦術航空機を戦略兵器に分類)である。おそらくは中国、イスラエル、インド、パキスタンもTNWを保有していると考えられる。北朝鮮は短距離ミサイルを保有するが、同ミサイルに搭載するのに必要な小型核弾頭は保有していないと見られる。

2.14. 「核武装国」の定義 核兵器または核爆発装置(違いはごくわずかで、安全性、確実性および運搬可能性に関する評価による)は、現在9カ国が保有している。そのうち、5カ国は核不拡散条約(NPT)にて核兵器国として定義される米国、ロシア、フランス、英国、中国であり、周知のとおりこれらの国は、直接の関連する理由はないものの、国連安全保障理事会の常任理事国でもある。その他3カ国はNPTの非締約国であるインド、パキスタンおよびイスラエル(イスラエルは核兵器あるいは核兵器製造能力の保有を否認しているが)である。これらNPT核兵器国である5カ国とNPT非締約国である3カ国を総称する場合には——本報告書を通じて本委員会が何度もそうするとおり——「核武装国」という表現を使用することとする。

2.15. ここで問題となるのが、9番目の北朝鮮を「核武装国」として扱うか否かである。北朝鮮は2006年10月および2009年6月の2回にわたって核実験を実施しており、五つないし六つの核兵器を製造するのに十分なプルトニウムを保有している。さらに、運搬システムについては、北朝鮮は、数百基の短距離弾道ミサイル(SRBM)と数十基の準中距離弾道ミサイル(MRBM)を有しており、大陸間弾道ミサイル(ICBM)も実験している。その一方で、北朝鮮が保有するわずかな核爆発装置は、実戦において兵器として運搬できるようにはなっていないかもしれない(すべてではないが大半の専門家は、北朝鮮は現時点で、弾道ミサイルまたは航空機によって十分運搬可能となるまで核爆発装置を小型化する技術を有していないという見方で一致している)。北朝鮮によるNPT脱退の表明は、多くの国により額面通り受け入れられていない。いずれにせよ、六者会合が継続されている中で遠くない将来、先の5+3カ国には明らかにありそうにない形で、交渉によってこうした状況が逆転する可能性は考え得る。こうした点を考慮し、本委員会は、北朝鮮を他の8カ国のような「核武装国」として表現するのは早計であると判断し、本報告書の関連部分のすべてにおいて、その位置づけを異なるものとして扱っている。

2.16. 核兵器に関する統計は、二大核兵器国に関するものでさえ議論的であり、推定に過ぎない。数字の不一致は、戦略兵器の計算方法の違いや、戦術核兵器に関する曖昧なデータ、さらに備蓄され、または解体、使用若しくは加工を待っている核弾頭についての非常に不確実な情報に起因する。中国とイスラエルは公式データを一切公表していない。しかしながら、我々が入手した利用できる最良のデータと推測に基づき、それぞれの核武装国が現在保有する量の規模と形態は、以下およびBOX 2-2にまとめられたとおりであろう。

2.17. **米国** 米国は現在、攻撃戦略核戦力として2200発、戦術核戦力として500発からなる「実戦配備」された核弾頭2700発を、1000機・基にも及ぶ地上・海上・航空機配備型戦略運搬システムとともに保有している。STARTの計算方法と米国が実戦配備された兵器とするものに矛盾があるとの主張によって、戦略核弾頭および関連運搬システムの数に関する論争が暫く続いている。しかし、どのような見方をするにせよ、現在の米国の戦略核戦力の水準は1980年代後半(約1万2000発)、あるいはSTARTの上限保

有数(核段頭数6000発、運搬システム数1600基・機)をはるかに下回っている。戦術核兵器は過去20年間に大幅に削減された。1980年代後半に陸軍および空軍の基地に配備されていた8000発のTNWや海軍艦艇に配備されていた未知数の核兵器と比較して、現在の米国の核戦力は、400発の重力爆弾と100発のSLCM核弾頭から構成される活性核弾頭約500発である。このうち、約200発の重力爆弾が欧州5カ国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)にある6つの空軍基地に今も配備されている。

2.18. 貯蔵されている核弾頭は、活性または予備弾頭(割り当てられた運搬システムに比較的迅速に搭載可能)と、不活性弾頭(長期貯蔵されていて、解体待ち)に分類されるが、これらの数は一層不確かである。非公式な推測によれば、米国は現在、前者に当たる核弾頭を2500発、後者に当たる核弾頭を4200発保有しているとされる。テキサス州のパンテックス工場での古い核弾頭の解体率は、過去においては遥かに高かったが、今は年間約350発である。このペースで、退役のために現在貯蔵されているすべての核弾頭を解体すれば、12年の歳月を要することになる。

2.19. 現在、米国の核兵器近代化プログラムでは、新たに弾道ミサイル、潜水艦または重爆撃機を製造することは想定していない。しかし、米国は次世代の核搭載空中発射巡航ミサイル(ALCM)の開発に着手しており、また、高信頼性置換弾頭(RRW)の開発を求める国内支持者も引き続き多い。既存装置の耐用年数は2030年まで延命され、解体されたミサイルからのより高い出力を持つ核弾頭がそれらに搭載されている。

2.20. **ロシア連邦** ロシアの戦略攻撃核戦力は十分な透明性があり、そのデータも正確とみられ、2009年においては、運搬手段634基・機と核弾頭2825発から構成される。ロシアのICBM戦力は85基・機の発射装置およびミサイルからなり、これらに1357発の核弾頭(平均出力500Kt)が搭載されている。海上配備型戦力はSSBN13隻、SLBM208基、核弾頭612発からなり、北洋艦隊と太平洋艦隊に配分されている。現在、継続的に哨戒している潜水艦は平均で1~2隻(核弾頭数60~100発)であり、冷戦時の10~15隻と比べればわずかな数である。航空団は重爆撃機77機と巡航ミサイル856基により構成されている。

BOX 2-2

2009年 核兵器数

国	戦略		その他		解体待ち	国別合計	出力範囲 (kt)	総出力 (Mt)
	配備済	予備	配備済	予備				
米国	2200	2000 – 3000 ¹	500	500	4200	9400 – 10,400	Sub-kt – 455	647 ²
ロシア	2800 ³	4750 ⁴	2000 – 3000 ⁴	3400 ⁴	? ⁴	12,950 – 13,950	Sub-kt – 1000	1,273 ²
中国	130 – 186 ⁵	54	~ ⁶	~		184 – 240	200 – 3300	294
フランス	<300 ⁷	0 ⁸	0	0		<300	100 – 300	55
英国	160 ⁹	0	0 ¹⁰	0		160	100	16
イスラエル ¹¹	60 – 200 ¹²	~	0	0		60 – 200	~	1.6 – 12
インド ¹³	60 – 70 ¹²	~	0	0		60 – 70	15 – 200 ¹³	1
パキスタン ¹³	>60 ¹²	~	0	0		>60	Sub-kt – 50 ¹³	1.3
北朝鮮	0	0	0	5 – 6 ¹⁴		5 – 6	Sub-kt – 8 ¹⁴	0.05
合計 (概算)	5770 – 5975	6800 – 7800	2500 – 3500	3900	>4200	23,200 – 25,400		2300

出典:これらの数値は、原子力科学者会報(Bulletin of the Atomic Scientists)、カーネギー国際平和財団(Carnegie Endowment for International Peace)、防衛情報センター(Center for Defense Information : CDI)、米国科学者連盟(Federation of American Scientists : FAS)、国際戦略研究所(International Institute for Strategic Studies : IISS)、ストックホルム国際平和研究所(International Peace Research Institute : SIPRI)が発表した推定値ならびに資料、および本委員会の研究コンサルタントからの情報をもとに、本委員会が下した最良の判断に基づいて提示している。

表の注釈: 本報告書の末尾にある注釈と出典セクションを参照。

2.21. 以上に比べ、ロシアの準戦略核戦力は非常に不透明である。1980年代末までに、ソビエト連邦は約2万3000発のTNWを保有していたが、ロシアにおける現在の数についてのおおかたの見方は2000発程度である。ロシアは、認知された増大するNATOの通常兵器の優位性と恐らく中国にも対抗するために、冷戦時におけるNATOの戦略を模倣し、比較的大規模なTNW戦力を維持している。そのうち、約600発は空対地ミサイルと重力核爆弾、約200発は地上配備海軍航空機に搭載されたミサイル、爆弾および爆雷、そして、約400発は海軍の対艦・対潜水艦・防空ミサイルおよび魚雷である。これらすべての核兵器は、平時には、哨戒中の軍艦および潜水艦に搭載される海軍ミサイルおよび魚雷数発を除き、空・海軍基地内の補給所に保管されていると一般的に想定されている。

2.22. 1990年代、地上部隊のすべての戦術核弾頭と、空・海軍と防空用の大半のTNWは、ロシア領奥地の中央補給基地に再配備された。これらの補給基地では、再配備された核兵器と、多くの戦略核弾頭（解体されたICBMおよびSLBMから取り除かれた）は、配備核弾頭の補充用の予備弾頭として使用される。その他、原子力発電所の燃料との混合や、新たに製造された核弾頭のために再生される核分裂物質のために、解体されたり、利用されるのを待つことになる。中央補給基地に存在するロシアの核兵器総数は不明であるが、何千発にもおよぶと考えられる。

2.23. ロシアの核兵器近代化プログラムは、主に1970年代から1980年代に製造され、設計および保守不足の双方のために、その大部分が老朽化してしまった戦略戦力を修理することを目的としている。しかしながら、このプログラムはいくつかの側面で、深刻な技術的問題、製造遅延、巨額の予算超過に直面している。将来ロシアの戦略戦力数は、古いシステムの大規模な退役と緩慢な新規開発によって自然と減少していくことになり、START後継条約交渉とその後において、戦略核兵器の急激な軍縮へと扉が開かれることになる。但しそれは、米国も同等の水準にまで核軍縮を行うことに合意し、本報告書の後の部分で更に検討されるとおり、その他の軍事的、政治的問題が解決されればの話である。ロシアは、特に米国の潜在的ミサイル防衛を突破することを目的に、ICBM用に「滑空」再突入体を開発することを発表しており、さらに、ロシアの準戦略核戦力は、新

たな地上配備型戦術ミサイルによって近代化されており、このミサイルには、核弾頭または精密誘導通常弾頭が搭載され、射程を短・中距離の範囲で変更できる機能が装備される可能性がある。

2.24. **フランス**は運搬手段108機・基と最大300発の核弾頭から構成される世界第3位の戦略戦力を有している。同国はミサイル48基と核弾頭240発が搭載されたSSBNを3隻保有しており、潜水艦1隻は通常、哨戒している。さらに、60機ある地上配備攻撃機と24機ある航空母艦配備攻撃機は、あわせて約160発の中距離対空地ミサイルを運搬可能である。フランスの核兵器近代化プログラムには、第4世代SSBN(2010年に就役)、より長距離射程のSLBMシステムの配備、新型核ミサイルを搭載した新型攻撃機が含まれる。STARTの分類では、フランスの保有する航空機は戦術または中距離運搬手段として計上されるが、フランスはこれらを「戦略攻撃戦力」の兵器として分類している。フランスは、核弾頭搭載可能な航空機の数量を半分に削減する計画を立てており、これにより戦力数が運搬手段100機と核弾頭250～270発までに削減される見込みだ。同国は、上述した航空機以外に準戦略核戦力を保有していない。

2.25. **英国**が保有する核兵器は、全部でミサイル48基と核弾頭144発を搭載する4隻のSSBNである。潜水艦と核弾頭は英国のものであるが、(トライデント)ミサイルは米国から借りている。通常、1隻のSSBNは常時分解修理中で、残りの配備状態にある3隻の潜水艦のうち1隻は海上を哨戒している。また、予備ミサイル10基と核弾頭40発が補給基地に備蓄されていると一般的に考えられている。2005年から2007年の白熱した議論の末、政府は、次世代潜水艦を製造し、米国から改良トライデントIIミサイルを借り入れ、現行型のSSBNがその就役耐用期間を終える2024年以降に新型の核弾頭を開発するための計画立案を開始する旨を決定した(大部分の財源は未だ割り当てられていない)。その後、2009年9月に、SSBNを4隻から3隻に削減する計画が発表された。英国はこれ以外の戦略戦力、またはいかなる準戦略核兵器も保有していない。

2.26. **中国**は、NPTで認められている5つの核兵器国のうちで、既存および計画中的核戦力に関する公式データを一切提示していない唯一の国家である。中国は、この政

策を正当化するための公式な説明として、中国の核戦力がその他の核保有国より遥かに小さく、より効果的な抑止のためには数値の機密性が必要であるとしている。とはいえ、中国は、世界第4位(第3位の可能性もある)の核兵器国に位置づける約190～200発の核弾頭を保有していると見られている。予備の核戦力を保有している可能性については一切情報がない。海外の政府および学界の推定では、中国が現在、多様な年式の大陸間、準中距離および中距離射程の地上配備弾道ミサイルを約130基保有しており、それらは今のところすべて単弾頭である。さらに、中国は、12基のSLBMが搭載された実験用原子力潜水艦を試験しており、もう一隻建造しているとも考えられている。爆撃機戦力は、1950年代のソビエトの設計を模倣した旧式中距離航空機20機から構成される。公式には否定されているものの、中国は約150～350基の戦術巡航・弾道ミサイルを保有しているとみられ、それらの多くは台湾を射程範囲内におき配備され、核弾頭搭載可能である。約40発の重力爆弾は、旧式中距離爆撃機と攻撃機により運搬可能である。

2.27. **インド**は、核戦力に関する公式データを発表していないが、一般に実戦配備された核兵器を60～70発保有しているとみられている。同国の弾道ミサイル戦力はSRBM(射程距離150キロメートル)とMRBM(射程距離700～1000キロメートル。射程距離3000キロメートルのミサイルを試験中)、そして海上配備弾道ミサイルによって構成される。核攻撃を実行するために中距離・戦闘爆撃機が使用される場合がある。ロシア製の戦闘機は核兵器を搭載可能で、その飛行距離はインドの空中給油能力を活用することで拡大可能である。

2.28. **パキスタン**は、同様に公式には不透明だが、約60発の核兵器を保有しているとみられる。これらは、弾道ミサイルと、米国・フランス・中国製の戦闘機によって目標に発射できる。パキスタンは2種類のSRBM(射程距離400～450 キロメートル)と1種類のMRBM(射程距離2000キロメートル)を保有している。MRBMについては、別の種類が試験段階にあり、3種類目を現在開発している。これらのシステムはすべて地上移動型である。中国風に明らかに類似した地上発射巡航ミサイルは現在試験中であり、空中発射および海上発射双方の型式に開発される予定である。海上発射ミサイルは、フランスの監督の下現地で製造されたディーゼル潜水艦に配備される予定である。パキスタンの

ミサイル計画は、北朝鮮や中国から様々な時点で積極的な協力を得て開発されたとみられる。

2.29. **イスラエル**は、核戦力に関する情報を公開していないだけでなく、核戦力の保有を公式に一切認めていないという点において、他の核武装国とは異なる。イスラエルは60～200発の核兵器を有しており、そのうち50発がミサイル核弾頭で、残りが航空機により運搬可能とみられる。どうみるかにもよるが、イスラエルの核兵器保有量の規模は、インド、パキスタンはもちろんのこと、英国の保有量に匹敵するかそれを越える。イスラエルはロシア南部の標的を攻撃できるMRBMを50基(射程距離1500～1800キロメートル)保有している。2008年、イスラエルは、射程距離を拡張した「ジェリコⅢ」ミサイル発射実験を行った。このミサイルは、最大射程距離4800～6500キロメートルを有し、大陸間弾道ミサイルへの閾値を越えるに至った。ミサイル以外にも、イスラエルは核兵器搭載可能な米国製戦闘機205機を含む、世界最強水準の空軍を有している。新しい動きとしては、イスラエルは、ドイツ製のディーゼル型潜水艦3隻を獲得しており、2006年にさらに2隻が発注されている。これらは、核兵器搭載可能な海上発射巡航ミサイルに適應するとみられる。

ミサイルおよびミサイル防衛

2.30. **ミサイル防衛システム** 上述した核兵器と運搬システムの潜在的な破壊力は、少なくとも、部分的にはそれらに対抗して配置される防衛システムの種類や質に依存してくる。そのため、このような防衛システムを考慮し、こうしたシステムが結局のところ核の危険を緩和するのか、または高めるのかについて何かしらの判断ができることが重要である。このような観点から最も争点となるのは、疑う余地もなく大陸間弾道ミサイルを標的とする戦略・「国家」ミサイル防衛であり、二大核兵器国の一方がこれを実効的に配備した場合、二国間の能力の均衡に深刻な影響をもたらす可能性がある。端的に言えば、相互抑止は、いずれの国ももう一方の国からの報復攻撃に対し脆弱性を持つことに依存しているが、このような相互関係は、いずれかが他方からの報復攻撃に対して遥かに優れた防衛能力を持つ場合には壊れることとなる。さらに、かかる状況は、防衛能力

の先を行く報復能力のために十分な新兵器を獲得するための激しい競争を惹起し、不安定となる。また、攻撃が認められた直後に使用できなければ、より多くの攻撃兵器を失う恐れから、危険な高度警戒態勢下における警報即発射能力(以下に記述)を維持する動機付けにもなる。

2.31. 弾道ミサイル防衛(BMD)システムは、当初、1960年代後半から1970年代初頭にかけて、米ソ両国によって限られた数だけ配備されていた。しかし、最終的に、両国が前述のような議論を受け入れたことから、弾道ミサイル防衛システムは1972年に締結された対弾道ミサイル・システム制限(ABM)条約によって制限された。弾道ミサイル防衛(BMD)システムは弾道ミサイル早期警戒システム、戦闘管理レーダー、そして、様々な射程距離を持つ核弾頭搭載型の弾道弾迎撃ミサイルに依存していた。ロシアはモスクワ地域を保護するために、戦闘管理レーダー1機と核兵器搭載型短距離迎撃ミサイル約50基を使って、戦略BMD施設を一箇所維持している。当時大きな議論には殆どならなかった2002年のABM条約の失効以降、現在、この議論は非常に大きく再燃しているが、米国は通常兵器を搭載した精密誘導(直接影響型)BMDシステムとして、カリフォルニア州に約30発の長距離弾道弾迎撃ミサイルとアラスカ州に3発の迎撃ミサイルの配備を開始した。

2.32. 当時の米国政権は、欧州において、ポーランドに10基の迎撃ミサイルとチェコ共和国に戦闘管理レーダーを配備する計画を立てた。本計画は、公式にはイランが米国に到達可能な長距離ミサイルの開発をしているという懸念に基づくものだったが、ロシアからは、自国の核抑止に対する脅威であるとして激しい反応があった。批評家にも指摘されたが、2009年9月、オバマ政権は、存在しない脅威に対して配備された機能しないシステムとして、また、現実の世界が必要とする米露の核軍縮交渉の妨げになるものとしてこの配備を中止し、南東欧および中東により切迫した危機をもたらす短距離ミサイルに照準を置くシステムを選好した。第18章で更に検討されるとおり、この問題は、将来の核軍縮交渉で米露間以外においても必ず繰り返される問題であり、ABM条約を巡る得失に関する過去の議論も再検討される必要がある。

2.33. 概して、戦域ミサイル防衛(限定した特定地域において中距離ミサイルを標的にするシステム)、または戦術ミサイル防衛(さらに短い射程距離に対応)に関する問題についてはそれほど争点となっておらず、また、以下で詳述するように、短・中距離ミサイルを完全に禁止するための意思が世界的に明らかに欠落している中で、関連する防衛システムの開発は、すべての局面で並んで継続するであろう。関係する歴史を紐解けば、1997年に米国とロシアは、地上、空中、海上配備システムからの迎撃ミサイルのスピードの限度にしたがって、戦略BMDシステムと戦域BMDシステムの間の線引きに合意した。この合意は1972年のABM条約を堅持しつつ、第三国の中距離・戦術弾道ミサイルに対して両国が戦域ミサイル防衛を開発することを許容することを目的としたものだった。この1997年の合意は、米国の反対およびその後の1972年ABM条約からの脱退により発効しなかった。しかし、将来、戦域BMDシステムの開発がSTART後継条約交渉の妨げとなるのを防ぐために、1997年合意が活かされるかもしれない。

2.34. しかし、先に「戦略」核兵器を定義する文脈で留意したように、何が戦略で何が戦域かは、兵器や運搬システムそれ自体の射程距離または有効搭載量に内在する特質よりも、ある国の地理的配置に左右される。お互いの核戦力が射程範囲内にある核武装国にとって、BMDの開発および配備が安定化に寄与しているのか、または、攻撃用核兵器の製造および近代化を助長し、相互の核軍縮に向けた交渉を阻害しているのかについての議論が常に行われることになる。例えば、これらは公式に北朝鮮が標的として示されている防衛システムであるにも拘わらず、アラスカ州とカリフォルニア州に配備された米国の戦略BMDに対してのみならず、日本が自国の攻撃力の欠如を補うための適切な防衛措置として支援する北東アジアの海上・地上配備型戦術BMDシステム(Aegis/Standard-3 およびTHAAD)に対しても、中国は強い否定的態度を示している。

2.35. **ミサイル拡散の防止** ミサイル拡散を抑止する国際的な試みは限定されている。いかなる形であれミサイルを取り扱う条約は、1972年対弾道ミサイル・システム制限条約、1987年中距離核戦力全廃(INF)条約(正式名称は、「中距離及び準中距離ミサイルの廃棄に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約」)を含む米露二国間条約のみである。後者は、射程距離500キロメートルから5500キロメートル

ルと定義された中距離射程を有する核・通常弾頭搭載地上発射弾道・巡航ミサイルの廃棄を追求した。条約が定める期限である1991年6月1日までに、米国の846基、ソビエト連邦の1846基の合計2692基のミサイルが破壊された。東欧に弾道ミサイル防衛施設を配備する米国の計画に関係して、2007年、ロシアはINF条約から脱退すると威嚇した。

2.36. ミサイル技術管理レジーム(MTCR)は、INF条約の成立(1987年)と同じ年に発足した。その目的は、搭載能力500キログラム以上かつ射程300キロメートル以上のミサイル、完成したロケット・システム、無人航空機システムおよび関連技術の拡散を制限することにある。MTCRは、それぞれの国家の輸出管理法に基づく自発的な取組に依存し、現在の参加国数も34カ国と限定されているため、有効性は限られている。また、MTCRは、2002年11月に発足し、現在130の参加国を有する弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範(ハーグ行動規範として知られる)を導いた。ハーグ行動規範は弾道ミサイル拡散を検証する唯一の模範的手段だが、これは自発性に基づき法的拘束力を持たない性格を有しており、多くの参加国はその報告要件を満たしていない。また、ハーグ行動規範は巡航ミサイルを対象としていない。ロシアは2000年、ミサイルおよびミサイル技術不拡散のためのグローバル・コントロール・システムの成立に貢献し、同システムはさらに、関連する国際情報交換センターを創設することに繋がった。しかし、これらの取組により、議論が著しく進展することはなかった。

2.37. INFの多国間化を含め、ミサイルを取り扱う多数国間条約の作成に向けた提案には、わずかな支持しか得られておらず、今後もこうした状況は続くものと考えられる。これは、多くの国家が少なくとも短距離、国によっては中距離のミサイルを有しており、こうしたミサイルは自国の防衛のために必須であると考えているためである。さらに、MTCRの主要参加国の一部は、ICBMだけでなく著しい数量の長距離巡航ミサイルと「精密誘導兵器」を保有しており、それらによって、MTCR規則に従いながら、本来失っていたであろう搭載可能量を、数と質で埋め合わせることが可能であるという点を、多くの国は二重基準のもう一つの例として懸念している。本委員会は、ミサイルの拡散を抑止し、その数の削減を達成するためのあらゆる取組を支持するが、こうした努力が、核不拡散および核軍縮という目的に大きく貢献するかについては依然として悲観的である。とはいえ

ども、重要なことは事態を後退させないことであり、INF多国間化失敗の常態を現締約国のいずれもINF脱退の口実とするべきでない。

現存する兵器の警戒態勢

2.38. 冷戦中は、核戦力の戦闘即応態勢を強化するために多額の資金が導入された。現在、非常に高い警戒態勢にあり、命令を受けて数分以内に発射可能な核兵器は、海上哨戒中の潜水艦に搭載された米露のICBMおよびSLBM、基地内の潜水艦に搭載されたロシアSLBMの一部、海上潜水艦に搭載されたフランスおよび（不確実の部分もあるが）英国のSLBMである。米露が保有するすべての重爆撃機の警戒態勢は解除された（航空機は滑走路から移転され、搭載されていた核兵器は空軍基地の備蓄庫に保管されている）。米露の準戦略核兵器は、ロシアの海上哨戒中の攻撃型潜水艦に搭載された海軍の核魚雷および戦術ミサイルの一部を除き、すべて警戒態勢から外された。中国、インド、パキスタン、イスラエルの核戦力は、ミサイルおよび航空機から核弾頭が分離されるという通常のやり方で、平時には警戒態勢が解除されていると見られる。

2.39. 軍事戦略担当者と作戦計画者は通常、緊急警戒態勢と、警報即発射（LOW）または攻撃下発射（LUA）体制（誤りではあるが一般的に「即時発射警戒態勢」とも言われている）を区別する。前者は、命令を受けてから速やか（数分以内）に発射可能な、戦闘即応態勢にあるすべての兵器に関するもので、主に海上に配備されたICBMおよびSLBMを指す。後者は、地上で破壊されることを回避するため、敵からの攻撃情報の入手と同時に直ちに発射されなければならない兵器に関するものである。ICBMの飛行時間が約30分、SLBMが15～20分であるため、（ミサイル攻撃の探知および確認の時間と迎撃発射準備および発射のための時間を差し引くと）LOWは国の指導者に4～8分の意思決定時間しか与えない。そしてこの時間が使用できるのは、これら指導者が安全でかつ用意ができており、さらにすべてが計画通りうまく運ぶ場合のみである。ロシアの戦略理論はLOWに依存している。米国はLOWには依存していないが、その体制を維持している。米国は、過去に必ずしも信頼性が高いわけではなかった警戒システムの質を重視する。本委員会のメンバーであるウィリアム・ペリー元米国防長官は、北米航空宇宙防

衛軍(NORAD)のコンピューターが200基のICBMがソ連から米国に向けて発射されたと表示した経験を含む、類似の重大な経験が3回あったと率直に回想する。誤認警報によって壊滅的な核交戦が勃発するという可能性は、恐ろしいが、決して非現実的ではない。

2.40. おそらく現在、米国、ロシア、フランス、英国の保有する合計約3000発の核弾頭が、平時のいかなる時でも発射可能な状態になっている。そのうち、約2150発はLOW/LUAの考え方および実戦計画に沿って非常に高度な警戒態勢に置かれている(米露のICBM、基地の潜水艦に搭載されたロシアのSLBM)。

2.41. 1990年代、5核兵器国は相互の領域を戦略戦力の照準から外すことに合意した。この合意は、技術的には、ミサイルに搭載されたコンピューターからのフライト・プログラムの撤去、またはフライト・プログラムを導入しないという形で実行された。しかし、こうしたソフトウェアの修正は検証不可能であり、数分のうちに復元可能なため、これは意思表示という象徴的意味合いしかなかったし、現在もそうである。

2.42. 数千発の核弾頭を危険な警報即発射態勢に維持しているのは、核抑止の極めて不合理なところである。なぜなら、冷戦終結から20年が経過した現在、少なくとも5NPT核兵器国の政治、経済、安全保障上の関係により、意図的な核攻撃は事実上考えられなくなっている。何よりも、以下に言及するように、緊張状態の下では人的間違いの危険があるため、警報即発射態勢の維持は、極めて危険といえる。第17章で核軍縮に向けた行動計画の文脈で詳述する通り、早期の「警戒態勢の解除」は、一見するよりも遥かに困難なようである。

システムの脆弱性

2.43. 5NPT核兵器国に関する限り(中国については、指揮管理システムの透明性が欠如しているため不明な部分はあるが)、技術的誤動作または人的行動が原因となって、戦略兵器が未許可で使用される可能性は極めて低いと結論付けることができるだろう。特に米露の場合は、いわゆるネガティブ・コントロールを強化するための対策が長年に

わたり取られている。両国大統領には、常に核の「フットボール」スーツケースを携行する通信幹部が同伴している。そして、緊急事態が発生した場合には、大統領に迅速に情報が伝達され、大統領は適切な対応と、暗号化された信号の戦略司令部への送信について決定する。この信号無しに、関連する陸海空軍基地の一団は、兵器発射を認可する信号を受信することはできない。さらに核攻撃を受けた状況においても、(地下深部にある核攻撃に耐えるよう強化された司令所、空中司令所等を使用して)発射統制センターでの未許可な行動を防止し、国家最高指揮権限保有者(NCA)が生存可能となるための追加措置も講じられている。

2.44. さらに大きな懸念事項は、特に、上述の警報即発射といった態勢等、戦略理論および作戦計画が戦略戦力の使用に関する非常に迅速な決定を求める場合、潜在的危機の緊張状態の下で、NCAが、誤って判断したり、間違った情報に基づいて決定したりする可能性があることである。これに加え、現在ではサイバー攻撃(第4章に詳述)という新たな脅威に対する非常に現実的な懸念がある。この脅威は、将来の技術的進展に伴い増加することはあっても減少することはなく、コンピューター制御されたネットワークを妨害し、虚偽の警報を模倣したり、発射指令手続きを起動したりする可能性もあるのだ。

2.45. システムの脆弱性は、新たに核兵器を保有した国や、将来的に核兵器を保有しうる国が現れた場合に大きな懸念となる。それは、こうした国は、早期警戒情報の信頼性が低く、指揮・統制システムは十分発展しておらず、運搬システムの残存性が十分ではなく、さらに、サイバー攻撃を受ける可能性が高いためである。内政状態が不安定で、内戦や暴動が発生する可能性が著しく高い場合、制度上の問題はさらに悪化する。それに加えて、緊張状態の下では誤判断の可能性があるという普遍的な問題もあり、破局が起こりえないと安心する根拠はまったく存在しないのだ。

核兵器使用に対する態度と核軍縮

2.46. 自国の核政策について明言している核武装国は、いずれも核兵器を保有するのは抑止の目的以外にないと主張する。中国のみが、核抑止の役割を他国からの核兵器の脅威または使用に対する抑止に限定すると明言しており、その他は、程度の差はあるものの、他の種類の脅威に対処するために核兵器を使用する選択肢を残している（インドは化学兵器および生物兵器からの脅威に、残りの他の核武装国はこれらの脅威に加え大規模な通常戦力による脅威にも対処するため）。このような違いから、「先制不使用」宣言がなされていたり、いなかったりする。即ち、中国は非常に明白にしており、インドは限定的、そしてその他はまったくしていない。5NPT核兵器国は、「消極的安全保証」——即ち、一定の非核兵器国に対して一切核兵器を使用しないという宣言——を付与しているが、あまりにも多くの留保が存在するため、ほとんど意味のないものとなっている。

2.47. 核抑止の有用性を支持するために行われている様々な主張の長所と短所は、第6章で詳細に検討される。さらに、真剣に意図された「先制不使用」と関連する宣言、および消極的安全保証が、将来、核兵器の役割を制限する上で潜在的に担う重要な役割については、第17章で十分取り扱う。

2.48. ある国が核兵器を維持することで生じる危険に着目するとき、留意すべき重要なことは、核抑止があれほど強調されているにもかかわらず、核抑止と核戦闘の間には、事実上、明確な区切りがないということである。核抑止の核心は核兵器を使用しなくてもよいことだが、その抑止が信頼できるものであるためには、核兵器は戦闘での使用が可能である必要がある。最も破壊力のある戦略核戦力ですら、指定された戦闘任務、即ち他でもない特定の標的のみを破壊する能力を通じて、抑止の政治的任務を実行する。これらの任務は、弾道ミサイルや巡航ミサイルのコンピューターに搭載されたコンピューターに取り込まれた実戦計画、標的リストおよびフライト・プログラムに統合される。こうした計画は、第1撃、警報即発射・攻撃後発射攻撃、または遅れた報復的第2撃において、期待する多様な効果と共に、兵器の使用を定める。これらの選択肢は、様々な組み合

わせの国家および標的に対して、核兵器による大規模な一斉攻撃、局地攻撃、または単発ミサイル攻撃を想定している。

2.49. 核戦争の抑止と遂行という概念の間に存在する不明瞭な境界という「灰色の領域」は、戦術核兵器により深く関係する。戦術核兵器は、戦域または特定の戦場においてより迅速な成功を推進するため手段、あるいは、敵の通常兵力の優位性を相殺するため手段の両方として捉えられる。核兵器を戦争手段として実際に使用することは合理的な意味をまったくなさないが、核兵器が存在する限り、その選択肢も存在し続ける。

2.50. 核兵器は存在し続けるべきかという問いに対して核武装国が公にしている態度は大きく異なる。5NPT核兵器国は、NPT条約第6条の下で、正式に核軍縮を（そして、実のところ「全面的かつ完全な」軍縮についても）約束しているが、この目的に対するこれらの国の取組は、時には5カ国すべてにおいて、また特定の国においては常にそうであるが、完全とは言えない。例えば、本報告書の冒頭の章で述べたはるかに楽観的な現在の新しい状況の下でさえ、関連する問題を幅広く取り扱う重要な決議1887を採択した2009年9月の軍縮および不拡散に関する安全保障理事会の特別会合において、核兵器のない世界という目的に明確に同意する主文の規定に合意することが結局出来なかった。

2.51. 10年間におよび看過と悪化の後、核軍縮は、少なくとも核兵器数の大幅な削減という点においては、米露二国間の議題として確かに戻ってきたようである。全体的な雰囲気は、少なくとも他の核武装国をこのプロセスの中にある程度は取り入れていく上で、以前の長い期間に比べて大分良くなっている。とはいえ、フランス、英国、中国は、今のところ自国の核戦力に対していかなる法的制約も受け入れる予定はなく、長期的に核軍備の近代化やいくつかの側面で増強を進めている。さらに、イスラエル、インド、パキスタンには、核戦力または開発計画に対するいかなる制限または削減も検討していないようだ。すべての核兵器を廃絶するという究極の目標を達成することは言うまでもないが、本当の意味での核軍縮を更に進めていくのは、引き続き大変な難題である。

第3章. 新たな核武装国がもたらす危険

何故、核不拡散が重要なのか

3.1. これ以上、新たな国家が既に核武装している国の列に加わらないことを確保することが、引き続き国際安全保障上の最優先事項でなければならない。核武装国が一カ国増えるたびに、偶発的な、間違った、または意図的な核兵器の使用といった、いかなる核兵器保有にも内在する危険性が著しく増大し、さらに、遅れをとるまいとするより多くの国家に、核兵器獲得に走らせる動機を与える可能性がある。核能力の争奪戦により、二国間、地域的および国際的な関係は極めて不安定になる。これにより、周到に練られてきた国家間関係の抑制と均衡は、逼迫した緊張状態の下におかれることになる。さらには、核兵器による脅迫や、無責任かつ予測不可能な指導者の振る舞いによって、恐怖が増大することとなる。

3.2. 指揮管理系統が不十分で、信頼醸成措置が欠如し、そして複数機関によって一連の核兵器使用権限が管理されているという状態では、核兵器の偶発的または無秩序な使用が生じる可能性は高いままとなる。危険と見返りが予測不可能であれば、意思決定プロセスに影響を与える。概してよくある事ではあるが、新たに核兵器を保有しまたは保有しようとする国が、イデオロギー上の理由、領土的・歴史的な理由、そしてこれらすべての理由から、感情的な要素を伴う国家間の紛争を抱えている場合には、こうした危険はさらにひどくなる。

3.3. 核兵器の入手は、武力による威嚇や核兵器保有により他国に負けまいとする国粋主義を伴いやすいので、そうした核兵器保有への移行期が最も危険であろう。例えば、パキスタンとインドの国家関係には、現在、一定の安定性が展開しているかもしれないが、1998年から2002年の時期は、甚だしく脆弱な状態にあった。核兵器の指揮統制と危機管理が向上するには、一定の時間を必要とする。また、新たな核武装国における軍事的・政治的統率者が、信頼性の高い安全な制度を学び、導入するには、一定の時

間を必要とする。こうした状況では、不十分な危機管理体制を通じた核兵器使用を伴う不測の事故が起きる危険性や核兵器による交戦が生じる可能性は極めて高い。そのような国の政治的状況が不安定な場合には、危険はさらに悪化する。こうした国家が内政緊張や、国境を超えた企てを持つ原理主義集団を抱えている場合、核兵器または核分裂性物質が非国家主体の手にわたる危険性は看過できない。

3.4. 高度な警戒態勢下にある国々が、軍の配備または軍事行動の威嚇と、その対抗措置を相互に繰り返していく姿は、国家間関係が予測不可能な行動様式により左右されてきた朝鮮半島において常に見られた。中東で核拡散が勃発した場合の影響はさらに広範となり、安定化のための統治を極めて難しくするであろう。冷戦やインド・パキスタン間の状況に見られたような「安定抑止」の実現可能性がいかなるものであろうと、その見込みは、多数の横断的な紛争の原因によって複数の核大国が分断されている地域状況においては、極めて低い。

緊張状態にある核兵器不拡散条約

3.5. 核兵器不拡散条約(NPT)は、より多くの新しい国々が当初の5カ国に加わって核兵器保有に至らなかった唯一の理由ではない。同盟の保証や、少なくとも早い時期における技術的障壁も同様に重要な理由だった。また、本章の後半で検討され、第8章でより詳述されるように、その他の要因も存在した。しかし、NPTがなければ、我々が今直面する明らかな8カ国の事例以外にも、かなり多くの核武装国が存在することとなっただろう。1963年に米国政府が、以後20から30年のうちにそのような国が15から25カ国まで増加するとしてよく知られた予言は、より一層、現実味を帯びることになっただろう。

3.6. 1968年に締結され、1970年に発効し、現在、189カ国の締約国数——インド、パキスタン、イスラエル(そして、2003年に同条約から脱退したとの主張が額面通り受け入れられたと仮定した場合の北朝鮮)を除く全世界で有効——を有するNPTは、三つの次元からの取引に基づいて成り立っており、これにしたがって、核兵器を持たない国は核兵器を獲得しないことに合意し、核兵器を持つ国は核兵器を廃棄するために交渉する

ことを約し、そして、すべての国は、他国からの協力を受けながら、平和目的の原子力を開発し、利用する「不可侵の権利」を持った（Box 3-1を参照）。2004年、国連事務総長の「脅威、課題、変化に関するハイレベルパネル」が使用した言葉を借用すれば、NPTの価値は、「核兵器の所有、使用、拡散に対する規範的禁止を強化し、国が、管理の下ではあるが、原子力技術から恩恵を享受できることを確保し、そして、近隣諸国および潜在的なライバル国の持つ能力について国を安心させ、不必要な軍備競争を回避した」という3つの重要な貢献をした」点にある。

3.7. 25年の条約運用後、そしてその後の継続について保証を与えていなかった条約自体の規定があり、1995年にNPTの無期限延長が同意されたが、これは条約が不可欠であることを国際社会が再認識した勝利の瞬間で、本条約の絶頂を飾るものとなった。しかし、発効から40年を迎えた今、条約の再生と強化が切実に求められている。NPTは、多くの面で、少なくとも以下の段落に述べる六つの理由から、緊張状態にある。

BOX 3-1

核兵器不拡散条約(NPT)の重要な要素

- 承認された5核兵器国はいかなる非核兵器国による核兵器取得を援助しないことを約束する。(第1条)
- 非核兵器国は核兵器を取得せず、また、取得に対する援助を求めないことを約束する。(第2条)
- 非核兵器国は、原子力を平和的利用から核兵器に転用しないという本条約に基づく義務の履行を確認するために、すべての核物質につき国際原子力機関(IAEA)からの保障措置を受諾することを約束する。(第3条)
- すべての締約国には、無差別にかつ第1条、第2条および第3条の規定に従って、平和的目的のために原子力を開発、研究、製造、使用する「不可侵の権利」が認められており、すべての締約国は平和的目的のための原子力の応用に協力することを約束する。(第4条)
- すべての締約国は、核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、また、全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。(第6条)

3.8. **核軍縮の停滞** 非核兵器国とNPT非締約国は、大部分の核兵器国が、たいていの場合、核兵器を放棄することを考えることさえ明らかに消極的であることに対して、長年にわたり不満を抱いている。2000年NPT運用検討会議での核軍縮のための「13の実際的措置」の合意のような前向きな動きはあったが、その後、2005年運用検討会議がこの合意を再確認できなかったことに見られるように、急速な後退が続いている。一方的および交渉を通じた核軍縮は、冷戦後の早い時期に大きな飛躍を見たが、その後の10年で地に落ち停滞している。備蓄核兵器の近代化は続けられ、「高信頼性置換弾頭」などの新兵器開発に関する議論は依然として止まない。2009年、真摯な新しい核軍縮計画を主導するために再開された米露の取り組みに対して、熱い関心が世界で高まっている。しかし、NPTに対する信用が更に崩れないようにするためには、この機運が維持され、他の核武装国も貢献する必要がある。

3.9. **検証の失敗** 保障措置制度の防波堤である国際原子力機関(IAEA)は、秘密裏の核活動を探知するためには、権限と能力の両面において十分な資源を欠いている。近年、多数の深刻な違反がIAEAの監視の目を擦り抜けており、核兵器国および非核兵器国は、自国が法的に約束したNPTの取引の基盤に対して不安を抱いている。1991年、第一次湾岸戦争後、イラクが核兵器製造を目的とする未申告のウラン濃縮計画およびその他の活動を進めていたことが発覚した。これらの活動の一部はIAEA査察官が視察した敷地内で実施されていたが、彼らは発見できなかった。さらに、2002年、イランがウラン濃縮計画を秘密裏に進めていることを反体制派組織が暴露した。徹底的な調査の後、IAEAはイランが18年間にもわたって未申告の核活動を実施していたことを断定できた。また、2003年には、リビアがA.Q.カーン・ネットワークによって提供された不完全な濃縮機材を保有していることが発覚したが、これは、IAEAによる査察というよりは、諜報活動を通じて明らかになった。2007年、イスラエルが破壊したシリアにある施設は、完成間近の原子炉だったと見られる。IAEAが2008年6月に行った調査により、加工されたウランの痕跡が破壊された施設で発見された。

3.10. **遵守と執行の失敗** 北朝鮮は、NPT締約国だった時に、名ばかりの民生エネルギー計画からプルトニウムを取得し、その後に条約から離れて、核爆発装置を実験し、

製造した。国連安全保障理事会の決議と交渉を通じた解決への取り組みは、これまで実を結んでいない。イランは条約第四条に規定された権利を主張して濃縮計画を継続しているが、その計画の範囲と内容についてはIAEAに対して不透明なままであり、IAEA事務局長が2009年6月に宣言したように、こうした事実は、「イランの核計画の軍事的側面の可能性を排除するために解明される必要がある懸念を生み出している」。イランの不遵守は安全保障理事会に付託され、制裁的な決議の発出を見たが、この問題の満足のいく実質的な解決には至っていない。

3.11. 核の機微技術の歯止めのきかない流出の証拠 2003年当初の発覚とIAEAをはじめとした徹底的な国際的な調査を受けて、2004年、パキスタンのウラン濃縮計画の元責任者であったA.Q.カーンは、秘密裏の国際的ネットワークの中核を担い、1989年から1991年までにイランに対して、1991年から1997年までに北朝鮮およびリビアに対して技術と情報を流出し、さらに、2000年まで北朝鮮に対して追加的な技術を流出していたことを告白した。遠心分離機の部品は、ドバイのコンピューター会社を見せかけとして利用しながら、南アジアおよびドイツの仲介業者の支援を受けて、マレーシアで製造されたと見られた。カーン氏に対する調査により、多くのヨーロッパ企業が輸出規制をものともせず、カーン・ネットワークおよびパキスタンの核爆弾製造を支援していたことも判明した。オランダの企業は1976年という早い時期に何千にもおよぶ遠心分離機部品をパキスタンに輸出しており、ドイツの会社は三重水素を生成するための施設を輸出していた。こうした闇市場の発覚と同程度あるいはそれ以上に問題となるのが、その後の説明責任と懲罰的措置の欠如であり、このため潜在的な違反者に対するみせしめを提示できていない。国内の政治的圧力はパキスタンでのカーン氏本人に対する厳重な処罰を阻止し、海外にいる同氏の共謀者は野放しのままである。輸出管理に関する国際的枠組みには未だ欠陥がある。

3.12. 国際原子力機関の資源不足 IAEAの持つ資源は、原子力の平和利用を支援する機関としての役割に加えて、特に遂行できなければならない不拡散任務のわりには、資金および適格な人員の両面で明らかに不足している。この問題の一部は、IAEAの主要拠出国が長年同機関の通常予算に課しているゼロ成長政策である。もう一つの要因

は、「全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し、及び増大する」という1956年に採択されたIAEA憲章（NPTの遥か以前のもの）の公式な目的にIAEAの焦点を維持するIAEA理事会の一部加盟国の強い立場であり、このため、上記目的に続く付帯条項（IAEAの提供した支援が「いずれかの軍事目的を助長するような方法で利用されないこと」を確保することを求めている）と、IAEAが管理する保障措置制度が拡散の発生に持ちこたえるために不可欠であるという現実の双方に対し、重点の置き方が不十分となっている。直ちに、そして継続してIAEAが最大限効果的にその役割を遂行するために必要な資源の規模については、2020年までとそれ以降のIAEAの役割に関してセディージョ委員会が2008年に独自にまとめた報告書に十分に詳述されている。

3.13. NPT枠外の「三頭の象」の現実 核不拡散と核軍縮を統治する国際的な規範設定体制としてのNPTの地位は引き続き、NPTの枠外に在り続けるインド、パキスタン、イスラエル（宣言はしていないが）という三大核武装国からの挑戦を受けている（第2章で述べた理由により、本条約にとどまっているか否かは明確でないものとして、北朝鮮は別枠に分類するのが妥当。）。締約国数の観点から同条約を真に普遍的なものするために、これらの3カ国のNPTへの加入を求める度重なる要請は、全面的に理解できるが、しかし、たとえ本委員会がどんなにそれを望んだとしても、近い将来、実際に達成される見込みはないだろう。インド、パキスタン、イスラエルがその他の締約国に受け入れられるのは、非核兵器国としてという条件しかないが、これは、これら3カ国にとって明らかに受け入れ不可能である（イスラエルの場合は公にされている別の理由のためだが）。原子力供給国グループによって2008年に支持された米印原子力協定によって、この問題は現在いっそう悪化している。これは、インドに対して、見返りとしての重要な約束を確保することなしに、NPTの原子力協力の恩恵を現実に利用する機会を与えた（第10章にて詳述）。

拡散が急増する危険性

3.14. 現在の状況はそう長く維持できないと懸念する声は多い。2004年、上述の国連ハイレベルパネルは、「不拡散体制の弱体化が後戻りできない状態まで進み、その結

果、拡散が相次いで起こりうる地点に近づいている」と明言した。さらに、米国議会の戦略態勢委員会は、世界が核の「ティッピング・ポイント(転換点)」にますます近づいていると警告する。IAEAのモハメド・エルバラダイ事務局長は、プルトニウムと高濃縮ウランが生産可能で、核兵器の製造技能を持った「仮想核兵器国」数が急増していると警鐘した。こうした文脈から、ある者は、機会があれば実際に兵器化が可能であるが、その一線を超えない「境界」戦略の魅力を指摘している。

3.15. 当然のことながら、これらすべてに対する関心の目は、その大半が北東アジアと中東に向けられている。しかし、一部では、ラ米、アフリカ、中央アジアおよび東南アジア、そして欧州の重要な国(国によっては過去、大規模な核計画の歴史があり、すべての国は、将来速やかにそのような計画の準備を進める「隠れた」能力を持っている)が、実際に防波堤が崩壊し始めれば、少なくとも国の威信という意味合いから、核武装に走ろうとする可能性があることが指摘されている。

3.16. 北東アジアでは、北朝鮮がNPTからの脱退を主張し、核兵器の保有を宣言し、長距離ミサイル運搬システムを継続的に実験し、常に常軌を逸した好戦的なレトリックを駆使し、さらには何事についてもほとんど散発的にしか交渉に応じない姿勢を取っている。このため、一部の地域国が苛立ちを感じ、特に日本や韓国が独自の核抑止の獲得という誘惑にもはや抗し得ないのではないかとこの憶測が再び蘇ったとしても決して驚きではない。さらに韓国は、平壤の動向に過剰反応しないよう注意を払っているが、もし日本が行動すれば、北のみならず東の近隣国への恐れから必ず同様に行動するだろうという憶測もある。中国の巨大で増大する国力と明らかな核軍備の近代化も、否応なしに近隣諸国の注意を集めている。

3.17. 特にイランが、現在の「境界」方針から実際の兵器化へ一線を越える可能性があるため、中東に対してはより直接的な懸念が表明されている。エジプト、サウジアラビアおよびトルコは——イスラエルの核保有が推定されている状況に対し、多少不快感を募らせながらも耐え忍んでいるが——イランを行き過ぎと捉えるだろう国として頻繁に言

及される。しかし、域内に存在するその他いくつかの国も、民生用原子力の獲得に乗り出しているため、潜在的拡散国と見なされるのはこれらの国だけではない。

3.18. こうした懸念を冷静にとらえて、必要以上に誇張しないことが重要である。以前は1960年代(オーストラリアを含め、保有する能力がいかなるものでさえ、ほぼすべての国がその選択肢を模索していた時期)および1970年代(ベトナム戦争の失敗を受け、米による安全の保障に不安が広がっていた時代)に大規模な拡散が予測されていたが、結局そのような結果にはならなかった。国家が無意識にまたは必然的に核兵器の入手を決定することはない。これまでも、複数の要因(特に以下にあげる5つの要因)が、強い警戒と自製の念を課してきたし、今後もそうであろう。

3.19. そのうちの最初の要因は、NPT自体が持つ規範的効力であり、この理由ゆえに、その有効性の維持と強化が重要なのであり、これは、本報告書で繰り返し取り上げる主題の一つである。関連する第二の要因は、国の地位や威信は諸刃の剣となることである。国際的に5常任理事国と同等の地位を得るために、そして地域の大国としての地位を占めるためなど、地位や威信への欲望は、常に各国の核兵器獲得を鼓舞する要因として考えられてきた。しかし近年では、抑制的態度の表示や国際的規範に対するコミットメント、または別の言い方をすれば、国際社会のよき一員となることが、より多くの尊敬を集めるだろう。さらに関連する第三の要因は、国内の世論がしばしば強い抑制力になるということであり、日本の場合は、これまでそうであったし、今後もそうであろう。このような流れに反する指導者は、大きな政治的リスクを負う。

3.20. 四つめの非常に説得力のある要因は、信頼できる同盟国からの強力な安全の保証があることだ。疑いの余地のない事実として、過去数十年にわたり、特に欧州や北東アジアの国々が、自国が核攻撃に非常な脆弱な状態にあるとみなされる場合でも、核兵器という選択肢を排除してきた理由は、米国の核の傘が提供する拡大抑止があったためである(通常兵器ではなく核兵器による抑止が、核兵器以外の脅威から同盟国を守ることを正当化すべきかという問題については、本報告書の後の部分で取り上げる)。

3.21. 最後の大きな要因は単純に技術力のことであるが、これはしばしば軽視されてきた。第一級の原子力研究および民生用原子力発電能力の保有と、完全な兵器計画を支える技術開発の間には大きな隔たりがあり、これは過小評価されるべきではない。それゆえに、核武装国の地位を得ようとするイランの動きに迅速に対応するエジプト、サウジアラビア、トルコのような国の能力について、あまりいろいろと安易な推定を行うべきではない。そうはいっても、強行の計画が大きな成果を生む場合もある。米国の国防科学委員会が最近行った調査によれば、イスラエルは、1960年には「核兵器を保有する可能性は皆無」の区分とされていたが、その後の5年以内で、その区分は「中」、その後「高」から「連続生産を行える可能性がある」、すなわち完全な核武装の区分へと上昇していった。

3.22. 本委員会は、過度に人騒がせになったり、拡散の小さな流れが洪水のように大きくなろうなどと誇張したりすることは望んでいないが、結局のところ、現在の不拡散体制が抱える脆弱性を憂慮しており、不拡散体制を体系的に強化し、これを現在あるまたは将来生じるであろう特定の問題に対する理性的かつ建設的な個別の取組によって補完することが最も重要であると考えている。これらは、本報告書の後の章で政策選択肢がより具体的に検討される際に繰り返し取り上げられる主題である。

第4章. 核テロリズムの脅威

潜在的な国家および非国家主体

4.1. 核テロリズムに対する重大かつ継続的な恐れが国際的に存在しており、これは、一般の人々や意思決定者に同様に共有されている。国連事務総長は、核テロリズムを「現代における最も深刻な脅威の一つ」と呼び、オバマ米大統領も同様に「世界の安全保障にとって核テロリズム以上に深刻な危険はなく、国際社会にとって、この脅威に取り組むこと以上に、緊急性を要する課題はない」と率直に述べている。

4.2. こうした恐れはもっともなことである。アルカイダによる9.11の同時多発テロ以降、全世界的にも周知の通り、機会さえあれば、世界のどの主要都市にも大規模で無差別な大惨事を巻き起こそうとしているテロリスト達が存在する。そして、彼らがその意図を能力と組み合わせることができるのに、十分な理由がある。彼らが、衝撃的な心理的影響をねらって、放射性物質と通常爆弾を組み合わせた「ダーティー・ボム（汚い爆弾）」を製造できる危険性は非常に高い。克服すべき技術的問題や運営上の問題の規模を考えれば、テロリストの手によって物理的破壊力がより一層大きい兵器が製造される可能性ははるかに小さいが、無視することはできない。さらに核兵器の指揮統制センターに対するサイバー攻撃の可能性はかつてないほど高まっている。

4.3. 潜在的なテロリスト達には、国の支援を受けずに活動している組織もあれば、支援国を持っている組織もある。1995年以降、このいずれかのテロ組織が、大量殺戮能力を持つ装置や物質——彼らはそれを使用することには全く躊躇しない——を入手できることを示す危険な事件が何件か生じている。1995年に東京で起きたオウム真理教事件、2001年に米国で起きた未解決の炭疽菌事件の2つは、こうした事件の最初の事例である。それ以外にも、2006年にロンドンで起きたポロニウム-210によるアレクサンダー・リトビネンコ氏毒殺事件がある。この事件により、個人が、核兵器を爆発するのに

必至な原料を入手でき、テロの脅威に対し高度な警戒態勢にある国の空港を通じ検知されることなく密輸できることが世界の知るところとなった。

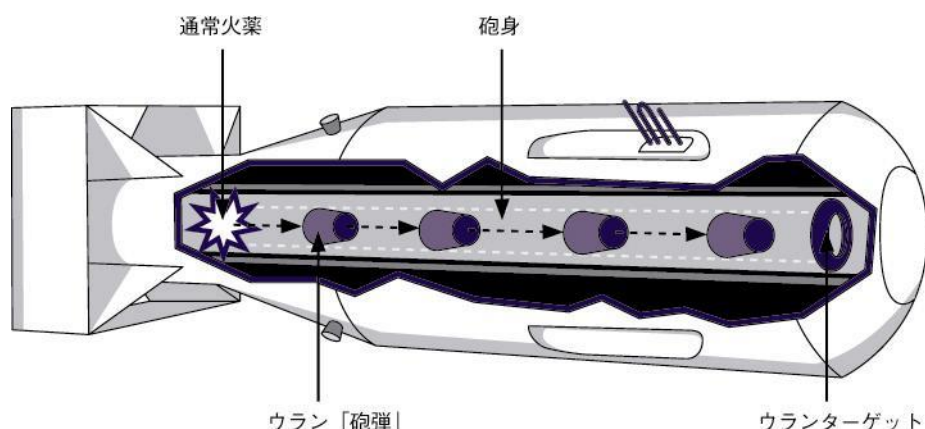
4.4. 核兵器の場合には、購入するならともかく、製造したり、全段階で安全性を維持したり、そして爆破目標へ成功裏に運搬したりするためには、大規模で、効果的に組織され、かつ潤沢な資金を持つ組織が必要となる。現在判明しているのは、アルカイダが数年前に濃縮ウランの入手を試み、同組織の古参メンバーがパキスタンの核専門家2名と少なくとも1回会見したことである。アルカイダの現在の組織力および資金力は、過去10年間のほとんどが包囲下にあった結果、分散し混乱してしまい、中央組織が以前ならまだしも現在こうした役割を担う可能性は想定しづらい。しかし、アルカイダは多くの国に分派や追隨者を持つ。

4.5. このような組織がもたらす危険は、核物質または専門的技能のためであろうと、あるいは必要な資金のためであろうと、国の支援がある場合に増大する。こうした支援を意図的に行う可能性のある国の数は非常に少ないであろう。不合理な歴史とまでは言わないが、少なくとも長い歴史の中で他のどの国とも違うルールで活動してきた国家体制でさえ、先ず、核による報復を受ける可能性（仮にこれらの国が既に核武装国である場合には、その可能性は著しく高くなるだろう）を含め、仮に特定された場合に想定される帰結が何かということを評価することなしに、テロ組織に対し上記のような支援を提供する可能性は低いと考えられる。しかし、こうした状況よりもさらに憂慮されるのは、公共機関が脆弱で、複数の権力者が併存し、そして兵器と危険物質の管理体制が不十分な国が、政府の明確な意思や方針のないまま、こうした支援を提供してしまう可能性があることだ。

4.6. 今後10～15年の間に、テロリズムの様相が現在とは全く異なってくる可能性があることに留意する必要がある。戦争と平和、そして安全保障に関する政治問題が、宗教に起因するテロリズムからエコ・テロリズムへと移行するかもしれない。こうしたシナリオでは、富裕国の科学者や技術者が、エコ・テロリストによる核兵器や核物質の使用を支援する可能性がより大きくなるかもしれない。

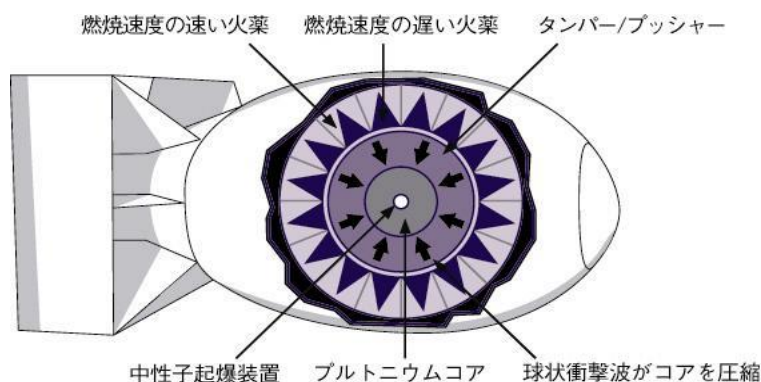
BOX 4-1

核爆弾の基本構造:「砲身型」と「爆縮型」



「砲身型」核爆弾

砲身型は高濃縮ウラン(HEU)によってのみ機能し、成形された1つ以上のHEU塊を同じく成形されたHEU塊のターゲットに発射し、超臨界量を生み出すのに十分な核分裂性物質に合体させる。拡散国家あるいはテロリストにとって、砲身型は比較的設計と製造が容易であるというメリットがある反面、爆縮爆弾よりも多くのHEU——設計次第ではあるが約50キログラム——が求められるというデメリットがある。



「爆縮型」核爆弾

爆縮装置は、臨界未満の核分裂物質(プルトニウムおよび／またはHEU)の球体に圧力を加えて、物質の密度を圧縮することで超臨界量を達成する。砲身型と比べ、爆縮爆弾はより効率的で、必要とされる核分裂物質の量もかなり少ない(プルトニウム約5キログラム、HEU約15キログラム)。しかし設計と製造が非常に複雑で、核分裂性物質コアの精密な処理と成形や爆縮レンズの正確な点火が要求される。

兵器と原料の入手可能性

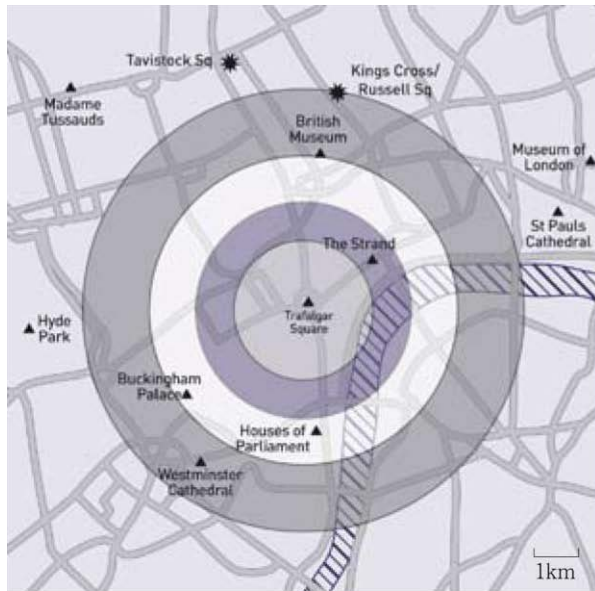
4.7. **核兵器の設計、製造、運搬** 完全に機能する核兵器を獲得しない限り、テロ組織は自分たちの手で核兵器を製造しなければならない。一般的にこうしたテロ組織は、おそらくより複雑な爆縮型ではなくて、より簡単な砲身型を選ぶであろうと考えられている(Box4-1を参照)。広島に爆撃に使用された砲身型の粗野な核爆弾を製造するための技術情報はたいていインターネットから入手可能で、それを組み立てるために必要な機械工学的手段も、組織化され資金力があるテロ組織の能力を超えるものではない。

4.8. 克服すべき2つの大きな障害は、別途以下に検討されるとおり、十分な量の核分裂物質の確保と、装置を機能させるために必要な工学的な専門的技術の取得である。出力15キロトンの砲身型核爆弾(広島型爆弾)を一つ製造するために必要な核分裂物質の量は、兵器級高濃縮ウラン(ウラン235濃縮度90%)約50キログラムである。同等の出力の爆縮型核爆弾を製造する場合に必要とされる核分裂物質の量は遥かに少なく、基本的な設計のものであればプルトニウムで約5キログラム、HEUで約15キログラムである。砲身型核爆弾の二つの衝突物質を完全な形状で、かつ超臨界核爆発を起こすために必要な耐久性の範囲で作り出すことは困難ではあるが不可能ではない。これに対し爆縮型爆弾の製造は遥かに厄介な大仕事である。

4.9. 爆発目標への運搬は決して困難な課題ではない。この種の兵器は、壊滅的な損害を与えるために、必ずしも空中での爆発のため航空機から投下したり、ミサイルに搭載したりする必要はない。例えば平日の昼間に、ロンドンのトラファルガー広場で大型のバンの荷台から広島規模の核爆弾を爆発させた場合、爆風や火災、放射線中毒によって11万5000人の死者とさらに14万9000人の負傷者が出ると推定される。また人口が密集したムンバイ中心部で同様の爆発が起きた場合は、48万1000人の死者と70万9000人の負傷者が出るとみられる。

BOX 4-2

テロリストがロンドンおよびムンバイで核を爆発させた場合の衝撃



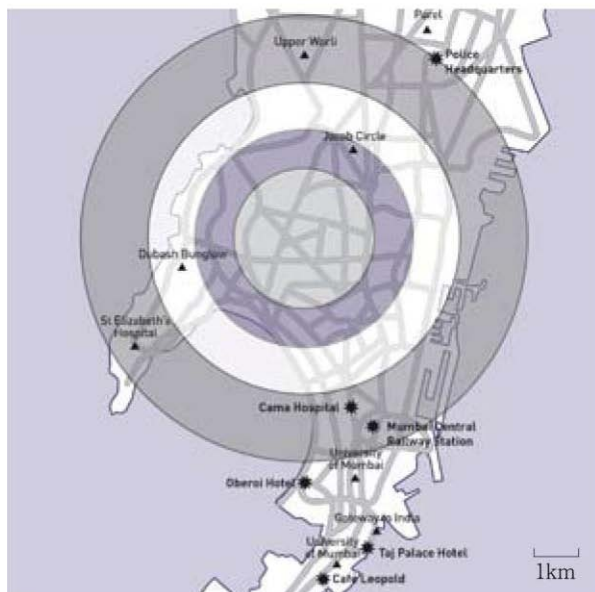
ロンドン、トラファルガー
広場で勤務時間中に広
島規模(15KT)の核兵
器が爆発した場合

推定死亡者数:

11万5000人

推定被害者数:

14万9000人



ムンバイ中心部で勤務
時間中に広島規模
(15KT)の核兵器が爆
発した場合

推定死亡者数:

48万1000人

推定被害者数:

70万9000人

- 大火災 — 大半の人々が即死または24時間以内に死亡
- 第三度熱傷と放射線中毒
- 第二度熱傷と放射線中毒
- 第一度熱傷と放射線中毒
- ★ テロリストが以前攻撃した場所: ロンドン(2006年)、ムンバイ(2008年)

4.10. これと同程度に複雑な作業の安全性を、それが実行されるまでの間に維持することが非常に困難なことは明白である。テロ組織が、標的とする国や都市に比べて監視の目が弱いと思われる脆弱な、破綻しつつある若しくは破綻した、または実体のない国や都市で兵器を製造するのはこうした理由からとも考えられる。航空輸送は危険が高いが、標的とする国への海上輸送が行われれば、テロ組織に運が味方する場合もある。米の海上コンテナ安全対策(CSI)は、忙しい港で一つ一つのコンテナを徹底的に検査することは不可能なことを証明した数多くある具体例の一つだ。トラックの越境輸送が行われれば、必要な運はいくぶん少なくてすむかもしれない。さらに、広く入手できるが放射能が強い物質を使用する「ダーティー・ボム」(以下で詳述)よりも核兵器の方が、放射能探知をごまかしやすい。

4.11. **核兵器と核物質の入手可能性:「管理のずさんな核(ルース・ニューク)」** ある状況の下では、テロ組織が完全に組み立てられた核兵器を入手することも不可能ではない。これは、内部の政治情勢、文民・軍事行政機関の腐敗の度合い、警備体制への全般的な信頼性、核兵器および核物質の防護・管理手段などを含めた、問題となる核武装国の状況次第だ。しかし、実際には、エネルギー、軍事、科学目的のために世界中で貯蔵されている莫大な量の濃縮ウランおよびプルトニウムこそがより憂慮されるべきだ。

4.12. 高濃縮ウランと分離プルトニウムの世界の貯蔵量については、多くの見方がある。高濃縮ウランについては、軍事計画で1750～1850トン、民生用計画で20～50トンの範囲で、分離プルトニウムについては、軍事計画で155～260トン、民生用計画で165～230トンとなっている。これら軍사용物質の大半(90%以上)は米国とロシアが備蓄している。しかし、上述したように、わずか50キログラムの高濃縮ウランさえあればテロリストが広島型原爆と同等出力を持つ粗野な核爆発装置を製造できることを考慮すれば、残りの国に備蓄される比較的わずかな貯蔵量でさえ深刻な脅威となる。

4.13. これら膨大な量が備蓄されている核物質は、様々な計量管理制度を使用して保管されており、これらを備蓄し、強奪や犯罪分子への売渡から防護する体制は、決して信頼できるものとはいえない。一般的に最も安全と考えられているのは5NPT核兵器

国によって配備戦略戦力に搭載されている核弾頭や中央備蓄庫に保管されている核弾頭だ。戦術兵器は、軍隊の補給所に保管される場合には、安全とは言い切れない。5核兵器国が保有する兵器級ウランおよびプルトニウムは十分効果的に防護されていると考えられる。そこまでいかないのが、原子力発電所やその他の平和目的で使用される未照射の低濃縮ウランと民生用プルトニウムである。ウラン、プルトニウム、その他多くの放射性物質を含む照射済み核燃料は放射能レベルが高いため、不正な移送からは「自己防御」される。

4.14. NPTの枠外の核武装国が保有する軍事用核備蓄については判断が難しい。おそらく、インド、イスラエルにおいては、それなりに安全だろうが、パキスタンの状況には若干の不安がある。民生用核物質の安全性は国によって大きく異なり、最も安全なのは非核武装国のNATO・EU諸国、日本であろう。

4.15. 専門的技能の入手は、必要な核物質を獲得する能力と同じくらい不可欠だ。パキスタンのA.Q.カーン・ネットワーク、そして同ネットワークと関係を持つスイスのティナー家など、核知識を取引しようとする人物がいることは明らかだ。北朝鮮もその兵器関連の専門的技能を友好的な国の利用に供した。ソビエト連邦の崩壊以降、核の科学者や技術者の流出の可能性を食い止めようという国際的な取組は概ね成功していると判断されているが、この分野は引き続き嚴重な警戒が必要だ。

4.16. 「汚い爆弾(ダーティーボム)」 放射能兵器または「汚い爆弾」は放射性物質を分散させるために通常爆弾を使用する兵器であり、その設計、製造、運搬には高度な技能は必要ない。爆薬の量にもよるが、これを爆発させた場合にはかなりの局所的損害が生じるであろう。また、使用される放射性物質の性質と量にもよるが、広範囲の地域が長期間にわたり立ち入り禁止となるおそれがあり、放射能の除染には巨額の費用がかかろう。こうした攻撃から人々が受ける心理的影響は間違いなく甚大であり、これにより恐怖の蔓延というテロリストの本来の目的は達成されよう。

4.17. ごくわずかの放射性物質(キログラムではなくグラム単位)しか使用しないで汚い爆弾をつくることもできよう。放射性物質に対する防護措置や計量管理制度が厳格で

はない国は言うまでもないが、さらに、世界中の何万もの病院や研究所には潜在的な放射線源が極めて広範に蓄えられている。(厳しく防護され、取り扱いが危険で、隠すのが難しいが、特に使用済燃料棒の形で高レベルの放射性物質が豊富にある)核燃料サイクル以外でも、民生分野では放射性物質は主に二つ利用方法があり、一つは様々な病気の診断と治療に使われる非密封放射性医薬品、もう一つは医療、農業、工業、産業および研究など幅広い用途で使用する密封線源である。

4.18. 世界中で使用されているこれらの放射線源の大半は放射能のレベルが比較的低く(煙探知機など)、安全を脅かすものではない。しかし一部の用途(放射線治療、医療器具の消毒など)にはより高いレベルの放射線源が求められ、高レベルの放射線源の紛失、盗難、放置など、深刻な放射線事故が多数発生している。例えば、ブラジルでは1987年に、放置されていたセシウム-137を用いる放射線治療装置の線源カプセルが建物解体中に突然破裂し、そのため数名が死亡し、11万2000人が放射線計測を受け、家屋85棟が汚染し、さらに、3500立方メートルの廃棄物を生んだ広範囲な徐染が必要となった。またアルゼンチンでは最近、石油掘削作業拠点において武装した二人の男がたった一人の警備員を突破して地下貯蔵庫に侵入し、セシウム-137の小型容器を強奪した事件が報告された。

4.19. 汚い爆弾の使用を企てるテロリストにとって不都合な点を一つあげれば、汚い爆弾は入手、組立て、爆発が核兵器より容易かも知れないが、放射線物質の探知を避けながらの輸送、配置が難しいことだろう。世界の主要な港および空港の多くに放射線探知機器が導入されるなど、米露が先導する核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブの支援の下で、世界中で放射線物質および核物質を探知する方策を改善するための重要な取組が行われている。とはいえ、リトビネンコ氏殺害事件で同位体を使用されたことから明らかなように、特定の物質については、小さな遮蔽容器に収容されれば効果的に探知するのが不可能になる。

4.20. **サイバー攻撃** 放射能兵器または完全な核兵器の製造や爆発が、核テロリスト志望者の唯一可能な攻撃手段の目録というわけではない。核武装国の指揮統制セン

ターへのサイバー攻撃も重大な脅威として認識されなければならない。もちろん、政府はかかる脅威の予測や防御のための多大な努力を続けている。だが、熟練のテロリストにとって、敵の取組や手段を逆手にして敵をひっくり返す柔術は、常に大きな魅力だ。そして誇張されることもあるが決して非現実的ではない危険として、核攻撃があったと誤解させたり、攻撃開始の指令信号をでっちあげたり、利用できる政府ウェブサイトには虚偽の犯行声明を投稿したり、虚偽の情報を使って政府内および政府間の緊急通信（緊張事態や不測の事態に対処するために政府間で構築されたホットラインも含む）を妨害または改ざんしたり、さらには実際に核弾頭が発射された場合には、災害救済活動を大規模に妨害したりすることなどが挙げられる。

4.21. 核兵器の指揮統制は、サイバー戦争に対して固有の弱点を持つ。つまり、指揮統制機能が攻撃を受けた場合でも、国は核兵器を発射する能力を維持していなければならない、そのため今度は機動性と冗長性、すなわち複数の場所に核兵器を分散すること、が要求される。何らかの形でインターネットに接続されるすべてのコンピューターは、もともと侵入や遠隔制御の影響を受けやすい。閉鎖系ネットワークで稼働するコンピューターも、権限昇格、ノートブックのローミング、無線接続ポイント、ソフトウェアおよびハードウェアに組み込まれたコード、メンテナンス用エントリー・ポイントなど、ハッカーが駆使する様々な方法によって危険に晒される。過去に、軍事ネットワークに侵入するために複数の攻撃がなされたことが知られている。例えば、ハッカーは、かつて米海軍が水中の潜水艦に核兵器の発射許可を送信するために使用した超低周波に障害を生じさせる攻撃を試みた。こうした試みが将来、絶対に成功しないと想定することはできない。

4.22. この問題が持つ重要性を反映して、国連総会は2008年12月に、情報通信管理の専門家による政府間パネルの設立を承認した。このパネルは2010年に国連総会第一委員会に対し報告書を提出する予定だ。

核テロ攻撃の危険を見極める

4.23. 関連する膨大な種類の要因を踏まえれば、テロ組織が核兵器またはより容易に製造・運搬可能な放射能兵器を入手し、使用する可能性や、それが何時頃までに起きるかを正確に推測するのは事実上不可能である。

4.24. 最も悲観的かつ頻繁に引用される推測はハーバード大学のグラハム・アリソン教授によるもので、同氏は1990年代中頃から、核による大規模なテロ行為が近い将来、場合によっては「10年後」または「今後10年以内に」発生する可能性が、どちらかと言えばおそらくあり、または、少なくとも大いにありうると主張し続けている。アリソン教授の主張はロスアラモス国立研究所のジークフリード・ヘッカー元研究所所長のような影響力を持つ聡明な人物達から支持されており、ヘッカー氏は「テロリストが、単純だが壊滅的な破壊力を持つ核兵器を製造するのは困難ではあるが決して不可能ではなく、そうした核兵器はトラック、船または軽飛行機で意図する標的に運搬される可能性が高いというのが核兵器専門家の大方一致した意見である。」と述べている。

4.25. その他の者は、「テロ組織が原子爆弾を入手できる可能性はほぼ皆無で、その確率は100万分の1よりはるかに少ないだろう」と結論したジョン・ムーラー氏を含めてもっと懐疑的である。一方、キャス・サンスティーン氏は中立的な立場を取っており、一年の内にテロリストが核兵器または大規模な生物兵器による攻撃を行う確率が10万分の1だとしたら、その危険が発生する確率は10年間で1万分の1、20年間では5千分の1となり、その確率は「あまり慰めにならない」と述べている。

4.26. 大規模な核テロ攻撃が発生する確率を信憑性のある数値的解析により評価しようという試みは明らかにむなしい作業だ。とはいえども、確率が明白に低いことが、懸念材料が全くないことを意味するわけではない。世界的金融危機の結果、「ブラックスワン」、「ファットテール」、「ロングテール」などの様々な名称で呼ばれている、殆どありえないと言われてきたが実際に起きた出来事のことを、我々は現在、良く知っている。核テロ攻撃の場合、実際にことが起きればその結末はあまりにも破滅的であるため、考え得る実行可能なすべての予防措置を講じなければならない。その際には、テロ攻撃が起きる

可能性を分析しているもう1人のアナリスト、マイケル・レヴィ氏の次の結論を想起することが有益である。「テロ攻撃に対する防御は毎回成功しなければならないが、テロ攻撃自体は1回成功すればよいというのはよく言われていることである。これは一連の企てという観点からみれば真理ではあるが、一つの企てのみを見ればこの論理が逆転する。つまり、テロリストはすべての段階で成功しなければならないが、防御は1回成功すればよいのである。」

4.27. 核を用いたテロ行為の脅威への対応策は第13章に詳述されている。

第5章. 原子力の平和利用に伴う危険

民生用原子力カルネッサンスの見通し

5.1. 現在、各国政府は自国の発電能力における原子力の役割を再検討している。これは、エネルギー需要の増大、温室効果ガス排出削減への圧力、化石燃料価格の上昇、さらに改善が期待される原子力の経済性、そしてエネルギーの安定供給の追求によるものである。一般市民の原子力に対する反対の声は依然として大きいが、しかしそれは変化しつつある。世界の原子力産業に見込まれる著しい成長を実現するためには、長い準備期間を要し、政治的そして能力的な制約もあるため、その見通しについて正確な数字を入手するのは困難である。しかし、民間産業部門で計画されている成長のごく一部でも実現すれば、世界の核の不拡散規制に影響が及ぶ。

5.2. 現在、世界の30カ国と台湾で合計436基の発電用原子炉が稼働しており、これらの合計電気出力は370ギガワット(GW)強となる。原子力発電所の平均電気出力は約1ギガワットであるので、2007年、これらの原子力発電所で合計2兆6080億キロワット／時(kWh)の電力を発電した。これは世界の電力供給の約15%に相当する。世界原子力協会(WNA)は、現在の発電量である370ギガワットを基に2060年度までの世界の原子力発電の出力を計算すると、最低でも1130ギガワット、そして最大3500ギガワットまで拡大する可能性があると予測している。2100年の上限予測は1万1000Gギガワットであり、アジアが最も急激に成長するとされている。

5.3. WNAによると、現在原子力発電施設を持っていない約30カ国で原子力発電が真剣に検討されているという。現在、世界では既に40基以上の原子炉が建設中で、2030年までに130基以上の稼働が計画されている。さらに、その先には200基以上の建設が計画されており、世界の原子力産業の未来図は遠大だ。既に原子力発電を導入している国は、古い原子炉の交換だけでなく、出力の増強も模索している。さらに新たに

25カ国が原子力を自国の発電容量の一部にすることを検討するか、または既に決定している。

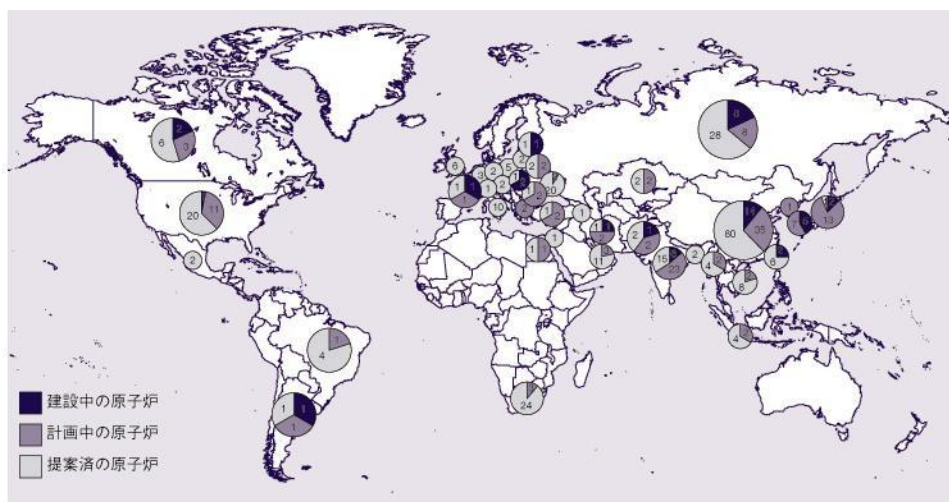
5.4. これらの新規導入国は、数が多いにもかかわらず、当面の間は原子力発電容量の拡大に大きく寄与するとは考えられない。その拡大の殆どは、原子力発電技術を既に十分確立した国によってもたらされる。原子力の拡大の80%が既に原子力を使用している国によるものと予測されている。2020年までに新規導入国が世界の原子力発電容量に占める割合は、わずか5%程度に留まる見込みだ。

5.5. 2020年までに新規に原子力発電能力を最も伸ばすのは、中国、ロシア、インドである。しかし、世界の原子力発電容量の50%を生み出している米国、フランス、日本は、その優位性を保つであろう。原子力発電所を持たない国のうち原子力発電を計画または承認しているのはベトナム、トルコ、インドネシア、ベラルーシとアラブ首長国連邦であるが、インドネシアにおいては世論の反対が計画の進展を阻む可能性がある。現在、原子力発電能力を有していない国で今後原子力発電の利用を検討し、またはその意図を示している国はタイ、バングラデシュ、バーレーン、エジプト、ガーナ、グルジア、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リビア、マレーシア、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、フィリピン、カタール、サウジアラビア、ウガンダ、ベネズエラとイエメンである。

5.6. 世界の原子力業界の技術能力が原子力の急速な拡大に対する大きな制約となっている。原子力発電の需要増加につれ、人材、巨大な鍛造物、その他の原子炉部品の供給が制約となり、それが悪化しそうである。原子炉の冷却ポンプ、発電機および計装制御設備等の主要構成部品の製作は長い準備期間を必要とし、これらの調達と製造に最大6年間もかかる。原子力施設の設計、建設、そして運転のための能力を持つ人材を発掘することも、現存の従業員が定年を迎え、原子力関連分野の学位取得者数が減少する現状において、ますます困難になっている。政府と政府間の原子力機関は、学生を原子力関連の分野に奨励し、原子力研究・開発を支援する措置を導入したが、発電用原子炉の技能と力量の維持は産業界に依拠するところが大きい。

BOX 5-1

計画、申請、建設中の原子炉 2009年



出典：データは世界原子力協会（WNA）より入手、2009年7月

5.7. その他の重大な制約には、特に新規参入国の自国の原子力計画に融資する能力、そして原子力発電技術を開発し、その安全な実現のために必要な規制基盤と技術基盤を開発し、融資する能力が含まれる。確立された原子力とその産業から規制能力や有効な輸出管理能力の発達を促す支援を増大するための豊富な基盤がある。しかし、国際金融危機後の現在の経済状況において、これらの高価な措置に出資する財力は決して確実なものではない。

5.8. 仮に最高の経済状況にあったとしても、新規の原子力発電所は、天然ガス、石炭や石油を含むその他のベースロード発電選択肢に対し、依然として競争力を持っていない。これは、現行水準で世界の電力生産総量の約15%を占める原子力発電の世界のエネルギー供給に対する貢献も盛り込んだ上でのことかもしれないが、炭素税や二酸化炭素の排出制限が導入されれば原子力の経済性がより好転する可能性もある。発電所の建設費用は引き続き非常に高く、建設が予定されている大半の原子力発電所が100%の政府融資保証、または非常に高い助成金への依存を必要としている。非常に

少数意見ではあるが、一部の専門家は費用面での競争力の欠如を理由に原子力発電が後退するとの見通しを立てている。

原子力の拡大に伴う拡散の危険を見極める

5.9. 原子力カルネッサンスに伴う核拡散の危険は、主に以下の三つの要因によって決まる。すなわち、原子力の拡大が既存または新規の導入国のどちらで生じるか、原子力を初めて獲得する国の戦略地政学的な状況がどうか、そして獲得する原子力技術の性質は何かである。

5.10. 発電用原子炉数の世界的な増加が核拡散の危険を高めるか否かについては意見が異なる。一部には、原子炉の増加数が十倍に至らなかったとしても核拡散に多大な影響が生じるという議論もある。彼らは、最大の問題はどんな障害があろうとも核兵器計画を開発しようと決意している「ならず者国家」の存在であり、そのような国の数はここ10～15年の間さほど増加していないと考えられている。他方、米国の政策に影響力を持つ関係者は、「原子力発電の世界的な広がり、とりわけ第三世界の国々における増加が必然的に核拡散の危険を高める」ことを懸念している。

5.11. 原子炉自体、特に標準的な軽水炉(LWR)については、使用済み燃料の同位体の組成と使用済み燃料集合体からのプルトニウムの分離が難しいことから兵器級核分裂性物質を簡単に生産できず、拡散の危険が高いとはみなされていない。原子力の拡大に伴う拡散の最大の危険として一般的に考えられるのは、主にウラン濃縮または使用済み核燃料の再処理という、機微核技術(SNT)が非核兵器国に普及することである。SNTの拡散自体が既に問題となり得、原子力施設が適切に防護されていない場合には、テロリストが核分裂性物質を入手する危険が高まる。

5.12. 原子力発電の新規導入を目指している諸国は、アフリカ、中東、東南アジアに集中している。これらはすべて、程度の違いはあるが国内情勢が不安定な地域にある。中東は戦略的に不安定でイランのウラン濃縮計画による直接的な影響を受けている。一方、東南アジア諸国は、北朝鮮の核の脅威と直接的な関係はないとはいえ、それでも

ビルマ(ミャンマー)のような強硬な政治体制に対する拡散の意図の可能性も含め、平壤の核の野心に歯止めが効かない場合には、東アジアの戦略環境が悪化し、これらの諸国の安全保障が影響を受けることとなろう。これら三つの地域のすべての諸国には、エネルギー需要の増大や、輸出用の化石燃料の保存を含め、原子力発電を開発しようとする正当な理由があり、多くの場合、イランや北朝鮮の問題が発生する前から原子力発電の導入に関心があった。重要なことに、ベトナムとインドネシアは、バーレーンおよびアラブ首長国連邦と同様、ウラン濃縮能力を開発しない意向を示している。

5.13. 米国とアラブ首長国連邦間の協定(アラブ首長国連邦はウランの濃縮や再処理といったSNT開発を行わないことに合意している)は、ゴールドスタンダードであるが、域内で原子力発電を熱望するヨルダンをはじめとした他の国が、必ずしもこの手本に従っているわけではない。一部の供給国が原子力協力に対して規制緩和論者のアプローチをとるような場合には、特に新規導入国における民生原子力部門の拡大に伴う拡散の危険を取り除くために求められるであろうより強固な国際供給規則に抵抗するために、供給政策の最良の試みを追求したい供給国や企業に圧力が加わることになる。

5.14. ブラジルは商業用ウラン濃縮工場の開発を計画している。現時点でそうした計画がある国は他にないが、アルゼンチンと南アフリカは将来的には同様の開発を行う権利があると主張している。インドは商業用再処理工場の増設を発表しているが、米国が、当初グローバル原子力パートナーシップ(GNEP)の下で国内事業として計画していた商業用再処理工場を取り止めたため、現時点ではそのような事業を計画している国は他にない。

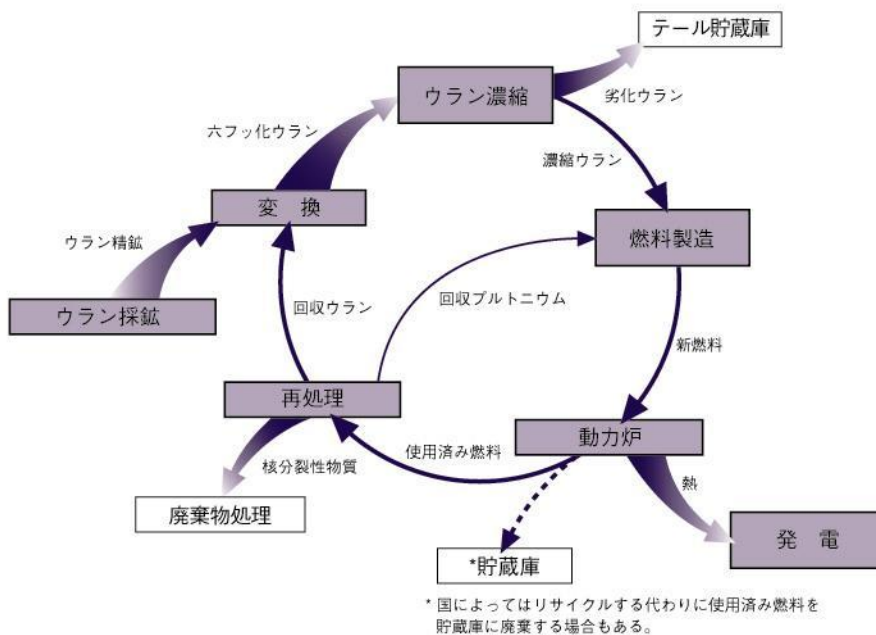
5.15. 北朝鮮やイランの例からも今非常に明らかなように、最も基本的な原子力基盤と専門知識を確立することですら、その後に民生用原子力技術を開発する権利を装って核拡散に、またはその方向に進む能力を含意する完全な核燃料サイクルを追求する予兆となることを理解することが重要だ。最近の幾つかの原子力協力協定を「原爆誘発装置」とまで呼ぶ声も一部にある。

5.16. いわゆる「ルネッサンス」が伴う核拡散の危険を緩和するために、政策立案者と産業界にとって誰でも思い浮かぶ技術的、商業的、政治的な3つの戦略がある。技術的解決策(第14章で検討)には、兵器級核分裂物質の製造により適さない、またはその入手を難しくする原子炉の開発が含まれる。商業的解決策には、すぐに使える原子炉を販売する契約方式から原子炉の運転、管理および運転の権限を与えない建設—管理—運転(BOO)方式の契約への変更、または不拡散の最低限の要件に関する規定を供給契約に盛り込むことなどが挙げられよう。

5.17. 政治的解決策には、原子力供給国が2国間協定を通じてその遵守を原子力供給の条件にすることにより、IAEA追加議定書の普遍化を達成するための努力を強化することなどが含まれる。更なる措置としては、面倒な手続きまたは政治的な介入から開放された燃料供給の確実な保証を与えることや、核燃料サイクルの機微な段階を多国間管理の下に置くことが含まれる。しかし、これは核燃料サイクルの多国間管理化への圧力によって、逆に、一部の国が機微な核技術を開発するための企てを急に早める可能性もある。これらの問題は第14章および第15章で検討する。

BOX 5-2

核燃料サイクル: 専門家でない読者でも知っておく必要がある基本用語



A. 核物質

ウラン

ウランは自然界に存在する。これを原子炉の燃料として使用するためには、ウラン含有率がわずか0.1%あるいはそれ以下のウラン鉱石を採掘し、そして精製し、化学処理することによって純度を高めた「イエローケーキ」と呼ばれる酸化ウランを生成する。イエローケーキは、二酸化ウランに変換され、重水炉等の一部の原子炉の燃料として使用される(下記の重水炉の項目を参照)こともあるが、大抵の場合、六フッ化ウラン(UF₆)ガスに変換され、その後ウラン-235が濃縮される。最終的には、二酸化ウランをペレット状に焼き固めたセラミックスを金属チューブに入れ、核燃料集合体を組立てる。

「濃縮」とはウラン-235の比率を高め、ウラン-238の比率を下げることである。天然のウランは主にこれら2種類の同位体から構成されているが、核分裂——すなわち中性子を原子核に衝突させて原子核を分裂させ、熱と放射線放出を起こす過程——が可能なのはウラン-235のみである。「同位体」とは、同一元素で、化学的性質は同じだが原子の質量が相互に異なるものである。言い換えれば、原子核の中性子数は異なるが原子番号、すなわち原子核の陽子数が同じ原子。

低濃縮ウラン(LEU)は、核分裂で発生する熱によって上記を発生させ、タービンを駆動して発電

する発電用原子炉の核燃料として広く使われている。これは、ウラン-235濃度を天然組成の0.7%から3～5%まで高められたものである。

高濃縮ウラン(HEU)とは、保障措置上の目的からウラン-235の比率を20%以上に高めたものと定義される。兵器級ウランとは、一般的にウラン235が90%以上に濃縮されたものを指す。

プルトニウム

プルトニウムは自然界には極わずかしか存在せず、基本的には人工元素である。プルトニウムは、原子炉の運転副産物として、核分裂時に放出される中性子の一部がウラン-238に吸収されることで生成される。生成されるプルトニウムの一部はそれ自体が核分裂性であるが、使用済燃料集合体には様々なプルトニウム同位体(プルトニウム-239、-240、-241を含む)が一定の割合で含まれるので、これを抽出することで核燃料として使用することができる。

標準的な軽水炉の場合、通常、使用済燃料に含まれるプルトニウムは、その60～70%がプルトニウム-239であり、これは原子炉級と呼ばれている。一方、重水炉は兵器級の純度のプルトニウム-239を生成することができる(しかし、この濃度を達成するための要件である短時間の照射では発電効率が悪い)。兵器級プルトニウムは、プルトニウム-239の比率が93%以上のものを指す。

核分裂性物質

通常は高濃縮ウラン(HEU)と分離プルトニウム、すなわち再処理によって使用済燃料から分離されたプルトニウムのことを指す。

B. ウラン濃縮の方法

主に以下の4種類がある。

(1) **ガス遠心分離法**: UF₆ガスを一連の回転する円筒に注入する。遠心力によって重い分子(ウラン-238を含む)は円筒の外側へ引き寄せられ、軽いウラン-235を含む分子は中心に残る。標準的な遠心分離法はHEUを生成するために容易に調整することができ、そのような調整を隠匿することもできる。

(2) **ガス放散法**: ウラン-235と-238を含むUF₆ガスは圧縮され、半透過性の管に送り込まれる。軽い分子は重いものより早く動くので、ウラン-235でできた分子はウラン-238でできたものより早く管を通り抜ける。

(3) **電磁濃縮**: ウラン-235および238同位体が磁場を通過する際に異なる軌道を描くという性質を利用して分離、捕集する。

(4) **レーザー**: 特定の波長のレーザーを使用してウラン-235原子を励起させ、ウラン-238から分離する(またはその逆)。

C. 原子炉

主に2種類の核分裂炉がある。すなわち、広く普及している熱中性子炉と現在は限られた数しか

ないが、将来は重要になると予測される高速中性子炉である。

(1) 熱中性子炉 これは中性子を吸収することなく減速させる物質、すなわち減速材によって、中性子が核分裂を引き起こすのに最適な速度の「熱中性子」にまで減速させる原子炉である。主な減速材は軽水、重水、黒鉛である。

軽水炉：現在最も一般的に稼働している原子炉。軽水炉は普通の水を冷却材と減速材として使う。軽水は、比較的減速効率が低い減速材であるため、この型の原子炉には燃料として低濃縮ウランを使う必要がある。核不拡散の観点からは次の2つの理由により、重水炉より軽水炉の方が好ましい。まず、副産物のプルトニウムを抽出するために核燃料を取り出す必要があり、このため原子炉を停止しなければならない。これは容易に探知することができる。次に、高濃度のプルトニウム-239を生成することが難しい点がある理由として挙げられる。

重水炉：この原子炉は高濃度の重水素（原子核内に陽子の他に中性子を含む水素。デュートリウムとも呼ばれる）が含まれる水を冷却材および減速材として使う。これによって濃縮されていない天然のウランを燃料として使用できる。重水炉は大量のプルトニウムを生成し、商業用とは異なる運転モードによって兵器級濃度のプルトニウム-239を製造することができる。

黒鉛ガス冷却炉：この原子炉は、二酸化炭素またはヘリウムガスを冷却材に、そして黒鉛を減速材として使用し、天然または低濃縮ウランでも稼働できる。例としては初期の「マグノックス炉」、現在英国で使用されている改良型ガス冷却炉、そしてドイツが設計し、現在南アフリカと中国で開発中の「ペブルベッド炉」がある。

(2) 高速中性子炉 高エネルギー（高速）中性子を使って核分裂を引き起こす。減速材を使わない代わりに、核分裂性物質の濃度が高い燃料（通常、プルトニウムの含有量が20～30%）を使用する。冷却材には中性子を吸収しない、または減速させない物質である溶融した金属（現時点ではナトリウム）またはガス（ヘリウム）が使われる。重要なことは、高エネルギー中性子の使用によって、大量にあるウラン同位体のウラン238をプルトニウムに転換することである。高速中性子炉は3つの形態で稼働できる。

プルトニウム燃焼炉（専焼炉）：この原子炉は、プルトニウムの消費量が生成量よりも多い。

平衡モード（Equilibrium mode）：この原子炉では、プルトニウムの生産量と消費量がほぼ等しい。

プルトニウム増殖炉：この原子炉は、他の原子炉に燃料を供給するためプルトニウムを余分に生成する。

増殖炉と平衡モードの原子炉は、いったん起動すると必要な核分裂物質を自ら生成できるという点で自立型の原子炉であり、唯一必要なのは、天然あるいは劣化ウランといった「核分裂性同位体に転換可能な」物質を追加することである。

第3部:

対応策を策定する

第6章. 核軍縮：ゼロを想定可能にする

核兵器を非正当化する

6.1. 核兵器数を最小化し、究極的に廃絶することを望むならば、核兵器の役割と有用性への考え方を転換することが極めて重要だ。それは、核兵器が戦略的に中心的な役割を占める地位から、その役割を非常に周辺的なもの、そして最終的には全く望まれないだけでなく不必要なものへと、漸進的に核兵器を非正当化することである。このプロセスは、既に相当程度始まっており、1996年に国際司法裁判所が出した「一般に、核兵器の威嚇またはその使用は、武力紛争時に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則および規則に反する」との勧告的意見によって、勢いがついた。これは、新しく始めるということではなく、過去数十年、特に冷戦終了後から、国際制度において顕著だった特に3つの課題と動向を取り上げて、前に進めていくということだ。

6.2. 第一に、現在において、核兵器は、戦闘の道具としてほとんどまたは全く役に立たないことは広く認識されている。核時代の初期には、軍事的先進国は核兵器を、その異常な効率性にもかかわらず、通常兵器の一形態として、大抵の緊急事態に使用できるものとみていたかもしれない。しかし今は違う。核兵器は立ち入ることが不可能な土地と長期にわたる環境破壊をもたらすことから、領土取得の合理的な手段としては使えない。また、アフガニスタンやコンゴなどでの紛争や、非国家主体のテロリストに対するような、国際社会がしばしば巻き込まれる現代式の紛争に核兵器を用いるのは馬鹿げている。先進的な軍隊は、スマート・サンクションにみられるように、事態の悪化を生み出す最大の要因を標的にすることを目標とし、巻き添えによる被害と民間人の死亡をできるだけ減らすことに益々力を入れており、そうした世界では、核兵器は精緻さを欠く。今日の戦争で選ばれる兵器は、命中精度と効果の双方に優れていなければならない。

6.3. 次に、核兵器の保有はともかくとして、その実際の使用は厳しいタブーとなっていることだ。このように無差別で不釣り合いな破壊力を持つ核兵器の使用には、実際の

な制約のみならず、重大な規範的制約がある。今日このタブーは、特に民主主義国家において非常に強く、タブーが破られる可能性が考えられるのは、国の存亡そのものを真に危うくするような脅威に直面しているときだけだ。自国民、同盟国およびより広範な国際社会の支持に依存する者にとって、核兵器は本質的にそれ自体がその使用をちゅうちょさせるものだ。これまで核兵器を使いそうになった国は、その意味合いを考えてたじろぐのが常だった。決してハト派ではなかったジョン・フォスター・ダレスは、朝鮮、ベトナムおよび台湾海峡の危機における核兵器の使用についての検討に関与した後、使用すれば「確実に同盟国の支持を失い」、「今日の国際世論から完全に見放されるだろう」との結論に達した。

6.4. 第三に、核兵器を非正当化するためによってたつ基盤がある。それはこの10年間に失われた機運の回復であり、一から始まるものとは違う。現代の世界における核弾頭保有総数は2万3千発を超えており、その破壊力は2300MT（TNT百万トン分）、広島型原爆の約15万個分に相当するという驚愕すべき大きさだ。しかし、より驚かされるのは、冷戦の絶頂期には、世界には実に約7万発の核弾頭が存在し、ピーク時における破壊力の累積は、約2万5千MT、または広島型爆弾約160万個分に相当したということだ。冷戦が収まるにしたがって、国際緊張が緩和し、核軍備管理条約が調印され、大国の核保有量は着実な縮小への過程に入り、核兵器はすべての種類、特により短い射程のものについて、廃棄が進んだ。ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナ、ブラジル、アルゼンチンなどの核兵器保有の選択肢を持つ国は、核兵器保有を追求しないことを決定し、南アフリカはその核能力を放棄した。核兵器の政治的役割をどうとらえようとも、大国の安全保障政策において核兵器はもはや最高の地位を占めなくなっており、核兵器の使用が考え得る状況を巡る議論は、冷戦時代に比べてより曖昧で不確かなものになっている。

6.5. とはいえ、核兵器がさらに劇的に削減され、最終的に廃絶されるまでの道のりはまだまだ遠い。多くの政策立案者の安全保障に関する考えの中には、核兵器——そして特に戦争抑止手段として核兵器が有用であるとの認識——が、しぶとく生き残っている。また核兵器の存続は避けられないとする認識、特に核兵器の発明がなかったもの

にすることができない以上、核兵器が完全にこの世から消え去ることはありえないとする考えが世論に広く根付いている。このような認識を変えるためには、その認識と真正面から取り組まなければならない、その際には、反対論の持つ重みを単に無視するのではなく、理解し、尊重しなければならない。

6.6. 本報告書の基本的な命題は、これまでの章で詳述した核の世界に伴う危険は長期的に受け入れられず、その危険を絶つためには保有される核兵器を廃絶することが求められるということだ。この理屈を直ちに否定する者はほとんどいないといえ、核兵器を保有する国や核兵器による保証に依存する同盟国のいずれも、そのような長期的な危険を認識しながらも、同時に核軍縮のプロセスが自国の安全保障に及ぼす短期的な影響を恐れていることも明らかだ。核軍縮のために必要となるコミットメントは、誤った理論にとらわれて、根拠のない心配に悩んでいるとして核武装国とその同盟国を非難し、彼らの安全保障に関する懸念を無視しているように思われることでは得られない。これらの国が核軍縮と安全保障は両立することを納得する必要がある。

6.7. 核兵器廃絶を提唱する人々は、核廃絶へのプロセスを扱いやすいいくつかの段階に分けて、核兵器廃絶は未知の世界への急激な進展になるという見方に反論する必要がある。それが本報告書のアプローチであり、おそらく一部の人には慎重すぎるかもしれないが、現実的である。核兵器廃絶を実現可能にするために協力しなければならない国は多様で数も非常に多く、そのための課題は極めて複雑なため、漸進的に進めるほかに方法はない。他の公共政策の場合と同様に、ここでも、惰性が標準となり、大きな変化はまれで、そして大きな変化を支えていくのは極めて難しくなりがちだ。漸進的アプローチに対する現実的な選択肢は、より急激な変化を起こすことなく、むしろ停滞状態を維持することしかない。しかし、何もしないという選択肢はない。

6.8. 1996年に核兵器廃絶に関するキャンベラ委員会は、極めて明確で平易な言葉を用いて、軍縮に向けた行動のための論拠を示した。それは、その後も言い回しにわずかな違いはあるが、国際的な議論の場で何度も繰り返されてきた。対処すべき多くの利

益や懸念があり、以下で述べるような比較検討を要する議論もある。しかし、肝心なことは次のとおりである。

核兵器を持つ国があるかぎり、他の国々も持ちたいと思う。そのような兵器が存在するかぎり、偶発的に、間違っ、または意図的に使用されることはないと思ふることなどできない。そしてそのような兵器がいかなる形であつても使用されれば、世界は破滅に瀕するであろうことを我々は知つてゐる。

抑止を再考する

6.9. 抑止力としての核兵器の効用は、様々な形で、また異なる論旨で、繰返し議論されている。以下の段落では、主に抑止を根拠として核兵器保有を主張する議論と、これに対して時間をかけて大幅に核兵器の役割を低下させ、最終的に核兵器を廃絶することを提唱する側が何を言えるかを概説する。

6.10. 「核兵器は大国間の戦争を抑止してきたし、今後も抑止するだろう。」1945年以降、大国間で紛争が発生していないのは核戦争の恐怖が少なくともその一因であるという、ほとんど普遍的に共有されている見解に異議を唱えるのは難しい。敵対する側が持つ核兵器は一見して常に相手側に警戒を強制する。そして確かに、冷戦時、米ソ間においては(そして、1999年に起こった流血を伴うカーギル紛争は止められなかったとはいえ、1998年以降のインド・パキスタン間にも同様であるが)、互いに尊重する中で核兵器は注意深く取り扱われていたと多少なりともみられる。とはいえ、これまで明らかに準備された戦争計画がどの様なものであれ、米国の指導者についてもそうであるが、ソ連の指導者が、ある時点で実際に戦争を始める決心をしたが、相手国が核兵器を保有しているという事実によって思い止まったという見方を裏付ける明確な証拠がある訳ではない。また核兵器が注意深く扱われたといつても、冷戦時代に両陣営で数多くの誤認警報があつた。技術的な誤動作、作戦上の緊張、あるいは決定を下す者の誤った判断によって核戦争が起きなかったのは、相当程度、全くの幸運によるとみるべきだ。

6.11. この点に関して特に示唆に富んでいるのは、1962年のキューバ危機発生時にキューバとその近海の潜水艦に配備されたソ連の核兵器に関する情報で、現在公開されているが、当時、米国の司令官達はその核兵器に気づいていなかった。そのとき核発射統制装置(Permissive Action Links: PAL)がない戦術核兵器が既にキューバに配備されており、もし米国がキューバに侵攻していたら(「海上封鎖」が失敗していたらその年の11月初めに米国は侵攻していただろう)、その戦術核兵器は使用されていたであろう。特にグアタナモ海軍基地が事前に標的となっていた。多くのSS-4・SS-5中距離弾道ミサイルのための核弾頭がすでに現場に配置されていたので、核弾頭をミサイルに装備して発射するまでに数時間もかからなかったろう。そんな状況を知らなかった米国が、もしキューバを爆撃か侵攻していたならば、「使うか失うか」の原則に従って、それらのミサイルが発射されることは十分に起こりうることだった。そのころ、ソ連の潜水艦が、「海上封鎖」の一環として米国海軍の練習用水中爆雷の標的とされていた。指揮権者との通信を遮断された潜水艦は、海面に浮上するか核魚雷を使用するかの決定を迫られた。委任による使用権限の発動は潜水艦の3人の司令官の共同決定を条件としていた。投票の結果は1人が反対し、1人が賛成した。

6.12. とはいえ、仮に核抑止が、二つの超大国の間の戦争を阻止した直接の要因であり、また、より小さな紛争の原因の一部にもなっていないと結論づけたとしても、現在のそれぞれの核武装国において事故あるいは誤った判断が生じるのを回避できるかどうかという点で、冷戦時のような幸運が永久に続くかどうかで確信できるだろうか。これまでとおそらく同じように、核時代の好ましい効用が今後もいつまでも続いて、大変な事態が発生することはないといえるだろうか。

6.13. 核兵器に本来備わるこのような危険の他に、核拡散を促す追加的な危険(以下で検討する)とそれに伴う更なる脅威に直面することを考えた場合、核兵器を保有する国はもう一つの疑問に答えなければならない。核武装国が核兵器による保証を維持したいとする、他の核武装国からの脅威とは実際にはどういうものか。米国、中国、ロシア、フランス、英国、イスラエル、さらにインド、パキスタンといった国が、現在と将来において、お互いに、核兵器のタブーを犯すことを正当化してまで大規模な侵攻を仕掛けることを

実際に決断する、あるいはそのように威嚇する現実の可能性はどの程度あるのか。皮肉と言わざるを得ないのは、抑止は、理論的には国際の安全を害することを阻止する必要がほとんどない主体に対しては依然有効であっても、その必要が最も高い国際テロリストなどの主体に対してはほとんど有効でないことだ。

6.14. 仮に核兵器の保有が、核兵器を使用する意図を持った他国に対して抑止力としての効用をある程度持ち続けるとしても、それだけで核兵器廃絶に反対するということには決してならない。核保有のための議論は循環論の性格を持つためである。核兵器に残された唯一の軍事的効用が他国の核兵器使用を防ぐことであれば、そのような効用は核兵器が存続していることを前提とするもので、仮に核兵器が廃絶すればその効用も消滅する。

6.15. 「核兵器は通常兵器による大規模な攻撃を抑止する。」米国、ロシア、中国、英国、フランス、インド、パキスタン、北朝鮮が大規模な攻撃を受けなかった理由は、核兵器や核爆発装置の保有以外の要因によって説明できる。第二次大戦による荒廃と、それ以降のほとんどの戦争において侵略国が敗北している事実から、国家や社会は教訓を得ている。戦争にかかる莫大な費用と戦争を始めることによるすべての潜在的利益を比較考慮する必要がある。グローバル化の中で経済的相互依存関係、特に金融面の相互依存関係が深化し、どの国も他国が孤立することによる影響を受けやすくなっており、領土侵略の代償が劇的に高くなっている。その正否を証明することは困難だが、核兵器が無い状況で大規模な紛争が生じる可能性が高まるということはないだろう。大国間の対立が全面的な紛争に発展する事態を回避するという、経済的、政治的、軍事的に強い誘因が依然としてあるだろう。

6.16. とはいえ、米国その他の政府高官から核兵器のない世界というビジョンを真剣に追求するとの声が最近になって高まる中、ロシア、中国などの国々は、そのような世界が通常戦力おける米国の優位性を際立たせることを危惧している。米国はロシアや中国に攻め入る意図も能力もないだろう。しかし、ロシアと中国の分析者は、米国政府が通常戦力を用いて近隣地域における彼らの利益を脅かすという最悪の事態を懸念す

る。根本的な安全保障のジレンマを解決し、核兵器以外の軍事力の均衡を図るための幅広い努力がなされなければ、米国、ロシア、中国が(核兵器廃絶はもとより)核兵器保有量を大幅に最小化することに合意できないことは明らかである。類似の考察は、パキスタンとインドの間においても、そしてイスラエルと北朝鮮についても重要となろう。本報告書で何度も述べることになるが、大規模な核軍縮には、核抑止に依存するすべての国の利益を形成する安全保障のジレンマの解決に進展が伴わなければならない。

6.17. 一部の小国は明らかに、核兵器保有が自国の安全保障や、体制変革の強制、さらにははるかに強大で、軍事力に優れ、核武装さえしている国に対する究極的な保証を与えると見ている。北朝鮮は、核兵器の照準をソウルや東京に合わせている限り、米国が平壤を攻撃することはないと見ているかもしれない。中東、東南アジア、コーカサス地方などについても同様の見方をしている国があると思われる。しかし、そのような考え方は、見た目ほど信用はできない。実際に使用できるとは思えない兵器、あるいはその使用は明らかな自殺行為になりうる兵器は信頼できる抑止力にはならない。それらの国はおそらく、想定される「体制変革」攻撃に直面して自国の核攻撃能力を曲がりなりにも無傷に保つために必要な、高価で洗練された早期警戒システムや残存性保証システム(ミサイル潜水艦など)を設置することはできないだろう。仮にそれらのシステムが使用できても、核兵器あるいは通常兵器による圧倒的な報復能力を持つ敵国にそれを行使すれば、自国の破滅を招くこととならざるをえないだろう。

6.18. 「核兵器は化学兵器や生物兵器の攻撃を抑止する。」一部の核武装国は核兵器保有を必要とする理由として、化学兵器や生物兵器の脅威を挙げる。しかし、それらの兵器は核兵器の破壊力に遠く及ばない。化学兵器がそのような破壊力を持つことは永久にないし、生物兵器の場合も、より高い危険はあるが、近い将来にわたってそのような可能性は低い。確かにそれらの兵器の脅威に対しては効果的な軍事的抑止が必要となるが、そのような抑止としては、通常兵器による壊滅的な報復の可能性を示すことが最も有効だ。核兵器使用に伴う様々な負の代償を考慮すると、通常兵器による報復ではなく核兵器による報復が、釣り合いのとれた、必然性のある、したがって説得力のあ

る対抗措置になると言えるような規模での化学兵器あるいは生物兵器による攻撃のシナリオをもっともらしく描くのは極めて難しい。

6.19. 「核兵器はテロリストの攻撃を抑止する。」テロリズムを抑止できるか、あるいは単に予防ないし打破できるかどうかに関わりなく、またテロリスト自身が核兵器あるいは核爆発装置で威嚇し、あるいは実際に使用するかどうかにかかわらず、核兵器はテロリズムに対して戦略的にも、戦術的にも、政治的にも明らかに不要であり無用である。テロリストは一般的に、核兵器を使用するあるいは使用を威嚇する対象になるような、伝統的に考えられる、あるいは都合のよい場所を持たない(報復攻撃の標的となるような領土、産業、人口あるいは正規軍などが無い)。このような場合の軍事的な課題は、テロリストの脅威の所在を十分な精度と確度で特定し、それを攻撃することを正当化できるようにすることであろう。もし諜報活動が不完全で誤った目標に核攻撃がなされれば、激しい反発を受けることになるだろう。また、たとえ信頼できる諜報部門があったとしても、問題となる目標に核兵器以外の手段が使用できないような状況を想像するのは難しい。他国に核攻撃を行った場合、それがテロ行為に加担していることが明らかな国であっても、極めて深刻な政治的、戦略的、倫理的な問題を引き起こす。

6.20. 「同盟国を安心させるには拡大核抑止が必要。」この議論は、1992年に締結された独立国家共同体集団安全保障条約の下で、ロシアが同盟国に核の傘を提供した際にも用いられたが、1950年代に米国が欧州、アジア太平洋、中東で同盟ネットワークを構築した時の文脈で特に出てくる。これは、日本やオーストラリアを含む関係する同盟諸国が米国の核の傘によって守られるという想定の下に、特にこれら同盟諸国がそれぞれ自ら核兵器を保有しようとする誘惑を封じるための手段として構築され、現在まで続いている。このようなこともあって、欧州では、ドイツ、イタリア、スウェーデンが核兵器能力を持たないことを誓約している。

6.21. 予見しうる将来にわたり、米国が、想定される核攻撃あるいはその脅威から同盟国を守るために核抑止力をこれらの国に提供し続けることは疑いがないように思われる。この点は国際政治の他の主体にも十分に理解されており、これが核軍縮に向けた

更なる前進を不安定なものにしたり、あるいは本来阻止したりするものとみる必要はない。しかし、米国が核軍縮に向けて動く際には、同盟国と綿密な協議を維持し、米国の軍備縮小の結果として同盟国が核攻撃にさらされる危険が増すことがないことを再確認する必要がある。

6.22. 政策立案者が速やかな対応を迫られている問題に、「拡大抑止」を考える場合、米国の抑止態勢における核兵器の要素を化学兵器、生物兵器、通常兵器などの核兵器以外の種類の脅威に対して使えるようにすべきかどうか、そうではなくむしろそれらの脅威には完全に核兵器以外の措置で対処すべきかどうかという問題がある。本報告書の後段で述べるように、この問題については、同盟国はさておき、米国自身がまだ結論を出していない。この問題は、現在行われている核態勢見直しで取り上げられており、2010年の早い段階で大統領が決断する予定になっている。この見直しにおける重要な論点は、米国は、戦略的曖昧性という現在の核態勢を維持して、自国あるいは同盟国への安全保障上の脅威に対しては、いかなるものであっても核兵器を使用する可能性を残すのか、あるいは、むしろ核兵器の唯一の目的は、核兵器が存在する限り、他国が米国あるいはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止することであるとする宣言政策へ移行するのかわである。

6.23. これは複雑で微妙な問題だ。まず、核兵器のない世界を支持するすべての者にとっては、米国が、他の非核武装国とともに、すぐにでも明白な「唯一の目的」宣言を行うことには大変な期待がある。それは核軍縮に向けた大きな一歩となるもので、核武装国にとって核兵器は自国および同盟国の安全にとって、不可欠で、合法的な、かつ無制限の保証であり、彼らだけが核兵器を保有でき、他の国は獲得する権利がないという、核不拡散の大義に悪い影響を与える考え方を解消するであろう。

6.24. 他方、一部の米国の同盟国は、生物兵器、化学兵器、通常兵器も核兵器と同様に自国の存続を危険にさらすことがあり得るし、そのような危険が想定され得る限り米国の核の傘によって完全に守られなければならないと主張する。この主張の前提に十分な根拠があるとしたら、その結論は説得力がある。繰り返しになるが、そのような同盟

国は、米国が前に述べた方向に核戦略を変更する場合に容認できない危険にさらされないことについて強固な保証が与えられる必要があることは明らかだ。米国と国際社会のより多くの国々にとっての懸念は、十分な保証が得られなければ、少なくともこれらの一部の国が核抑止力を自ら構築しようとすることである。

6.25. そのような保証は与えられるはずである。以下の三つの点がその理由である。まず、「拡大抑止」は「拡大核抑止」を意味しなければならないわけではない。米国の通常戦力と関係するすべての同盟国の通常戦力が結びつけば、考え得るいかなる侵略者に対しても、核兵器が提供する抑止力と同等に信頼できる抑止力となる。確かに、現実の脅威がどのようなものであれ、同盟国はすべての能力を動員してそれに対峙できると十分に確信できなければならない。しかし、現在の同盟関係の基底にある強固に共有された価値観と利益を考慮すれば、同盟国を説得するのは難しくないだろう。もちろん、時間をかけて真にやるべきことは、東アジアを含む、潜在的に不安定な地域に、どの国であろうと不均衡な通常戦力（この章の前段で留意したように、このような不均衡は、核軍縮の初めの段階で他国の核軍縮にとってのあらゆる阻害要因を伴う）に依存する必要が無いような安定的で協力的な安全保障環境を創り出すことである。

6.26. 次に、核兵器は、究極的な抑止力としての効用を重視する人々が信じたがっているほど使い勝手のある兵器では決してないということだ。トルーマン、アイゼンハウアー、そしてケネディといった歴代の米大統領は、朝鮮戦争、台湾海峡危機、キューバ・ミサイル危機において核兵器を使用するとした軍の意見を退けた。そしてそれ以降、むしろ核兵器使用をタブー視する傾向が強まった。ヘンリー・キッシンジャーが最近、次のように述べているとおりである。「広島原爆投下以来、我々は核時代の基本的なジレンマと共にある。倫理的あるいは政治的にどのようにして近代兵器の破壊力を追求されるべき目標に関連づけるか。核兵器の使用は確実に、予測しうる外交政策目標とは釣り合わない膨大な犠牲者と破壊をもたらす。1950年代および1960年代の限定核戦争論や1970年代の全面戦争の『相互確証破壊』理論など、より微妙な差異を伴う核兵器の利用の試みは決して成功しなかった。」だからといって、同盟国を助けて敵国を抑止する必

要がなくなった訳ではない。それは単に、拡大抑止における核兵器の実際の役割が多くの人々が考えている以上により急激に縮小したことを意味するのだ。

6.27. 最後に、米国と、米国が核抑止力を提供するすべての同盟国は核兵器不拡散条約の下ですべての保有核兵器の廃絶を支持する義務を負うということである。あらゆる次元でNPTを再活性化しようと多大な努力が行われており、また様々な問題が核兵器の際立った役割を縮小すること(あるいは本報告書での用語を用いれば、核兵器の非正当化の努力の継続)にかかっている現在、拡大核抑止を巡る議論において国家安全保障政策における核兵器の役割が増大する方向にならないよう十分に注意する必要がある。今日、NATOや東アジアの同盟国には、核兵器での対抗が妥当と思われるような脅威は存在しない。これに逆らった提案を持ち出せば、欧州と東アジアにおける安全保障関係を改善する機会を失ってしまう。安全保障関係の改善はそれ自体が望ましいだけでなく、核兵器のない世界に向けて進展するための環境を整える上でも極めて重要である。

6.28. 「核軍縮に向けた大きな動きはすべて本質的に状況を不安定にする」勢力均衡に基づく安全保障体制(世界と一部の地域において良くも悪くも核兵器が力の均衡の中心的要素であると考えられる)から、協力と強固な国際機構に基づく安全保障体制への転換を急激に進めるためには、かつてないほどの信用と相互の信頼関係が必要となり、多くの不安定要因が伴うことは確実である。しかし、そのような急激な転換は、最も真摯に核軍縮を提唱する人々が提案しているものではない。必要なのは、核兵器の漸進的な非合法化であり、諸国が協力して安全保障政策における核兵器の役割を縮小し、まず核兵器の廃絶が見通せる最小化地点の達成を目指して、それから廃絶に向かうというもので、それぞれの段階に多年を要すると認識している。

6.29. 後の章では、これらの段階を通じて必要とされる措置の詳細を検討し、とりわけ核兵器の数が劇的に減っても、またその数に大きな不均衡があったとしても、そのこと自体が状況を不安定にしないということについて論じたい。当面の目的のためには、核抑止は、現実の世界でその効用を認めるか否かはさしおいても、長期的にこの世界にと

どまり続けることを述べておけば十分である。核廃絶の障害となる政治的、戦略的、心理的な要因等が排除できるまでは、他国による核兵器使用およびその威嚇を抑止するために十分な核兵器の数とその配備を維持することは、この議論においていかなる立場に与しようとも、政策立案者が受け入れなければならない現実だろう。自国（および同盟国）の安全保障環境において許されるとの絶対的な確信を持たずして核武装を解くことに同意する国はない。他のすべての核武装国が同じことをし、強固な検証体制と執行措置が整っていると十分確信できなければ、すべてではないがたいいていの核武装国は核兵器を廃棄しないという前提に立って進めなければならない。核軍縮劇の最後の幕はすべての核武装国を登場させて、緻密に演出しなければならない。

6.30. 最小化の段階で核廃絶の恐怖を引き合いに出して、大規模な核削減に異議を唱えようとする者もあるだろう。しかし、そのような抵抗は、分析的な根拠も、政治的な基盤も弱いものとなろう。本報告書では、国際社会が協力して、2025年までに、核兵器数が極めて低いレベルまで削減され、すべての核武装国が信頼できる形で核の先制不使用にコミットし、核兵器が国際安全保障環境の表舞台から舞台裏に退却するような段階に到達するよう提案する。しかし、以上のような状況においても、他の核武装国が自国あるいは同盟国が核攻撃の脅威の下にあると判断すれば、どのような宣言政策を採るにせよ核兵器を使用する可能性があるということが、引き続きすべての潜在的な核侵略国の計略の前提となることは否定できない。

核兵器保有を正当化する他の理由を再考する

6.31. 他にも、抑止力とは直接結びつかないが、積極的に核兵器保有を支持し、核兵器削減に抵抗する議論が提起されている。それらも取り上げる必要がある。

6.32. 「既に発明された核兵器をなかったものとすることはできないのだから、それを廃絶しようとする努力は無駄である。」いうまでもなく、既に発明されている核兵器は、人類の他の発明物と同様、もともとこの世に存在していなかったものとすることはできない。しかし、化学兵器や生物兵器のように、それを非合法化することは可能である。効果

的に廃絶するためには、本報告書の後段で詳述する二つの基本的な要件がある。まず、核の再軍備に向けた動きを探知し、迅速かつ効果的に対処することが可能な検証・執行措置が整備されていることであり、もう一つは、核兵器がなくとも自国の重大な利益を守れることを国が確信できることである。核兵器の場合このような要件を満たすのは極めて難しくなることは誰も否定しないが、核兵器製造の知識が無くならない事実をもって、核兵器廃絶を達成するために努力しなくて良いとする理由には決してならない。

6.33. 「核兵器は特別な地位と威信を与える。」過去にこの議論が説得力をもっていた点は認めるが、核兵器の獲得によって自然に政治的な威信を得るようになるとは、かつてほどには考えられなくなっているとも言える。また、今では精巧な情報技術など、より費用がかからない先端産業国と見なされるための他の指標があるため、かつてに比べ、核技術を持つことが先端産業国の証であるとするのは事実ではないように見られる。国連安全保障理事会の常任理事国がすべて核保有国であるのは事実だが、国連改革後に新たに常任理事国入りを目指す候補国のほとんどはそうではない。また、締約国の核兵器の獲得を明確に禁止するNPTの遵守は、制約要因として批判されるのではなく、名誉の印として認められる傾向にある。

6.34. 同様に今日では、核武装国の指導者達は、保有する核兵器を廃棄して国際的地位を失うのを恐れるとは滅多にいわなくなっている。とはいえ、ロシア、フランス、パキスタンなど、明らかにそれが重大な関心事項となっている国もあることは認めざるをえない。これらの国は、核兵器がない世界では、現在核兵器を保有していない他の国の重要性が相対的に高まると考えているようだ。これに対する反論は、核兵器の非合法化が進み、また核兵器保有がその他の国々にとって明確に許容できず、かつ安全保障の観点から明白に不必要とみなされるようになるにつれて、地位へのこだわりだけでは、核兵器の最小化と究極的廃絶に向けた動きを阻止する十分な根拠にはなりえなくなるだろうということだ。

6.35. 「核不拡散の推進に核軍縮は必要ではない。」長年にわたり、これが他国の核兵器保有を阻止したい(通常はそれなりの理由から)が、自身の核兵器を放棄するこ

との検討には乗り気ではなかった多くの核武装国の決まり文句となっていた。このような立場は、NPT第6条に定める核兵器国の義務を無視するだけではなく、二重基準と受け取られる立場を採ることによっては不拡散への支持を促進することはありませんという政治的かつ心理的な現実をも無視するものである。また、NPT体制の明確な強化、IAEAの役割の強化、CTBT発効の達成、効果的な兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉などの重要な分野においては、これらの5NPT核兵器国だけでなく、より幅広い多くの国々の支持がなければ何事も達成できない。核兵器を既に保有している国々は自国と同盟国の存亡に関わる潜在的な脅威を抑止するために核兵器を保有し続ける必要があるが、同様の潜在的な脅威に直面していると感じている他の国々はそのような抑止力の恩恵を得ずに自らを防衛しなければならないという主張には、誰も聞く耳を持たない。この時代にあって、真面目に取り上げられない議論だ。

6.36. 核拡散に伴う危険は本報告書の後段で扱う。しかし、抑止の問題の文脈では自明というべきであるが、核兵器を保有して、その使用の是非と使用する時期について情報収集や意思決定を行う主体の数が増えればそれだけ、間違いや見込み違いがあったり、危険を冒す可能性が高まったりする。冷戦時のような幸運が尽き果てる可能性は大幅に高くなるだろう。核兵器を保有する国の数が増えればそれだけ、これらの国の間の競争は、冷戦時の様な比較的単純な二大核兵器国間の膠着状態というわけには行かなくなる可能性が高まる。核拡散は本質的に状況を不安定にする。

6.37. 「核兵器は核武装国間の安全保障分野での他の協力を妨げない。」少なくとも現在の核戦力の配置と態勢が維持される限り、前の議論から派生するこの議論も同様に反論可能だ。テロリストや彼らを支援し匿う国に対する共同軍事作戦には明らかに高度の信頼と協力が必要だ。また、ミサイル発射の早期警戒体制と共同弾道ミサイル防衛システムの開発、原子力関連輸出やミサイル関連輸出の管理の強化、備蓄された核兵器と核物質の安全と説明責任の強化と、これらの検証可能な形での最終的な生産中止、核燃料サイクル構成要素の国際管理、機微な施設への相互アクセスの緩和といった措置にもそれが欠かせない。主要核武装国が依然、お互いを照準にした何千発の核弾頭を保有し、その内の2千発以上が危険性の高い警報即発射の警戒態勢にあり、かつこ

れらすべての核武装国がお互いに対する破壊的な攻撃が保証できることを確保するために戦略核戦力を近代化している状況において、控えめに言っても、そのような緊密な協力が可能であるとは想像しにくい。

6.38. 「核兵器は通常兵器より安くつく。」核戦力の費用は通常戦力の費用よりも大幅に低いという主張がよくある。特定の年度の軍事予算をみるとそれは嘘ではない。ロシアと米国を例にとると、支援体制を含めた戦略核戦力に当てられる予算は10～15%しかない。しかし、兵器システムの生産から廃棄までの全過程——戦略核戦力の場合に20年から30年あるいはそれ以上にも達する——で生じる費用、それに退役後に核弾頭内のウラニウムやプルトニウムを処分する費用は言うまでもなく、核兵器を安全に解体しまた活用するための費用を考慮すると、計算は大幅に変わってくる。さらに、財源を他の軍事的な課題や安全保障上の懸案の解決に当てずに核兵器を維持することに伴う機会費用も考慮すべき要因である（核保有に伴う危険はいかなる財政上の利点を帳消しにして余りあると考えられるという明白な論点はさておく）。多大な知的・技術的資産が他の現実にある重要な国際安全保障上の必要性に再配分できずに、核を巡る対立を支えるために固定されている。

6.39. 「核兵器関連機関は専門的技術の維持に必要である。」有り体にいえば、核兵器が廃絶されればそのような技術を維持する必要もほとんど無くなるという意味でこの議論は明らかに循環論の性格を持つ。しかし、公平性の観点から次の点を指摘しておきたい。最も楽観的な核軍縮の実施計画案でも、核兵器が完全に廃絶されるまでには長期間を要し、その間、関連する体制は専門的に維持管理される必要がある。最小化と廃絶のためのすべての過程を通じて有効な検証などの安全保障上の措置を確保するためには、高度な専門的技術が必要とされる。それに伴って、この分野の新規専門家を継続的に養成することが重要となる。このような現実を直視した上で、核兵器研究施設と関連支援設備の現在の役割が徐々に縮小するのに伴い、それらに重要な代替任務を与える措置を政府にとらせることが、これまでこれらの分野から発生し、大幅な核軍縮の実施を政治的に難しくしていた一部の利益集団による政治的圧力を鎮めるのに役立つだろう。

第7章. 核軍縮：ゼロに向けた二段階戦略

二段階アプローチが必要となる理由

7.1. 最も重要なのは、最終的な目標を忘れないで、強く意識し続けることであり、その目標は核兵器廃絶であり続けなければならないということだ。我々は、この目標を達成することができるかと確信しているが、同時にすべての核兵器を廃絶することは極めて複雑で困難な作業であることも理解している。最も生産的な方途は、「最小化」と「廃絶」の二段階の過程を経ることであり、まずは、世界中の核兵器の役割と数を、完全になくさないまでも、劇的に減らすことから始めるべきだ。廃絶に伴う検証や執行の問題の多くが解決されなくとも、最小化地点には辿り着くことができる。良くも悪くも核の戦争抑止効果に依存し、有権者が核軍縮に反感を抱いていたり懐疑的であったりする国であっても、核兵器が完全にはなくならない間に、核軍縮によって安全保障環境の安定が確保できるかどうかを見定める時間的猶予があると考えれば、核兵器を国際政治の表舞台から舞台裏へ退けることに同意してもらえる可能性が高い。

7.2. 本報告書では、最小化および廃絶の各過程において実現されるべききめ細かな措置として、包括的行動計画を提案する。この包括的行動計画は、2012年までの短期的行動計画、2025年までの中期的行動計画、そして2025年以降の長期的計画から構成される（Box 7-1, 第17章から第19章）。短期的・中期的計画においては核軍縮を優先するとしても、この第一段階の目標期限である2025年までに我々が「最小化地点」として言及する目標に達するのは容易ではない。この目標に至るためには、核弾頭総数、その使用のあり方を定める安全保障政策、必要な技術的基盤、そしてすべての不拡散の枠組みにおいて、様々な条件が満たされる必要がある。他のすべての核武装国とはまったく別の次元の問題ではあるが、米国とロシアの間においてでさえ、透明性の問題は深刻だ。何十年もの軍備管理交渉を経てもなお、両国は、それぞれの「戦術」核兵器の目録表もお互いに提示していない。これら核兵器のすべてが検証可能な形で示され

て、解体される方途がわかるようになるのは当分先の話だ。しかし、このような障害や不確実性にもかかわらず、最小化段階に特定の目標期限を定めることは概念的に可能であり、政策的にも意義があると思う。

7.3. 最小化段階において真の機運が生まれたとして、それがそのまま廃絶段階でも維持されることが期待でき、「核兵器の廃絶」を実現する具体的な期限を定められる、というように、今あるような世界と核兵器のない世界とを、まっすぐ伸びる切れ目のない線で結びつけられれば理想である。しかし、実際に、すべての核武装国が保有する核兵器をすべて放棄することに同意するためには、信頼という面で非常に大きな心理的障害を乗り越えなければならないということや、不確実性の非常に高い地政学上の条件や検証のための技術的要件を満たさなければならないことを認識する必要があり、撤廃に向けた具体的目標期限を定めても信頼できず、役に立たないであろう。

BOX 7-1

包括的行動計画：予定表



最小化段階

7.4. 最小化段階については、特定の目標期限を念頭に置きながら進めることが可能で、かつそうすべきである。その理由は、その成否が、核兵器の廃絶を非常に困難なものとしている現在の政治上、安全保障上の障害や、技術面の問題のすべてを除去できるか否かにはかかっていないためである。我々は、最小化段階の目標期限を、2010年NPT運用検討会議の15年後の2025年とした。この目標期限は、それまでに達成すべき事項の規模を考えれば確かに非常に野心的ではあるが、過去の核兵器や他の兵器

の軍備管理条約が、交渉を経て、署名に至るまでに平均3.5年弱しかかかっていない（条約の実施にはさらに時間がかかっているが）ことから考えれば、不可能というほど野心的ではなく、また、必要な政治的意思を高揚させようと努めている者を落胆させるほど遠くにあるものでもない。

7.5. 最小化段階の中心的目標は、大まかに言えば、1) 紛争を抑止し、他国への威圧に対する傘を提供し、地位や威信の源として考えられている核兵器の役割を国際政治の表舞台から舞台裏へ退けること、2) 核兵器の数を非常に少ない規模に減らすこと、3) 事故や権限を受けていない者によって、あるいは時間的制約の中での決定による「失わないための使用」によって、核兵器が使用される危険を最小化すること、4) これらの取組において、核武装国が容易に方針を転換できないように意味のある制約を設けること、5) 必要な不拡散の規制の強化と執行を大きく妨げてきた核兵器を「持つ国」と「持たざる国」の対立をなくすことに対する真の約束を明確に示すことである。

7.6. より具体的には、「最小化地点」は、遅くとも2025年までに達せられるよう努力されるべき地点で、核弾頭数、核政策、核戦力態勢に関する三つの特徴がその中核となる。以下の段落では、これらに対する本委員会の立場を概説する。第17章および第18章ではより詳細に関連する問題の複雑性を取り上げて、それぞれの目標をどのように、また、何時までに達成できるかを検討する。

7.7. ここで改めて強調すべきは、核軍縮と不拡散の二つの目標は切り離せない関係にあるということだ。我々が考案する最小化地点は、後の章で示される基本的な不拡散目標の達成なくして到達することはできない。そのような不拡散目標には、NPTの遵守、検証および執行を各種の重要な方法によって厳格化すること、イランおよび北朝鮮の核問題に関する現在の不確かな状況を打開すること、包括的核実験禁止条約の発効および効果的な兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉という不拡散・核軍縮に不可欠な二つの要素を実現することが含まれる。これらの目標の多くは2025年よりかなり早い段階で、できれば2012年（本行動計画において短期的目標期限とした年度）までにも達成することができるはずであり、その達成に向け、優先的に取り組むべきだ。

7.8. **核弾頭数** 最小化地点における決定的な特徴は(これだけではないが)、現存するすべての種類の核弾頭の数的大幅に削減することだ。戦略核だけでなく、すべての種類の核兵器を削減し、配備されたものだけでなく、備蓄されたものや解体されるのを待っているもの(しかし再搭載・再配備は可能)も削減する必要がある。この点で2025年までに達成されるべき、非常に野心的だが決して実現不可能ではない目標は、世界の核弾頭総数を2000発以下に削減することであり、これは、現存する2万3千発の90%以上の削減(冷戦の絶頂期に保有されていた7万発と比較すればさらに高い割合となる)を意味する。

7.9. このような削減目標の実現可能性を精査するにあたっては、核兵器の数を(運搬システムとは別に)どのように計算し、検証するのか、少ない数の核兵器でどのようにすれば核抑止の効果を維持できるのか(これは米露の政策立案者にとって特別な関心事項である)、核兵器数が少なくなった時に核武装国間の核兵器保有数の非対象性と均衡性の問題をどのように処理するのか(二大核兵器国が圧倒的に多くの核兵器を保有しているという現実を前提とする)、目標期限までの間に物理的に何発の核弾頭が廃棄できるのか、そしてその過程においてすべての必要な措置がとられる時期とその手順をどうするのか、といった多くの問題を検討しなければならない。また、多国間の核軍縮プロセスが進展するためには、交渉のための適切な枠組について早期に合意する必要がある。そのような枠組としては、すべての核武装国が参加し、そして核軍縮に関する議論が通常その作業計画に含まれるジュネーブ軍縮会議が最も適切であろう。

7.10. **核政策** 核武装国の間で核兵器の使用方法について合意するのは、劇的に少ない核弾頭数について合意するのと同様に非常に難しい。本報告書の第2章で検討したが、現在、核武装国の間には、国家安全保障政策、防衛政策、そして外交政策における核兵器の役割や、核兵器以外の脅威に対する報復措置として核兵器を用いることの是非(「先制不使用」と「唯一の目的」の問題)について共通の認識はない。5常任理事国の間に最低限のものとしてある合意は、せいぜいNPTの非核兵器国に対して核兵器を使用しない(消極的安全保証に関連)ということだけにすぎない。

7.11. 最小化段階において、できればその目標点の2025年よりももっと早い時期に、これらの問題について実質的な合意を達成すること、そして、以下に述べるとおり、政策宣言が事実の上でも信頼できるように実際の戦力態勢を変更することによって、そのような宣言を下支えすることが重要だ。本委員会は、少なくとも、すべての核武装国が、核兵器が完全に廃絶できるようになるまでは、核兵器を維持する唯一の目的は、自国またはその同盟国に対し他国が核兵器を使用することを抑止することであるという原則を明確に公約することが極めて重要であると信じる。また、このような「唯一の目的」の宣言が早期により厳格な「先制不使用」への明白な公約に移行することを望むが、過去にこうした公約が真剣に受け止められてこなかったという問題があることは認識している。また、すべての核武装国は、非核兵器国に対して明確で有意義な「消極的安全保証」を与えることが必要であると考える。

7.12. **核戦力態勢：配備と警戒態勢** 核政策宣言が真剣に受け入れられるためには、戦力態勢もそれに応じて変更しなければならない。戦力態勢とは、ここでは主に核兵器の配備場所と配備方法をどうするか、そして核兵器発射の即応性をどうするか、ということだ。基本的な目標は、武装解除型先制攻撃に対する残存能力を明白に示せる形で維持しつつ、核戦力を即時に使用できないことを確実にすることだ。この態勢の透明性が確保され、敵にも味方にも同様に十分周知され理解されることによって、安定性の最大化が図られる。

7.13. ここでの最も緊急性の高い問題は、米露が保有する極めて多くの核弾頭で、2千発以上が地上配備型ICBMとロシアの基地にある一部のSLBMに搭載され、今なお「警報即発射」(LOW)または「攻撃下発射」(LUA)態勢に置かれている。敵国の攻撃があると認められる情報を受けた場合には、これらの兵器はこの攻撃により破壊される可能性があることから、そのような事態を回避するために直ちに発射されなければならない、政治的指導者がそのための最終決定を下すために与えられた時間はたった数分しかない。

7.14. 潜水艦配備のミサイルに搭載された兵器については、元々明らかに残存性がある報復戦力として、敵の第一撃から無傷で生き残り、直ちに使用できる状態にしておかなければならないことはやむを得ないだろう（警報即発射態勢で配備されているものの瞬時の意思決定は必要としないが）。明らかに残存性のある兵器を持たない国は、「使うか失うか」という状況が認められた場合に、先制攻撃を検討する大きなインセンティブが働く。しかし、先制不使用に対する真の公約があるような世界では、今ある核兵器の圧倒的多数を実戦配備から解除できるだけでなく、少なくとも部分的に解体することもできるし、そうすることによって使用の決定から実際に使用するまでの時間が大幅に長くなるだろう。

7.15. 最小化と廃絶の両段階において、多くの要因が核戦力態勢に関する意思決定に影響を与える。ミサイル防衛システムの有効性や宇宙への兵器配備の可能性といった問題、また、特に重要な通常戦力配備における大きな不均衡といった問題をどのように見るかという要因がその例であり、このことは認識すべきだ。ここでも、主要国間において、あからさまに競合するのではなく、テロリストや無法な国の問題に取り組むための共通の基盤を見つけ、そして、お互いに最悪の事態のみを想定して戦力態勢を決めていると仮定せずに、協力していける環境を築いていくことが不可欠である。このようにより大きな文脈の中で互いの信頼を築かなければ、現状を大きく変えることはできない。

廃絶段階

7.16. 廃絶を達成する期日を定めることによって、多種多様な政治的困難、安全保障上の障害や技術的問題を乗り越えようとする強い政治的意思が生まれると判断できるのなら、本委員会としてそのような期日を定めるであろう。しかし、数量化することがほとんど不可能な多様な要因が関係する期日を算出することは困難である。またそれとはまったく別の話として、そのような期日を設けることによって、かえって批評家に容易に危機感を煽られ、核の危険の最小化に向けた措置の進展が妨げられ、核の危険を最小化し、最終的に廃除するのが困難になるのではないかと考える。そのような措置は、核抑

止のない危険な未知の世界への飛躍といった誤った言い方ではなく、その措置自体が持つ真価に基づいて検討されるべきである。

7.17. しかし我々が強く信じるのは、こうした見晴らしの良い地点（バンテージポイント）に到達するために必要な多くの措置に対する政治的な支持を確立することに貢献し、核戦争の危険を排除するという最終目標を忘れないためには、核兵器のない世界という目標を到達可能なものとして高く掲げなければならないということだ。米国の四人の政治家が「見晴らしの良い地点」あるいは「ベースキャンプ」と呼ぶ地点（本報告書に云う「最小化地点」と本質的に同じ）から山頂までの道のりは長いかもしれないが、その山頂が、霧に覆い隠されないで、目標として光り輝いていることが重要だ。つまり、国々が廃絶への最後の一步を踏み出すことを受け入れられるようにするためには、様々な条件が満たされる必要があるが、そのような条件を、現在わかり得る限り、一定の具体性を持って詳細に説明する必要があるということだ。我々はこれを第19章で試みた。我々が示す最小の規模で世界の安全を維持できるようになれば、世界は、これらの条件を今よりももっと明確に定義し、容易に満たすことができるであろう。仮に廃絶段階が何十年も先になろうとも、これから何年もかかる変革の機運を醸成し、維持していく努力のために動機と根拠を与えていく上で、今から詳細な分析や国際的な議論を始めるのは時期尚早とは言えない。

核軍縮戦略全体への勧告

1. 核軍縮は、遅くとも2025年までに達成されるべき「最小化」と、その後可能な限り早期に達成されるべき「廃絶」という二段階の過程として追求されるべき。短期的行動計画(2012年まで)、中期的行動計画(2025年まで)、長期的行動計画(2025年以降)はこのような目的を反映すべき。[7.1-5; 第17章,第18章,第19章参照]
2. 短期的努力と中期的努力では、核兵器の全般的な非正当化を達成することと、以下を特徴とする「最小化地点」を、可能な限り早期にかつ遅くとも2025年までに達成することに焦点をあてるべき。
 - (a) 低い核兵器数:世界の核弾頭数を2000発以下(現在の核弾頭保有量の10%以下)に
 - (b) 合意された核政策:すべての核武装国が核兵器の先制不使用を公約
 - (c) 信頼できる核戦力態勢:この核政策を反映した検証可能な配備と警戒態勢 [7.6-15;第6章(非正当化について)および第17章と第18章]
3. ゼロを達成するための目標期日を、現時点で確実に特定することはできないが、最小化地点から廃絶に移行するために必要な条件についての分析と議論は直ちに開始すべき。[7.15-16;第19章]

第8章. 核不拡散：需要と供給を抑える

核兵器の需要を制限する

8.1. 新たな国が核武装国となることに伴う世界にとっての危険については第3章で詳しく述べた。これらの危険性に対処するためには、補完的な二つの広範な戦略を推進しなければならない。供給面での課題は、必要な物質や技術の入手を阻止するための各種政策を通じて、各国による兵器の購入や製造を可能な限り困難にすることである。これらの戦略については本章後半で要約しており、後の章でも更に詳しく取り上げている。本章が焦点を当てる需要面での課題は(さまざまな意味で、これを正しく理解することはさらに重要である)、各国に対し、そもそも核兵器は必要ではなく、手に入れたいものでもないのだと説得することである。

8.2. **各国が核兵器を獲得してこなかった理由** 実際にほとんどの国は、さらなる制約や説得がなくても、核兵器を保有していない状態に満足している。今後も核兵器獲得の需要が限られるであろう理由はいくつもあり、相互に補強しあう傾向にある。これらの理由は、規範的、実際の、政治的なものに大別できる。

8.3. **規範的な判断**(ただ単に、正しいことを行うことや、そのようにみなされることに対する関心)を国際情勢においては決して過小評価してはならない。一般的にほとんどの国は、基本的な統治原理として、条約上の義務を遵守することに対する強い責任感を持っている。この責任感をこの場合において強化するのが、核兵器不拡散条約 (NPT) の特に強い規範力である。NPTは、核兵器は端的にいつて不正であるという原則、すなわちその獲得は禁止されており、使用は許されず、無期限の継続的な保有は容認できないということ(一部の核兵器国はこのことを改めて指摘されたくはないだろうが)を前提としている。これに関しては、NPTの規範力が維持されることが極めて重要である。すな

わち、本報告書全体を通じて強く主張しているように、NPTの軍縮条項が真剣に受け止められ、不拡散条項が実際に強固で効果的であるように絶えず気を配ることが重要だ。

8.4. *実際の現実としては、第一に、世界の独立国194カ国は、ほとんどの場合、財政的・技術的・人的資源に欠けるため、核兵器計画を検討することさえできないのだ。しかしそれ以上に、実際問題として、ほとんどの国はそうする必要を感じたことがない。なぜなら、そうした国が近隣諸国による安全保障上の懸念を抱いていようといまいと、直接的な核の脅威や、核兵器保有により抑止できると考えられるような自国の存亡にかかわる他の脅威を感じていないからだ。*

8.5. *核または自国の存亡にかかわる他の脅威のおそれがあると思われる事態に直面し、核兵器の獲得を検討する必要性をこれまでに実際に感じており、獲得する能力もあったが、同盟国の提供する「拡大抑止」の傘により、この点で安全保障上の実際の必要性が満たされてきたため、核兵器を獲得しないことを選択した重要な諸国がある。第3章で述べたとおり、特に欧州や北東アジアの諸国が過去数十年間にわたり、自国が核攻撃に対し極めて脆弱だと認識しながらも核兵器の選択を捨てることを受け入れてきた主な理由は、米国の核の傘が提供する拡大抑止であったことは間違いない。また、第6章で論じているとおり、核兵器の需要の抑制においては、こうした拡大抑止力の恩恵を受けている同盟国が、自国の安全保障が保証されていることを確信していることが引き続き極めて重要になる(これは必ずしも、非核兵器の脅威に対して核兵器による対抗措置が利用可能であるべきということではない。核兵器の役割の縮小と制限は核軍縮への道における極めて重要な一歩である)。*

8.6. *少なくとも一部諸国が核兵器獲得を自制してきたもうひとつの実際的な判断は、こうした諸国は、自国による核兵器の獲得はその地域内の他国の核兵器獲得を促すおそれがあると考えたことである。そうなれば、得られた戦略的優位は消滅してしまう可能性があるのみならず、概して近隣地域はより危険な状態に陥ることとなる。*

8.7. *政治的な判断(規範的および実際的な判断と関連していることが多い)も、国内外の双方で重要性を持つ。一部諸国(特に、広島と長崎の恐ろしい記憶がいまだに強*

く残る日本)にとっては、国内世論が核兵器に強く反対しているため、それを無視することはまず考えられない。

8.8. 高い地位や威信が、核兵器の保有に関係し、また、核兵器獲得の意欲を高める重要な要素(安全保障理事会の5常任理事国すべてが核兵器保有国であることは偶然ではないと考えられていることも事実だ)であるという国際社会の伝統的な見方があるが、それにもかかわらず、現在、国際社会においては、この分野で自制することや、さらには、核に関して国際社会の良き一員になると明白に約束することが、少なくとも同等、あるいはそれ以上の政治的尊敬を得ることになることが明らかになりつつある。例えば、ブラジル、メキシコ、南アフリカ、ナイジェリア、ドイツ、日本など、再編された安全保障理事会の常任理事国入りを真剣に目指している国のほとんどは、核兵器獲得への動きが常任理事国入りに何ら役立つとは考えていない。また、G20が真に重要な世界的政策決定フォーラムとして出現したことで、核兵器保有と真の制度的権限の行使との間の過去数十年にわたる結びつきはさらに弱まった。

8.9. **なぜ核兵器を獲得すべきではないのか** しかし、ある国が核兵器を持っている限り、他の国も同じ道を歩みたいという誘惑にかられる。こうした国の核兵器に対する需要を制限することは次のことを意味する。すなわち、各国がなぜ核兵器を必要とするのか、あるいは手に入れたいと思うのかを理解すること、各国の懸念に客観的に合理的かつ正当な根拠があるかどうかを評価すること、そうした根拠がある懸念に対しては可能な限り対応すること、そしてそうした根拠がないと思われる懸念に対しては、拡散国を目指す国が拡散の道を進んでも状況は好転せず、著しく悪化するということをきちんと説得することだ。

8.10. 安全保障上の正当な懸念への必要な対応は状況により異なり、正当な懸念と必要な対応の双方の選択肢を個別に評価することが求められる。後者には、紛争の予防と解決のための外交努力やその他の支援、積極的安全保証(ある国が攻撃を受けた場合には、同盟国や地域的機関により、あるいは国連安全保障理事会への即時付託に

より、その国は支援されるという保証)、そして消極的安全保証(一般的には不介入の保証、または第17章で論じているとおり、具体的には核兵器の不使用)が含まれる。

8.11. 武装解除を説得することに関連して第6章で既に述べたとおり、展開されるべき主な主張は、以下のように要約できよう。ある主張は他の主張より説得力があり、どのような否定命題においてもそうであるように、いずれも簡単には証明できない。しかし、すべての主張が合わされば、核兵器の保有に伴う内在的な危険(物理的なものや評判に関わるもの)が考慮される場合には特に、説得力を持つことになる。

8.12. *核戦争に勝利はない* 軍司令官の間では今や、核兵器は戦闘手段としては事実上役に立たないというのがほぼ一般に正しいとされている通念となっている。核兵器の利用は、通常兵器と同じように計算し、管理することはできないうえ、核兵器は標的の精緻な設定ができず、報復による損害も甚大になりやすく、そして「勝利」が意味のあるものをもたらす見込みはない。

8.13. *核兵器は通常兵器による大規模な攻撃の防止や打破のために不可欠なものではない* 今日、相互依存が地球規模で深化している世界において侵略戦争を行えば、それによる不利益の危険性は、想像しうるほぼすべての利益を帳消ししてあまりあると考えられている。依然として攻撃に対する脆弱性を感じている国の安全保障上の懸念は、積極的安全保証、および通常戦力の均衡をはかる措置、そして緊張状態を発生させる問題の解決に向けた真剣な取組によって、より効果的に対処することができる。

8.14. *核兵器は生物・化学兵器による攻撃の抑止のために不可欠なものではない* 生物・化学兵器の潜在的破壊力は核兵器と同等ではなく、必要とされる軍事的な抑止力としては、通常兵器による壊滅的な報復の可能性を示すことで十分である。

8.15. *核兵器は強制的な体制変革に対する防護を保証できない* こうした攻撃から免れるために少量の核兵器に依存する国の体制は大きく間違っている。核兵器あるいは通常兵器による圧倒的な報復能力を持つ敵に対して、核兵器を先制攻撃として、あるいはその他の防衛措置として実際に使用すれば、自国の完全な破滅を招くこととならざ

るを得ない。さらには、自国の核攻撃能力を無傷に保つために必要となる高性能で高価な防衛体制を構築できない限り、使用できる兵器は実際には何もないことになる。

8.16. *核兵器は通常戦力よりも安価な安全保障手段ではない* 既に確立した核戦力は、それに匹敵する通常戦力の組み合わせよりも年間維持費が少ないかもしれないが、安全な解体と処分の費用を含む兵器システムの全過程で生じる費用を考慮した場合、この計算は変わってくる。

兵器・物質・技術の供給を制限する

8.17. 潜在的な拡散国への兵器・物質・技術の供給を停止、または少なくとも大幅に制限するために必要な措置については、本報告書の後の部分で幅広く論じている。どの措置も重要だが、いずれも、攻撃に対する脆弱性を感じている国の正当な安全保障上の懸念に対処するための需要面の戦略(上述の積極的安全保証および第17章で論じている核兵器の不使用に関する消極的安全保証の双方がこの点において最も重要な手段である)から孤立して推進されるべきではない。また、本報告書の主題を繰り返して述べれば、核兵器を保有する国が確実に軍縮に向けて前進することを確保するための重要な取組が同時に行われなければ、供給面の措置のための強い牽引力は得られそうにない。供給面の主な戦略をさし当たって簡潔に要約すれば、以下のとおりとなるであろう。

8.18. *核兵器不拡散条約を強化する* ここで必要とされる不拡散(軍縮とは区別される)上の重要な措置は、第9章で詳細に論じているとおり、保障措置・検証、遵守・執行および条約の規定をより有効なものとし、国際原子力機関の関連する制度的機能を強化することだ。

8.19. *NPT 枠外における不拡散の規則を強化する* 第10章で論じるとおり、これは、原子力供給国グループ(NSG)や拡散に対する安全保障構想(PSI)といった非公式の枠組など、NPT締約国であることを前提としない、拡散に関連する多様な制度や取決め

を適切に支援し、そして必要な場合には強化することを意味する。また、NPT非締約国を同等の義務と約束の枠組に取り込む方法を見つけだすことも意味する。

8.20. **核実験を禁止する** これに関しては、第11章で論じるとおり、条約の発効を実現させ、1998年以降概ね遵守されている非公式の核実験モラトリアムが維持されることを保証することが不可欠だ。

8.21. **核分裂性物質の使用を制限する** これに関する直近の優先事項は、第12章で論じるとおり、兵器用の高濃縮ウランおよびプルトニウムを新たに生産することを検証可能な形で禁止する条約を交渉し発効させることだ。

8.22. **管理があまい兵器・物質を防護する** テロ対策に関連して第13章で論じるとおり、これに関する目標は(ただし、基本的な不拡散の目標にも当てはまることである)、危険な核兵器・核物質・核技術を盗難等の不正な入手から防護するための協調的脅威削減プログラムおよびその他のプログラムを、全世界を網羅する形で可能な限り早期に完全に実施することだ。

8.23. **原子力を管理する** ここでの目標は、第14章および第15章で論じるとおり、燃料サイクルに関する多国間の取決め、拡散抵抗技術、および民生用原子力の拡大に伴う拡散の危険性を軽減するためのその他の措置を漸進的に進めていくことだ。

不拡散戦略全体への勧告

4. 核不拡散のための取組は、需要(核兵器は国の安全保障やその他の利益を向上させるものではないとの説得を行う)と供給(核兵器を購入し、または製造することを可能な限り困難にするような多種多様な措置(後の勧告の中で取り上げられる)を維持し、強化することを通じたもの)の両側面に焦点を当てるべき。[8.9–16; 第9章から第15章も参照]

第9章. 核兵器不拡散条約を強化する

保障措置と検証を改善する

9.1. 核兵器不拡散条約(NPT)非核兵器国は、NPT第3条の下で、原子力を平和利用から核兵器または他の核爆発装置へ転用しないという義務を負っている。この義務の履行の検証を可能にするため、これらの国は国際原子力機関(IAEA)と保障措置協定を締結することを義務づけられている。転用が探知される可能性と転用についての時宜を得た注意を喚起することで、保障措置は転用を阻止することにおいて重要な役割を担っており、国際社会による介入を可能にしている。保障措置制度の信頼性は、検証能力と検証の結果に基づく執行措置への信用にかかっている。これらの問題とこれらに密接に関連するIAEAの制度的有効性の問題につき、引き続き以下に論じる。

9.2. **従来の保障措置** 標準的な包括的保障措置協定(かつて「フルスコープ」と呼ばれていたもの)では、非核兵器国に対し、すべての核物質および原子力施設についてIAEAに申告し、計量管理記録を維持し、変動を報告することを義務づけている。これに対しIAEAは、当該国による申告・記録・報告の正確性を確認するため、原子力施設における査察その他の検証活動(監視カメラの設置、封印の取付け、環境サンプリングなど)を実施する。

9.3. この「従来の」保障措置制度は主に、**申告済みの核物質および原子力活動の検証**に焦点を当てていた。ほとんどの国は申告済みの施設と無関係に燃料サイクル能力を開発する資源が無いうえ、いずれにせよそのような開発は直ちに探知可能であるため、実際に拡散が発生した場合には、申告済みの施設からの核物質の転用を伴う可能性が高いと考えられていた。1990年代初頭のイラクによる秘密裏の核計画や、イラン、リビア、シリアにおける検証の明らかな失敗は、この考え方にはもはや根拠がないことを証明した。

9.4. それ以降、IAEAとそれを支持する国々は、未申告の原子力活動の探知に必要な技術力と法的権限の確立に特に力を注ぎ、保障措置制度の強化に取り組んできた。こうした取組の中核を成すのが、原子力計画に対するIAEAの知識と理解を深めることができるような情報の収集と分析を伴った情報の効果的な利用、そして情報の分析から生じる疑問点の解消などを目的とする原子力施設や関連する場所へのより広範なアクセス権限の付与だ。

9.5. IAEAの技術的手腕は向上しているが、他の助けを得ずに未申告の原子力活動が発見できるとは考えられない。IAEA加盟国は、機器や探知技術（センサーや衛星画像など）の開発および訓練などに不可欠な支援を提供してきた。しかし、情報共有の分野においてさらに多くの支援が必要だ。国は、機密情報（「国の検証技術手段」）や原子力関連輸出品（輸出された品目と輸出を拒否された品目の双方を網羅する）に関する情報など、充実した情報を持っている。また、例えば、怪しいと合理的に判断できるような供給の問い合わせを受ける可能性のある企業も、時として相当の情報を持っている。未申告の原子力活動を探知する、あるいはそのような活動がないことを確実に保証するためには、そうした企業間やIAEAと国との間で積極的な連携が必要であり、そのような連携を関連する業界とも可能な限り行うべきである。

9.6. **追加議定書** 保障措置を強化するための取組を支えるのが追加議定書だ。追加議定書は保障措置協定を補完する（任意の）法的文書で、1997年に導入され、より広範な（例えば原子力関連の製造活動や輸出入品についての）情報に対するIAEAの権限と、査察官のより広範な（情報分析から生じる「疑問と不一致」を調査するための、原子力施設とその関連施設、そして国内のあらゆる場所に対する）アクセス権限を確立するものだ。相当の原子力活動を行うNPT非核兵器国62カ国のうち、45カ国が追加議定書を批准しているほか、11カ国が追加議定書を署名あるいはIAEA理事会による追加議定書の承認を受けており、以上を合わせると上記NPT非核兵器国全体の90%を占める。

9.7. このように多くの国が追加議定書を受け入れている事実は、包括的保障措置協定と追加議定書の組み合わせがNPT保障措置の現代の基準であることを示している。

しかし、深く憂慮すべきは、相当の原子力活動を行うNPT非核兵器国6カ国（アルゼンチン、ブラジル、北朝鮮、エジプト、シリア、ベネズエラ）がいまだに追加議定書を受け入れておらず、またイランは、2003年12月から「暫定的」に追加議定書を適用したが、2005年以降、追加議定書の下での協力を中断していることだ。本委員会は、追加議定書の普遍化を進めるため、すべての国が、輸出相手国による追加議定書の締結を原子力関連輸出の条件とすべきだと信じている。

9.8. 「兵器化」活動 この問題に関しては、核分裂性物質の獲得以外に、核兵器または核爆発装置の製造に必要となる可能性がある各種原子力活動を調査するIAEAの権限が極めて重要となる。例えば、核分裂性物質の金属状態や特殊形状への加工、高性能爆縮レンズ・高エネルギー電子部品・高出力中性子発生装置の開発、爆縮実験、そして兵器化にとって重要な、ベリリウム・ポロニウム・トリチウム・ガリウムといった特定の非核物質の獲得といった活動が挙げられる。こうした活動の多くは汎用性を持ちうるため、IAEAの調査の対象とすべきかについては議論がある。伝統的に考えれば、IAEAは核物質との「結びつき」がある活動のみを調査できる。問題は、十分な結びつきとは何かだ。兵器化活動は、実際に核物質の転用がなかったとしても、その意図があることを意味するため、これが、転用に対する時宜を得た注意を喚起するという、NPTの下でのIAEAの責任の範囲にあることは明らかだ。以下に論じるとおり、この分野におけるIAEAの権限の限界について疑問の余地がある限り、その疑問にIAEAとその加盟国が対処し、解決のために必要な措置を講じるべきだ。

9.9. 「追加議定書プラス」 この種の懸念を受け、報告とアクセス権限の双方をさらに強化することによって、現行の追加議定書は恩恵を受けるという考えが示されている。IAEAに提供すべき情報について、追加議定書は、多様な専門家による作業部会の助言に基づきIAEA理事会がその技術的な附属書を改正できると規定している。ここで重要なのは、関連汎用品目を記載すること、そして各国に輸出拒否および輸出許可の事由についてIAEAに報告するようにすることだ。アクセス権限の強化については、より短い期間での事前通告と、特定個人からの聞き取りの権限の問題などがある。なお、この権限については、既にIAEA憲章が規定しているという有力な議論もあるが、疑問の余

地がないようにすべきだ。少なくとも、追加議定書の附属書はここで述べた趣旨に沿って改正されるべきであり、違反があった場合には強化された追加議定書が適用されるべきであり、必要な場合は安全保障理事会がその権限を与えるべきだ。

9.10. **文化を変える** 保障措置を効果的に強化するためには、正規の法改正以上のことが必要だ。国とIAEAの双方の側で、態度や振舞を変えること、つまり文化を変えろというようなことが必要となる。取り組むべき重要な分野は、協力に対する各国の態度だ。国が保障措置を強制ととらえ、最低限の協力しか提供しないというのは、もはや適切ではない。保障措置は非常に重要な国際的な信頼醸成措置である。IAEAがより質の高い結論（未申告の原子力活動がないこと）を導き出すことが期待されている今、IAEAに対する国の協力や透明性はさらに重要となる。IAEAは、関心のある場所や人物へのアクセスを含むより広範な情報を必要とする。国がアクセスを拒否すれば、何かを隠しているのではないかという疑いが国際的に高まるだけだ。国は、不拡散に対する自国の公約を国際社会に証明するために利用できる仕組みとして保障措置をとらえる必要がある。

9.11. 保障措置は、機械的に適用される制度から情報に基づいて適用される制度に移行してきたが、情報の利用方法においても文化の変革が求められる。情報共有はますます重要となっている。このためには国が、機密情報を含む情報をIAEAと共有することにより積極的になるのみならず、IAEA自身による情報共有（IAEAの情報処理過程のさらなる透明化と、IAEAに提供された情報を秘密扱いとする長年の慣行の見直し）も必要だ。化学兵器禁止条約やCTBTなど、より近年に成立した条約では相当量の情報が締結国と共有されているが、IAEAのこの慣行とは大きく異なる。

9.12. IAEA保障措置は、国家間の透明性を向上する信頼醸成措置によって補完される必要があるかもしれない。こうした措置は、特定の地域で重要な役割をもちうる。そのような措置として、共同の原子力計画や、アルゼンチン・ブラジル核物質計量管理機構（ABACC）といった二国間または地域の保障措置の取決めなどが挙げられよう。

保障措置と検証に関する勧告

5. すべての国は、追加議定書の適用を受け入れるべき。普遍化を進めるため、追加議定書の締結をすべての原子力関連輸出の条件とすべき。[9.7]
6. 兵器化に関連する可能性のある活動をIAEAが調査する権限を明確にするため、汎用品目、輸出拒否事由の報告、より短い期間での事前通告、そして特定個人からの聞き取りの権限に関する明確な規定を追加することにより、追加議定書とその附属書を改訂し、強化すべき。[9.8–9]
7. 保障措置が機械的に適用される制度から情報に基づいて適用される制度に移行する必要性に伴い、国とIAEAの双方が、双方向の情報共有を拡充し、IAEAは秘密保持と非透明性の文化を見直すべき。[9.10–11]

遵守と執行を改善する

9.13. NPTは、執行機関がないこと、特に、条約の遵守に関する意思決定メカニズムがないことで知られる。そうした機能は事実上、保障措置協定の遵守に関するIAEAの判断を通じて、IAEAに委ねられている。包括的保障措置協定の違反が認定されれば、それは本質的にはその国がNPT第三条（保障措置の受諾義務を創設）に違反していると認定され、また、IAEAが見つけた証拠次第では第二条（核兵器または核爆発装置を求めずまたは獲得しないこと）に違反していると認定されることにもなり、通常このことが明らかな形で示されているかどうかを問わず、この点においてIAEAとその一連の措置はNPTの効果に直接影響を及ぼす。

9.14. **遵守を判断する** IAEA憲章の下では、国が保障措置協定を遵守しているかどうかを最初に判断するのは、保障措置を実施する査察官の責任だ。査察官は、いかなる違反もIAEA理事会（加盟国150カ国のうち35カ国で構成され、年に5回理事会を開催する）に報告することが求められ、理事会は違反の発生を認定した場合には、安全保障理事会にその違反を報告することを求められる。NPTが提供する安全保障に対する信頼は、このような体制がどの程度効果的に遵守の問題に対応できるのかに大きく左右さ

れる。根本的な問題は、違反の認定には、ほぼ必然的に技術的側面と政治的側面の双方が関係してくるということだ。例えば、イランの場合には、違反の認定により生じうる悪影響に対する懸念が、三年間に及ぶ認定の遅延に繋がり、IAEAの一連の措置の完全性と信頼性に対して潜在的に著しい害を及ぼしたと考えられる。

9.15. この信頼性を維持するためには、IAEA としては、基本的に自らの役割を技術的基準に基づく判断に限定し、この基準を一貫性と信頼性のある形で適用し、政治的帰結については国連安全保障理事会の決定に委ねることが重要だ。これには立証基準の問題が関連してくるが、IAEAは自身の標準的な保障措置協定（例えば、転用がないことをIAEAが検証できなければ国は違反したとみなされうる）が規定されている）よりも高い要件を實際上設けており、これはIAEAへの助けとなっていない。

9.16. **遵守を強制する（執行）** 遵守の執行措置を決定するのは安全保障理事会だが、これまでのところ、安全保障理事会は断固たる措置をとれない、あるいはそうすることに非常に後ろ向きの姿勢をみせている。例えば北朝鮮の問題については、安全保障理事会は決断を下すことができず、六者会合に問題が委ねられた。イランの問題については、主要国は、実際に意味のある制裁などの措置を適用することに消極的だった。こうした問題に対して安全保障理事会が独自に判断し、そして、制裁措置を執らずとも問題を十分に解決できる可能性が高いと考える場合には、制裁措置の実施を抑えることは、至極当然のことだ。しかし、そもそもの前提として、少なくともある種の保障措置違反に理事国が多少なりとも無関心であることが明らかになれば、これは不幸な話だ。この点については、安全保障理事会が、違反の報告、特に情報の要請に対し十分に対応していないとの報告を、核物質の物理的な転用についての証拠と同じように真剣に取り上げることが、この制度の将来にわたる完全性を確保するために重要だ。

9.17. **NPTからの脱退** 遵守と執行に関連する特有な問題として、NPTの下では締約国に条約から脱退する権利が与えられているということがある。ここで懸念されるのは、まさに民生用原子力計画を将来核兵器製造に転用し、その過程で条約上の義務履行を強いられることを逃れる（現行のNPT保障措置協定の規定では、国がNPTから脱退す

れば、その国の保障措置協定は失効し、IAEA保障措置を適用することはできなくなるため」という目的のために国が脱退する可能性があることだ。つまり、ある国が、NPTの下で「庇護」を受けて、一見したところNPTの義務を遵守しつつ、しかしその間ずっと、NPTにより認められている核分裂性物質を生産しながら、その能力を軍事目的に転用する準備を進め、後で自由に脱退する可能性があることが懸念されるのだ。

9.18. 今日までに、脱退は2003年の北朝鮮による1件のみである(とされている)。多くのNPT締約国は、この脱退の正当性を疑問視している。NPT第十条は、締約国が「この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合に」のみ脱退することができると規定するが、北朝鮮はそのような「異常な事態」があったことを十分に示していないからだ。この幾分当てにならない手続き上の側面に固執するのには、少しはより説得力のある現実的な理由がある。つまり、交渉によって北朝鮮がNPTに戻り、その義務を遵守する可能性があるかもしれないという希望が残っており、脱退の手続きが正式には完遂されていなければ、その方向に進むのがより容易になるかもしれないからだ。さらに、このような考え方に従えば、実際の脱退によって失効する保障措置協定の再交渉は不要となる。

9.19. NPT第十条は、NPTから脱退する締約国の正当な権利を規定している。しかし、NPTがほぼ普遍化し、核軍縮の進展の実現に対する国際的な関心が高まっている今日の状況では、脱退の権利はもはや行使可能な選択肢とみなされるべきではないとの主張がある。当然、過去の条約違反がもたらす結果から逃れるためのNPTからの脱退を認めるわけにはいかず、また、国が、原子力の平和的利用における協力の成果を軍事目的で利用するためにNPTから脱退できるようにするべきでもない。これまでに三つの基本的な対応策が提案されているが、本委員会はそのすべてを支持する。

9.20. 第一に、国連安全保障理事会(NPTの下では脱退を安全保障理事会に通知することが求められる)は、脱退は、原則として、国際の平和と安全に対する脅威であるとみなされ、国連憲章第7章の下でそうみなされることから生じるすべての制裁的な帰結を伴うことを明確にし、こうした脱退を厳しく思いとどまらせるべきである。

9.21. 第二に、NPT運用検討会議が、次のことを宣言することだ。すなわち、NPT から脱退する国は、NPT 締約国であった間に入手した核物質・設備・技術を、平和的目的以外の目的のために利用してはならず、脱退前に提供されたそのような資材は、可能な限り返還されるべきであり、これは安全保障理事会により執行されるべきということだ。この根拠となり得るのは、締約国が脱退する権利を正当に行行使する前に生じた義務の履行は脱退により免責されるものではないという条約法条約の原則だ。国際的には、国がNPT 締約国である間に、供給国として平和的利用がなされると期待している他国から明らかに獲得した原子力関連物質・品目は、平和的目的にのみ利用されると期待されている。

9.22. この点に関する法的な疑念を解消するためには、IAEA包括的保障措置協定の議定書を作成し、その下で、仮に何らかの理由で保障措置協定の適用が停止されるような場合に、既存のすべての核物質と関連施設に保障措置を永久に適用することも考えられる。包括的保障措置協定を締結したすべての国に、こうした議定書（具体的には、既にIAEAとアルバニアの間の保障措置協定の規定にみられるような内容もの）をIAEAと締結するよう求めることもできよう。国による不履行が認められた場合に、安全保障理事会がこのような決定を下すことができよう。

9.23. 脱退の問題に対する第三の対応策は、原子力関連輸出については、各国が、受領国が万一脱退する場合には、それ以前に提供されたすべての核物質と関連設備、そしてこれらを使用して生産されるすべての物質に関して保障措置が継続することに受領国が同意することを輸出の条件とすることだ。

NPTの遵守と執行に関する勧告

8. 遵守に関する決定に当たっては、IAEAは、基本的に自らの役割を技術的基準に基づく判断に限定し、この基準を一貫性と信頼性のある形で適用し、政治的帰結については国連安全保障理事会の決定に委ねるべき。[9.15]
9. 国連安全保障理事会は、NPTからの脱退は、原則として、国際の平和と安全に対

する脅威であるとみなされ、国連憲章第7章の下でそうみなされることから生じるすべての制裁的帰結を伴うことを明確にし、脱退を厳しく思いとどまらせるべき。[9.20]

10. NPTから脱退する国は、NPT締約国であった間に入手した核物質・設備・技術を、平和的目的以外の目的のために利用してはならない。脱退前に提供されたそのような資材は、可能な限り返還されるべきであり、これは安全保障理事会により執行されるべき。[9.21-22]
11. 原子力関連輸出に関しては、すべての国は、受領国が万一脱退する場合には、それ以前に提供されたすべての核物質および関連設備、そしてこれらを使用して生産されるすべての物質に関して保障措置が継続することに受領国が同意することを輸出の条件とすべき。[9.23]

国際原子力機関を強化する

9.24. **権限** IAEAが有効に機能するためには、第一に、必要な法的権限（これには追加議定書の普遍化、そして上述のとおり、追加議定書の規定の強化が求められる）を有していなければならない。国は、不備が特定される場合にはいつでもIAEAの権限を強化するため、さらなる措置をとることに躊躇してはならない。この当然の結果として、IAEAは与えられた権限を最大限活用することに躊躇してはならない。権限の活用に対するIAEAの消極的な姿勢の実例として、IAEAが国から提供された情報ではIAEA自身の責務を十分に果たすことができないと判断する際に利用できる特別査察が実施されていないことが挙げられる。特別査察が最後に実施されたのは1993年である。与えられた権限を十分に活用できないということは、保障措置の有効性を損なうのみならず、保障措置協定を完全に遵守している大多数の国を公平に扱っていないということだ。

9.25. **職員配置** IAEAは、民生と軍事の双方にわたる世界の原子力専門分野の他の組織と同様、原子力に関する高度な専門的技能の蓄積が枯渇する傾向にあることに苦慮している。科学者・技師・管理者から成る原子力関係の従業員の多くは定年に近づいており、過去約30年間、新規採用が必要な交替要員の確保に全く追いついていない。中国とインドにおける原子力に対する関心の高まりによって人材の不足が相殺されつつ

あり、それ以外の地域でその関心を低迷させていたスリーマイル島事故やチェルノブイル事故の記憶も薄れつつある。しかし、IAEAの技術基盤を大幅に拡充するためには、国内当局や民間企業がその職員をIAEAに派遣することにより積極的にになり、提示される職務の競争力を確保するための給与面での待遇を強化し、そして世界各地の大学や研究所との共同の取決めを通じて訓練の機会を増加する必要がある。国際的に不拡散を確保していくことが、少数の高齢の専門家や、雇用できる専門家数が人為的な上限と地理的な採用枠によって決められている事実、そして専門家の勤務条件がゼロ成長予算の制約を受けている実態に最終的に依拠せざるを得ないのは断じて容認できず、また安全な状況とは言えない。

9.26. **財源** IAEAは必要な職員や機器を確保するための適切な財源を確保しなければならず、機器や手法の開発、訓練の提供においては国からの支援も必要だ。民生原子力計画が増大し、より多くの国が原子力発電を検討するなかで、IAEAの業務もそれに比例して増加しており、それに加え、他の分野での新たな責務(軍縮の結果として軍事計画から生じた核分裂性物質の検証など)を担うことになるかもしれない、これについても十分かつ確実に資金が充当される必要がある。多くの政府が実質ゼロ成長に固執し続けているIAEAの財政的手当は、国連機関のお決まりの型から抜け出さなければならない。

9.27. 全体の予算が十分にあるか否かがここでの唯一最大の問題だ。本委員会は、IAEAの職務が国際社会の平和と安全にとって極めて重要であるとの認識の下、エルネスト・セディージョ元メキシコ大統領が委員長を務めた独立した委員会(2020年に向けた、そしてそれ以降のIAEAの役割に関する委員会)が2008年にこの点について取り纏めた詳細の勧告を支持する。この勧告では、とりわけ、IAEA保障措置分析所(SAL)を一新するための単発的な予算増、そして2020年までに倍増する必要が予想される通常予算の増額が提唱されている。核セキュリティのような根本的に重要な機能が今後も通常予算以外の拠出金によって主に賄われることは容認できない。国は当然、要求した予算事項が完全に実現されることを求める権利を有している。そして、IAEA自身も内部の優先順位づけについての合理的な判断を通じて予算策定過程を支援する必要がある。

9.28. **組織的文化** 保障措置が機能しない原因を慎重に検討する必要がある。単に、IAEAの財源と能力の不足や、不適切な情報提供のせいにしてはいけない。IAEAの一般的な組織文化に至るまで、制度的な要因が関係しているのかどうかを検討する必要がある。これに関連して、IAEAの部内手続、特に保障措置の分野でどのように検討が行われて、意思決定がなされるのかについて、透明性を向上する必要がある。また、本章で既に述べたとおり、国とIAEAがパートナーとして協力する情報共有の新たなアプローチも関係してくる。凝り固まった組織的な態度や慣行の再考を促すために、セディージョ委員会、またはその後継委員会が、これらの問題を第三者的立場から見直すのは有益かもしれない。

IAEAの強化に関する勧告

12. IAEAは、特別査察を含め現行の権限を最大限活用すべきであり、また、国は、不備が特定される場合にはいつでもIAEAの権限を強化すべき。[9.24]
13. IAEAが課せられた機能を十分かつ効果的に果たすためには、2008年にセディージョ委員会が提言したように、IAEAに対して以下を与えるべき、
 - (a) IAEA保障措置分析所(SAL)を一新するための単発的な資金注入、
 - (b) 通常予算以外の拠出金に対する主要な機能の依存を軽減するため、実質ゼロ成長の制約を無くした通常予算の大幅な増額、
 - (c) 中期的・長期的計画を可能とするための将来的財源の十分な確保、および
 - (d) 職員の派遣および訓練機会の提供における、各国および産業界からの支援。
 [9.25–27]
14. IAEAの組織文化、特に透明性および情報共有の問題について、セディージョ委員会、または後継委員会による第三者的立場からの見直しを検討すべき。[9.28]

第10章. NPT枠外の核不拡散規制を強化する

NPT以外の条約と枠組み

10.1. 核不拡散条約(NPT)は世界的な核不拡散体制の基盤だが、決してそれが核不拡散の取組のすべてではない。数々の法的手段、制度、計画、構想および取決めが、相互に関連し補強し合いながら NPTと同条約に基づくIAEA保障措置制度を補完しており、その数は増加の一途を辿っている。こうした取組がニュースになったり、高い地位にある政治指導者の関心を集めたりすることはほとんどなく、それぞれの実効性も様々であるが、これらの法的手段や取決めは全体として核不拡散という大義に重要な貢献を果たしている。こうした取組の意義はひとつには、その大多数が普遍的に適用され(あるいはその可能性があり)、したがってNPTの枠外にある国を取り込んでいる(あるいは取り込むことが可能である)点にある(Box 10-1を参照)。

10.2. ここで関係する条約と枠組みの大部分については、本報告書の他の部分で別に論じている。例えば、包括的核実験禁止条約(CTBT)(第11章)、兵器用核分裂性物質生産禁止条約案(FMCT)(第12章)、テロリストや潜在的な核拡散国家から核兵器・核物質・核技術を防護するための具体的措置(第13章)、民生用原子力の拡大に伴う核拡散の危険を抑制し、取り除くための措置(第14章、第15章)、特定地域における不拡散体制の強化を目的とする非核兵器地帯とその関連措置(第16章)、そして特定の運搬システムの利用を制限するミサイル技術管理レジームといったやや間接的な措置(第2章)などだ。本章では他の部分で扱っていない二つの枠組み、すなわち原子力供給国グループと拡散に対する安全保障構想(PSI)について論じる。

10.3. **原子力供給国グループ(NSG)** 日常的な核不拡散規制の大部分は、46カ国の原子力供給国からなるこの非公式な取決めに基づき多国間で実施されている。この取決めの下で各国は、NPTの枠内で核兵器国と認められた国以外の国に対し、核兵器

開発に寄与しうる設備・原料物質・技術が移転されるのを阻止するために、国の輸出管理を調整している。

10.4. NSGは、非公式な協議グループであるザンガー委員会（提唱者であるスイス人議長の名前にちなんで命名。輸出管理対象となる原子力専用品を明記した「トリガーリスト」を保持している）が築いた基盤を足がかりとして、1974年5月のインド核実験を契機として1978年に設立された。インドの核実験は、兵器用ではない核技術が容易に核兵器開発に転用できることを証明し、原子力関連設備・原料物質・技術の輸出管理を一層強化する必要性を明らかにした。NSGガイドラインは、NPT締約国以外の国への原子力関連輸出を禁じている。しかし2008年9月、NSGは米印協定に基づき「インドへの例外措置」（下記参照）を決定し、大きな議論を引き起こした。

10.5. NSGに対しては賛否両論がある。とくにインドに関連する決定以後は、NSG参加国が通商上の権益を追求するあまり、包括的な保障措置を実施していない国やNPTの枠外にある国に対し、あまり厳格なアプローチを採用しなくなるのではとの批判を良く聞く。さらに、昔から批判されているのは、NSGは、NPTを完全に遵守している国に対する正当な取引も制限しているということだ。化学兵器・生物兵器の文脈でのオーストラリア・グループなどの、原子力以外の輸出管理枠組みに対しても同様の批判がある。異なる視点からの懸念として、NSGは参加国による任意の輸出管理に頼っており、その決定はコンセンサス方式で行われるため、輸出が拒否されるべき国や、参加国による遵守を強要するための措置（現実にはほぼ外交的圧力しかない）の双方について合意できる範囲は限られていると考えられる。核不拡散体制全体におけるその重要な役割を踏まえ、NSGはこれらの批判に耳を傾け、その有効性と信頼性を維持するために全力を尽くすべきだ。

BOX 10-1**NPTを補完する主要な核不拡散対策****核実験および核分裂性物質生産の制限**

- 包括的核実験禁止条約（CTBT）
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 案（FMCT）

原子力関連輸出管理

- 危険な核技術の供給に対する規制（原子力供給国グループ[NSG]が中心となって調整）

協調的法執行

- 拡散に対する安全保障構想（PSI）によるものを含む国の取締り活動の調整

機密事項を含む情報の共有

- 各国による諜報活動、政府間およびIAEAとの情報共有

テロ防止・核拡散防止のための防護措置

- 1987年の核物質防護条約および2005年の同条約改正
- すべての国に対し、非国家主体への大量破壊兵器拡散の非合法化、危険な技術に対する厳格な輸出管理の実施、そして危険物質の防護を求めた国連安保理決議第1540号（2004年）

民生用原子力の拡大に伴う核拡散の危険を全面的に取り除くための措置

- 拡散抵抗性の高い燃料サイクル技術の開発
- 核燃料サイクルの主要段階の多国間管理に向けた取組

非核兵器地帯

- 非大量破壊兵器地帯および関連する地域的・二国間取決めの構築と、一層の発展

その他の安全保障・軍縮体制

- ミサイル技術管理レジーム（MTCR）のようなミサイル拡散防止のための取組など

10.6. **インドに関するNSGの決定** NSGガイドラインは、国内の原子力関連施設すべてを国際的な保護措置の下に置いていないNPT非締約国との原子力協力を禁じている。だが2008年9月、インドに対してこの規則を例外的に適用しない決定を行ったことで、NSGの信頼は最大の危機にさらされた。この決定の火付け役となったのは米国とインドで、フランスとロシアも、原子力分野でのインドとの商取引の機会を歓迎してこれを強く支持した。NSGはコンセンサス方式で運営されるため、46の参加国中1カ国でも反対すればこの決定を阻止できただろう。そう望んだ国もいくつかあったが、主にインドへの通商上の権益と米国からの政治的圧力のため、どの国も実際には阻止しなかった。

10.7. この取引の最大の問題は、原子力分野でのインドとの商取引を禁止する核不拡散のためのすべての障壁を取り払ったにもかかわらず、その見返りとしてインドから、不拡散および軍縮に対する重要なコミットメントをほとんど得ていない点にある。全く規制しないより部分的（民生用原子力施設を保障措置下に置く）でも規制した方がまし、という立場が取られたのだ。だがインドは、例えば、単独で、またはパキスタンと中国が同じ対応をとることを条件に、CTBTの署名・批准や兵器用核分裂性物質の生産停止を約束することを求められなかった。こうしたインドへの好条件には、1カ国を特別扱いするものとして多くの国が憤慨しており、北朝鮮やイランを含む一部の国が、自国が核兵器開発能力を取得しても許されるであろう（あるいは、許されるべき）と考えてもおかしくない。またNSGの中でも、不拡散を重視する国々の反対を押し切ってインドへの規制を緩和したことを通じて、その不拡散体制の完全性と実効性に対する信頼が揺らいでいる。

10.8. パキスタンとイスラエルは、間違いなくインドと同じ条件の下で原子力協力の取引を要求するだろう。もしNSGがNPT非締約国との協力のための要件を整備するクライテリア・ベースト・アプローチを採用すれば、こうした取引は可能になるかもしれない。必要となるのは、従来規則に対する例外措置ではなく、新たな規則の確立である。そのような基準（クライテリア）には、CTBTの批准や、保障措置下でない核分裂性物質の生産停止に向けた意思の表明に加え、核物質や関連施設の防護と核関連の輸出管理に関する実績、領土内でテロリストが活動することを防止し、国際的なテロ対策活動に協

力するための強固な持続的取組、原子力の平和利用の分野における協力を受けることが経済的に必要であるとする明確な根拠といった要素を含めることができるだろう。

10.9. パキスタンとイスラエルは、いつでもこれらの基準を満たすための道を選び、原子力協力を受ける資格を手に入れることができるだろう。逆に両国が、他のすべての国が上記の措置を実施するか、あるいは地域の安全保障環境が大幅に改善するまで待つという道を選ぶなら、その間は原子力協力を受けられないことを承知の上で待てばよいだろう。その間にも、米露仏などの国々は、インドに対しCTBT批准と兵器用核分裂性物質の生産停止を促すことができる。もしインドが実際にこれらを実施したら、インド、パキスタン、イスラエルに対する基準と同じとなり、NSGとインドとの取引が生み出した歪みが解消するだろう。

10.10. **拡散に対する安全保障構想（PSI）** PSIは2003年5月に米国が発足した構想で、核兵器その他の大量破壊兵器、弾道ミサイル、およびその関連技術を輸送する船舶・航空機・車両の拡散懸念国への出入りを阻止することを目的とする。参加国（現在95カ国を超える）は、疑わしい積荷が自国の領土・領海・領空に入り次第その積荷を押収し搜索する権利を主張するが、一部の参加国については、彼らが阻止することに関心を持つ特定の案件を除き、本構想を全体としてどの程度支持しているかは今も明らかではない。特にアジアにおいて支持が弱い。米国は関連する機密情報を共有することには一般的に消極的で、阻止活動は通常秘密裏に行われるため、この構想の成否を判断するための客観的な方法はほとんどない。

10.11. PSIの合法性については、とくに輸送物資が、民生の分野で平和的に利用できるとともに、大量破壊兵器にも使用され得る汎用品目である場合について、多くの国が疑問を提起している。たとえば中国は、PSIは、公海上での船舶の自由な航行または領海における「無害通航権」を保証する国連海洋法条約に直接違反すると主張している。大量破壊兵器の取引は国際法で直接禁じられていないため、このような物資を移送する船舶を、国際法に基づく停船・乗船が認められる海賊船や奴隷船と同等に扱うことはできない。米国政府関係者はこうした懸念に対し、現行の国内法および国際法は本構想

の十分な根拠を提供しているという一般的主張で応じ、いずれにせよ長期的目標は、すべての国が、PSIが不要となるような輸出管理法を制定し厳格に施行することにあると説明してきた。疑義を排するため、国連安保理決議が、公海上または公空域での大量破壊兵器の輸送の検閲を明確に認めるよう提案する者もいる。

10.12. PSIを国連システム内に統合し、その活動に予算を付与すれば、現在認められている欠点の多くを修正し、長期的に実効性を高められるだろう。また、PSIの活動範囲を広げ有効性を高めるためには、二重基準を撤廃し、透明性を向上させる他、中立的な機関(国連安保理決議1540(第13章参照)の実施を監視するために設置された1540委員会が見本となるだろう)を設置して、その機関が機密情報の評価、活動の調整と資金提供、輸送全般または特定の輸送の阻止に関する勧告または決定を行うことが必要だろう。

NPT以外の条約と枠組みに関する勧告

15. 原子力供給国グループ(NSG)は、NPTの枠外にある国との原子力協力協定のために、CTBT批准、保障措置下でない核分裂性物質の生産を停止する意思の表明、核関連施設・物質の防護および核関連輸出管理における実績、といった要素を考慮に入れたクライテリア・ベースト・アプローチを策定すべき。[10.3-9]
16. 拡散に対する安全保障構想(PSI)を、機密情報の評価、活動の調整と資金提供、そして拡散懸念国に(もしくはその国から)輸送される疑わしい物質の阻止に関する一般的な(もしくは特定の)勧告または決定を実施するための中立的な機関として、国連システム内に再編すべき。[10.10-12]

現在NPT枠外にいる国に同等の義務を適用する

10.13. 核兵器のない世界に至る上で最大の課題のひとつは、インド、パキスタン、イスラエルがNPTを締結しておらず、その結果としてこの3カ国は同条約の下での核兵器国あるいは非核兵器国の法的義務が課されておらず、また保障措置下でない核分裂性物質(および核兵器)を生産できるということだ。国際社会は、この3カ国に対し非核兵器

国としてNPTに加入し、同条約の普遍化を実現する(この趣旨上、北朝鮮は非締約国ではなく締約国としての地位が一時的に失効しているものとして扱う)よう要求している。だがこれらの国は、このような前提でNPTに加入することには否定的で、またそのような加入を強制することもできない。またこれらの国が核兵器国として加入することを支持する国はない。こうしたNPT核兵器国を新たに認めるためにはNPTを改正する手続きを踏む必要があるが、そのような可能性はほとんどないだろう。

10.14. このような膠着状態を踏まえた現実的な課題は、これら3カ国が、核兵器国としての正当性を公式に認められない中でも、少なくともNPT核兵器国が受け入れているものと同じくらい厳格な核不拡散・核軍縮に関する規範と実践を支持していくよう誘導することだ。インド、パキスタン、イスラエルはそれぞれ異なる動機と判断基準を持っているが、世界の核秩序を強化するためには、3カ国が国際的に認められた不拡散の規範を守り、NPTの5核兵器国と同様に核軍縮に取り組むことが重要である。

10.15. 近い将来にわたりこのNPTの行き詰まりを打開できる解決策が無い中で、この「三頭の巨象」を他国と同じ舞台に引き出すひとつの方法は、また一からやり直し、NPT上の地位にかかわらずすべての国の核不拡散義務と、必要に応じ核軍縮義務を規定する新たな包括的条約を作ることかもしれない。とはいえ、この種の包括的な新しい「核兵器(禁止)条約」は、本報告書の他の部分で論じているように、多くの人を引きつけ、核兵器のない世界の実現に向けた最終段階では明らかに欠かせないものであるが、このような魅力をもってしてもその条文交渉は難航し時間を要するだろう。早急に3カ国を世界の核秩序に最大限統合していく必要があり、このような交渉を待つことはできない。

10.16. こうした現実を考慮すると唯一可能な選択肢は、NPTとは別の類似の条約と取決めの多くに3カ国を参加させることである。CTBTやFMCTなどの主要な条約を含め、これまでに挙げた条約やその他の枠組みの大多数は、NPT加入を要件としておらず、NPTを締結していないことは障害にならない。インド、パキスタン、イスラエルは、この道に進むことで自国のコミットメントを示すことができ、またそうすべきだ。イスラエルは既に、自国の核関連の物質・技術・技能を厳重に管理し、また、この問題に関連する国際条約

に署名している。イスラエルはインドやパキスタンと違いCTBTも署名（批准ではない）している。イスラエルは既に核分裂性物質の生産を停止したとの見方も広がっているが、インドやパキスタンと同様、自国の安全保障環境の大幅な改善がない状況でこの選択肢を断つことに躊躇している可能性もある。いずれにせよ、生産停止に向けイスラエルに圧力をかけるべきである。

10.17. このような全体的な方針の一環として、これらの国が、軍縮・不拡散に対する一般的なコミットメントを明らかに示す一定の客観的基準を満たし、また、この点に関し将来に向けた具体的なコミットメントへの法的拘束力を伴う公約を行うことを条件として、これらの国が原子力関連の物質・技術を利用することを、NPT締約国と同等の基準で認める二国間または多国間協定を、3カ国のそれぞれと締結することも考えられる。そうした意味では前述のように、米印原子力協力協定は、NSGものちにこれを承認したが、極めて遺憾な先例である。NSGが現時点で、パキスタンやイスラエルとの同様の取決めに承認する可能性はまずないが、仮にそうした取決めに検討するような場合、インドが米印協定において得たもの以上に厳しい条件を求めることがはるかに困難になるだろう。だがNSGはいかなる譲歩もすべきでなく、CTBT批准や、FMCT交渉が決着するまでの間の保障措置下でない核分裂性物質の生産モラトリアムなどを求めていくべきだ。

10.18. インド、パキスタン、イスラエルを国際的な核不拡散体制に統合するためには、本報告書の後（第17章と第18章）で論じるような世界規模の核軍縮プロセスを通じて行うのが、現実的に最もあり得る方法なのかもしれない。この戦略は、インド、パキスタン、イスラエルを排除するNPTの正規の枠組みから独立して追求ができるが、一方でNPTの最終的な目標に合致している。そもそも世界規模の核廃絶は、これら3カ国が核軍縮を行わねば実現しない。そして3カ国がその核抑止力を放棄するためには、米中その他諸国が同様に放棄し、イランと北朝鮮の状況に起因するような懸念がなくなる必要がある。現実的な核軍縮戦略という観点に立つと、インド、パキスタンおよびイスラエルに名指しで一方的な核軍縮措置を要求するのは、米、ロシアおよび中国に同様の措置を期待するのと同じくらい筋が通らないことだ。逆に、他の核武装国が参加する多国間核軍

縮のための交渉やプロセスにこれら3カ国が参加することを期待すべきであり、これこそ道理にかなっている。

NPT非締約国への義務の拡大に関する勧告

17. 現在NPTの枠外にいるインド、パキスタン、イスラエルの核武装3カ国については、近い将来にNPTに加入する可能性が低いという現実にかんがみ、同等の不拡散・軍縮義務を求める類似の条約および枠組への参加を実現するため、あらゆる努力を行うべき。[10.13–16]
18. 軍縮・不拡散に対するコミットメントを証明する厳格な客観的基準を満たし、また、この点に関し将来に向けた具体的なコミットメントへの法的拘束力を伴う公約を行うことを条件として、これらの国による民生目的の核関連物質・技術の利用を、NPT締約国と同等の基準で認めるべきである。[10.17]
19. これらの国は、NPT締約国である核兵器国と同等の立場で多国間軍縮交渉に参加すべきであり、NPTに加入していないことを理由に異なる扱いを享受することを期待すべきではない。[10.18]

第11章. 核実験を禁止する

包括的核実験禁止条約(CTBT)の重要性

11.1. 軍縮と不拡散の双方の重要な基軸の一つである、包括的核実験禁止条約(CTBT)の重要性をいくら誇張してもしすぎることは難しい。CTBTは、既存の核武装国と新たな核武装国の双方が新しい核兵器を開発するための能力に質的な制限を加える。これにより、詳細は次章で論じるが、核兵器開発に量的制限を加える兵器用核分裂性物質生産禁止条約(今後の交渉を待つ必要がある)というもうひとつの重要な基軸の役割が、補完・強化される。

11.2. 1996年にCTBTが採択されるまでに、核実験は、全世界で2044回、つまり50年間でおおよそ9日に1回の頻度で行われた。CTBTは未発効であるが(CTBTが発効するためには、交渉当時に原子炉を持つ国として特定された44か国すべての批准が必要とされているが、現在のところ9か国が未だ批准していない)、CTBTが採択されて以来、核実験モラトリアム(一時停止)が任意に守られてきており、核実験を行ったのは、1998年のインドおよびパキスタン、2006年と2009年の北朝鮮のみにとどまっている。しかし、核実験モラトリアムは、CTBTとその監視制度が正式に法的効力を持たない限り脆弱であり、CTBTの発効を実現することが短期的に主要な優先課題でなければならない。この点で米国の主導的役割が必要だ。

11.3. CTBTの歴史的経緯は実に長い。米ソ両国の水爆実験により大量の放射性降下物が発生したこと、世界中で抗議運動が起ったことを背景として、インドのネルー首相が1954年にCTBTを最初に提案したことに始まり、米国、ソ連、英国の間での交渉が実を結び、大気圏内、宇宙空間および水中での核実験を禁止する部分的核実験禁止条約(PTBT)が最初に署名されたのが、1963年8月である。また、米国とソ連の間で150キロ

トンの出力を超える地下核実験を禁止する2国間の地下核実験制限条約(TTBT)が1976年に署名されたが、発効したのは1990年である。

11.4. 冷戦終結後、ソ連、米国、英国は核実験モラトリアムを宣言した。そして、ジュネーブ軍縮会議では1994年から96年まで3年間の交渉を経て、ついにCTBTの条約案が作成されたが、インドの反対により採択につきコンセンサスを得ることはできなかった。その後オーストラリアが中心となり、同条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は、賛成153、反対3の圧倒的多数をもって同条約を採択した。反対票を投じたのはインド、ブータン、リビアのみであった。

11.5. CTBTの署名・批准開放後12年が経過したが、これまで署名国は182カ国、批准国は151カ国となっている。同条約が発効するために必要な残りの9カ国の発効要件国のうち、6カ国が署名国(中国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国)、3カ国が未署名国(インド、パキスタン、北朝鮮)となっている。同条約の発効に向けた進展をもっと大きく後退させたのは、1999年10月、米国上院が賛成48、反対51でCTBT批准を否決したことである。条約批准に必要な67票(上院での3分の2の賛成票)はもちろんのこと、過半数にも届かなかった。米国上院では当時二つの実質的な問題が議論の争点となっており、現在もそれは同じだ。一つは条約に違反した国を確実に探知できるのかどうか、もう一つは定期的に核爆発実験を実施しなくても米国の備蓄核兵器の信頼性が保証できるのかである。1999年のクリントン政権時に比べ現在では、以下に説明するように、これら問題点に対し肯定的に回答できるより多くの情報がある。しかし、オバマ大統領が2009年4月にプラハの演説で「即時に、また積極的に条約の批准を追求する」との決意を表明したにもかかわらず、これが引き続き非常に難しい政治的課題であることは疑う余地もない。

11.6. 他の未批准国の中で、中国とインドネシアにおいては基本的に条約に対する強い支持がある。インドネシアは、批准に向けた準備が進んでいることを明言しているし、中国の批准は、米国が動けば確実に期待できる。エジプト、イラン、イスラエルの中東3か国は、よりややこしい状況にある。これらすべての国は、原則として同条約を支持して

いるものの、その批准についてはお互いに相手国が批准することを最低限の条件としている(エジプトについては、その他にイスラエルがNPTに加入することが先ず必要と主張している)。この連鎖的な状況を打破するにためには、明らかに現在のイランの問題がどの様に解決されるかにかかっているが、より広範な中東和平に向けた動きも前提条件の一つとなるかもしれない。

11.7. 南アジアでは、パキスタンの批准はインドの動きにかかっていると考えられる。インドは、長期にわたり核実験の禁止を基本的に支持してきているにもかかわらず、NPT核兵器国による大きな軍縮の動きがない中で、実際に条約を受け入れるための機は全く熟していないと見ている。インドは現在「もし世界が、信頼できる期間内に無条件に核軍縮に向けて動くのであれば」その立場を見直すという姿勢をとっている。つまり、もし国際的な機運が、本報告書が説明し提案するように今後も高まっていけば、インドからより前向きな姿勢が期待できるといえよう。北朝鮮が同条約に参加するためには、核兵器を巡る北朝鮮の野心と態度に関する現在のもっと大きな問題を解決する必要があるのは明らかだ。

11.8. 米国の批准がきっかけとなるのは明らかである。それが実現すれば、他のCTBT未批准国にも直ちに影響を与え、不拡散と軍縮のより大きな課題に向けた新しい推進力となるであろう。非核兵器国は、インドやパキスタンのようにNPTや他の関連条約を拒んでいる国と共に、核兵器国が本気で核兵器のない世界を実現したいと心底真剣に思っているのか明らかに示すよう、長年にわたり求めてきた。米国のCTBT批准はその真の証拠となる。このような意味で、検証の有効性や、核実験無しでの備蓄核兵器の信頼性の確保という米国の懸念事項に対し、十分な回答をすることが非常に重要になってくる。これが米国上院で67票を確保するための十分な条件にはならないかもしれないが、必要であるのは間違いない。

検証と備蓄核兵器の信頼性への懸念について

11.9. **検証** CTBTは発効していないが、条約が規定する複雑な検証基盤である国際監視制度(IMS)の構築に大きな進展があった。条約機関として機能している「包括的核実験禁止条約機関準備委員会(暫定的な名称)」が存在し、ウィーンで活動しており、1億1100万ドルの予算をもち、一般的にはCTBTOとして知られている。現在IMSは80パーセント近く完成しており(西アジア地域におけるIMS整備の普及率を改善することが残りの主な任務)、完成した時点で、地震、放射性核種、水中音波、微気圧振動の4種類の異なる技術を用いた観測所が陸海の世界337カ所に設置される。すでにこれらの観測所は、衛星を通じて継続的に観測データを技術的に高度な国際データセンター(IDC)に送付している。IDCはこの観測データを監視・分析して条約締結国に処理データおよび生データの形で提供している。また多くの国は、国内データセンター(NDC)を運用し、自ら開発した「国の技術的手段」を用いて、関心のある事象、または懸念される事象を特定し、更なる分析を行っている。

11.10. 同条約の下では、疑わしい事象を探知し、51カ国の執行理事会の理事国のうち30カ国以上の国が承認すれば、締約国の要請に基づき現地査察(OSI)を実施できる。これは、地震学的監視データはあるが放射性核種データはないといった、証拠が曖昧または不完全な場合に特に有用である。CTBTOは、2008年にカザフスタンのセミパラチンスク旧ソ連核実験場で実施した大規模なものをはじめ、野外演習を行っており、目視観測、上空飛行、地域の地震情報収集、放射性核種探知、地中レーダーなどの関連技術をテストしてきた。

11.11. 提案されたIMSでは、あれだけの複雑な監視網があっても、低出力の地下核実験が探知できないとの懸念は当初からあったが、特に1999年の米国上院での審議において問題になった。つまり、もともとIMSで探知可能な核出力は1キロトンと推定されていたが、それでは高すぎると見られた。しかしここ何年かの監視技術の発展のおかげで、この制度の下では、世界のほとんどの地域で0.1キロトンの爆発が探知でき、不安定な地域の多くでは0.01キロトンの爆発(これは火薬10トン分の爆発力を示す)でも探知でき

るようになった。2006年に北朝鮮が行った地下核実験は核出力がわずか約0.5キロトンと推定されているが、22カ所のIMS地震学的監視観測所で探知され、そのうちのひとつは7000キロも離れたところにあった。また同実験によって地表の割れ目から微量に放出された希ガスのキセノン133が、12日後にカナダの放射性核種監視観測所で検知された。北朝鮮が2009年5月行った前回よりやや大きい核実験は、61カ所の地震学的監視観測所で探知された。一般的に、現在容易に探知できる規模より小さい、またはすべての観測所が設置された時点で探知できる規模より小さいような、非常に小規模の核爆発は、核実験の経験が十分でない国では実施できないであろうし、いずれにせよ戦略的価値がないと考えられている。

11.12. CTBTは、他の多国間の軍備管理条約とは異なる検証のモデルを提示している。CTBTの下では、検証データ分析と条約遵守の判断の責任を締約国に課している。条約発効の準備が進むにつれ、前述したCTBTOが整備し運営する検証基盤の進展が必然的に中心的な課題となり、条約の探知制度を効果的に運用するために、CTBTOが機能し、十分な資金を得ることが極めて重要になってくるのは明らかだ。しかし、各締約国も自国の国内データセンターを設置しなければならず、多くの国にとって独自の情報収集手段についてできることは沢山ある。これらすべての要件が一体性をもって進展するよう、協力的な枠組みを構築していくことに重点を置く必要がある。

11.13. **備蓄核兵器の信頼性** CTBTは、爆発を伴わない核実験(または未臨界核実験)を許容すると解釈されている一方で、同条約の核実験爆発の禁止は、本来そうあるべきであるように、科学的探究のための重要な手法の一つを大幅に制限することにあることは明白だ。問題は、CTBTが、核兵器の安全性と信頼性にかかわり得る潜在的な問題を発見し、解決する能力を禁止するかどうかということであり、これはとりわけ米国、特にその上院で重要な問題だ。米国とその他の国のこれまでの分析と経験に基づけば、簡単な答えは「禁止していない」ということである。しかしながら、この問題が引き続き激しい議論を呼ぶことは間違いないだろう。オバマ政権は、全米科学アカデミーの国際安全保障・軍備管理委員会 (NAS-CISAC) に対して、同委員会が発表し、一般的に決定的とみられていた2002年初めの報告書を再調査・更新する任務を課した。このNAS-

CISACによってこの問題を最終的に解決する権威ある貢献がなされるのではないかと期待されている。

11.14. 米国が最後に核実験を行ったのは1992年で、それ以後はコンピュータシミュレーション、未臨界実験、科学研究を組み合わせた、核備蓄管理計画（Stockpile Stewardship Program: SSP）に頼ってきた。このSSPにおいて、老朽化を防ぐために核兵器の部品の一部が再製造されたが、核兵器の中核部の核爆発関連部分（nuclear explosive package）の設計の変更は行われていない。また同プログラムでは既存の核兵器の寿命を調査し、例えばプルトニウム・コアの劣化などに対する懸念を軽減するのに役だった。SSPが既存の兵器の寿命延長に成功してきたことに対する技術的評価は高い。

11.15. しかしながら、核弾頭の寿命を延長するための措置だけで長期間（20年以上先の将来）にわたり十分かどうかについては、SSPの役割が新しい兵器の設計の開発や採用を含め更に大きく広がるとみる人々にとって引き続き疑問の対象となるだろう。高信頼性置換弾頭（RRW）の構想は、オバマ政権では見送られたとはいえ、核爆発実験なしで長期間にわたる核兵器の信頼性を確実にしながら、米国の核兵器を近代化するための手段として、引き続き議論されるだろう。特に新たな軍事的役割をもつような新しい兵器の設計が開発されれば、CTBTに直接違反しなくともその価値に疑問がもたれ、世界に対する米国のCTBT批准の影響力が間違いなく弱まる。

11.16. しかしながら、このジレンマを切り抜けられる可能性がでてきた。これらの問題に関し異なる見解をもつ二人の元国務長官、ウィリアム・ペリーとジェームズ・シュレジンジャーが中心となり、米国の戦略態勢に関する議会委員会の最終報告書が2009年に提出された。この中でこの問題に関する2つの両極端な立場（ひとつは、既存の部品を使い既存の核弾頭を純粋に再製造するとの立場。もうひとつは、すべての兵器システムのすべての部品を設計し直して新たに製造するとの立場）の中間に、第三の立場があると提言している。すなわち「必要に応じて新しい部品や設計を混ぜて、既存の部品や設計を利用する様々な選択肢」である。SSPの下で寿命延長を成功させたことを考えると、

必要となった時点で新しい部品および設計を慎重に利用すれば、長い期間にわたって安全性および信頼性を継続的に保証できる一方で、新設計の開発に対して国際社会が否定的に反応する可能性を最小限に抑えられる可能性がある。

11.17. CTBTを批准した他の核兵器国は、十分な核備蓄管理計画を有しており、条約によって課される制約に対しては特に懸念を表明していない。英国は、核実験をしないことを明確な前提としたうえで、その核兵器の管理をするために、自国の核兵器機関(Atomic Weapons Establishment)を通じた活発な研究やその他の活動を続けている。高度な機器を使用しシミュレーションによって自国の保有核兵器を実験するフランス原子力庁(CEA)も同様である。ロシアの核備蓄管理は、軍事計画に関する諸機関、研究機関、原子力安全院をまとめる、国営のロシア連邦原子力庁(ROSATOM)によって運営されている。

核実験禁止に関する勧告

20. CTBTの署名および批准を行っていないすべての国は、無条件かつ即時にこれを行うべき。同条約が発効するまで、すべての国は、核実験の自制を継続すべき。
[11.1–8]
21. すべての署名国は、世界を網羅する監視制度の完成、認められた場合の現地査察の支援、効果的な国内データセンターと情報収集システムの整備を含め、CTBTO準備委員会の更なる発展と運営のために必要な財政的、技術的、政治的支援を行うべき。[11.9–12]

第12章. 核分裂性物質の利用を制限する

兵器用核分裂性物質生産禁止条約案

12.1. **条約の役割と重要性** 核兵器に使用するための核分裂性物質の更なる量の生産を検証可能な形で禁止するため提案されたこの条約は、CTBTと同様、不拡散・軍縮の双方にとっての重要な構成要素の一つだ。だが、核分裂性物質を十分または過剰に保有する核武装国（米露仏英）と、少なくとも当面はその備蓄量を増やす自由を保持することを望んでいると思われる国（インド、パキスタン、そしておそらく中国）との間に現在異なる国家的利害があり、また昨今、北朝鮮が強硬姿勢を示していることを考慮すると、同条約を早急に交渉し、発効させることは、核実験禁止条約と同じくらい困難であろう。

12.2. ここで問題となる核分裂性物質とは、基本的には高濃縮ウラン（HEU）と分離プルトニウムである。ここでいうHEUとは通常、同位体ウラン-235の濃度を20%以上に高めたウランで、このウランからは核爆発装置を製造することが理論的に可能である。だが実際には、70%以上のウラン-235の濃度が求められる場合が多く、兵器級HEUは一般に90%以上の濃度とされる。比較的濃度が低いHEUでも濃度がより高い濃縮ウランの原料となりうるため、保障措置と核不拡散全般との関連では、念のため慎重なアプローチをとっている。

12.3. この文脈で問題となるプルトニウムは、「分離」プルトニウムである。というのもプルトニウムは、基本的には原子炉内でのウラン燃料照射に伴い生成される人工的な元素で、再処理により使用済み燃料から分離しなければ、核兵器用に利用できないからだ。兵器級プルトニウムとは通常、プルトニウム-239の含有量に比してプルトニウム-240の含有量が低いもの（後者が7%未満に対し前者の含有率が相応して高い）を指し、特殊な設計・稼動方式の原子炉を必要とするため、発電には効率的でない。発電用原子炉を通常稼動した後の使用済み燃料からは、一般にプルトニウム-240の含有率が

25%以上に対し、プルトニウム-239の含有率が60～70%と低い「原子炉級」プルトニウムしか得られない。だがこれに関しても、原子炉級プルトニウムからの核爆発装置製造が少なくとも理論的には可能であることを考慮して、政策的に慎重な定義を採用している。

12.4. NPT非核兵器国は、兵器用核分裂性物質を生産しないという公約を既に行い、IAEA包括的保障措置協定に基づく査察を受けている。提案されている核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の基本的な目的は、普遍的に適用される非差別的な新しい条約を通じ、核兵器国とNPT非締約国から、適正な検証を含め同様のコミットメントを取りつけることにある。現在、NPT上の5核兵器国中4カ国が、兵器用核分裂性物質生産モラトリウムを守っているが、おそらく中国は守っておらず、NPTの枠外にいるインドとパキスタンもおそらく守っていない(イスラエルの状態は不明)。北朝鮮が守っていないのは明らかだ。FMCTにより兵器用核分裂性物質生産モラトリウムを法的義務として締約国に一般的に適用することで、将来における軍備競争の可能性を軽減し、不可逆的な核軍縮措置を促進し、もって安全保障環境全般の安定化に資することができるだろう。またFMCTは、核分裂性物質に対する国の管理および説明責任に重点を置く検証規定を通じて、危険物質が非国家主体の手にわたる可能性を軽減することにより、核セキュリティの強化に対しても積極的な役割を果たすものだ。

12.5. FMCTの交渉開始に向けた取り組みは1995年に始まった。当時、ジュネーブ軍縮会議(CD)は、CTBTの交渉終結後ただちにFMCT交渉を開始すると期待されていた。同年の「シャノン・マンデート」(当時のカナダの軍縮会議大使の名前をとって命名)は、差別的でなく、国際的な検証が効果的に可能な完全な多数国間条約の交渉を開始する合意の兆しと見られたが、結局それは幻想だった。CDは、交渉マンデートの合意を得るための努力に14年の期間を浪費した末に、米国がFMCTの検証措置の導入に反対していた前政権の立場を変更したことに伴い、2009年6月ようやくこの種の合意を採択した。だが、既存の貯蔵量という極めて本質的な問題(以下で別個に論じる)は言うまでもなく、議題、具体的な作業計画、会議日程などの事項をめぐり意見の不一致が生じる可能性は今後もあり続ける。

12.6. 交渉で解決すべき最大の課題は、条約が対象とする物質と施設の範囲である。少なくとも核分裂性物質の新たな生産（すなわち条約発効後の生産）に条約を適用するとともに、新たに生産された核分裂性物質が核爆発装置に使用されるのを防ぎ、また濃縮・再処理施設における新たな生産が申告されることを確保するために、これら物質と施設のすべてに検証措置を適用すべきだ。

12.7. **検証** 極めて重要な課題は、どのように検証を実施するかだ。これについては、FMCTの目的に直接関連する確立した制度であるIAEA保障措置が既に存在する。核兵器国とNPT非締約国については適用範囲が限られるものの、FMCTに関係するすべての国が既にIAEAと保障措置協定を締結している。必要に応じて現行の保障措置協定を補完する形で既存のIAEA保障措置制度を基礎とする検証は、技術的（既存の専門知識の活用）、経済的（乏しい人材の合理的活用）、政治的な妥当性という意味で理にかなっている。このような検証における査察は核弾頭やその関連施設への立ち入りを必要としないため、難しい検証上の課題はあるが、それ自体克服できないものではない。

12.8. NPT体制と異なり、FMCTの保障措置は非差別的なものとすべきである。HEU濃縮・加工施設および再処理・プルトニウム分離施設は、核武装国と非核武装国を同等に扱う体制の下に置く必要がある。だがNPTと同じく、執行上の問題は国連安保理に付託する必要があるだろう。

12.9. 費用効率が高い検証を実施するひとつの方法として、IAEA統合保障措置における国レベルアプローチ（a state-level approach）で得た経験に基づき、国レベルアプローチを発展させることができる。国レベルアプローチでは、検証の技術的な目標とパラメータはすべての国について同じであるが、どの程度徹底して検証を実施するかについては各国特有の要因を考慮して決定することも可能だ。

12.10. 大きな課題は、核兵器国の濃縮・再処理工場など、検証の利便性を考慮せず設計された古い施設における検証措置の実施だろう。この種の施設ではおそらく徹底的な検証が必要となるが、閉鎖し解体できる古い施設が増えるにつれ、検証作業も行いやすくなる。さらに特別な課題として、非平和目的に使用される規程外の核分裂性物質（例

えば、原子力艦船推進用の原子炉に使用されるもの)の転用に対する適切な検証措置の確立がある。

12.11. 検証上の最大の課題は、FMCTの下で申告義務の対象となる核分裂性物質などの核物質や核関連活動が申告されない可能性があることについて、どのように対処するかだ。これは、核兵器国およびNPT非締約国がいかなる保障措置の適用も受けていない核物質・核施設を保有している現状からは大きく異なる事態を想定する。こうした国々は、FMCTの下でも一定の範囲で、核物質(特に核兵器に使用されるもの)や、そのような物質を貯蔵・処理する施設(核備蓄管理のための処理を行うための施設など)を保障措置の適用を受けない形で保有し続けるだろう。しかし、明らかなFMCT違反となる未申告の核分裂性物質生産の可能性については、これに対処し調査するための検証手段を規定しておくことは不可欠である。

12.12. **不可逆性** FMCTの重要な措置は不可逆的なものとすべきである。すなわち第一に、締約国がFMCTから脱退しても、その結果として保障措置協定が自動的に失効するべきではない。またFMCTには、化学兵器禁止条約の規定に類した形で、既存の核分裂性物質生産施設の解体に関する規定も設けるべきだ。HEU・兵器級プルトニウムの生産を、生産施設の稼働を一時的に休止することによって停止する(この場合、施設はすぐ稼働を再開できる)のと、ウラン濃縮とプルトニウム抽出を永続的に防止するために、生産能力自体を破壊するのとは、全く別のことである。

12.13. 核分裂性物質生産施設を解体するのには、HEU濃縮施設は再処理施設に比べ若干短時間かつ安価で済むとはいえ、時間と費用がかかるということを理解する必要がある。フランスの場合、ピエールラットにある軍事用濃縮施設を解体するのに10億ユーロ近い費用と約10年の歳月がかかったし、マルクールの軍事再処理施設の完全廃棄については、推定約50億ユーロを要する数十年がかり(長い冷却期間が必要)の事業となっている。米露のはるかに大規模な類似施設の解体には、その何倍もの費用が必要だろう。

12.14. **その他の課題** 条約の発効要件に関する条項も、交渉者にとって課題となるだろう。合意に達するため、CTBTの場合と同じように、特定の国による批准を発効の条件とするような傾向もあるかもしれない。また、例えば核兵器国は、そのすべてでなくとも大半が自国が必要とし得る十分な量の核分裂性物質を保有しているのは明らかであるにもかかわらず、生産禁止に対する正式な公約については、NPT非締約国が同様の公約を示さない限り躊躇する可能性がある。だが他方では、条約の発効が1～2の反対国によって阻止されることに対しても、同じように躊躇するだろう。

12.15. この種の条約交渉においては、対立国が交渉を引き延ばして自らの活動の自由を可能な限り長い期間確保しようとするのではないかという疑念が生じやすい。この点を踏まえれば、望ましいのは、任意の核分裂性物質生産モラトリアムの普遍化を最優先事項とし、現在の4カ国によるモラトリアムを他のすべての国に拡大することだろう。国際社会の他の主要国が、こうした流れを促進することができれば有益だろう。とはいえこの問題は、地域や世界全体における戦略的な緊張や均衡をめぐるより大きな問題の煽りを受けざるを得ず、FMCTそのものの文言と同様、容易に合意できるようなものではないことを認識する必要がある。

既に貯蔵されている核分裂性物質

12.16. FMCTの交渉において、兵器用核分裂性物質の将来の生産を禁止する体制を可能な限り早期に実現し機能させることを優先することは重要だが、既に貯蔵されている核分裂性物質、すなわちFMCTが発効する以前に生産され、保有されている核分裂性物質の扱いについても、ある程度検討せざるを得ない。

12.17. 貯蔵された核分裂性物質の扱いを、今や交渉が始まろうとしている条約の一部として正式に含めるということは、条約の趣旨を核分裂性物質の生産を禁止する(FMCT)ことから核分裂性物質を禁止する(FMT)ことに変えることとなるが、これは、軍事施設に対する厳密な査察を伴う、全般的により侵入的で機微な側面を扱う検証措置が必要な、はるかに複雑な取組となろう。貯蔵された核分裂性物質の問題は、核軍縮が

進展する過程で当然対処しなければならない。大量に貯蔵された核分裂性物質に何の制約も課されなければ、核兵器の新たな生産に使用されるおそれがあり、軍縮交渉で合意される核弾頭数の量的制限を維持できるのかという疑念が生じるだろう。確かに、この問題が解決されない状況で、核兵器の廃絶への最後の一步を踏み出せるとは到底考えられない。

12.18. FMCTの運用、遵守、保障措置に関する制度は、あとに続くFMT交渉を推進するような形で構築できるし、そうすべきだ。また生産を禁止する条約をもって取組が終わるわけではないことを最初から理解すべきだ。段階的に進めていくことが適切であり、第一段階では生産の制限を優先事項とし、その次に初めて貯蔵量の削減へと進む。この第二段階での目的は、兵器の中にあるもの以外のすべての核分裂性物質が、非爆発的使用に限定されるという不可逆的かつ検証可能な義務の対象となり、更に核兵器削減と核兵器解体が合意される場合には、解体から生じる核分裂性物質もこの義務の対象となるよう確保することだ。

12.19. 本委員会は、ロバート・アインホーンが暫定的な措置として提示した「核分裂性物質管理構想」(FMCI)を支持する。この構想の下では、核武装国は自国の核分裂性物質の貯蔵量を自ら定期的に公表し、その貯蔵物質に対して最高水準の物理的防護と計量管理を適用し、兵器用に必要な量を超える核分裂性物質の量を余剰として定期的に公表し、その余剰物質をできる限り速やかにIAEAの保障措置下に置き、可能な限り早期に核兵器に利用できない形態に変換することとなる。

民生用の核分裂性物質

12.20. 現在考えられているFMCTは、検証下に置かれることを条件に、すべての核分裂性物質の生産を完全に禁止するわけではない。だが核分裂性物質は一般に拡散やテロリズムの懸念を伴うため、その使用の範囲を制限することは極めて望ましく、実行可能な代替手段が確立される際は、核分裂性物質の使用を段階的に取り止めるべきである。

12.21. 兵器級(またはそれに近い)核物質が民生用原子力計画において使用されることは稀だ。高濃縮ウランは発電用原子炉では使用されないが、研究炉では今も広く使われている。1978年以降、国際プログラムである研究低濃縮化プログラム(RERT)が実施されてきており、このプログラムの下で、HEU燃料を使用していた研究炉の燃料を低濃縮ウラン燃料に切り替えるか、もしくは炉を閉鎖し、研究炉の大半に燃料を供給してきた米露両国にHEU燃料を返還している。現在までに、世界各地にある62基の研究炉がこのプログラムの下での措置の対象となったが、40を超す国の約130基の研究炉または臨界実験装置が、今もHEU燃料で稼働している(HEU量で合計約20トン分)。このプログラムの完遂と民生用原子力計画からのHEUの除去は、引き続き重要な優先事項であることは明かだ。

12.22. 極めて限られた数の高速増殖炉を除き、兵器級プルトニウムが民生用原子力計画で生産され使用されることは通常ない。新しい設計の高速中性子炉が実現すれば、(第14章の拡散抵抗技術に関する考察で触れるように)兵器級プルトニウムの生産は避けられるし、また避けるべきである。

12.23. プルトニウムの場合、再処理により使用済み燃料から分離してはじめて核兵器に利用できるため、何より重要なのは、純粋のプルトニウムを分離できるあらゆる技術から手をひくことである。また第14章で論じるように、最善の解決策はプルトニウムを原子炉の燃料に使用するとしても、いかなる段階でも高レベル放射性物質と完全には分離しないことだ。

12.24. だが現在、事態は正反対の方向に進んでいる。効率性の観点から、プルトニウムを高速中性子炉の燃料として再利用する「閉鎖型」核燃料サイクルへの関心が次第に高まりつつある。閉鎖型サイクルにより、ウラン消費量と放射性廃棄物の発生量が大幅に減少するからだ。しかし現在の技術では、その過程でいまだに純粋プルトニウムの分離を伴うので、核拡散およびテロの危険を最小限に抑えるにはこれを変える必要がある。これが、第14章で触れる研究プログラム「ジェネレーションIV」の目的である。

12.25. 現在、英仏を中心に露日印など多くの国が、発電用原子炉の燃料を再処理し、取り出したプルトニウムをMOX(混合酸化物)燃料として主に軽水炉などの熱中性子炉に再利用している。MOX燃料は20年以上にわたり恒常的に使用され、現在欧州の原子炉約30基がこれを利用し、合計40基あまりの原子炉に使用許可が出ている。日本では16基の原子炉でのMOX燃料の使用許可が申請されている。世界全体で見ると、MOX燃料は現在、年間必要な核燃料の約2%を占める。

12.26. MOX燃料の処理・輸送・取り扱いについては、厳格な安全基準が定められている。これまではこの基準が功を奏し、MOX燃料の紛失や盗難などの大きな事故は起こっていない。だが使用する国と施設の数が増えるほど、事故の危険も増大する。使用済み燃料を処理する新たな技術が確立され、現在の再処理方式が完全に不要になれば、従来型(「湿式法」)の再処理工場の使用とMOX燃料の使用を段階的に取り止めることができる。さしあたり、MOX燃料の使用を今後も厳しく規制し厳格な安全対策を講じることが欠かせない。

12.27. 関連する問題として、核兵器解体により回収したプルトニウムの処分が挙げられる。こうしたプルトニウムは、厳格な防護と検証の下に置き、できる限り早急に核兵器製造に適さない状態にする必要がある。そのひとつの方法は、プルトニウムを原子炉燃料に使用することだ。だが核弾頭から回収したプルトニウムは当然ながら兵器級プルトニウムであるため、テロリストや拡散国による盗難を防ぐことが絶対に必要不可欠である。兵器級プルトニウムを原料とするMOX燃料を、通常のMOX燃料と同じとみなしてはならない。兵器級プルトニウムは核兵器と同等の基準で防護すべきであり、したがって原子炉で使用する際も政府の厳密な統制下に置く必要がある。

核分裂性物質の使用制限に関する勧告

22. すべての国は軍縮会議において、核兵器用またはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、国際的・効果的に検証可能で、不可逆的な、多数国間の核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期妥結を目指し、交渉すべきである [12.1–14]。
23. すべての核武装国は、そのような条約が発効するまで、兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、または維持すべきである [12.15]。
24. 既に貯蔵されている核分裂性物質の問題については、段階的アプローチをとるべきである。第一の優先事項は、生産を制限することである。次は、兵器中にあるもの以外のすべての核分裂性物質を、非爆発的使用に限定するという不可逆的で検証可能な義務の対象とすることを確保すべく取り組むことである。更に、核兵器削減の合意の際には、核兵器の解体から生じる核分裂性物質がこの義務の対象になるようにすることである。[12.18]
25. 暫定的な措置として、すべての核武装国は、自発的に、核分裂性物質の貯蔵量と兵器用に必要な量を超える余剰分とを公表し、そのような余剰物質をできる限り速やかにIAEAの保障措置下に置き、可能な限り早期に核兵器に利用できない形態に転換すべきである。[12.19]
26. 民生用研究計画における高濃縮ウラン(HEU)の使用は、可能な限り早期に取り止めるべきであり、分離プルトニウムのエネルギー計画における使用は、実行可能な代替措置が開発された時には段階的に取り止めるべきである。[12.20–27]

第13章. 効果的なテロ対策戦略を維持する

テロ対策戦略の概要

13.1. どのような種類のテロリズムであれ、これを効果的に阻止するには、防護（protection）戦略、警備（policing）戦略、政治的（political）戦略、平和構築（peacebuilding）のための戦略、心理面（psychological）での戦略を、国内的にも国際的にも連携のとれた形で複雑に組み合わせたものが必要だ。第4章に述べた核テロリズムの脅威に対処する上で最も直接的に重要な（かつ以下に述べるように、大半の国際的な活動の元となる）のは、初めの2つの戦略である。「防護」戦略には航空保安、国境防御およびその他すべての一般的な国土安全保障のための措置が関係し、国内外の双方において、テロリストに彼らが必要とする物を入手させないようにするための措置を意味する。「警備」戦略には、情報収集から、極めて極端な例としての軍事作戦に至るまで、テロ攻撃を計画または実行する者の探知と逮捕に必要なすべての措置が含まれる。

13.2. しかし、現実には直面するテロの脅威だけでなく、その根本的原因にも厳正に対処しようとするのであれば、これらの戦略を他の三つの「P」で補足することが必要だ。「政治的」戦略とは、耳慣れた政治的不満に真剣に配慮することを指す。こうした政治的不満は、少なくとも一部のテロリストに対して部分的に重要な動機を与えている。暴力的過激派の考えを変えられなくとも、少なくとも彼らが生き残りをかける共同体全体の雰囲気を変えるということだ。次に、この文脈における「平和構築」とは本質的に、国家が自らの手でより効果的にテロリズムを防ぎ、対処する能力を醸成することを支援することであり、そして当然ながら、テロリスト集団の隠れ家と温床となりうる破綻国家の出現または存続を阻止することだ。また、「心理的」戦略とは、細かいところでテロリスト志願者の物の見方の転換を試みる（ある程度成功した例がインドネシアにある）ことに加え、19世紀に奴隷制度と海賊行為に対する考え方が変化したのと同様に、21世紀においては、い

かなる場所であっても、またいかなる目的であろうとも、市民に対する攻撃は一切弁解の余地がないものとみなされる規範的環境を世界規模で構築することを意味する。

13.3. 核兵器や原子力発電などがある地域では、他のほとんどの地域とは違い、極めて明確な規範的ガイドラインを設定し、国境を越えた最大限の政策調整を実現し、そして情報とベストプラクティスを継続的に共有する必要性がより深く認識され、かつ追求されており、二大核兵器国である米国およびロシアが必要かつ重要な主導的役割を果たしている。好例の一つは、2006年7月のG8サンクトペテルブルク・サミットの際にブッシュ、プーチン両大統領が発表した「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)」だ。2002年のG8で合意された「大量破壊兵器および物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」を支援する措置としてこのイニシアティブは本質的に、これに先立つ3～4年の間に二国間と多国間で達成した諸合意を履行するための措置をより活性化させ実践的なものとするを目的として始まり、そして何よりも、核テロリズムに対抗するために必要な法規制当局を含む国の能力やパートナーシップ構築力に不足点があればそれを特定し、その不足を埋め合わせる手段を開発すること目指してきた。2006年にこのイニシアティブの「原則に関する声明」を承認したのは13カ国であったが、現在では76カ国が参加し、オブザーバーとして国際原子力機関(IAEA)、欧州連合(EU)および国際刑事警察機構(インターポール)の参加も得ている。

13.4. 2010年4月に米国のバラク・オバマ大統領が主催する「核セキュリティに関するグローバルサミット」は、上記イニシアティブのほか以下に述べる核セキュリティに関連する多数の国際条約および取決めの下でこれまで達成した進展を評価する重要な機会となる。このサミットでは、世界中のすべての脆弱な核物質の防護体制を今後4年以内に確立し、原子力製品の闇市場を解体し、秘密裏に輸送される物質を探知・阻止し、核物質の不法取引阻止のために金融的手段を利用し、高濃縮ウランの民生利用を実行可能な範囲で最小化し、そして核セキュリティ強化の実際的な方法としてのベストプラクティスの共有を促進するための具体的措置について、新たな合意を模索する。Box 13-1には同サミットと、その後の関連活動において優先的に配慮すべき、実施面を重視した課題をあげており、このうちの大半について以下に詳しく述べる。

BOX 13-1

2010年核セキュリティ・サミットの優先課題

- 2005年の改正核物質防護条約の批准および早期発効
- 最新のIAEA核セキュリティ・ガイドラインの早期採択
- 機微な核物質の国内規制に関する国連安全保障理事会決議1540号の効果的な履行に対するコミットメントの更新
- 核セキュリティおよび輸出管理の法令違反者の訴追に対するコミットメントの強化
- 危険な核兵器、核物質および核技術の防護を目的とした協調的脅威削減プログラムおよび関連プログラムの世界的実施の加速
- 核セキュリティ対策のための適切な予算措置に対するコミットメント
- 核セキュリティに関する情報や経験の国際的共有の拡大に対するコミットメント
- 情報を共有し、その解釈および取扱いについて他国を支援するための枠組みとなる情報センターに対する支援
- 特に「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」および「G8グローバル・パートナーシップ」の拡大を通じた、国際的な能力構築に対するコミットメント
- 民生用の高濃縮ウランを含めた核分裂性物質の防護、監視、転換および処分のための措置に関する協力へのコミットメント

管理のずさんな核兵器および核物質を防護する

13.5. 「管理のずさんな核(ルース・ニューク)」の問題——製造・輸送・保管方法が原因でテロリスト集団の手に渡りやすい恐れのある核兵器および核物質の安全を確保するという——には、多様な解決策が必要である。原子力供給国グループ(NSG)および拡散に対する安全保障構想(PSI)(第10章)、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)(未だ交渉されていない)(第12章)、拡散抵抗技術の開発(第14章)など本報告書の他の箇所でも論じている一般的な不拡散対策の多くは、この点において正に意義をもつ。また、小型核兵器の中には万一テロリスト集団の手に渡れば悪用され得る種類のものが

あることを踏まえれば、本報告書の別の章で論じる軍縮戦略の実施も核セキュリティに寄与する重要な要素となろう。

13.6. 現在の目的に即し、拘束力のある国連決議、条約、その他のプログラム、取決め、イニシアティブの形でこれまでにとった、あるいは今後とるまたは強化する必要のあるその他の具体的な核セキュリティ対策のうち、重要性の高いものについて以下に説明する。核セキュリティに関する国際的な基準は1970年代に初めて導入され、IAEAが作成したガイドラインにより、また条約レベルでは核物質防護条約により適用された。多層の縦深防御の原則に基づくこれらの対策は、当初は核物質防護に重点を置いていたが、その後、越境移動する核物質の探知、許可を受けていない者の手にある核物質の回収、そして核施設防護にまで拡充された。

13.7. **IAEAの役割** IAEAは核セキュリティに関する提言および基準の策定に引き続き重要な役割を担っており、こうした提言や基準には、加盟国が効果的に統合された核セキュリティ計画を策定、実施するのに必要な、脅威に基づく危険評価の方法も含まれる。1970年代に初版が発行されたIAEAの「核セキュリティに関するガイドライン」(INFCIRC/225)は、極めて重要だ。このガイドラインには拘束力はないものの、相当の原子力活動を行うほとんどの国で受け入れられており、これを要件とする二国間の原子力協力協定も多数ある。このIAEAガイドラインは数回にわたって改訂されており、次の第5回改訂が2010年前半に完了する予定だ。また、IAEAは、加盟国の要請に応じて諮問機関や第三者委員会による評価を提供する支援も行っている。

13.8. IAEAの不法取引/データベース・プログラム(ITDB)には約100カ国の加盟国が参加しており、各国政府当局が自発的に不法取引事件を通報する。このデータベースは、IAEAと加盟国が脅威および脆弱性と、これらに対する適切な措置のあり方をよりよく理解するための貴重な情報源となっている。ITDBに報告された情報を見ると、核物質やその他の放射性物質の不法取引、窃盗、紛失などの不正行為が引き続き問題となっていることがわかる。2007年12月の時点で確認されている1340件の事件のうち、303

件が不法所持と関連犯罪行為、390件が核物質などの放射性物質の窃盗または紛失、570件がその他の不正行為を伴うものだった。

13.9. **核物質の防護に関する条約(核物質防護条約)(CPPNM)(1987年以降)**
1987年に発効したこの条約は142カ国が締約し、その他45カ国が署名しており、国際輸送中の核物質が窃盗、流用、強取されることを防止する措置の実施を締約国に義務づけている。2005年の改正では、条約の下での防護の対象が国内で使用、貯蔵されている核物質や、原子力施設の妨害行為(これにより条約名を変更)にまで拡大されたが、この改正条約は発効に必要な95カ国のうち今のところ32カ国しか批准しておらず(中国、ロシアは批准済みだが、一部の西側主要国は未批准)、いまだ発効に至っていない。改正CPPNMの大きな弱点となり得る点は、ここで問題となる国家安全保障に関連する事項は国際的な評価の対象にはなり得ないとロシアが主張していることから、IAEAの安全条約にあるような締約国間の相互評価の仕組みがないことである。

13.10. **協調的脅威削減プログラム(CTR)(1993年以降)** 他の国際条約や拘束力のある国連決議と少なくとも同様に重要とみなされてきたのが、米国が牽引してきたこの一連のプログラムである。このプログラムを主導した2人の米国上院議員の名前にちなんで一般に「ナン＝ルガー法」と呼ばれているが、核物質がテロリスト集団やテロリズムを支援する国家の手に渡る可能性を減らすことがその公の目的で、旧ソ連諸国による核兵器を含む大量破壊兵器と主要な関連設備の廃棄を支援するために冷戦終了に続いて導入された。

13.11. これらのプログラムの下では、合意された手続きに基づいて核兵器とその運搬手段の解体が進んできているほか、核兵器用原料物質を集中保管施設に移送し、またはそのような物質を発電利用(米国内での利用も含む)のために希釈し、機微な施設周辺の防御施設を改良し、そのような施設における従業員信頼性審査制度を改善し、国境検問所や港湾への監視装置を設置してきている。これらのプログラムはその後旧ソ連諸国以外のパキスタンなどにも拡大され、さらにEUがロシアとの間で別の二国間支援プ

プログラムを導入するなど、米国以外の国々による同様のプログラムもいくつか実施されている。

13.12. ただしCTRに対しては批判もある。すなわち、費用対効果を根拠とした指摘や、もはやロシアが同じ優先課題を共有していないと見られるため、プルトニウム処分を含めた残りの主な任務は達成不可能だという主張、さらにこれらのプログラムは核兵器の数を削減することにより、危険な国や個人の手にある殺傷力の高い無差別兵器の価値を高めているという主張さえある。しかし本委員会は、これらの取り組みが、潜在的な拡散者や核テロリストの手に渡る可能性のある核物質を大きく削減することを確認し、この極めて機微な分野での国際協力や透明性の実現に取り組む根強い慣習を奨励し、不拡散と軍縮のための規範を全般的に強化することに非常に積極的な貢献を行ってきたことは疑いないと考えている。

13.13. **国連安全保障理事会決議第1540号(2004年)** この決議は、大量破壊兵器および関連物質が闇市場ネットワークで取引されることやテロリストの手に渡ることを防止することを目的としており、9月11日の同時多発テロの直後に採択された、全般的なテロ活動の抑止における情報共有に関する決議(2001年安保理決議第1373号)に続くものである。安保理決議第1540号(そしてそれを更新する決議の第1673号(2006年)と第1810号(2008年))はすべての国に対し、非国家主体による核兵器、生物化学兵器、そしてこれらの運搬手段の取得を防止し、そのような取得を禁止する法律を採択し、そしてその他の関連国内規制を確立するよう明示的に求めている。各国には厳格な報告義務が課されているが、この義務を完全に満たしている国はこれまでのところほとんどない。これに関して先進国は、技術支援を、それぞれ個別に行うだけでなく、地域機関や準地域機関を通じて行うべきである。また、安保理決議第1540号に基づいて設置された1540委員会がその要員や予算の拡充を伴って世界中の核施設の物理的防護をより効果的に強化、促進できるよう検討すべきである。

13.14. **核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(核テロ防止条約)(2005年)** この条約は2005年に国連により採択され、ロシアと米国が最初に署名した。安保

理決議第1540号の採択を受け、核によるテロリズムの行為の探知、防止、抑止、捜査を目的とした幅広い分野の国家間協力について規定している。現在までに115カ国が署名し、60カ国が批准している。

13.15. **核関連科学者・技術者** 訓練を受けた科学者・技術者といった要員（退職者を含む）の国外流出による核関連専門知識の不正な移転の防止には、更なる国際的な取組が必要だ。こうした要員がテロリスト集団に勧誘される危険性は少なからずあり、その出身も旧ソ連諸国に限られない。このようなテロリスト集団の動きに対する対策としては、要員の配置転換や要員に対する相応の年金の提供に関する支援、核武装国の核プログラムに関与したことが判明している要員に関する共有データベースの開発、こうした要員が海外渡航した際の行動の特定、こうした要員と拡散懸念のある国または非国家集団の代表者との接触の防止、または最悪の場合はこうした接触の傍受などが考えられ、更にこうした要員が拡散懸念国に向かっていると見られる場合にはその阻止または逮捕の可能性もある。15年前から旧ソ連下で大量破壊兵器の開発・研究機関に従事していた科学者を対象とした転職支援プログラムを推進している国際科学技術センターの取組を含め、この分野の一部ではいくらかの進展も見られるが、まだ十分とはいえない。西側先進国の核兵器国にとっては押しつけがましい措置は不快であろうし、受け入れられないものかもしれないが、他国の科学者に対するこのような措置への支援が必要なのであれば、すべての国の核科学者達が同様の制約を受けることを示す何らかの共通基盤を見いだす必要があろう。

13.16. **民間部門の関与** 核施設と核物質に関するセキュリティ基準を強固なものにし、セキュリティ上の最良の実例について議論し、それが行動規範の形で共有され、世界的に実施されることを確保するため、先端技術・機器や核物質の輸出に本来伴うセキュリティ上の危険に取り組んでいくにあたり、取組への民間部門の関与については、引き続き意を尽くしていく必要がある。こうした活動には世界原子力協会(WNA)が部分的に関わっており、世界核セキュリティ協会(WINS)が先頃加わった。WINSはより特化した目的をもって2008年にウィーンで設立され、産業界の核セキュリティ専門家間での情

報と経験の共有、研修の促進、そして特に重要な点として専門家による評価制度の開発を目的としている。

「汚い爆弾」：放射性物質管理の改善

13.17. テロ目的での放射性物質の使用は、上述の2005年の核テロ防止条約で禁止されているが、昨今では、第4章で述べたように、医療、研究、商業目的で利用されている非常に広範囲の放射性物質がテロ目的に悪用され得るものとして、その利用を制限する実質的な措置に多くの関心が集まっている。

13.18. 過去に紛失、盗取、遺棄された高レベル放射線源により引き起こされた多数の重大な放射線事故への対応として、2000年にIAEAが「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」を初めて策定した。当時「セキュリティ」という用語は、金属廃棄物の転売を目的とした盗みなど、危険性を知らずに行われる窃盗の防止と軽減を意味するとみなされていた。高レベル放射線源にはある程度の「自衛力」があると考えられ、この行動規範では、悪意のある使用を目的として故意に放射線源を入手しようとする可能性は一切考慮されていなかった。しかし9月11日に同時多発テロが発生し、また、テロリストの手にある「汚い爆弾」などの放射能兵器が果たしうる役割（「大量破壊兵器」というより「大規模攪乱兵器」に近いにしても）が認識されたことを受け、2000年にはほとんど支持を得られなかった規制強化の提案が受け入れられた。2003年の行動規範改訂版には、高レベル放射線源の国家登録制度、放射線源の国際貿易、強化されたセキュリティ要件、機密情報の保護に関する規定や、放射線源の管理が喪失する事態または越境被害の恐れのある事態における潜在的被害国への速やかな通報に関する規定が、新たに含まれている。現在のところ95カ国がこの改訂された行動規範を受け入れている。

13.19. それ以来、各種の国際・国内プログラムが各国による行動規範の履行を支援することに力を入れており、IAEAのほか米国、EU、オーストラリアなどがこれに関する積極的なプログラムを実施している。行動規範改訂版の採択以来、放射線源に関わる大きな事故は発生しておらず、このことはこの規範とその履行を支援する国際的プログ

ラムが奏功している証拠とも考えられる。しかし、それで満足できる理由は一切ない。不用となった線源や廃棄された線源（「身元不明線源」ともいう）は依然として多くの国で見つかっており、その状況は先進国でも発展途上国でも同様である。高レベル放射線源の管理・安全・セキュリティのための体系的かつ包括的な規制制度を策定、実施、維持することに、いまだに多くの国が苦労している。しかし、高レベル線源の使用者、規制当局、そしてその政府が、こうした線源の安全とセキュリティを確保するために十分な資源を提供し、適切な優先順位を付与する責務を果たすことも必要である。

13.20. 不用となった線源や身元不明線源に関しては、長きにわたって特有の課題がある。国際的に最良の実例では使用認可取得者に対し、不用となった線源を製造元へ返却、または認可を受けたりサイクル施設あるいは廃棄物管理施設にその処理を委託するよう求めている。核燃料サイクル施設または廃止される原子炉のある国にとっては、不用となった線源は管理対象となる廃棄物総量のわずかな一部にすぎないため、その処理は大きな問題にならないはずである。他方、核燃料サイクル施設のない国では、廃棄物処理施設の設置について、地域住民が受け入れられるかという問題や、財政的・技術的な問題が大きい場合があり、実現のためには政府の真剣な取り組みと指導的役割が必要である。

13.21. この行動規範を法的拘束力のある「条約」に転換させるべきだとの考え方もある。しかし、近年IAEAの主導の下で採択された条約（原子力安全条約、核物質防護条約など）と比較すれば、行動規範のほうがはるかに詳細かつ規範的であることは明らかである。この点は規範を実際に実施する責任者にとって極めて重要であり、拘束力のある条約でこれを実現することはおそらく不可能である。専門家の意見では、引き続き優先すべきは、各国の法規や使用認可手続の改正・更新の支援や、使用者およびその他の利害関係者側に対する問題意識の普及、放射性物質の製造から廃棄までの全過程を通じた十分かつ適切な安全・セキュリティ規定の施行と維持、良好な安全・セキュリティ文化の醸成といった地道な取組であるとしており、本委員会はこのような専門家の意見を支持する。

核鑑識

13.22. 多くの政府は核テロリズムの危険性と、国内的にも国際的にも効果的な警察活動を行う必要性を十分認識しているが、そうした基本的な意識を実際の行動に移す能力については、各国により非常にばらつきがある。情報・諜報は引き続き効果的な警察活動の鍵であるが、核テロ防止条約上の義務があるにもかかわらず、核関連情報の共有については、各国は良く言って最低限の対応しかしていない。各国が自国の機密情報を共有するだけでなく、その解釈や取扱い方を他国に提供できるような仕組みとなる情報センターの設置に向けた努力を引き続き行うべきだ。

13.23. しかし、当面は、こうした情報共有を奨励していくためのあらゆる努力が引き続き必要だ。この点において、原子力供給国グループ(NSG)は、現在利用できる最善の手段であろう。また、核テロリズムの脅威に関する国連および各国議会への年次報告も、たとえ概略的なものであれ、この問題に対する国際社会の関心を高めるための一つの手段となり得る。しかし、更に直接的に有用な方法として、多数の国の安全保障当局者と核科学者が参加するセカンドトラックの枠組みの構築が考えられる。この枠組みの目的は、厳格で非現実的な監視要件を課すことのない、核テロリズムの防止と早期警告のための共通の指針を作成することであろう。

13.24. 最近、警察捜査活動の領域で最も重要で有望と見られる展開があった。核鑑識という科学技術の出現である。この技術は、どちらかと言えばまだ揺籃期にあるが、根本的な支援を行うに値する。核鑑識では、採取された未使用物質や核爆発から生じた放射性塵から回収された核物質を分析し、物質の出所や製造方法等を特定する。核爆発の場合は、核爆発装置の主要な特徴を再現することもできる。

13.25. 具体的な核物質や核技術を特定・追跡する能力は、一般的な意味でも、また核テロリズムの関連でも強い抑止力となろう。核密輸国際技術作業グループ(ITWG)は1995年以来、核鑑識の科学的発展と核鑑識捜査の実施における国際協力を大きく向上させるための活動を行っており、同作業グループに対して十分な財源を提供し、その活動を大きく拡充すべきだ。関係国が自国の核物質の「指紋」を提供する国際共同デー

データベースの構想についても、積極的に検討すべきである。また、各国政府が自国の核鑑識能力の向上のために必要な努力を行うことも求められる。

核セキュリティに関する勧告

27. すべての国は、核物質および核施設のセキュリティ強化のために、2005年改正核物質防護条約(CPPNM)と最新の国際基準の早期採択、協調的脅威削減プログラム(CTR)と関連プログラムの世界的実施の加速、国際的な能力構築と情報共有に対するより積極的な取り組みを含め、更なる措置をとることに合意すべき。[13.1-16, 22-23]
28. 2010年4月の「核セキュリティに関するグローバルサミット」とその後のフォローアップ活動において、Box 13-1に特定された、実施面を重視した課題を優先的に対処すべき。[13.4]
29. 「汚い爆弾(ダーティ・ボム)」に利用可能な物質の規制については、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を協調的に実施するための更なる努力が必要。このような努力は、各国が行う法律や使用認可手続の改正、使用者側に対する問題意識の浸透、そして全般的な安全とセキュリティの強化への支援を伴うべき。[13.17-21]
30. 各国が自国の情報を共有するだけでなく、その解釈や取扱い方法を他国に提供できるような仕組みとなる中央情報センターの設置に向けた努力を引き続き行うべき。[13.22]
31. 不法取引で摘発された物質や、核爆発に用いられた物質の出所を特定するための核鑑識という新しい科学技術に対し、核密輸国際技術作業グループへの追加的資源の提供を含め、強力な支援を行うべき。[13.24-25]

第14章. 原子力の責任ある管理

原子力の恩恵を共有する

14.1. 軍縮、核不拡散と並ぶ核不拡散条約(NPT)の3本柱のひとつとして、すべての締約国が、条約第4条の下で、条約の他の義務と整合的な形で、平和目的のための原子力利用の「奪い得ない権利」を有し、そしてその権利を保証するために協力する必要があるということを認識しなければならない。この分野における締約国への支援は、国際原子力機関(IAEA)の重要な任務のひとつである。本委員会は、このNPTの柱に対しては、特に市民社会において広範な支持があるわけではないが、それなくしては核不拡散に対する締約国のコミットメントを強化できないどころか、維持さえもできないと認識している。

14.2. 原子力の恩恵の共有について協力することを支持することには、それ自体に極めて当然といえる理由があり、本委員会もそのような協力を支持する。エネルギー安全保障を巡る懸念が絶えないこの世界では、原子力への依存を高め、輸入原油・ガスへの依存を減らすことは、多くの国にとって魅力ある施策となる。それにも増して重要な点として、国によって状況は異なるとしても、全世界を見渡してみれば、現在では、民生用原子力は多様なエネルギー政策において不可欠の要素であるとの主張に反論の余地はない。温室ガス排出抑制の必要性を世界が認識するにつれて、唯一の低炭素発電技術で、大規模な電力供給能力が実証されている原子力の魅力が増してきている。原子力発電は、初期コストは高いが、長期的には経済的となる。電力需要が継続的に大きく拡大しているこの時代に、原子力が全体として発電に占める割合が増大するかどうかについては疑問が残るが、現在の割合を維持するだけでも気候政策への寄与は大きい。

14.3. 原子力技術は、エネルギー製造にとどまらず、人類の福祉、特に病気の撲滅、食料生育の促進、食料の確保と安全への対応、そして安全な水や天然資源の安全管理

などに有用であることは言を待たない。医療の面では、核医学と放射線治療が、より早い精密な診断とより安全で効果的な処方を実施上で、今後ますます重要な役割を果たしていく。原子力技術は、作物と家畜を害虫から守る不妊虫放飼法(SIT)の全地域的適用や食品照射など収穫前後の害虫駆除技術を統合することで、食糧の確保と安全の面でも大きく貢献してきた。実験室や現場で越境性動物疾病を初期の段階で直ちに発見する診断技術の重要性はいよいよ高まるだろう。さらに原子力技術は、水分地質学の分野でも重要な役割を果たしている。水資源がいよいよ稀少化し、持続的な水資源の開発と公衆衛生の発展が決定的に欠如しており、それが持続的発展、富の創出、貧困の撲滅の重要な障害となっている開発途上国では特にその重要性が高い。本委員会は、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分に活用できるよう支援するために、IAEAの技術協力プログラムに追加的な財源を拠出すべきと考える。

3つのS: 保障措置(SAFEGUARDS)、セキュリティ(SEcurity)、安全(SAFETY)を管理する

14.4. 平和目的の原子力が十分にその役割を果たすためには、原子力が、世界が抱える問題を軽減し、増大させない形で管理されることが極めて重要となる。そのような管理を効果的に行うために不可欠な第一の要素は、**保障措置(Safeguards)**(すなわち民生利用から軍事利用への核物質の転用を阻止することを確保するもの。この問題は先の第8章、第9章、第10章で詳細に論じた。第4部でも扱う)である。2番目の要素は**セキュリティ(Security)**であり、これは前の第13章でテロ対策戦略の文脈で最も喫緊な課題として取り上げた。3番目の要素は以下で簡単に説明する**安全(Safety)**である。長期的に有効な管理を行うために必要なのは、これらだけではない。その他の要素として、本章と第18章では、拡散抵抗技術の開発、産官協力の強化、そして燃料サイクルの多国間管理の取組を取り上げる。とはいえ、最も緊急に対応を要するのは先に挙げた3つの要素である。2008年のG8北海道洞爺湖サミットでは、原子力の基盤整備に関する国際協力のためのイニシアティブが発表された。これはこれら3Sの重要性に関する意識を国際的に高め、関心国による関連措置の整備を支援することを目的とするものだ。

14.5. 1986年のチェルノブイリ原発事故の大惨事が示したように、原発事故はどこで起こったとしても、その影響はあらゆる場所に及ぶ。原発事故の危険性を全体として増やさずに世界の原子力発電所の数を大幅に増やす必要があるとすれば、個々の原子炉の事故の危険性を減らしていかなければならない。原子力発電所を新たに建設する国が増えるに従って、それらの国は自国において有能で、効果的で、独立した規制当局など、強固な安全対策を確立するとともに、チェルノブイリ後に確立した国際的な安全体制を維持・強化することが不可欠となっている。

14.6. IAEAは安全のために極めて重要な基準、勧告、指針を作成し、公表している。IAEA事務局長は原子力の安全に関わる諸条約の寄託者としての役割を担っており、また、必要に応じ新しい条約の作成を支援している。また、加盟国の要請に応じて特定の施設の安全性に関する国際的な評価チームを派遣しており、多くの施設の安全強化に貢献している。また、安全対策の強化の面での加盟国への支援を調整し、最良の実例、経験、過去の教訓の交換なども行っている。また、安全に関する重要な国際データを広範囲に収集・分析し、さらに安全面の重要な課題の調査と議論を取り纏めている。

拡散抵抗技術を巡る見通し

14.7. 拡散抵抗には、民生用原子力の技術体系を悪用して核兵器のための核分裂性物質が製造されるのを防ぐための様々な技術的障壁の確立が含まれる。核拡散の危険を完全に排除する特効薬はない。現在知られている核燃料サイクル技術には、完全に核拡散を防止できるものはない。その意味で拡散抵抗性は相対的なものだ。しかし、制度的な措置と技術的な措置を組み合わせることで、拡散抵抗性とテロ防止の取組みを十分強固なものとすることができる。この点での大半の関心は制度的措置に向けられがちで、それらについては本報告書の他の部分で詳細に論じられている。制度的な措置には、主としてNPTを通じた条約の下での平和利用の義務、特にIAEAの保障措置によるこの義務の履行状況の検証、原子力供給グループにおいて規制対象となるものも含む核物質・設備・技術の供給に関する国の管理、新しい施策としての可能性を持つ核燃

料サイクルの多数国間管理などがある。ここでは、新しい技術的障壁の可能性に焦点を当てる。

14.8. 技術的措置の目標は、制度的措置と同様に、原子力の技術を悪用することを困難にし、そのためにかかる時間を長くし、費用を高め、探知される可能性を高めることによって、悪用する意図をくじき、そして国際社会が時宜を得た警告と介入の機会を得られるようにすることである。これらの措置には、兵器級核物質の製造の回避、そのような物質の製造を阻止する技術的障壁の導入、放射能レベルを高めるなどして核分裂性物質の入手を困難にすること、国家による転用およびテロリストによる窃盗および強奪を一層困難にすること、そして純度の高いプルトニウムの生成、あるいは容易に精製して純度の高いプルトニウムを作ることができる生成物が生じるプルトニウムの分離工程を取り除くこと、などがある。

14.9. 基本的な問題は以下のようにまとめることができる。ウランを濃縮せずに核燃料を製造し、プルトニウムを分離せずにプルトニウムを再利用できる核燃料サイクルは開発できないのか、という基本的な問題だ。ウラン濃縮に関しては、天然ウランを燃料とする原子炉を使用すれば、ウラン濃縮の必要性を完全に回避することができる。しかし、現在、利用可能なその種の原子炉は原子炉を運転しながら核燃料交換をする「負荷時燃料交換型原子炉」で、これは兵器級のプルトニウムの製造にも使うことができる。原理的には、ウラン濃縮の必要性を回避するもう一つの方法としてトリウム燃料サイクルがあるが、これは考えられるほど簡単ではない。トリウム原子炉は、ウラン-233のリサイクルによるもので、現在の原子炉の型では再処理によって使用済燃料からウラン-233を分離しなければならず、それは多少困難であるが核兵器に用いることができる。更に、トリウム原子炉は最初の運転サイクルの運転では濃縮ウラン（あるいはプルトニウム）を必要とするし、さらに通常の運転でも効率よく運転するため、ウラン-233に加え、濃縮ウランまたはプルトニウムを「ドライバー燃料」として必要とする。

14.10. 高速中性子炉は濃縮ウランを必要とせず、プルトニウムリサイクルによって燃料が供給され、運転で消費されるものよりも多量のプルトニウムを製造するように運転

することができる。しかし、今後、現在の主要原子炉である軽水炉は、最も数が多い方の原子炉として残り、恐らく被覆燃料粒子を燃料とする高温ガス冷却炉によって補完されると思われる。核拡散の危険は、ウラン濃縮計画を有する国の数を制限し、更に現在ウラン濃縮計画を行っている国については、一国による管理よりも多国籍による管理にすることによって減少させることができる。

14.11. 再処理に関しては、「オープン型」または「ワンスルー型」の再処理法を採用ことによって回避することができる。しかし、プルトニウムリサイクルに基づいた高速中性子炉を使用する「閉鎖型」燃料サイクルの魅力に関心を持つ国が増加している。高速中性子炉は、放射性廃棄物および使用済燃料の管理、そしてウランの利用効率に関して大きな利点を伴っている。しかし、もう一方で高速中性子炉には、核拡散の可能性とテロリズムの危険性が伴っている。現在使用されている「高速増殖型炉」は、炉心を囲む「増殖ブランケット」中でプルトニウムが生成され、それを再処理することによって兵器級のプルトニウムが精製される。それら二つの特徴により、非核拡散性と反テロリズムの観点から懸念される根拠となっている。

14.12. 現在、核拡散がされ難い高速中性子炉と使用済み核燃料の再処理法が検討されている。高速中性子炉では、増殖ブランケットの無い融合炉心設計であり、再処理では純度の高いプルトニウムの分離を防いだ新しいデザインの再処理技術が取り入れられている。増殖ブランケットを廃止することで、炉心中で生成されるプルトニウムは全て兵器級のものとは大きくかけ離れた「高燃焼度」の使用済燃料になるようになっている。新しい再処理技術は、パイロプロセスあるいは乾式再処理法と呼ばれる方法である。この方法において使用済燃料は、熔融塩中に融解され、かなりの量の核分裂生成物と大部分のウランは電気分解によって取り除かれる。使用済燃料中のプルトニウムは、高純度とはならず、マイナーアクチノイドと少量の核分裂生成物の混合物中に残る。この方法によって、プルトニウムは従来の再処理法を施さない限り核兵器に使用することができない。随伴する核分裂生成物の放射能がプルトニウムの流用を難しくし、プルトニウム混合物の盗難も防ぐ。現段階では、以上のような新しい技術のコストは明確でなく、ブランケットをなくしたことによってプルトニウムの生成効率が犠牲になっている。しかし、こ

これらの方法は正しい方向に向かっているように見え、更なる国際研究がジェネレーションⅣ(第4世代原子力システム)国際フォーラムによって調整されつつある。また、生成されるプルトニウムが兵器級のものから大きく外れたものになる新しいブランケットの設計研究も進んでいる。

14.13. 既に述べた通り、ここ当面は、ほとんどの国にとって軽水炉が最も一般的に使用される原子炉の型式になるだろう。軽水炉の設計では、兵器級プルトニウムの製造に悪用するのが困難なので、拡散抵抗性が高いと考えられる。しかし、核不拡散のためには、多数の国において使用済燃料の蓄積が増加するのを回避するため、燃料供給者による使用済燃料の回収の取決めといった国際的な対策が望まれる。初装荷炉心からの燃料の回収には特に注意を払わなければならない。それらの燃料には低燃焼度による兵器級プルトニウムが含まれる。

14.14. 使用済核燃料の再利用について拡散抵抗性を強化する方法に、韓国、カナダ、米国によって開発されているDUPIC(Direct Use spent PWR fuel In CANDU)工程がある。DUPICの基盤は、加圧水型原子炉(PWR: Pressurized Water Reactor)の使用済燃料に含まれる核分裂性物質(残っているU-235および生成されたプルトニウム)が重水を減速材として使用するCANDU炉での使用に良く適合していることである。この工程では、加圧水型原子炉使用済燃料が直接核燃料として再加工されるので、必要とされる天然ウランの量と使用済燃料の全体量が減る。PWRの使用済燃料を微粉末状にするのにDUPICと呼ばれる方法が使われる。この方法では、核分裂生成物の40%を占める揮発性核分裂生成物を高温で蒸発させ、ペレット状に加圧成型して、CANDU型原子炉の燃料集合体に組み立てる。このプロセスには、プルトニウムの分離法が含まれていないのでDUPICは本質的に核拡散がしにくい方法である。しかし、それが適用できるのは、PWR炉とCANDU炉の両方の原子炉が適切な数だけ存在する状況がある場合に限られる。現在のところ、このような状況にある国は韓国、インド、中国に限られる。

14.15. その他の拡散抵抗性の基本理念としては、原子炉の運転者の炉心での作業機会を少なくする原子炉設計がある。例えば、燃料補給の間隔を長くした設計や、燃料

補給が必要になった時には供給者が原子炉を交換するというライフタイム炉心を備えた新しい設計が開発されている。これらの技術開発は確実に、核拡散の危険を高めない原子力の利用の拡大に寄与するだろう。

核不拡散努力のパートナーとしての産業

14.16. これまでは、核不拡散の問題は政府が取り組むべき政治と安全保障の問題であるというのが、ほぼ一般に共有された認識だった。原子力産業は核兵器の拡散に直接の責任を持たないというのが産業界の見解であり、ほとんどの国の政府もそのような見方を広く共有していた。産業界は、既に厳しい管理と規制の下にあると感じている。しかし、世界の原子力産業はその多くが官民で株式を持ち合う多国籍企業で、そこでは商業的利益、核不拡散を巡る利害、国家戦略の利害が重複し、衝突する。原子力供給国グループがうまく機能し、これまで、少なくとも2008年の米印合意を承認するまでは、核拡散は民生原子力産業の発展にとって悪いこととされてきた。

14.17. これまでに増して、民生用原子力の問題は、一部の国がNPTの第4条で付与された権利を悪用している可能性がどのくらいあるかという問題にとどまらなくなっている。それは、緊張にさらされる一方で、現在の財政的制約にもかかわらず関心が蘇っている制度の責任ある管理をどう実現していくかという問題である。簡単にいえば、世界中で民間の原子力部門が拡大していくに伴う核拡散の危険を緩和していく中で、世界の原子力産業の役割を高め、政府と産業界がこれまで以上に密接に協力する必要がある。

14.18. 原子力産業界は既に政府と協力して、輸出管理を遵守し、保障措置に基づく検査を受け入れ、必要な報告を行うことにより、核不拡散の責任を果たしている。米国などの国では、産業界は第4世代原子炉にかかわる事業に関与し、拡散抵抗性の高い原子炉設計を開発している。原子炉の運転者は主に安全とセキュリティの問題を重視し、産業界の核不拡散への貢献は、公的な義務と研究開発における協力の範囲を越えて行われることはなく、どちらかというと最低限にとどまってきた。しかし、世界原子力協会

(WNA)の倫理憲章とウラン管理の原則においては、核不拡散の重要性が規定されている。

14.19. 産業界は、いかに公衆の支持が脆弱で、些細な間違いであっても産業の発展を阻害するかを知っている。世界原子力発電事業協会(WANO)は、チェルノブイリ事故を受けて、1989年5月に世界の原子力発電所の安全基準を強化するため設立されたが、同協会は、原子炉運転者の安全実績を改善するための産業界の取組が、安全の最低基準を課す国内規制より効果があり、国際的により統一した安全基準を促進することを明らかにした。最近設立された世界核セキュリティ協会(WINS)は、政府、産業界、学会、研究機関の代表が一緒になって、核セキュリティの最良の実例を共有していくことに取り組んでおり、WANOと同様の方法をとっている。原子力安全の取組は、原子炉を運転する企業の極めて当然な社会的責任だ。最良の実例、業績評価指標、そして専門家による評価の共有は、核不拡散の分野でも準用できる手法だ。WINSは核セキュリティのためにそれを試みようとしている。

14.20. 産業界は、核拡散について、その政治的、財政的、商業的な代償を引き上げ、その進展を阻む防壁を高め、その規範を強化しようとする世界の努力に貢献できる。産業界は、その技術的・実用的な専門知識や、産業界内の、そして政府や市民社会との独自のネットワークを持っており、そのことにより産業界は核不拡散を促進するにあたり貴重なパートナーとなる。産業界の実利的で市場主導のアプローチはこの問題から政治を取り除き、核不拡散体制を強化するのに役立つ。

14.21. 本報告書の他の部分で指摘しているように、産業界の動向に大きな影響を与えるような、新しい方策が検討されている。中でも注目すべきものに、核燃料サイクルを多国間管理の下に置くという提案や、機微な原子力技術の供給を制限するといった提案、そして機微技術を開発する権利を行使しないことを供給条件とすることを求め、そして追加議定書(あるいは技術的にさらに強化された改訂版)の受け入れを供給の必須条件とするように原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインを変更するといった提案がある。

14.22. 産業界はまた、軍事用にも民生用にも利用できる原子力技術の開発と供給の最前線におり、その技術の供給を阻止し、制限したり、またはその流通に条件を付したり、報告したりすることもでき、さらには将来開発される原子力技術の種類を左右できる立場にある。産業界の販売に関する報告はIAEAが加盟国の申告の完全性を評価する上で役に立つだろう。

14.23. 原子力事業を営む大企業は、自国政府がその原子力政策を検討するにあたって非常に大きな影響力を行使することができる。そのため、産業界が核不拡散を優先すれば、政府の核不拡散の取組を強化するのに資するだろう。核不拡散への貢献を企業ブランドの一部として打ち出すことは、規制当局や核不拡散支持者との関係を改善し、反原発団体によって創り出された悪い印象を払拭することにもつながり、企業に実利的な恩恵をもたらすかもしれない。もちろん、公営企業の場合や、より広い国の安全保障の問題や戦略的な問題が持ち上がった場合には、更に大きい原子力関連企業であっても行使できる影響力には限りがある。

14.24. 産業界全体が核拡散の除去に向けて行動を起こすためには、商業取引の習慣を調整し、どの会社も核不拡散に積極的になることによって他社より不利益を被り、それによって先駆者となることに躊躇することがないようにする必要があるだろう。より一般的には、産業界は、その事業に影響を与える法令や条約の起草段階で政府と積極的に協力し、そのような法令等が、実行可能で、皆が遵守できるようにすることを確保すべきである。

原子力の管理に関する勧告

32. 平和的目的のための原子力の利用は、軍縮、不拡散と並ぶNPTの基盤をなす3本柱のひとつとして引き続き強く支援されるべき。また、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するため、IAEAの技術協力プログラムを含め、一層多くの財源を提供すべき。[14.1.3]
33. 2008年のG8北海道洞爺湖サミットで発表された、原子力の基盤整備に関する国際協力のためのイニシアティブを支援していくべき。これは、3S、すなわちsafeguards（保障措置）、security（セキュリティ）、safety（安全）の重要性に関する意識を国際的に高め、関心国による関連措置の整備を支援することを目的とするものである。[14.4-6]
34. 政府と産業界は拡散抵抗性を、原子力施設の設計と運転における不可欠の目標として支持し、制度的な措置と技術的な措置を通じて促進しなければならず、いずれの措置が欠けても十分ではない。[14.7-8]
35. プルトニウム再利用の拡大および高速中性子原子炉の導入は、不拡散の目的を促進し、拡散やテロリズムの危険の増大を避ける方法で追求されなければならない。特に、高速中性子炉の研究開発については、兵器級プルトニウムが生成されないような炉を設計し運転することを、その主要な目標とすべき。[14.9-15]
36. 多数の国において使用済燃料の蓄積が増加するのを回避するため、燃料供給者による使用済燃料の回収の取決めといった国際的な対策が望まれる。かかる観点から、初装荷炉心からの燃料回収に特に注意を払うべき。[14.13]
37. 使用済燃料の処理に用いる新しい技術を開発し、現在の再処理方式をすべて回避すべき。そのような技術が確立したときには、熱中性子炉や通常の再処理施設におけるMOX燃料の使用は、段階的に廃止できる。[12.26]
38. 原子力産業界、そして政府と産業界との連携は、世界中で民生原子力部門が成長することに伴う拡散危機を緩和する上で、より重要な役割を果たす必要がある。産業界は、その事業に影響を与える法令や条約の起草段階で政府の積極的なパートナーとなり、そのような法令等が実行可能で、皆が遵守できるようにすることを確保すべき。[14.16-24]

第15章. 核燃料サイクルを多国間で管理する

多国間管理を支持する議論

15.1. 供給の確約、燃料バンク、施設の多国籍管理など、本章で検討するいくつかの措置を通じた核燃料サイクルの多国間管理の目標は、新たに機微な原子力技術 (Sensitive Nuclear Technologies: SNT) を取得しようとする国を思い止まらせ、それによってNPTへの信頼を維持し、国際社会が効果的に核不拡散の遵守状況を監視できるよう支援することにある。この考えは、理想としては、新たに建設される施設の数、濃縮・再処理技術を有する国の数を減らし、残るすべての施設が保障措置の下に置かれることを確実にしながら、自国の施設を建設することを正当化する「供給の安全」と経済的理由を考慮に値しないものにする事だ。

15.2. ここでは、「多国間」という用語をその最も広い意味で用い、それが通常意味する「多角性」(二つ以上の主体の参加を意味する最も広く最も柔軟性を持つ用語)、それに「多国籍性」(国籍が異なる幾つかの主体)、「多面性」(通常、志を同じくする複数の主体に使われる)、「地域性」(近隣諸国からなるいくつかの主体)、そして「国際性」(様々な国や、IAEAなどの国際機関が主体)を包含する。

15.3. 核燃料サイクルの多国間管理の構想は、1946年に「アチソン/リリエンソール報告書」の中で初めて取り上げられた。しかし、閉鎖型燃料サイクルの民生用原子力発電が急増すると見られた1970年代に入って、その急増に伴うプルトニウム貯蔵に起因する将来の核拡散の危険の懸念への解決策として真剣に検討されるようになった。1980年代に入って、予想に反して民生用原子力発電の建設が減速し、天然ウラン価格の下落により閉鎖型燃料サイクルの採算性が低下したことから、当初の懸念は薄らいでいった。そして多国間管理の構想は、今度は燃料サイクルのフロントエンドに重点を置く形で、1990年代の終わりに新たに蘇った。

15.4. 2004年に、燃料サイクルの多国間管理を声高に唱道したIAEAのモハメド・エルバラダイ事務局長が、核燃料サイクルに対する多国間管理のアプローチに関する専門家会合を招集した。これは、当時、イランや北朝鮮の危機などにより核不拡散体制の弱体化に向けた動きが認識されたことに刺激されたものだ。専門家会合の結論は2005年に報告され、その後の多くの多国間管理の提案に強い影響を与えた。以下でそれらの提案について解説する。

15.5. 今の政治的現実を踏まえて現在の提案はすべて、多国間管理を規制手段としてではなく、インセンティブを与えるものとして提示している。このようなアプローチが成果を生むためには、それが、特段のインセンティブがなければ自国での濃縮・再処理施設の開発を検討するような国の参加を実現しなければならず、したがって、それらの国がそのような施設を開発しようとする理由、すなわちエネルギー安全保障、濃縮の利益の分け前にあずかりたいという欲求、国家の威信、将来の核武装の選択肢を維持したいとする潜在的な欲求などに対処しなければならない。提案のほとんどは、エネルギー安全保障と利益に焦点をおいているが、原子力技術を持たない国の多国間管理施設への参加を促すことによって国家威信の問題に対処しようとするものもある。

15.6. いかなる形態のものであっても多国間管理を支持する者は、原子力を平和目的に利用するために必要なものを取得する国の「権利」を否定していない。むしろここでの問題は、核不拡散体制内で不拡散義務を守っている国が、核物質を自ら製造するという問題のある途を選ぶ必要に迫られないように、必要な物質の利用を保証するような他の枠組みがあってしかるべきではないかということだ。今日までになされた提案は、そのほとんどが供給国によって提示されたもので、受領国からは熱心な支持を受けていない。安定的な供給関係を維持している国々は現在の市場を通じた供給の仕組みに満足しているし、燃料供給が政治的動機で途絶する危険性を懸念している国は、現在検討中の提案は自分たちの懸念、特に短中期的な懸念を十分に取り上げていないと主張しがちだ。

15.7. 今述べたように、これらの提案は、そのほとんどが、多国間管理核燃料サイクル関連の役務の提供を申請する国がIAEA保障措置に違反していたり(イランなど)、NPTの非締約国である場合、その提供を拒否する内容であるため、現在、核拡散の懸念がある国のほとんどにとって魅力あるものになっていない。また、自国の施設を放棄することを各国の参加の前提条件として求める米国の燃料バンクなどの提案は、開発途上国の多くにとっては政治的に受け入れがたいもので、機微技術の拡散を阻止することに成功しそうにない。この問題は、核不拡散のために原子力技術の利用を規制するのは、原子力に関する「持つ国」と「持たざる国」の相対的な地位を一層固定化し、核軍縮という第一の目的から関心をそらすものだとの考え方に密接に結びついている。議論全体につきまとう懸念事項のひとつに、核燃料サイクルの多国間管理化は、慎重に実施されなければ、まだ濃縮能力や再処理能力を持っていない国が危険性の高いそのような技術を早期に獲得するのを加速するか、そのような国にそれらの技術を許可無く移転するのを促進するという新たな核拡散の危険をもたらしかねないことがある。

15.8. 多国間管理がどの程度、上に述べたような利益を実現し、危険を軽減するかは、このような構想をどう設計するかにかかっている。以下で現在真剣に検討されている12の提案を解説する。そのほとんどは、もっぱら燃料サイクルのフロントエンドを扱っている。どの提案もすべての国にとって十分なインセンティブを与えるものではないし、一部に他の提案よりもより野心的で長い準備期間を要するものがあるので、多国間管理化に向けては、柔軟で、重層的で、漸進的なアプローチが必要かもしれない。より単純な提案の方が、特に政治的意志の観点と運営の面から、より野心的な提案を実現するための重要な基盤となるかもしれない。現在の提案を個別に見ていく一方で、それらを、重層的な多国間管理燃料サイクル体制に向けた相互に補完する措置として認識することが重要だ。

供給保証の提案

15.9. 既存の市場を通じたウラン供給の仕組みは、産業界、供給国あるいはIAEAが提供する燃料供給保証によって補強できるかもしれない。このような保証は、特定の国

への市場を通じた供給が途絶した場合に発動される。非政治的な理由で供給が途絶するような事例は、これまでめったになく、今後もありそうにない。また、原子炉の運転者はそのような途絶に対応できる十分に発達した仕組みを備えている。よって燃料供給保証は政治的な理由で供給が途絶するような事態に焦点を当てる必要があるだろう。詳細が合意されさえすれば、そのような保証は比較的迅速に実施に移すことができる。しかし、この保証は、濃縮することの経済的インセンティブよりむしろ供給するインセンティブを確保することのみに対処し、また、提供された保証が信頼できる限りにおいて有効であるに過ぎない。特に困難なのは、供給できる条件を、核拡散を防止するために十分厳しくしつつ、顧客を追い払ってしまうほど厳しくはしないようにすることだ。

15.10. *世界原子力協会(WAN)提案*(2006) WNAは、既存の市場原理、政府とIAEAに委任された既存のウラン濃縮事業者による集团的保証、濃縮ウランの政府備蓄という、3層から成る供給保証の構想を創案した。第2層は、核拡散に関係しない政治的動機による供給途絶が起こった場合にのみ発動され、IAEAはその時点で情報提供を受け、受領国の要求を評価し、濃縮事業者に補充燃料の供給を指示する。受給資格要件を満たした国との供給契約に濃縮事業者の義務が規定される。濃縮事業者がそれらの義務に応えない場合、国は第3の層である政府備蓄の濃縮ウランを利用できる。この構想の下で燃料を受給できるための要件として、国はIAEAの保障措置を完全に遵守しており、濃縮施設の開発、建設、運転を放棄する必要がある。

15.11. この提案の特色は、供給の途絶があった場合に、濃縮事業者が集团的かつ平等に濃縮ウランを供給する点だ。IAEAで合意し、正式な提案としてIAEAの情報回覧文書に取り纏める必要があるこの提案は、実施のための政府間での調整過程は比較的単純だが、燃料保証制度を迅速に発動させるためには、ウラン濃縮事業者とその国の政府との間でおびたしい数の契約が必要となろう。第2層と第3層による保証は政府の輸出管理で阻害される可能性があるので、一部の国々、特に濃縮を行う国との関係が良好ではない国にとっては、この提案による燃料供給の確保では十分ではないかもしれない。燃料加工もまた問題だ。燃料を加工する施設は、普通、原子炉納入業者や濃縮ウラン供給業者と同じ国にあるので、受領国において代替的な燃料加工役務を提供す

る業者をみつけるか、燃料加工施設を建設するのでなければ、供給保証は有効にはならない。濃縮事業者は保証提供の費用を十分に補償される必要があるという要件もこの提案を高価なものとするかもしれない。国が濃縮能力の開発を放棄する必要があるという受給資格要件も依然として多くの国にとって受け入れることができないはまだ。

15.12. 6カ国提案 (2006) このWAN提案の修正版は、「核燃料の確実な入手」とも知られており、世界市場で商業用の濃縮役務を提供するフランス、ドイツ、オランダ、ロシア、英国および米国の6カ国が提示したものだ。保証を受ける国は、濃縮能力の開発を放棄する必要はないが、現時点でそのような施設を保有してはならず、IAEAの保障措置協定と追加議定書を締結し、それらの協定の下で違反があってはならず、また、原子力安全の国際基準を満たし、そして核物質防護条約を締約していなければならない。それ以外ではWNA提案と同じように機能するが、この提案は、WNA提案の第2層に代えて、濃縮ウランの輸出を許可する政府保証と、濃縮を行う他の国から輸出することに反対しないという保証を設けている。第3層の保証である濃縮ウランの備蓄は供給国が保有するが、供給保証を強化するためにその使用を管理する権限をIAEAに移管することができる。

15.13. この提案は、そのような保証が政府の責任においてなされるため信頼性がより高い保証提供となり、また供給途絶の際に濃縮事業者に不足分を平等な割合で補充することを要求しないことによって、WNA提案が提供する保証よりも柔軟な保証となるので、その分信頼性が高まり効果的なものになる可能性が高い。しかし、国に濃縮技術の放棄を求めないとはいえ、極めて厳格な受給資格要件を課すので、いずれにせよ有資格国のほとんどが、世界市場への参入に困らない国になる。また、6カ国のほとんどが特定の受領国に対して似たような対応をとり、この補充措置の信頼性を弱める可能性も高い。

15.14. IAEA核燃料供給登録システム (2006) 日本はIAEAが管理するデータベースを設定することを提案している。そのデータベースに加盟国は、天然ウラン、備蓄ウラン、ウラン転換、ウラン燃料加工、ウラン濃縮を含む核燃料の供給能力を登録し、IAEAとそ

の加盟国が市場の失敗を特定し、予防するのを助ける。供給途絶が発生した場合、IAEAは受領国を新たな供給者に結びつける仲介役を果たす。IAEAの保障措置を遵守するすべての国がこのシステムを使用する資格を持つ。

15.15. この提案は、6カ国提案を補完し、供給途絶が発生した時に、フロントエンドの燃料サイクル能力を持つすべての国が供給国になれるようにすることによって、6カ国提案の下での供給国と受領国との二分化を和らげる。しかし、この提案は、より包括的な参画性を伴うため、濃縮能力と再処理能力の拡散を促すものとみなされる可能性がある。この提案は、燃料加工役務を含むという意味で他の供給保証提案と比べて特色がある。この提案が核燃料市場の透明性と機能を監視し、強化することに焦点を当てるのは、国際市場が提供する供給の経済的利益と安全を強調することによって、「自国内の競争力のない、小規模な濃縮・再処理能力を開発するインセンティブを縮小」することを意図したものである。それにも関わらず、6カ国提案と合わせて運用したとしても、国際市場に依存したいという各国の誘因を大幅に強化できる見込みはない。

15.16. *英国の燃料保証提案* (2007) この提案は、6カ国提案の供給保証が実用的に実施できるような、ひとつの仕組みを提示する。このボンド方式は、供給国政府、受領国政府そしてIAEAとで予め協定を締結し、前もって供給国政府が国際法と核不拡散基準に抵触する受領国に濃縮ウランを輸出するのを不可能にするものだ。IAEAは、濃縮ウランの輸出を認める条件が満たされているかどうかを判断し、供給国はその決定に従う義務を負う。受領国がボンドの有資格国になるには、IAEA包括的保障措置協定と追加議定書が発効し、双方の義務を遵守しており、また、供給された濃縮ウランを、平和目的のみに利用し、再移転せず、防護することを約束していなければならない。この提案はこれまで、オランダとドイツの支持を得ている。

15.17. IAEAの保証人としての意思決定の透明性が供給保証の信頼性を高める。しかし、6カ国提案と同様、有資格要件が極めて厳格なため、これらの要件を満たす国が濃縮ウランを国際市場で購入できなくなるようなことはないだろう。また、供給国が国際的な法的義務に違反して、ボンドの信頼性を損ねることも考えにくい。

燃料バンクの提案

15.18. 燃料バンク構想は供給保証構想の延長で、国またはIAEAが一定量の濃縮ウランを保有し、通常の燃料供給計画が途絶した国に分配するというものだ。燃料バンクは、バンクの管理者が一定量の濃縮ウランの利用を約束し、国がそれを保証する形で実質的に濃縮ウランを保有する形と、備蓄ウランを物理的に保有する形がありえよう。燃料バンク制度は、ある国が政治的理由によって商業市場で濃縮ウランを入手できなくなった場合の制度として運用される。

15.19. 燃料バンクは簡単な保証よりも信頼できる供給保証を提供しうる。しかし、その信頼性は、誰が燃料を保有し、誰の決定に基づいて、いつ、どのような基準で配分されるかによる。燃料備蓄に伴う費用と実効性も大きな課題だ。燃料加工役務の信頼性は、燃料バンクにとってさらに切実な問題だ。すべての型式の原子炉に適合する燃料集合体を備蓄するのは現実的ではないからだ。そのため自国が燃料加工施設を持つことが燃料入手を確実にする最も効果的な方法となる。しかし、燃料加工工場は、議論の対象となっている他の機微技術ほど核拡散の脅威をもたらさない。

15.20. *核燃料の備蓄に関する米国提案* (2005) 米国は、国家安全保障上必要な量を超過したと思われる17トンの高濃縮ウランを希釈して、核燃料備蓄として使用し、「濃縮と再処理を放棄した国への確実な核燃料供給の保証を支援する」と発表した。これによって生じる低濃縮ウラン(LEU)はIAEAの備蓄を補完し、IAEAの供給保証を支援するのに役立つであろうが、この原料物質は依然米国の管理下にあり、米国起源の核物質に米国法上付される義務に服する。これらの有資格要件と国内法上の義務によって、この提案は、受領国にとって、既存の市場を上回る供給の安全や経済的利点を提供することができなくなっている。この提案による核燃料サイクルの多国間管理への寄与はごくわずかであろう。

15.21. *核拡散脅威イニシアティブ燃料バンク* (2006) 2006年、核拡散脅威イニシアティブ(NTI)は、受領国に無差別的かつ非政治的な方法で燃料供給を保証することを確保する低濃縮ウラン備蓄をIAEAの管理の下で創設するために、IAEAに5千万ドルを拠

出した。この基金には二つの条件が付された。ひとつはIAEAが備蓄創設のために加盟国からさらに1億ドルあるいは相応の低濃縮ウランを受領することであり、もうひとつはIAEAが備蓄創設に必要な行動をとることである。最初の要件は2009年3月に満たされたが、6月に開かれたIAEAの理事会で、この燃料バンクの機能に関する詳細な計画を作成しようとのIAEA事務局長の提案は、燃料バンクはNPT第4条の権利を侵害するものととらえる開発途上国の反対にあって否決された。NTIは、この燃料バンクが、核不拡散義務を遵守し、自国で濃縮施設を持たず市場に依存することを選択した受領国への供給の安全を高めるものになることを望むと述べている。

15.22. *ロシア提案の低濃縮ウラン備蓄* (2009) IAEAが管理する国際核燃料センターを創設する提案の一環として、ロシアも120トンの低濃縮ウランをアンガルスク国際ウラン濃縮センターに備蓄し、「克服できない政治問題」を含め、技術的または商業的要因に関連しない供給途絶が生じた場合に原子力発電所への安定的な燃料供給を保証する提案を発表している。この備蓄物質は、核不拡散の義務を守るIAEAの全加盟国が利用でき、燃料バンクから供給するかどうかはIAEAが決定する。しかし、IAEA事務局長にこの提案を具体化する協定案を提出させるとする勧告は、2009年6月の理事会で承認を得られなかった。

15.23. NTIとロシアの提案がIAEA理事会において否決されたことは、独自に濃縮施設を持たないことを要求する提案には主要国の中に根強い反感があることを浮き彫りにした。それにも関わらず、NTIの提案では、IAEA理事会がその有資格国要件と構造を決定し、IAEAがそれを運営することになるので、この提案は供給の安全という点で極めて信頼性が高く、また、供給国と受領国の双方から意見を取り入れて策定されているので、合意さえ得られれば、国際的な支持を得やすいだろう。解決すべき二つの実務的問題は、IAEAが保有する備蓄低濃縮ウランの保管方法と価格決定方法だ。

多国間管理施設の提案

15.24. 多国間管理による燃料サイクル施設の提案には、新たに多国間で管理する濃縮施設、再処理施設、あるいは使用済燃料貯蔵施設を建設するか、既存施設を多国間管理の施設に転用するかのいずれかを伴う。この仕組みは、供給の安全、燃料サイクル役務と保障措置の実施における規模の経済性などの経済的誘因、そして供給国と受領国とのより平等な関係を同時に達成する最も効果的な制度だ。湾岸協力会議の諸国はそのような枠組みの可能性について議論を行ってきており、現在までのところ結果はでていないが、施設を共有するひとつの事業体として原子力の開発に取り組もうとしている。ウレンコ(Urenco)とユーロディフ(Eurodif)は、現在市場で運用されている多国間管理の濃縮事業体の成功モデルである。(しかし、多国間管理施設の魅力の一つには、異なる国籍の職員同士の相互監視が、原料物質、技術、専門的技能の転用を阻止する力として働くところにあるとみられているが、ウレンコのA.Q.カーンによる濃縮技術窃盗事件の例や、おそらくはイランとユーロディフとの関係も、このような仕組みであっても危険が存在することを示している点に留意する必要がある。)

15.25. 多国間管理施設の設立には、解決に時間を要する特有の課題が伴う。核不拡散の危険を高めずにインセンティブと効率性を最大化するために、IAEA、技術供与国、施設設置国、参加受領国などの異なる利害関係者にどの程度の管理権を付与するか、慎重に調整しなければならない。利害関係者の経済的便益を計算するには、そのような施設を設立するための新たな法的・商業的取決めを作り出すのに必要な費用を加味しなければならない。施設での濃縮ウランや使用済燃料の搬出入が円滑になされることを確保するために施設設置国との取決めが必要だ。

15.26. **再処理役務** 多国間管理施設の提案では、どちらかという再処理施設より濃縮施設に焦点が当たりがちである。とはいえ、2030年には、濃縮役務に対する需要の75～100%が既存の能力で充足され、再処理役務に対する予想需要も既存の能力で容易に充足されるとみられる。残念ながらこれらの提案では、追加的な燃料役務が最も切実に求められるのは何処か、また、多国間管理の協力を必要とする技術的問題、すな

わち使用済燃料の中間貯蔵と最終処分場の問題が最も大きいのは何処かという点については、不明瞭であるか、まったく言及がない。

15.27. 日本を除くと、既存の再処理工場はすべて核兵器国にある。使用済燃料を含有されるプルトニウムに手をつけず無防備のまま放置すること、特に核保有を望む国においてそうすることは現在の供給国の利益に反するので、再処理役務の提供が拒否されることはありそうもない。それは、自身で再処理施設を保有せず、また保有する選択肢を捨てる用意のある国が、必要なときにはいつも他の再処理役務を受けることが保証されるべきでないということではない。他方、再処理によって作られる物質、すなわち分離プルトニウムは定期的に返還されるべきものではない。核不拡散やセキュリティ上の懸念がない場合に限り、そしてそのような場合にはMOX燃料としてのみ、ジャスト・イン・タイムの原則に従って慎重に段階的に引き渡すことで、原子炉施設に備蓄が蓄積されるのを回避する必要がある。第14章で触れた新しい技術が実行可能となれば、MOX燃料を使用する必要もなくなるだろう。

15.28. 使用済燃料を再処理することによって、最終処分を待つ放射性廃棄物の量を大幅に減らせる。そうはいつでも、今後数十年にわたって、現在、世界が保有する処理能力ですべての再処理需要を賄うことはできないと想定する根拠はない。世界の再処理事業の競争は既に熾烈で、フランス、ロシア、英国が外国の使用済燃料の処理を受け入れることに積極的だ。しかし、インドも再処理の分野に関心を持つ国のひとつとして、比較的安定している再処理事業の現状に挑んでくるかもしれない。以下では、ロシアによる*国際原子力基盤の提案*と GNEPという他の二つの提案を検討する中で、いくつかの世界における再処理の選択肢について検討する。

15.29. *中間貯蔵/最終処分* 再処理されるまで、あるいは最終処分の決定まで使用済燃料を含有するプルトニウムとともに、しばしば長期間にわたって原子炉施設で保管するという現在の慣行には、核拡散の危険を伴う。ある状況では、特にテロ攻撃の懸念から核物質防護も課題となり得る。ここでの課題とは、どちらかというところ盗盗への対応というよりは、放射能汚染を拡散することを目的とした施設への攻撃にどう対応するかだ。し

かし、研究炉の燃料に関しては窃盗が課題となる。使用済燃料の貯蔵は小規模な核開発計画や研究炉しかもたない国にとって極めて高価だ。IAEAの調査では、使用済燃料の貯蔵を多国間管理に移せば、十分に大きい規模の経済が達成されると結論している。要するに、いくつかの地域の施設に貯蔵を集中して、それぞれにIAEA保障措施を課せば、IAEAの監視任務はかなり容易になるだろう。

15.30. 複数の国がかかわる貯蔵に伴う主な問題は、施設を設置する潜在性のある国はどの国でもそのような施設は国内的に受け入れられない可能性があることである。問題の使用済燃料は複数の国に起源を持つからといって、そのような枠組みが全体として国内世論に受け入れやすくなるとは限らない。経費の見積もりには長期債務の問題も考慮する必要があり、長期間続く無期限の財政上の取決めを伴わざるを得ないことはほぼ間違いない。これまでのところ、複数国による貯蔵の提案の中では、次に検討するロシアの提案のみが他国の廃棄物を受け入れることを認めているが、その場合であっても法律ではロシア起源の燃料の廃棄物しか許されない。

15.31. *国際原子力基盤(Global Nuclear Power Infrastructure: GNPI)*(2006) このロシアの提案は、IAEAの管理の下で、平等に核燃料サイクル役務を提供する、世界の核燃料サイクルに関するサービス・センターのネットワークを構想するものだ。ロシアは、4種類の燃料サイクルに関するサービス・センターを自国内に設置することを提案している。既に設立済みのアンガルスクの国際ウラン濃縮センター(IUEC)、再処理および使用済燃料貯蔵施設、要員の訓練・検定施設、そして原子力研究開発施設だ。この提案の詳細は未だ不明で、ロシアはこれまでフロントエンドの燃料サイクルの多国間管理を実施しているだけだが(以下の IUEC に関する部分を参照されたい)、同国の法律上、燃料の貸し出しは許される。そのようなサービスがなされれば、各国が燃料サイクルに関するサービス市場を利用しようとするインセンティブが大きく高まり、他の供給国に対するロシアの競争力も大きく高まるだろう。

15.32. *国際ウラン濃縮センター* (2007) ロシアは、その国際原子力基盤のモデル施設として既存のアンガルスク電解化学コンビナートに国際ウラン濃縮センター(IUEC)を設

立した。IUECは、ロシア政府の後ろ盾があるアンガルスク電解化学コンビナートと濃縮役務契約の取決めを行い、新たな施設を建設することなく、既存の施設を事実上多国間管理化した。それによって、経営、運営、技術をロシアの支配下に置き、濃縮技術を事実上「ブラック・ボックス化」して、ロシア以外の参加国が入手できないようにした。IUECは株式会社として運営され、参加国に濃縮ウランの供給を保証する。参加国は、確たる定義がない「確立した核不拡散の基準」を満たしている限り、ロシア政府との契約に基づきIUECに参加できる。現在の参加国はカザフスタンのみである。しかし、アルメニアとウクライナが、近い将来この計画に参加するための合意文書に署名している。また、フィンランド、韓国、ベルギーが交渉中である。

15.33. IUECが実際にどのように機能するかの詳細は不明であるが、既存施設を多国間管理に移す方途のひな形となる。参加基準が曖昧な上、ロシアが事業を管理する権限を相当維持するので、関係国の利害をこのように調整することがすべての関係国に受け入れられるかどうかは不明だ。

15.34. *国際原子力エネルギーパートナーシップ (GNEP) (2006)* 米国が主導するこの国際的な構想の構成要素には、原子炉や燃料サイクルに関する役務(使用済燃料の回収、再処理、再利用など)を受領国に提供する供給国グループの設立がある。当初、受領国は濃縮・再処理技術を持たないという要件が提案されたが、これには強い反対があった。アルゼンチン、ウクライナ、オーストラリア、カナダ、韓国など多くの国が、供給国になる「機会の窓」が閉じられる前に自国の選択肢を検討すると示唆したため、その後この要件は除かれた。しかし、GNEPの目標は、供給国が管理する経済性の高い閉鎖型燃料サイクルを開発するための新たな再処理技術や原子炉技術の開発を前提として、原子力発電計画を有する国が、機微な燃料サイクル技術を追求する必要性がなくなるような状況を創り出すことにある。第4世代原子力システム国際フォーラムの調整の下に、現在、多くの政府がこの作業を続けている。GNEPの旗印の下で国内再処理工場を建設しようとした米国の計画は2009年4月に中止になった。

15.35. その実現は新しい技術の開発と商業化の成功に大きくかかっているが、GNEPは、バックエンドの燃料サイクルに着目した唯一の提案として、燃料サイクルに関するサービス市場に各国が依存するインセンティブを十分に提供できるかもしれない。しかしGNEPは、供給国と顧客国の区分を固定化し、受領国の参画と平等に関する懸念に対応するために燃料サイクルの多国間管理方式を開発することの重要性を強調する。今後、この計画を国際的に展開するためには米国政府の継続的な政治的支援が重要だ。2009年10月、GNEPの執行委員会は、名称を国際原子力フレームワーク(International Nuclear Energy Framework)に変える可能性を含め、今後の計画の方向性の見直しに合意した。

15.36. *多国間管理による濃縮サンクチュアリー・プロジェクト(MESP)* (2007) ドイツのこの提案は、IAEAとの合意に基づいて、特定国グループが新たに多国間管理の商業ウラン濃縮工場を建設し、その工場をそれらの国が設立した企業が運営するものだ。この工場は、設置国が主権を割譲する区域に設置される。IAEAは、その区域内外への核物質の搬出入を管理し、これらの施設を監督する。濃縮役務は、IAEAが設定する基準を満たすすべての国に保証され、自国の濃縮施設の開発を放棄する必要はない。

15.37. MESP構想はその参加国と他の受領国に高度の供給の安全と強い経済的インセンティブを与えるもで、受領国がGNEPとIUECを不快とする理由の供給国と受領国の二分化を無くしている。この計画には、特に施設を設置することに積極的な国を見つけることなど、特有の実務的、政治的、法的な課題を伴い、より単純な多国間管理の提案が進展することに依存する必要があるだろう。

15.38. *核燃料サイクルの多国間管理* (2007) オーストリアによるこの提案は、燃料サイクルの完全な多国間管理に向けたロードマップを示しており、これまで見てきた提案の多くを統合したものだ。この計画は二段階で構成される。第一段階では、国際的な燃料サイクルの透明性と信頼性を高めるため、各国にその原子力活動をIAEAに申告することを求める。IAEAはその申告に基づき、燃料サイクルに関するサービス市場について定期的な調査報告書を発表する。第二段階では、NTIの提案に似た核燃料バンクを設

立して、IAEAの運営の下におき、IAEAが核分裂性物質・放射性物質を伴うすべての移転の実質的な仲介役を引き受ける。既存の燃料サイクル施設はIUEC やアンガルスク電解化学コンビナートと同様の方式で多国間管理の下に移行し、新施設は最初から多国間で管理される。すべての施設が完全な多国間管理の下に置かれれば、法的強制力のある国際協定によって、各国独自の機微な原子力技術の追求が禁止されることになり、多国間管理は、インセンティブに基づくものから制限的な枠組みに移行する。

今後の進むべき方向

15.39. 近年、核燃料サイクルの多国間管理は、政治的に大きな機運を迎えており、それは、国際的な燃料サイクルを多層的かつ漸進的に再構築するために数多くの提案がなされていることが示しているとおりである。それにも関わらず、機微な原子力技術の拡散を防止することができる燃料サイクルの多国間管理体制を構築するにあたって、三つの大きな障害がある。

15.40. 第一の障害は、供給国と受領国の区分の恒久化の問題である。NTI、WNA、そしてオーストリアの提案を除くすべての提案が供給国によって策定されている。受領国との協議や受領国の参加を促進することが、その提案の成否を最終的に決定する国々からより広い支援を勝ち取り、核不拡散を推進することを確保することにつながる。第二の障害は、すべての提案が、明白に、あるいは暗黙のうちに、IAEA保障措置を遵守していない国、またはNPTの枠外にいる国を除外していることだ。そのため、先に述べたいかなる提案も、現在イランで生じているような状況には対応できない。第三の障害は、その実施が短中期的になりそうな供給保証や燃料バンクなどの提案は、現在、民間原子力発電計画の拡充を計画している国々に対して、自国による濃縮・再処理能力の開発を止めさせるような経済的なインセンティブ、あるいはエネルギー安全保障上のインセンティブを十分に与えるものになっていないことだ。

15.41. 使用済燃料の回収を多国間の取決めに含めれば、受領国にとって大きな魅力となるが、ロシアの提案やGNEPなどの長期計画の提案にしか含まれていない。しかし、

GNEPの下では国内再処理工場を建設するという国内的な側面は取りやめになっており、その国際的な側面をどう進めるかについても、オバマ政権の立場はまだ公表されていない。同政権は、前政権に比べて再処理についても熱心ではない。ただ、拡散抵抗技術の研究開発への資金の拠出は継続する見込みだ。

15.42. 燃料バンクのような燃料サイクルのフロントエンドへの取り組みでは、燃料加工が厄介な問題だ。異なる原子炉にはそれぞれ専用の燃料集合体が必要になり、すべての原子炉に対応できる燃料を備蓄するのは現実問題として不可能である。しかし、各国は、核拡散の危険をこれ以上高めることなしに自国で燃料加工施設を作ることができる。

15.43. 長期計画の多国間管理施設の提案の方が、各国が機微な原子力技術を開発しないよう説得できる可能性が高い。しかし、そのような提案が直ちに実施される見込みは薄く、現在原子力計画を推進しようとしている国々に対して、そのような技術の開発にとって代わる十分に魅力的な代替策を提示することはできないだろう。

15.44. WNAの提案や6カ国提案などの供給保証制度は、今後数年内に実施に移される可能性が高いが、濃縮技術の拡散を防止できそうもない。NTIとロシアが提案した燃料バンクを設立できるかは、IAEA理事会がその詳細に合意することが仮に可能であるとした場合、その合意にどの程度の時間がかかるかにかかっている。2009年6月のIAEAでの最初の議論は、この点で期待を抱かせるものではなかった。特に、世界で確立した技術を持つ国々における現在のそして計画中の濃縮能力が現時点で見込まれる2030年までの需要を満たすことができると考えられている中で、全く新しい多国間管理の基盤を構築する説得力のある経済的理由はない。燃料サイクルに関する役務を提供するだけでなく、管理権も共有する形で既存の施設を多国間管理に移すことに熱心な供給国などないであろう。たとえ供給国が熱心だったとしても、それだけで原則の問題として自国の施設を建設することを決断した国々を思いとどまらせることは難しいだろう。完全に核兵器のない世界が到来し、すべての機微な原子力技術が保障措置の下に置かれるような時がくれば話は別だろうが。

15.45. しかし、原子力計画を持つ国々のほとんどは拡散国ではないことを指摘しておかなければならない。大多数の国々の関心は原子力の平和利用の恩恵を受けることにある。それらの国々の主たる目的は、適時な、予測可能な、そして経済的に魅力的な形で原子力の利用を含む、エネルギー安全保障を確保することだ。さらに大概は、兵器に転用可能な核物質が広く分散する危険を認識しており、それを阻止する必要性を理解している。とはいえ、そのような国々の多くが、原子力の平和利用の分野で、一部の国が他の国よりも公平な扱いを受けるという考えを受け入れるのは難しいと考えており、その結果として、差別をさらに成文化する方針を確立することを拒否する可能性が高い。この点に関し、拘束力のある新たな国際基準を設けて、機微な燃料サイクルの活動は、国内的な事業としてではなく、多国間管理の枠組みの中でのみ実施されなければならないと規定するような場合、それはNPT第4条と、そこに盛られた各締約国の独自の国家計画を追求できる権利を再解釈することと同じになるだろう。

15.46. そのような再解釈は、全く不可能という訳ではないかもしれないが、より広い文脈での交渉によってのみ合意できるであろう。そこでは、すべての既存の施設が、それが核兵器国にあらうと他の場所にあらうとも、合意された新しい枠組みに組み込まれる必要がある。独立した国家の運用に課されるすべての新しい規制は、NPT非締約国、核武装国、非核兵器国を含むすべての国に適用され、そうすることにより新しい規制はすべての国と同等の義務として受け入れられる。特に既存の産業や技術保有国から予想される抵抗を考えると、この交渉は間違いなく骨の折れる仕事になるだろう。そしてそれは、他の潜在的な必要条件を脇に置いてのことだ。このような必要条件には、核軍縮やFMCTの早期合意に関する追加措置が求められることも含まれることとなるだろう。これらはすべて、よくできても多大な時間を要する作業になるだろう。

15.47. したがって、短期的に拘束力のある、または普遍性を期待できる新しい規範が存在しない以上、中期的に望みうる最善の方策は、受領国が、供給保証と引き換えに、契約期間中に限り、自国内での機微な燃料サイクル施設の建設と運転を放棄するという任意の取決めであろう。実際に各国は、自国の利益をそれぞれ考えて、そのような取決めを結ぶか否かを判断する。これまで多国籍による事業によって燃料と役務の供給

が確実にかつ適切に行われてきたという満足のいく実績があるので、ほとんどの国がこのような形で原子力の必要性を満たす方が独立性は高いが問題の多い代替案よりも好ましいと判断することが望まれる。

15.48. 本委員会は、核燃料サイクルの多国間管理は原子力の平和利用に対する世界の信頼を構築する上で掛け替えのない役割を果たし、そのためのあらゆる努力を奨励すべきであると強く信ずる。このような枠組みは、機微な燃料サイクルに関するすべての活動が多国間管理の検証と管理の下に置かれることが必要となる核兵器のない世界の実現に向けて、重要な基盤を提供する。

核燃料サイクルの多国間管理に関する勧告

39. 核燃料サイクルの多国間管理を、特に燃料バンク、濃縮・再処理施設、そして使用済燃料貯蔵施設の多国間管理を通じて、強く推し進めるべき。このような方策は、原子力の平和利用に対する地球規模の信頼を構築していく上で非常に有益であり、また機微な燃料サイクルに関するすべての活動が多国間によって検証・管理されることが必要な要件となる核兵器のない世界に向けて、重要な基盤を提供する。
[15.48]
40. より長期的な提案が受け入れられるまでの間、燃料供給の保証を受ける代わりに、受領国は、契約期間中に限り、自国内での機微な燃料サイクル施設の建設と運転を放棄するという任意の取決めを支持すべき。[15.47]

第4部:

政策から行動へ:

包括的行動計画

第16章. 2010年NPT運用検討会議に向けた パッケージ

運用検討会議の重要性

16.1. 1970年の発効以来、核兵器不拡散条約(NPT)は、不拡散の取組の基礎であると同時に、核軍縮の推進に向けた土台でもあり、また平和目的の原子力開発の権利を保証するものでもあった。締約国の多さは条約の規範力を大いに高め、インド、パキスタン、イスラエル(およびNPTからの脱退の主張が受け入れられる限りにおいて北朝鮮も)を除くすべての国が締約国となっている。他でも述べているように、1960年代に、今頃までには世界には20以上の核武装国が存在することになるだろうと一般的に予想されていたことに反して、大きな成功を収めてきた。しかし、本報告書でもすでに指摘しているように、NPT体制はここ数年、特に、A.Q. カーンの違法ネットワークや北朝鮮の脱退、イランによる概念上および執行上の一部限界に対する試み、NPT上の核軍縮義務に対する大抵のNPT核兵器国の関心の無さにより引き起こされた問題など、大きな試練に直面している。

16.2. NPTは、5年ごとの締約国による会議を規定し、「条約の進捗を検討する」こととなっている。1995年の運用検討・延長会議は条約の効力が継続するべきかどうかを決定しなければならなかったが、結局、条約の無期限延長を決定した。特にこの会議以降、5年ごとの締約国による会議は、1995年の決定の文言を借りると「将来と過去に目を向けて、将来におけるさらなる進捗を追求すべき分野とその手段を特定し、特に、条約の履行を強化し、その普遍性を達成するためになされ得ることを取り上げる」ための重要な機会となった。

16.3. 2000年の運用検討会議は、インドとパキスタンによる核実験と、米国上院の包括的核実験禁止条約(CTBT)批准否決による核軍縮の機運の低下という不幸な背景

の下に開催されたが、核軍縮を促進するための一連の措置（以下で述べられている13の実際の措置）に関して合意が得られたという点で特に成功を収めた。しかし2005年の運用検討会議は、主要な核兵器国による軍縮が明確かつ大幅に後退し、何ら合意に達することができず、全くの大失敗だった。これまでの失地回復を図るというだけでなく、軍縮と不拡散の双方の課題について大幅に前進するという期待が寄せられている中で、2010年5月の運用検討会議は世界の注目を集めている。特に米国政権が交代したことに伴う新たな状況の中で、この期待が現実になるだろうという希望的観測が広がっている。

16.4. この分野に不慣れな者にとっては、この運用検討プロセスそのものは、当惑するほど複雑なものだ。準備委員会のプロセスが3年以上にもわたり、運用検討会議自体には三つの主要委員会があり、それぞれ核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用を扱うため、文字通り数百もの作業文書と競合する文言案と格闘することになる。このため比較的少ない数の本質的な重要事項に合意することを主要目標として、関心事項に優先順位をつけることが重要だ。この主要目標以外の多くの事項が議論され、決定案の対象となる一方で、2010年においては以下で議論される3分野において合意を達成することに優先的な関心が払われるべきと考える。第一に、軍縮に関する「新たなコンセンサス」宣言。第二に、NPT不拡散体制およびIAEAの強化を図るための新たな具体的措置。第三に、1995年の中東に関する決議の進展と非核兵器地帯の強化のための方策。さらにこの機会を捉え、2010年4月のサミットで核セキュリティに関する課題について得られる機運を、どのようなものであれ強固なものとし、平和目的の原子力の開発を支援する国際的なコミットメント全般を明白に再確認するべきだ。

16.5. 2010年の運用検討会議までの間、達成可能と思われる事項の感触を探り、その期待を高めるために、後述の第17章で特定されている「2012年までの短期的行動計画」の関連事項をできるだけ多く行動に移すべく努力することが重要である。これらに含まれるのは、配備戦略兵器を大幅に削減するSTART後継条約に関する米露の早期合意、北朝鮮およびイランの状況の解決に向けた努力、ジュネーブでの核分裂性物質生産禁止に関する交渉の本格的開始、2010年4月に予定のオバマ大統領主導のサミット

において議論されるテロリズム対策および関連する核セキュリティ問題についての重要な進展だ。

軍縮に関する「13の实际的措置」を更新する

16.6. 新アジェンダ連合（早期の核軍縮を望む7カ国からなる）のイニシアティブで2000年のNPT運用検討会議の最終文書の一部として採択された「13の实际的措置」は、2010年に再確認されるべき価値のある重要な公約であった。2005年会議の失敗の大部分は、米国が（フランスの公の支持とロシアの隠れた支持を受け）いかなる形でもこの公約を再確認することを支持しようとしなかったためといえる。これはなんら驚くに値することではない。ブッシュ政権は、2001年にはCTBTの批准を追求せず、2002年にはABM条約を破棄し、同年に（ロシアの黙認の下で）核兵器起源の物質の検証に関するIAEA・米露の三者によるイニシアティブを中止し、2004年には検証可能ないかなる核分裂性物質生産禁止条約も支持しないという決定をしていたからだ。

16.7. より前向きな新しい今の雰囲気の中で、2010年に向けて何が合意できるのかを考える際、2000年の文書を変更なしに再確認することを主張しているようなNPT締約国は、いたとしてもごくわずかであることに留意すべきだ。交渉された当初の文言の多くはまだ重要かつ適切だが、一部は時代にあっておらず、文書全体は考えられているほど焦点がはっきりせず、わかりやすいように整理されたものでもない。本委員会はこの文書を検討した上で、以下に続く段落で20項目からなる「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」の採択を提案している（Box 16-1を参照）。本委員会は、この提案（および本レポート内にあるその他の勧告）の作成に当たって、運用検討会議にすでに提示されている勧告案のみならず、国際的な議論のために最近示された多くの重要な提案も考慮している。これには、潘基文国連事務総長による2008年10月の「5項目提案」や日本の中曽根弘文元外相による2009年4月の「世界的核軍縮のための11の指標」などが含まれる。

16.8. 我々は、この提案の関連する部分については、NPTの枠外に留まり続けるインド、パキスタン、イスラエルの三つの核武装国に適用されるよう、また、これら3カ国によって受け入れ可能なように提案する。本委員会は言うまでもなく、これらの国々がNPTに加入しないことに対する多くのNPT締約国の強い感情を認識しており、その実現が仮に可能なのであれば条約の普遍化が明らかに望ましいこともわかっている。しかし周知の問題は、これら非締約国が条約に加入することはなく、仮にあったとしても、それは核兵器国としてであり、そしてどのNPT締約国もこれらの国を非核兵器国としてしか受け入れない、ということだ。この現実を踏まえれば、ここで最も重要な直近の目標は、他の部分と同様、核兵器のない世界を達成するという目的のために、このように入り口で膠着状態に陥ることではなく、核軍縮および核不拡散の両方で「部屋の外にいるゾウ」がNPT締約国と同様の義務を事実の上で受け入れることをできる限り確保することだ。

16.9. **2000年の最終文書から維持する価値のある文言** 2000年の最終文書での関連段落番号を参照すると、CTBT発効の「重要性および緊急性」(#1)は当時から増す一方で、発効までの間、核実験モラトリアムを維持する必要性(#2)も同様のことが言えるだろう。核軍縮、軍備管理、削減措置に対する不可逆性の原則(#5)は、その執行は容易ではないものの、重要な基本原則に変わりはない。「核兵器の全面廃絶を達成するという明確な約束」(#6)は、引き続き軍縮に向けた取組全体の出発点である。核兵器国が取る六つの具体的軍縮措置(#9)は引き続きすべて適用可能であり、いかなる新たな宣言においても中心的な要素であるべきであるが、文言の一部をより明確にし、また、NPT非加入の核武装国にも潜在的に適用可能とすることができる。余剰核分裂性物質を国際管理下に置く必要性は従来のものである(#10)。究極的目標を「全面完全軍縮」(#11)とするのは、現実世界においては常にやや空想的であるが、NPT第6条で明確に規定されており、国際社会が切望していることには変わりがない。情報提供義務(#12)は依然として適切であるが、情報の範囲を広げることも可能だろう。検証能力のさらなる開発(#13)は引き続き必要だ。

16.10. **修正および新たな文言が必要** 2000年の文書における軍縮会議(CD)での核分裂性物質生産禁止条約交渉への言及(#3)は、今や最近の進展を反映する必要がある

り、これに続く核軍縮におけるCDの役割への言及についても同様のことが言える。米露の条約交渉に対する言及（#7）は、2002年の米国によるABM条約からの脱退により事実上START IIが無効となっており、もはやあてはまらない。また、検証に関する三者によるイニシアティブ（#8）がすでに終了していることから、この問題をさらに取り上げるには異なる文言が必要となる。これ以外は、多くの課題について、誤りを正すということとは全く異なる新しい文言が適切であると本委員会は考える。特に、長期的、あるいは究極的な軍縮目標や直近の短期的な目標だけでなく、2025年までに「最小化地点」を達成するという中期的な目標として本委員会が提示するものに対しても、体系的に関心と取組を集中させ始める必要がある。他の部分、特に第18章でも議論されているが、この「最小化地点」は、核兵器の数が非常に少ないのが特徴で、核政策の重大な変更（核兵器の役割を劇的に制限する）とそれに伴う核戦力態勢の変更（核兵器の役割を周縁化する核政策を現実の上でも確実にする配備、発射態勢など）をとまなう。また、第17章でさらに議論されるように、NPT非核兵器国、または少なくともNPTの義務を遵守しているNPT非核兵器国に対しては、核兵器を使用しない、という強固な消極的安全保証は、核兵器への依存を減らしていくことを証明する重要な方法であり、いかなるものであれ新しい宣言には、それが組み込まれるべきであると考ええる。

16.11. 20項目からなる新たな行動宣言 本委員会は2010年5月のNPT運用検討会議での検討のために、これらの様々な要素をまとめた以下のBox 16-1の宣言案を提案する。この提案は、新アジェンダ連合による2000年の提案の際と同じ様に、賛同国グループとの交渉プロセスで取り上げて、特に5NPT核兵器国の支持が当然必要になる。宣言案には、本報告書の他の部分で提示している本委員会の勧告ほど強い文言ではない部分もあるが、すべてが一度に受け入れられる必要はないのだ。この宣言案の採択を求める主な目的は、この段階でNPT締約国やそれ以外の国に対する拘束力を持つ法的義務を創設することではなく、むしろ、この手の文書が常にそうであるように、今後進むべき大きな方向性と各国が行うべきことについて規範性のあるコンセンサスを生み出し、それ以外の行動を選択する国は政治的に高くつくようにすることである。

BOX 16-1

「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」

2010年5月の核兵器不拡散条約運用検討会議における締約国は以下に同意する：

目的：核兵器のない世界

1. 第6条の下ですべての締約国が約束した核軍縮につながるような、核軍備の全面廃絶を達成するための核兵器国による明確な約束を再確認すること
2. NPTを締約していない核武装国が、究極的に核兵器の全面廃絶を達成するための同様の約束を行い、また核兵器の実験、取得、核攻撃に対する防御以外の目的での核兵器の使用または使用の威嚇を禁じる普遍的かつ拘束力のある規範を承認する必要性

主要構成要素：核実験の禁止および核分裂性物質の制限

3. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅延のない、無条件の、そして憲法上の手続に則った署名および批准の重要性および緊急性
4. CTBT発効までの間、核兵器の実験的爆発あるいはその他の核爆発のモラトリアムの継続
5. 条約の検証体制を更に発展させるためのCTBTO準備委員会に対する支援の継続および強化の必要性
6. 核兵器またはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、国際的・効果的に検証可能な多数国間条約を軍縮会議において交渉し、早期に妥結する必要性
7. この条約の妥結までの間、すべての核兵器国およびその他の核武装国が兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言し、または維持する必要性
8. すべての核兵器国およびその他の核武装国が、軍事用に必要ないものとして指定した核分裂性物質を、平和目的のために処理するために、IAEA検証措置またはその他の関連する国際的な検証制度の下に置く必要性

核軍縮に向けた具体的措置

9. すべての核兵器国およびその他の核武装国が、国際の安定および安全を促進する

方法で、かつすべての国の安全保障を減じないという原則に基づいて、その核保有量を増加させないことを早期に約束し、核軍縮を達成するために必要な一方的、二国間または多国間のあらゆる措置をとる必要性

10. 可能な限り早期に、そして遅くとも2025年までに、世界が中期的に達成すべき事項を以下のとおり中間目標として設定する必要性
 - (a) 規模、役割、配備状況の如何にかかわらず、すべての核兵器数を2010年の時点で存在するもののごく一部にまで削減する。
 - (b) 核兵器を保有するすべての国の核政策において、他国による核兵器の使用を抑止するという唯一の目的に基づき、核兵器の先制不使用を明確に約束する。
 - (c) 核兵器の配備および警戒態勢がこの核政策と完全に整合的なものとする。
11. あらゆる種類の核兵器の大幅な削減に合意し、そのような削減を継続する努力を維持するに当たって、最大の核兵器数を保有する核兵器国のリーダーシップと、これら核兵器国間の協力が特に必要であること
12. すべての核兵器国およびその他の核武装国が、核保有量を削減するためのさらなる努力を行い、そして、研究、相互の戦略対話および軍縮会議における準備作業を通じて、多国間軍縮交渉のための地ならしをするために早期に行動する必要性
13. 核兵器が使用される危険を最小化し、核兵器の全面廃絶のプロセスを促進するために、核兵器国およびその他の核武装国が、安全保障政策における核兵器の役割の低減を可能な限り早期に受け入れ、かつ宣言する必要性
14. 核兵器国およびその他の核武装国が、国連安全保障理事会がNPTを遵守していないと断定していない非核兵器国に対して核兵器を使用しないという明白な消極的安全保証を、安全保障理事会によって支持される形で、可能な限り早期に与える必要性
15. 核兵器国およびその他の核武装国が、核軍縮過程のそれぞれの段階で、可能な限り、核兵器システムの運用状態に関連する具体的措置を取る必要性、特に、発射決定時間を延ばし、また、段階的に偶発的なまたは誤判断による発射の危険を段階的に低下させる必要性

透明性

16. 核兵器国およびその他の核武装国が、軍備管理条約の実施において、また核軍縮

のさらなる進展を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器能力に関する透明性を高める必要性

説明責任

17. 相当の原子力計画を有するすべての国が、関連する国連機関に対し、強化されたNPT運用検討プロセスの枠組みの中で、核軍縮・不拡散の義務とその取組を定期的に報告し、核兵器国およびその他の核武装国の場合には、その報告にその核保有量、軍事用に必要としない核分裂性物質および運搬手段を含めること

検証

18. 核兵器のない世界を達成し、維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要となる検証技術のさらなる研究と開発を行うこと

不可逆性

19. 核軍縮、不拡散およびその他の関連の軍備管理・軍縮措置に適用される不可逆性の原則

全面完全軍縮

20. 核軍縮プロセスにおける各国の最終目標が実効的な国際管理の下での包括的で完全な軍縮であることを再確認すること

NPTおよびIAEA強化のための具体的措置

16.12. NPTの規制体制および同体制が制度的支柱として依存しているIAEAを強化するための措置は第9章で十分に扱っているが、2010年の運用検討会議で最も有効的に支持を得られる可能性がある措置の概要を以下に挙げる。

16.13. 保障措置および検証については、すべての国が追加議定書の適用を受け入れることが最も必要とされる。普遍化を進めるためには、すべての国が、追加議定書の受入れを原子力関連輸出の条件とすべきだ。

16.14. 遵守および執行については、NPTから脱退する国に対処するための集団的措置を強化することへの合意が最も必要とされる。すなわちNPT運用検討会議は、脱退国

はNPTの締約国であった間に獲得した原子力物質、設備および技術を平和目的以外の目的で使用できないことを宣言し、NPTからの脱退は原則として国際の平和と安全に対する脅威として見なされることを明確にするよう安全保障理事会に勧告し、そしてそのような脱退の後も保障措置協定が引き続き適用されることを原子力関連輸出の条件とするよう各国に勧告すべきだ。

16.15. IAEAの強化については、同機関が与えられた機能を十分かつ効果的に果たすためには、セディージョ委員会が2008年の「2020年までおよびそれ以降のIAEAの役割」で勧告したように、実質成長ゼロという制限を無くし、また、通常予算以外の拠出金に対する重要な機能の依存度を減らすように、通常予算を大幅に増額することが最も必要とされる。

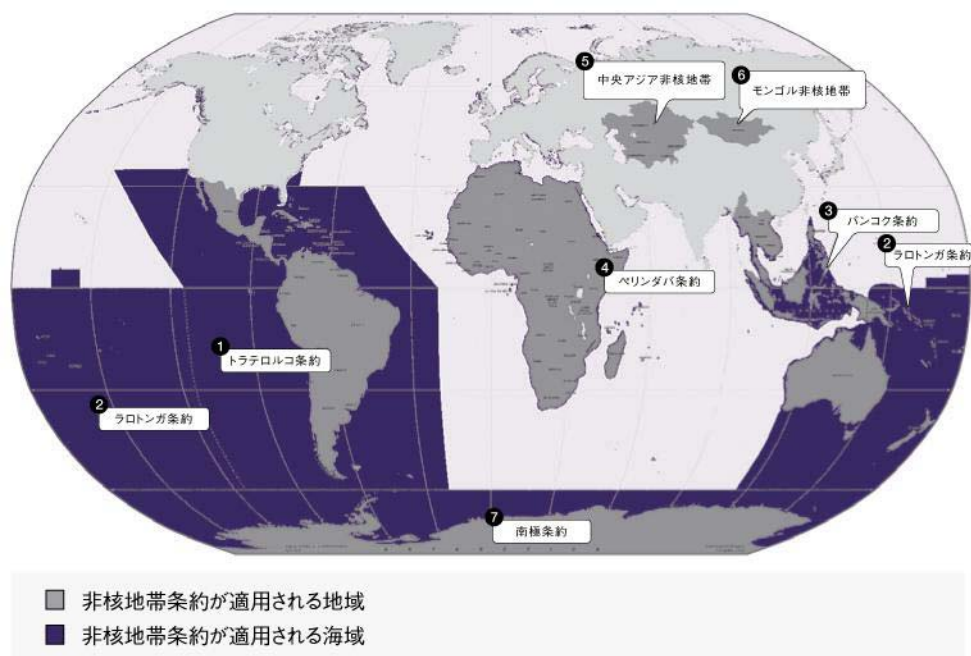
中東および非核兵器地帯

16.16. これまでの運用検討会議は、非核兵器地帯(NWFZ)の創設およびさらなる進展を強く支持してきており、今や世界6地域——ラテンアメリカおよびカリブ海地域、南太平洋、東南アジア、中央アジア、アフリカ、そして事実上の南極(そのように呼ばれてはいないが)——で非核兵器地帯が実現している。その効力と特徴はそれぞれ異なるが、これら地帯は、一般的に特定の地域内で、核兵器の実験、配備、開発、使用が禁止され、そして核兵器国が、域内国への核兵器の使用または使用の威嚇を放棄することを誓約する議定書も伴っている。本委員会は、すべてのNPT核兵器国がすべての地帯の議定書を署名・批准し、また、同様にその他の核武装国のすべてが(NPT非締約国である限り)これら地帯に対して個別に消極的安全保証を提供することを強く推奨する。

BOX 16-2

非核兵器地帯

非核兵器地帯、非核の地位、非核兵器地理的地域の区分け



非核兵器地帯

1. 1967年のラテンアメリカおよびカリブ核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)
2. 1985年の南太平洋非核地帯条約
3. 1995年の東南アジア非核兵器地帯条約
4. 1996年のアフリカ非核兵器地帯条約
5. 2006年の中央アジア非核兵器地帯条約

非核地帯を設立する条約は、特に各地帯の各域内での核兵器を禁止しており、これには核兵器の取得、保有、配置、実験、使用の禁止が含まれる。

非核の地位

6. 1992年にモンゴルは非核兵器の地位を宣言し、これは、国際的に認められ、特に同国領域内での核兵器の取得、保有、配置、実験、使用を禁止している。

非核兵器地理的地域

7. 1959年の南極条約は、特に南極大陸での軍事的性質の措置を禁止しており、これには核兵器実験が含まれる。

出展: 国連軍縮部

16.17. 本委員会は、非核兵器地帯が核不拡散および軍縮に大いに寄与してきており、今後も寄与し続けると考えている。顕著な例としては最も古く、多くの点で一番本質的かつ成功を収めているラテンアメリカおよびカリブ非核兵器地帯で、これは1967年採択のトラテロルコ条約で創設されたものである。核兵器に対してこの条約が規範的制約を構築し強化することに貢献してきた役割は少なくない。これら地帯に参加した国はNPTの下での取組を補強し、隣国に対して明白に示されたこの第二段階の取組によって、不拡散義務が支持されていることを確実にし、遵守しない国に対する抵抗の予見性と厳しさが増している。本委員会は、世界で現在非核地帯となっていない地域にこのような地帯を創設するためのいかなる努力も支持する。

16.18. この点に関し、最近の関心は、長年そうであったように、中東非核兵器地帯構想またはより対象範囲の広い中東非大量破壊兵器地帯構想に払われている。1995年のNPT運用検討・延長会議においては、このような地帯の構築に向けた現実的な措置を求めた決議に合意したが、この合意は、NPTの無期限延長という当時の決定を実現する上でまぎれもなく必須の要素であった。2010年の運用検討会議において、この点でさらなる有意義な進展を図ることは同様に重要だ。ただし、より広い文脈で、中東和平のプロセスの動きが全体として停滞したままの状況が続くならば、これは困難になる。

16.19. 本委員会は、この関係で、1995年の中東に関する決議を履行するための新しい重要な努力がなされることを支持する。特に、国連事務総長が、すべての関係国による会議を招集し、そのような努力を行うための創造的で斬新な方途を検討することを支持する。そのような方途には、域内のすべての主要国が受け入れられる信頼醸成措置の特定が含まれる。また、これを促進するために、他の非核兵器地帯の経験に明示的に依拠しながら、早期の協議を開始すべきだ。このような取組を導く特別代表が任命されるべきだ。非核兵器地帯条約の交渉とその発効までの道のりが長くなることは誰もがわかっているが、そのような合意の前提条件と合意に含まれるべき基本要素は、今から討議することが可能であり、そうすべきだ。

16.20. イスラエルがその抑止力を認めることを躊躇し、またアラブ諸国がパレスチナ問題が未解決な状況で関係正常化に消極的であることに起因する双方の主張や交渉戦術が、この種の会議の招集と、会議後に続くことが期待される取組を妨げてきた主な障害となっている。しかし核兵器の不均衡は長期的には維持できないことを踏まえれば、地域の敵対関係や不安定性の原因としての核拡散を取り除くことがすべての国の利益になることは明らかである。ラテンアメリカ、南太平洋、最近ではアフリカでの非核兵器地帯の経験は、この考えを完全に実証している。軍縮と平和は平行して追求されなければならない。

16.21. 会議に参加することは、イスラエルの核のあいまい政策の終了を、直ちに、そしてある論者が主張するように時期尚早に求めるものではない。(イスラエルにかかわる「あいまい政策」の問題は第17章のパラグラフ17.33–38で詳細に論じられている。)これまでのイスラエル政府は、符号化されたような言葉で、中東で持続可能な平和が達成されればその核兵器(および備蓄核分裂性物質)を廃棄し、非核兵器地帯に参加する用意があることを示唆してきた。その抑止力の構築をもともと正当化してきた存亡にかかわる脅威が起こるような恐れは、イスラエルの通常兵器の優位性を考えればもはやあるとは思えない。さらに、同地域においてイスラエルを徹底的に拒否する国はもはや存在しない。各国は様々な時期に、特定の条件が満たされれば、イスラエルの承認とイスラエルとの国交正常化および協力の可能性を示してきた(特に、2002年に当時のサウジアラビアのアブドゥラ皇太子が最初に提案し、2007年のアラブ連盟サミットで再度支持されたアラブ平和イニシアティブの文脈で)。イランでさえも、パレスチナ住民の大多数がイスラエルとパレスチナの二国家解決策を受け入れるならばその決定を尊重すると表明している。同地域の関係国はすべて国連加盟国であることから、国連事務総長が主催する会議への関係国の参加を正式に妨げるものはないはずである。本委員会は、関係国が参加すべきと考える。

2010年運用検討会議における優先事項の勧告

41. 以下が、2010年NPT運用検討会議の主要優先事項となるべき。

- (a) **核軍縮に向けた行動**: 2000年に合意された「13の実際的措置」を更新・拡大した20項目からなる「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」(Box 16-1参照)への合意。
- (b) **保障措置と執行の強化**: 以下についての合意。
 - － すべての国が追加議定書の適用を受け入れ、また、普遍化を進めるために、追加議定書の受け入れをすべての国の原子力関連輸出の条件とする。
 - － NPTから脱退する国は、NPTの締約国であった間に獲得した原子力物質、設備および技術を平和目的以外の目的に使用できないことを宣言する。
 - － 安全保障理事会が、いかなる脱退も原則として国際の平和と安全の脅威として見なされることを明確にするよう勧告する。
 - － そのような脱退の後にも保障措置協定が引き続き適用されることを原子力関連輸出の条件とするよう各国に勧告する。
- (c) **IAEAの強化**: セディージョ委員会が2008年に勧告したように、実質成長ゼロという制限を無くし、また、通常予算以外の拠出に対する重要な機能の依存度を減らすために、通常予算を大幅に増額することについての合意。
- (d) **中東非大量破壊兵器地帯**: 国連事務総長が、1995年の中東に関する決議を履行するための創造的かつ斬新な方途(地域のすべての主要国が受け入れられる信頼醸成措置の特定を含む)を検討することを目的に、すべての関係国による会議を早期に召集すること、およびこれを促進するための早期の協議を開始することについての合意。
- (e) **核セキュリティ**: すべての国による、2005年の改正核物質防護条約および最新の国際基準の受諾、協調的脅威削減プログラムおよび関連プログラムの世界的実施の加速、並びに国際的な能力開発・情報共有に対するより強いコミットメントを含め、核物質および関連施設の防護を強化するための更なる手段を講じることについての合意。
- (f) **原子力の平和利用**: 平和目的のための原子力の利用は、引き続きNPTの根本的な目的の一つであること、また、開発途上国が人道的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するために、IAEAの技術協力プログラムを通じたものも含め、一層多くの財源を提供すべきことについての合意。

第17章. 2012年までの短期的行動計画: 初期の指標を達成する

BOX 17-1

2012年までの短期的行動計画

核軍縮

- 戦略兵器削減条約（START）の後継条約を早期妥結。また、米露が、配備中の戦略兵器に関し大幅な削減に合意するとともに、戦略ミサイル防衛の問題に対処し、すべての兵器区分における更なる大幅削減を目指した交渉を開始する。
- 核政策に関する早期の進展。少なくとも、すべての核武装国は、保有する核兵器を維持する唯一の目的は、他国が、自国またはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであるということを宣言する。（同時に、当該同盟国には、特に生物・化学兵器を含め、その他の兵器による容認できない危険にさらされることはないという強固な保証を供与する。）
- すべての核武装国は、NPTを遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用は行わないという明確な消極的安全保証を、拘束力のある安全保障理事会決議に裏付けられた形で供与する。
- 核戦略態勢に関する早期の行動。とくに、交渉を通じて、警報即時発射態勢から兵器を可能な限り除去することに焦点をあてる。
- すべての核武装国による核兵器保有量を増強しないことへの早期の約束。
- すべての核武装国は、関連研究を行い、米、露との戦略対話および相互の戦略的対話を進め、そして、軍縮会議の作業計画の枠内で共同対話を開始することによって、多国間軍縮プロセスに向けた準備を行う。

核不拡散

- 2010年5月のNPT運用検討会議における前向きな成果。NPT締約国は、改善した保障措置と検証・遵守・執行措置を含むNPT体制を強化する措置、IAEAの有効性を強化するための措置、核軍縮問題に関する「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コン

センサス」の宣言、そして中東その他の現行の、または提案されている非核兵器地帯の実施を促進する方途について合意を目指す。

- 北朝鮮およびイランの核計画問題の交渉を通じた満足 of いく解決。
- NPT 枠外の不拡散体制強化に向けた動きと、NPT 非締約国に対する同等の規則の適用。

核軍縮・核不拡散

- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効。
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の妥結。

核セキュリティ

- 2005年の改正核物質防護条約を発効させ、世界中の危険な核兵器・核物質・核技術の安全確保を目的した協調的脅威削減プログラムとその関連プログラムの世界的実施を加速し、国際的な能力開発・情報共有に向けたより確実な取組の実現を図る。

核エネルギーの平和利用

- 核燃料サイクルの多国間管理、民生用原子力の拡大に伴うあらゆる危険を軽減するための拡散抵抗技術に関する官民の協力およびその他の措置に向けた動き。
- 3S、すなわちsafeguards(保障措置)、security(セキュリティ)、safety(安全)の重要性に関する意識を国際的に高めるために、原子力の基盤整備に関する国際協力を推進し、関心国による関連措置の整備を支援する。

短期的目標を定義する

17.1. 短期的期間を定義し、計画する NPT運用検討会議の成功こそが最優先の短期的目標だ。そのためには前章でも述べているように、会議開催までの残された期間に、問題を特定し、コンセンサスを構築するための核兵器国・非核兵器国双方による一連の力強い取組が必要とされる。しかし本報告書の目的においては、この会議が開催される2010年5月を越えて2012年までの期間を短期的期間と定義することとする。これは現在のオバマ米政権とメドベージェフ露政権の任期が満了する年であり(モスクワ条約が失効する年でもある)、進展度を評価するにふさわしい年であるという理由も部分的にはあ

るが、より重要な点として、後述するような核軍縮・不拡散の分野での多くの措置には緊急性を与えることは重要だが、同時にこれらの実現には数カ月以上の期間が必要となるからだ。

17.2. 短期的期間の終了を認識し、達成された成果を評価し、将来の方向付けを行う上での一つの方途として考えられるのは、2012年後半に国連軍縮特別総会(SSOD)を開催することかもしれない。過去3回(1978年、1982年、1988年)の総会は、いつもの対立する国家間の立場の違いによる衝突が繰り返されたことによって大失敗に終わった。こうした国際的に重要な機会が生産的となるか、あるいは非生産的または逆効果となるかは、常に議論的となる。しかし加盟国の包括性と政治的正当性という特性を持つ国連総会は、最も良い状況では国際的規範を設定する極めて重要な組織であり、2012年に国連軍縮特総を開催することは、核軍縮の可能性についての新しい楽観的な気運をとらえて、それをもとに事を進めるには、非常に時宜を得ているかもしれない。また、こうした総会の準備を開始するための公式な仕組みは、全会一致で採択された2008年の国連総会決議の中で言及されている。

17.3. 過去の経験によれば、そのような総会を効果的に準備するためには2年ほどを要するので、2012年下半年に開催するかどうかの決定は2010年中盤まで延ばすことができよう。本委員会はこのような方向に進むことを望んでおり、そうすることによって、2010年運用検討会議の結果を検討できるし、開催に必要な財源や労力を正当化するのに十分な機運があるかどうかとも判断できよう。

17.4. **核軍縮の目標** 本委員会は、以下に述べる四つの核軍縮に関連する明確な目標を2012年までの短期的期間に追求すべきと考える。第一に、米露がSTART後続条約を早期妥結する。それに伴い米露は、配備された戦略兵器の削減に合意し、戦略ミサイル防衛の問題に真剣に対処し、そしてすべての兵器区分における更なる大幅削減を目指した交渉を開始する。第二に、すべての核武装国が関連研究を行い、米露との戦略対話と相互の戦略的対話を進め、そして核兵器保有量を増強しないことを約束することによって、多国間核軍縮プロセスに向けて準備する。第三に、核武装国は、保有する

核兵器を維持する唯一の目的は他国が自国またはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであると宣言し、NPT非核兵器国に対して核兵器の使用は行わないという明確な消極的安全保証を与えることにより、核政策について早期の進展を見る。第四に、特に、警報即発射態勢から核兵器を除去することに重点をおいて、核戦力態勢に関して早期に行動する。

17.5. **核不拡散の目標** 不拡散に関する短期的な最優先目標は、2010年5月のNPT運用検討会議における前向きな結果であり、NPT締約国が、改善した保障措置と検証・遵守・執行措置を含めたNPT体制を強化する措置、IAEAの実効性を強化するための措置、核軍縮問題に関する「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」宣言、そして中東およびその他の地域の現行の、または提案されている非核兵器地帯(第16章を参照)の実施を促進する方途についての合意を達成することだ。本章で後述するように、不拡散上最も緊迫した北朝鮮とイランの問題については、本委員会は、その過程において多くの困難を伴うかもしれないが、交渉を通じた満足のいく解決が図れると信じる。

17.6. 短期的に更に重要なのは、世界中の危険な「管理のずさんな」核兵器・核物質・核技術(第13章を参照)をテロリスト等が悪用するのを阻止するための協調的脅威削減プログラムと関連プログラムの世界的実施を促進し、そして少なくとも、核燃料サイクルの多国間管理や、民生用原子力(第14章および第15章を参照)の拡大に伴うあらゆる危険を軽減するための拡散抵抗技術に関する官民の協力等の措置に向けて一定の前進を図ることだ。より困難ではあるが同様に重要なのは、NPT以外の不拡散規則等を強化する方途を模索することだ。とりわけ、近い将来においてNPTを受諾する可能性は低いが、より広い利益のためにその核計画を実効的な保障措置の下に置く必要があるNPT非締約国(インド、イスラエル、パキスタン)を抱擁できるようにする必要がある。(第10章を参照)。

17.7. **不拡散・核軍縮の構成要素** 包括的核実験禁止条約(CTBT)(第11章を参照)の早期発効と兵器用核分裂物質生産禁止条約(FMCT)(第12章)に関するジュネーブ

交渉の早期履行の重要性については、本報告書の中で何度も強調しているが、CTBTの発効は米上院での承認と米国以外の8カ国(中国、エジプト、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、北朝鮮、パキスタン)による批准が待たれており、またFMCTの交渉はまだ開始されていない。もう1つの優先項目は、長年懸案となっているが、ほとんど注意が払われていない核軍縮・不拡散に伴う費用負担を平等に分け合う方途を模索することであり、これについては18.26において後述する。

核兵器数を削減する:米露のリーダーシップ

17.8. まずは、世界にある核弾頭の95%以上を保有する二大核兵器国がリーダーシップを発揮することが不可欠であろう。この分野では、これまでも多くのことが行われてきたが、更に多くのことが成されなければならない。戦略攻撃能力の劇的な削減は、1991年に妥結された戦略兵器削減条約(START)によって始まった。この条約では、米ソそれぞれが6000発以上の核弾頭を配備することを禁止し、これらの弾頭は、合わせて最大1600機となるICBM(大陸間弾道ミサイル)、SLBM(潜水艦発射弾道ミサイル)、爆撃機に分配されることとなり、結果として当時存在していた戦略核兵器の約80%の削減となった。

17.9. 2009年12月5日に失効を迎えるSTARTは、2002年に、モスクワ条約としてより一般的に知られる戦略攻撃能力削減に関する条約(SORT)により補完された。この条約の下で両国は、「戦力兵器の構成と構造は自国で決定する」ことができるものの、戦略核弾頭の上限配備数を更に1700～2200発に制限することに合意した。目標とされた削減数の規模(実際に本条約に基づいて削減が行われた)および運搬システムは含まず核弾頭のみ焦点をおいたという革新性という観点から意義はあったにもかかわらず、SORTは、検証に関する条項が何もなく、配備から解除された兵器を廃棄するとの要件もなく、さらには削減目標は条約が失効する2012年12月31日までに達成すればよいとされていたことから批判されてきた。

17.10. これらの条約やそれぞれの一方的な決定による追加的措置によって前進はあったが、それでも両国が保有する使用可能な核弾頭の総数は依然として膨大で、米国は約9400発強、ロシアは約1万3000発を保有している。現在入手できる最高の推定に基づくこれら数値の内訳は以下の通りである(すべてではないが一部は公開されている)。

米国の保有する9400発の核弾頭の内訳:

- 実戦配備された戦略核弾頭数: 約2200発
- 実戦配備された「準戦略」核弾頭数: 約500発
- 備蓄核弾頭数: 約2500発(うち、約500発は「準戦略」核弾頭)
- 解体待ちの核弾頭数: 約4200発

ロシアの保有する1万3000発の核弾頭の内訳:

- 実戦配備された戦略核弾頭数: 2800発近く
- 実戦配備された「準戦略」核弾頭数: 約2000発
- 備蓄されたまたは解体待ちの核弾頭数: 推定8150発(うち、約3400発は「準戦略」核弾頭)

17.11. 2009年4月のプラハでのオバマ大統領の構想力のあるスピーチ、同年7月のモスクワにおけるオバマ大統領とメドベージェフ大統領の首脳会談の合意を受けて、モスクワ条約の柔軟的な面とSTART(第一次戦略核兵器削減条約)の厳しい検証措置とより少ない数の核弾頭および関連運搬手段とを組み合わせ、STARTを更新し拡大する後続条約についての交渉が現在進行中である。首脳会談で発表された共同理解においては両国の保有する核弾頭数を1500~1675発、運搬手段を500~1100機に設定されとし、これらの制限の範囲内でより具体的な数値を交渉の過程において合意するとの考えを示した。

17.12. これらの低い方の数値で迅速な合意が達成され、米露双方が配備された核弾頭数を各々1500発に削減する取組を2010年に開始したとしても、世界が核兵器廃絶に向けて真剣に取り組むならば、準戦略兵器、備蓄核弾頭、解体待ちの核弾頭を含むす

すべての核弾頭数を2025年までに達成されなければならないと我々が主張する水準(次章参照)にまで削減するためには、依然として大変な作業が残されていることになる。軍縮プロセスが進展するにつれて、特に戦略ミサイル防衛や通常兵器不均衡といった多くの難しい問題が交渉をより複雑なものとするため、本委員会が定義した短期的枠組みにおいて、二国間で更なる重要な合意が達成できるという見込みは小さいが、進行中のより広い分野を扱う戦略対話の文脈で、こうした大幅な削減に関する議論がSTART後継条約の妥結後も途絶えることなく継続されることが極めて重要だ。

17.13. この後継条約の実施が加速化されれば、こうした大幅な削減の達成はより容易になるだろう。START I条約は2009年12月に失効する予定で、そもそも後継条約の交渉のために許された時間は短かった。その結果、後継条約の下で提案されていると予想される核弾頭削減総数(現行の配備された戦略核戦力の水準からみて最大で核弾頭で700～1100発、運搬手段で150～600機)は、予定されている7年という実施期間や10年という条約の有効期間を考慮した場合、本委員会としてみればあまりにも控えめな目標だ。START Iの下でその実施期間の7年間で両国がそれぞれ4000～6000発の核弾頭を削減したことと比べれば、これらの削減数は非常に見劣りする。したがって、本委員会はSTART後継条約に掲げる削減数を2015年までに前倒しで実施することを両国に求める。さらに本委員会は、後続条約が批准された後、2015年までに更なるSTARTの合意を達成することを目的に米露両国が集中的な交渉を再開するよう求める。この合意によって、2020年までにそれぞれが保有する核弾頭の総数を多くても1000発まで、望むらくは更に少ない数にまで削減しなければならない。

多国間軍縮:環境を整備する

17.14. 核兵器数を削減していくためには米露が先に立っていかなければならないが、すべての核兵器の最終的な廃絶だけでなく、そこまでに至る過程での大幅な削減を達成するのであれば、その他の核武装国も当然、核兵器数を削減していかなければならない。必要とされる多国間プロセスを開始し、最後までやり抜くためには、先駆的で骨の折れる外交が必要となろう。すべての関係国の間で競合する利害や目標を明確化し、

交渉に向けた指針を設定するのはこれまでにない取組となる一方で、関係国間の対話と交渉のための新しい方式を構築しなければならない。このような困難を理由に直面する課題を避けたり、先延ばしにしたりするのではなく、困難があるからこそ、今その課題を受け入れるための取組を始めるべきなのだ。このプロセスは長い時間を要し、我々が定める中期的期間のすべてに及ぶだろう。しかし、プロセスの実質的かつ手続的要素についての取組は始められるし、そうすべきであり、少なくとも2012年までの短期的期間内にその試みを始めるよう努力すべきである。

17.15. 「核兵器保有を増強しない」宣言 手続的なものとは別に実質的な観点から最優先で求められるのは、すべての核武装国が核兵器数を実際に増加しないことを明確に約束することだ。短期的にこれを達成するための努力を確実に行うべきであり、可能であればそのような宣言が重要な影響を及ぼし得る2010年のNPT運用検討会議までに行うべきだ。しかしまた一方で、こうした課題の大きさを軽視すべきではない。いくつかの核武装国、すなわちインド、パキスタン、おそらく中国は、核分裂性物質を生産しながら、核弾頭数を削減するのではなく、むしろ増加させているとみられる。イスラエルの状況はいつものとおり不透明だ。米露とともに核兵器数を明確に削減しているのは英国、フランスだけであり、これらの国家は表面上では軍事目的の核分裂性物質の生産を取り止めている（北朝鮮の場合は、核爆発装置の備蓄数を増やさないだけでなく、現在の方向性を180度転換するよう説得することが引き続き緊急の課題となる）。特に中国が核兵器数を増加しないという約束を明らかにすれば、米露間の核軍縮の更なる進展を促進することになり、その結果、その他の核武装国に対しても、核兵器保有量を削減するよう、あるいは少なくともこれ以上増加しないよう説得するのに役立つだろう。

17.16. 米露の核軍縮を契機に、単独で核弾頭数を削減したり（英国やフランスが既に実施したようなもの）、検討中の兵器近代化の計画案（例えば英国のトライデント・ミサイル搭載潜水艦の補強計画）を延期または中止したりする国も出てくるかもしれない。しかし二大核兵器国が更なる大きな削減に合意したという理由だけで、その他の核武装国が保有する核兵器を削減することは期待できない。過去、米国とソ連またはロシアの攻撃用核弾頭数は、その他の核武装国の核戦力について重大な決定要因とはなってきた

おらず、その増減にかかわらず、それらの国は、自国の置かれている状況に応じて個別に決断を下してきた。他の核武装国による核兵器の削減と最終的な廃絶の決定に影響を与える要因とそうでない要因については、中期的行動計画を提示する第18章でより詳細に論じている。

17.17. **戦略的対話** 手続き的な観点から第一に必要なのは、すべての関連する問題を遠慮なく取り上げる真剣な戦略的対話を、早急に始めることだ。米が露と中国と行うだけでなく、すべての関係国が相互に行うことが重要だ。こうした取組を先ず二国間で進めながら、同時に多国間プロセスを始めるための方法を体系的に模索することもできる。他のところでも同様だが、ここで決定的に必要なのは、核武装国が、衝突ではなく協力こそがお互いの関係を決定付けていると感じられるような雰囲気を構築することだ。

17.18. 米露については、軍備管理における両国の協力の新しい取組が、より広い分野での戦略対話の可能性を高めている。そのような戦略対話は、通常兵器不均衡から、NATOの役割、「戦域兵器」と「戦術兵器」の役割、ミサイルやその発射決定時間に至るすべての問題について今必要とされる。本報告書の第18章で更に取り上げる弾道ミサイル防衛は、特にその中心となる問題であり、核攻撃を含む戦争に勝って生き残れるかについての計算を複雑にし、深い疑念を生み出す。攻撃から免れる手段を獲得するのは明らかに魅力的ではあるが、技術的に非現実的であり、膨大な費用がかかり、また、その結果として不安定をもたらすといった指摘に対して、このシステムの取り扱い方法に関する道理をわきまえた対話を維持していくことが求められる。米露は、法的に制限するための制度を再構築するための第一歩として、戦略ミサイル防衛についての実質的な協議を開始すべきだ。

17.19. 米国が中国との強化された戦略対話を行うための機も熟しており、特に、米露の核軍縮が成功し、米中それぞれの核保有量の規模の大きな開きが縮小することになれば、米中の戦略的対話も、米露間で行われているものと同じ水準にまで格上げできるかもしれない。米国などの国は、通常戦力の不均衡、戦略弾道ミサイル防衛、潜在的な宇宙の兵器化(宇宙空間での兵器の配備)について中国が懸念を抱いていることを十分

に理解することが重要だ。同様に、中国の国際政治経済秩序における重要性が益々大きくなっており、さらにその軍事力、なかでも海軍力が明らかに増強されていることを踏まえれば、中国が、戦略的協調のための更なる取組に応じることが極めて重要となっている。そのような取組として、透明性や信頼醸成、核戦力抑制、CTBTの批准、輸出管理体制を含む多国間の取組への参加がある。

17.20. **多国間軍縮の場** 多国間軍縮プロセスを進めるためには、それを最も生産的に進めることが可能な場を早い時期に特定することが重要だ。真剣に検討することに値する選択肢の一つは、国連の決定に基づいて既に存在し、すべての核武装国を取り込んでいる軍縮会議だ。軍縮会議は、2009年に「その廃絶を最終目標とした核兵器削減のための漸進的かつ体系的な取組に向けた実際的な措置に関する意見と情報を交換する」ための「核軍備競争の停止と核軍縮」に関する作業部会を設置するという合意（より包括的な作業計画に関するその合意の一部としてFMCT交渉開始を含む）が達成された範囲において既にこの問題を把握している。過去10年にわたり手続的柔軟性の欠如ゆえに全般的に機能停止していたことから、真剣な交渉を行う場としてのCDの役割には相応の懐疑的な見方がある。しかし思い起こせばCDは、化学兵器禁止条約やCTBTなどの非常に重要な実績を残しており、政治的意思さえ結集できれば、第20章にて取り上げる包括的な核兵器禁止条約を含めて、将来において大きな偉業を成し遂げることは十分に可能である。

17.21. CDの枠組みにおいて、既に述べた政治的課題に関して、核武装国による諮問グループを公式または非公式に設置し、我々が短期的・中期的の双方の行動計画において必要な要素として特定した課題をすべて協議する機会を与えることも可能であろう。そのような課題には、核政策（「唯一の目的」と「先制不使用」宣言、そして消極的安全保証も含む）から戦力態勢（警戒態勢も含む）、実際の核兵器数（少なくとも核兵器数を増強しないという約束を早期に宣言する可能性も含む）、さらにはこれから生じる他の関連するすべての課題が含まれる。こうしたプロセスが軌道に乗るにはある程度の時間がかかるかもしれないが、そのための下準備は一朝一夕には行えない。

17.22. **国家的研究** あらゆる真剣な多国間プロセスや関連するすべての戦略的対話のために必要な下準備の一環として、今後生じることとなる多角的な問題——第18章で取り上げる核兵器が少なくなった時の非対称性と不安定性の問題を含む——についての体系的で実質的な国家研究を、あらゆる段階でこれまで以上に実施していかなければならない。核武装国のいずれにおいてもこうした真剣な分析がほとんどまたは全く行われてこなかったと見られ、それが大きな一因となって、これらの国の間でこうした問題に関する本格的な協議が行われてこなかったのだ。核武装国は、少なくともそれぞれが自国の関連政府機関や、必要に応じて研究機関に対してこうした研究を始めるよう委任し、研究結果が出たら引き続き政府間レベルでその結果を協議するようにすべきだ。変化のためのいかなる機運も、こうした方法で新たな道を切り開くことでしか得ることはできない。

17.23. 世界的な反核運動を支えているのは、その多くが、活動家、学者、研究機関といった市民社会の努力だ。彼らが作成し起草した膨大な量の提案は既に核兵器についての仮説を提示することに貢献してきており、核武装国の政府は、こうした提案に対しよりこまかな注意を払うことで、だいたいにおいて政府より積極的に取り組む彼らの努力から学ぼうとする姿勢を示すことができる。たいていの場合、政府は、紛争解決、信頼醸成、核兵器の非正当化という根本的な課題に対処できていないままであるが、これは、これまでのやり方を変更できず、また重要案件を犠牲にして緊急事態への対応が優先されてきたことが相俟って、システム論やゲーム理論、危機管理を適用するための知的努力が追いついてこなかったためである。

17.24. 英国やノルウェーをはじめとする政府機関や、国際機関(1990年代の米露との三者イニシアチブにおけるIAEAなど)が既に調査している特定の研究分野として核軍縮の検証があるが、これはIAEA保障措置が主要任務とする不拡散の検証とは一線を画する。英国政府は同国の新しい原子力センター・オブ・エクセレンスをFMCTのための検証についての研究に活用できると発表した。しかし、すべての核武装国は、こうした研究に対して投資することや、その概念を証明するための演習を国際的に実施することで、核軍縮に対し如何に真剣であるかを説得力のある形で証明することになるのだ。

17.25. **核考古学** 多国間軍縮プロセスが進展すれば、ある段階で国が未申告の核兵器や核分裂性物質を保有していないことを確実にすることが不可欠になる。そのためには保有する核分裂性物質についての国の申告が完全であること、すなわち未申告のものがいないことを確証する検証手段が必要となる。現保有量として申告されたものが正しいかどうかを評価できるようにするため、検証プロセスには過去の核分裂性物質の生産量とその後の処置量に関する指標を設定することが含まれる必要がある。「核考古学」とも呼ばれるこうした指標の設定には困難な課題が伴う。検証者は、核物質、関連物質、廃棄物の記録を精査し、これら物質を測量・分析し、そしておそらくは職員の聞き取りも行わなければならない。

17.26. さしあたり重要なのは、将来の検証プロセスを推進するために必要とされる実践的な措置を今から始めなければならないということだ。そのような措置としては、関連するすべての記録を確実に特定し、確保し、保護すること、不完全または不確実な記録について関連作業に精通する職員から説明を求めること、そして場合によっては、廃棄物の処理や施設の解体などにおいて、関連する測定や必要なサンプル採取を確実に行うことがある。ここで鍵となるのは、関係国が、将来の検証が信頼できる結果をもたらすことを確実にすることが共通の利益であると認識することなのだ。

核兵器数削減に対する勧告：二国間および多国間プロセス

42. 「最小化地点」目標は、遅くとも2025年までに、米露がそれぞれ合計で500発の核弾頭数にまで削減し、また、他の核武装国がその核兵器保有量を少なくとも増加せず（そして大幅に削減することが望ましい）、世界の核弾頭総数を2000発以下にすることを達成すること。この目標においては、戦略兵器だけではなくすべての種類の兵器や、さらに配備された兵器だけでなく、備蓄されたものや、解体待ちの兵器（再編成・配備は依然として可能）も同様に削減しなければならない。[7.8; 18.1–3]
43. 二国間の目標を達成可能な範囲にするために、米露は、現在交渉中のSTART後続条約の導入の下で想定されている削減を遅くとも2015年までに早めて実現し、条約の実施を加速化させるべき。[17.13]

44. 米露は上記条約の批准後、更なるSTART合意を遅くとも2015年までに達成することを目指し集中的な交渉を直ちに再開すべき。この合意により両国の保有する核弾頭数を2020年までにそれぞれ1000発に、望むらくはより少ない数にまで削減する。[17.12-13]
45. 米露以外の核武装国が保有する核弾頭総数が1000発以下となり、世界の核弾頭総数が最大で2000発になるという最小化地点目標を達成するために最も優先的に必要なことは、すべての核武装国が核兵器数を増やさないと明確に約束することであり、核武装国によるそのような宣言を可能な限り早期に求めるべき。[17.15-16]
46. 多国間核軍縮交渉に向けた下準備のために、すべての核武装国が互いに戦略的対話を開始すべきであり、この過程のあらゆる段階で生じるミサイル防衛、通常兵器の不均衡、核軍縮検証を含むすべての課題について体系的で実質的な国家研究を行うべき。[17.17-19, 22-24]
47. 多国間核軍縮プロセスを促進するために、交渉のための適当な手順について早期に合意する必要性を考えれば、すべての核武装国間での初期の公式または非公式の協議のための適当な場所として、ジュネーブ軍縮会議を検討すべき。[7.9; 17.20-21]
48. すべての核武装国にとってその信頼性が共通の利益となっている将来の検証プロセスを推進するために、すべての関連する記録が特定され、確保され、保護され、かつ関連の測定とサンプル採取が行われることを確保するための「核考古学」の措置が、すべての核武装国家によって直ちにとられるべき。[17.25-26]

核政策:核兵器の役割を制限することを始める

17.27. 2009年4月のプラハ演説において、数の上での核兵器削減をオバマ大統領が誓約したのと等しく重要であったのが、「冷戦思考に終止符を打つために、我々の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減させるとともに、他国にも同様の措置をとるよう要請する」と大統領が言明したことだ。核政策(例えば、核兵器をどのように使用するか)について核武装国間で共通の基盤を確立することは、これらの国の立場が広く多様に異なっていることを踏まえれば非常に困難であり、そのための過程は我々の設定した中期的な時間枠にまで及ぶであろう。しかし、国家の防衛・安全保障体制における核

兵器の重要性を目に見える形で低減させる政策の宣言に向けた早期の重要な措置(そのような宣言と完全に一致し、宣言に対する信頼を与えるような核兵器の所在や取り扱いのための物理的配置とともに)は、たとえそれが米国一国によるものであっても、2010年NPT運用検討会議とそれ以降の文脈において軍縮の目標に向けた機運を大きく強化し、さらには核不拡散努力にとっても非常に重要な起爆剤になるだろう。

17.28. 「唯一の目的」と「先制不使用」 本委員会にとっての核政策に関する好ましい立場は、核兵器が究極的に廃絶されるまでの間、すべての核武装国が明白かつ無条件の「先制不使用」宣言を行うことである。これは、潜在的ないかなる敵対核武装国に対しても核兵器を予防的にもまたは先制的にも使用しないことを公約し、自国または同盟国に対する核攻撃の後の報復手段としての使用または使用の威嚇のためだけに核兵器を保有することだ。しかし、ソ連による冷戦時代の「先制不使用」の公約は、冷ややかに受け取られ、単なる宣伝行為としてほぼ例外なく一蹴されてきており、また、中国とインドが維持しているそのような宣言は、その結果として警戒心をもって受け止められている。こうした状況を踏まえ、我々はまず手始めとして、本質的には同じ考え方ではあるが異なる表現で折り合うことが良いと考えた。それは、「核兵器保有の唯一の目的は、自国ないし自国の同盟国に対して核兵器が使用されることを抑止することにある」という趣旨の宣言だ。

17.29. このような宣言の影響を受ける国の正当な安全保障上の懸念は十分に考慮されなければならない。我々はこれがとりわけいくつかの米国の同盟国にとって微妙な問題であることを認識しているが、第6章でも論じられているように、米政府が「唯一の目的」政策を受け入れれば米国の拡大抑止力が弱まる、あるいは弱まったと認識され则认为根拠はない。しかし、これら同盟国が、特に化学・生物兵器を含む他の兵器を根源とする容認できない危険にさらされることはないという非常に強固な保証が供与されることが重要だ。この関連で、化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約の普遍化を促進し、後者の遵守を確保するためのより効果的な手段を開発するために、たゆみない努力を継続することが肝要だ。

17.30. 現在の核武装国の大半の政策は、「唯一の目的」とも「先制不使用」ともいづらか異なるものだ。現在の米戦略は、米国防総省のOPLAN 8010-08(作戦計画「グローバルな抑止および攻撃」(2008年))に基づいており、これはロシアと中国、そして、見たところいくつかの「ならずもの国家」に焦点を当て、戦略攻撃手段としての核兵器と通常兵器の組み合わせが非常に柔軟で、2001年初頭のジョージ・W・ブッシュ政権による前回の核態勢見直しと同様、核・非核の双方の脅威を伴う、予想されるすべての多様な緊急事態において核兵器使用を想定しているものだ。このやり方はロシアによって踏襲されている。ロシア政府は、ソ連時代の先制不使用政策を1993年に撤回したことを2000年から2001年にかけて確認した上で、現在、自国の安全を確保する中での核兵器の決定的な役割を強調している。同国の軍事政策は、米国との均衡を維持し、「いかなる敵に対しても指定された(計画された)程度の損害を与える」能力を備えた核抑止力を保持するよう求めている。その攻撃計画は、「敵に対する決意の表示」または「敵の攻撃規模の緩和」を目的として、戦略戦力の「戦闘での適度な使用」の可能性を認めており、かかる使用は特定の戦闘任務とも解される。攻撃の選択肢における米国とロシアの柔軟性は、大抵の場合、核兵器の先制使用を示唆している。

17.31. 全体として見れば、8核武装国(当面は、北朝鮮は除外する。いずれにせよ、北朝鮮はその立場を公にしていない)の現在の公式の核態勢は、次のように要約できる。これらの国々のすべてが、自国領域への核攻撃に対する報復として核兵器使用を想定している。同盟国と海外駐留軍を有する国はすべて、それらへの核攻撃に対する報復として核兵器使用を想定している。中国を除くすべての国は、化学兵器あるいは生物兵器による攻撃に対する報復として核兵器の先制使用の選択の自由を残している。中国とインドを除くすべての国は、自国あるいは同盟国に向けた、国家の安全を重大な危険にさらすような通常兵力による圧倒的な攻撃に対する報復として核兵器の先制使用を想定している。さらには、中国とインドを除くすべての国は、大量破壊兵器を運搬している可能性のあるミサイルあるいは他の運搬手段による攻撃を先制あるいは予防するために核兵器使用に踏み切る可能性もあるとしている。

17.32. NPTの5核兵器国の、さらには核武装国全体としての核軍縮に向けた取組が真剣に受け止められようになるためには、その第一歩として、先制不使用を未だ採用していない国が少なくとも「唯一の目的」宣言に向かうこと、また、現実の上で世界の他の国々がその宣言を信頼できるようにすることにすべての核武装国が真剣になることが不可欠である。このような宣言を公に行う側として、米国は重要な主導的役割を有している。先述したように、オバマ大統領が「我々の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減させる」努力をはっきりと公言したことを受けて、2010年初頭に終了が予定されている新たな核態勢見直しに世界が注目している。もし大統領が少なくとも「唯一の目的」政策を受け入れることができれば、それは他の核武装国に対しその政策をもっと前向きに変化させる強固な圧力を加え、2010 NPT運用検討会議において二重基準を理由に不拡散体制の強化を支持することに躊躇している国々に対して誠意を示すこととなり、この分野における極めて重要な貢献となるだろう。

17.33. **消極的安全保証(NSA)** 共通の「唯一の目的」政策、ましてや「先制不使用」政策を核武装国が採用した場合、消極的安全保証(NPTの非核兵器国に対して核兵器を使用しないという公約で、現在、NPTの5核武装国から幾分中途半端な形で供与されている)に重みと信頼性が増すだろう。しかし、たとえ核政策についてこうしたより包括的な形での前進がなかったとしても、これらの保証の強化や、NPT非締約の核武装国によるこれら保証の採用は、個別にそして独立して行うことも可能であり、本委員会はそれが望ましいと考える。

17.34. NPTが署名開放した1968年、国連安全保障理事会は安保理決議255を採択し、5核兵器国がNPT非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを誓約するよう勧告した。そして1978年から毎年国連総会は、こうした核兵器の消極的安全保証に関する一般的な決議を採択してきた。NPT延長会議との関連で、1995年に5核兵器国はそれぞれそのような声明を発表し、安保理決議994により一括して認知された。しかしこれらの誓約は、特に、核兵器国と同盟関係にあり、核兵器国と連携して誓約国に対する共同軍事作戦に参加するNPT非核兵器国、または、誓約国あるいはその同盟国に対して他の核兵器国と連携して武装攻撃を仕掛けるNPT非締約国については対象外とされている

点において、包括的であるとは言い難かった。これらの曖昧な誓約は、核兵器国の国家安全保障、外交政策および防衛戦略に占める核兵器の重要な役割を再確認しており、核兵器の政治的または軍事的有用性を弱め、NPT条約第2条の下で核兵器を取得しないという義務を受け入れている非核兵器国に保証を与えるという点において、むしろ逆効果である。

17.35. この問題は国際社会に多くの影響を与え続けており、こうした誓約の条件を取り除くだけでなく消極的安全保証に法的拘束力を持たせることには非常に幅広い支持がある。2000年運用検討会議では法的拘束力を持つ消極的安全保証が必要であるとの宣言がなされ、2005年運用会議では、非核兵器国がこうした誓約の提示を核兵器国に要求した。この問題は2010年運用検討会議でも再度議題として確実に扱われる。

17.36. この目的を達成するための一つの方途は、国連憲章第7章の下での拘束力のある安保理決議によって、NPT非核兵器国(あるいは、少なくとも、いかなる同盟の枠組みの下にあらうとも自国の領土に核兵器を維持しない国)に対して、いつ、いかなる場所においても核兵器の使用を単に禁止することだ。これにより、本決議によって拘束されるすべての核武装国(NPTの5核兵器国のみに限定されるものではない)の能力を害することなく、非核兵器国の安全保障を大幅に改善することができよう。「先制不使用」の場合と同様で、こうしたアプローチについて、如何なる形であっても即時の核兵器撤廃には至らないような法的拘束力を伴う禁止を求めることを良しとしない者が満足することは通常は難しい。しかしこのようなアプローチは本委員会が支持する漸進的、段階的なアプローチと一致するものである。

17.37. このように簡潔に公式化された保証に、その対象となる非核兵器国がその恩恵を受けるにはNPTの条約上の義務を遵守していなければならないという要件を付けるかどうかという問題がある。この点は北朝鮮(北朝鮮はまだNPT加盟国なのか、それとも同国が表明したNPT脱退の目論見に成功したのかという点は、この報告書の他の部分でも論じられているように、判断が分かれる複雑な問題がある)とイランにおける最近の事態の進展によって大いに関係してくる問題である。1995年には、常任理事国5カ国

のうち米国と英国の2カ国のみが、それぞれ異なる表現を使って自国の消極的安全保証宣言において遵守の問題に具体的に言及した。米国の宣言(S/1995/262)はその保証を「一般的に認められている国際法の原則に合致して、NPT締約国が本条約の遵守による恩恵を享受するためには自国の約束を履行しなければならない」という声明で始めており、一方英国は、「もしいずれかの受益国がNPTの下での自国の不拡散義務に対し重大な違反を犯している場合には、その保証が適用されるとはみなさない」と発表することでおそらく要件をやや厳しめに設定した。

17.38. 本委員会は、核兵器の非正当化に向けた更なる大きな一歩となるであろう上記17.36の公式化の確実性と簡潔性に魅力を感じているが(締約国としての義務に違反している国に対処するための軍事的なものを含む多くの選択肢については、当然留保したままとする)、我々はこのアプローチでは現状において、常任理事国5カ国の間で全般的な支持を得られないであろうことは理解しており、結論として我々が推奨する新たな消極的安全保証宣言にNPTの義務の遵守が要件として含まれるべきだと信じる。しかしこの要件をどのように表現し、適用すべきかについては問題が残る。第9章でも述べたように、問題を複雑化している要素はNPT自体に遵守を判断する制度がないことだ。そのため、これは、実質的にはNPT第3条、そして考えようによっては第2条の遵守の判断ともなる保障措置協定の遵守の判断を行うIAEA理事会にはじめから委ねられることになる。IAEAが判断を下す場合には、その決定を安全保障理事会に報告することが求められ、その報告を受けて安全保障理事会は、あらゆる状況の中で適切と判断するすべての行動を取ることができる。安全保障理事会は、独自の遵守の判断を行っても、行わなくてもよい。消極的安全保証を特定の国に対して供与するかどうか、あるいは、その国がNPTを遵守していないことを理由に供与しないかどうかの判断は、誰の決定を優先すべきなのだろうか。

17.39. 一つの方法は、消極的安全保証の供与可能性はIAEA理事会による不遵守の決定があるか否かのみに基づいて判断されるべきというものである。この代替案は、これでは十分でなく、安全保障理事会自体による不履行の具体的な事実認定に基づくべきというものだ。しかしそのような判断を安全保障理事会に委ねる場合の難点は、IAEA

の結論に異議が出され、その結論が翻ったり、あるいは、拒否権の行使により無効になったりする場合も考えられ、いずれの場合においても、安全保証理事会が最終的に判断するまでの間、相当の不確実性が残ることになることだ。しかし、問題となる国が核攻撃を免れるかどうかという非常に大きな利害が絡む局面において、IAEAに決定権を委ねることの難点は、保障措置協定義務違反の深刻度は多様であるはずなのだが（これは1995年に英国が「重大な違反」に言及する際に考慮しなかった要素だったのかもしれない）、比較的小さな違反であっても不相応な結果に至る可能性があるということだ。更にもう一つ検討しなければならない要素は、関連の判断を行う主体が何であろうと、このように消極的安全保証という非常に大きな利害が絡む局面では、今後、不遵守に関する正式な結論を出すこと自体がためらわれることになるかもしれない点だ。その結果、NPTの有効性が損なわれてしまうかもしれない点だ。本委員会としては、結論として、競合する見解に説得力があることは十分理解しつつも、ある国によるNPTの義務の不遵守が非常に重大であり、そうした状態が続く限りは、消極的安全保証の供与から外されることが正当化されるという判断は、やはり安全保障理事会に委ねられるべきという立場をとる。この立場は、IAEAは技術的基準を適用することに専念すべきであり、政治的帰結については安全保障理事会に委ねる、という第9章で示した我々の立場と一致している。

核政策への勧告：先制不使用、拡大抑止、そして消極的安全保証

49. 核兵器が究極的に廃絶されるまでの間、すべての核武装国は、明白な先制不使用宣言を行い、自国またはその同盟国への核攻撃に対する報復措置としての使用または使用の威嚇のためのみに核兵器を保持することとし、いかなる潜在的な敵対核武装国に対しても、予防的にも、先制的にも核兵器を使用しないことを約束すべき。[17.28]
50. 現時点でそのような宣言を行う用意がない場合には、すべての核武装国は、核兵器が完全に廃絶できるような時まで、少なくとも、核兵器を保有する唯一の目的は、他の国が自国またはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであるという原則を受け入れるべき。[7.10; 17.28–32]
51. 現在、拡大抑止力の恩恵を受けている同盟国は、特に生物・化学兵器を含む他の

兵器からの容認できない危険にさらされることはないという強固な保証が付与されるべき。この関連で、生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍化を促進し、また、生物兵器禁止条約の遵守を確保するためのより効果的な方途を開発することを目的とした強力な努力を継続すべき。[17.29]

52. 少なくとも「唯一の目的」の宣言が、2010年の早期に発表が予定されている米国の「核態勢見直し」に盛り込まれることは、他の核武装国をより積極的にさせるための圧力となり、また、2010 NPT運用検討会議での「二重基準」にかかる主張を挫く上でも、特に重要だ。[17.32]
53. 非核兵器国に対して核兵器を使用しないという、新しくかつ明白な消極的安全保証（NSA）が、すべての核武装国によって、拘束力のある安全保障理事会決議により裏付けられた形で供与されるべき。そのような保証は、安全保障理事会によって、NSAを供与しないことを正当化できる程の重大なNPT違反があると判断された国に対しては供与されないということを唯一の条件とすべき。[17.33–39]
54. すべてのNPT核兵器国は、すべての非核兵器地帯に関する議定書を署名・批准すべきであり、他の核武装国（それらの国がNPTの枠外に留まる限り）は、これら非核兵器地帯のそれぞれに個別の消極的安全保証を供与すべき。[16.16]

戦力態勢:警戒態勢解除と核戦力配備に関する動き

17.40. どのような宣言的政策が核武装国によって採用されたとしても、それらは戦力態勢への適切な変更を伴わなければならない（すなわち、この文脈においては核戦力配備と警戒態勢の整備）。核戦力はその中心的な役割が報復的なものであり、潜在的に攻撃的ではないことが明らかで、また、他国からもそのように配置されていると認識されるような形で配備されるべきだ。必要な変更の大半はその実施に多くの期間を要し、本委員会の設定した2012年までの短期的時間枠を優に越えてしまうであろう。しかし現在の配備状況の危険性を考えた場合、発射警戒態勢の問題はより緊急性を持って対処されなければならない。

17.41. **発射警戒態勢** 核兵器数を削減すること以上に、現在最も差し迫って憂慮すべき問題は、未だに危険な高度警戒態勢下に置かれ、敵の攻撃があるとの情報（ある

いは攻撃があると想定される情報)を受けたらほとんど直ちに発射されることになっている核兵器が非常に多く存在することだ。本報告書の前出の章で述べられている通り、すべての核武装国が現在配備している1万発を超える核弾頭のうち、米露の持つ推定2150発の核弾頭が警報即時発射(Low)あるいは攻撃下発射(LUA)とも呼ばれる非常に高度な警戒態勢下に置かれており、警報、誤報等が発生した場合には、大統領の意思決定に僅か4～8分の時間しか与えられていない。冷戦終結から20年が経過し、政治、経済、安全保障上の関係性から少なくともNPTの5核兵器国の間で計画的な核攻撃が行われるのは事実上想定できない時に、このような態勢は明らかに核抑止の極めて不条理な面と言える。この発射に係る意思決定のための時間を延ばす方途を特定することが極めて重要だ。

17.42. 相互抑止の論理が米露の意思決定者の考えと行動を支配している限り、このような危険から即座に距離を置く必要性が差し迫っていることは明らかににもかかわらず、そうすることは一見するよりも遥かに難しいことを認識しなければならない。その核弾頭の90%を、地下のミサイル格納庫兼発射台のICBMや、海上ではなくむしろ基地内にある潜水艦、そして飛行場の爆撃機に配備しているロシアは、報復能力と(報復能力を奪うことによって)抑止能力を著しく弱体化させることができる対兵力攻撃(すなわち、一般市民を主な目標にした対価値攻撃とは異なる軍事資産を標的にしたもの)に対して自国が非常に脆弱であると考えている。ロシアは主要な警報即時発射戦力であるICBMの警戒態勢を相互に低減することによって、自国のICBMが米国のトライデント2型SLBM、海上発射巡航ミサイル、そして将来的には米国の長距離精密誘導通常兵器にさらされる度合いが大きくなる一方、米国のミサイルは実質的に何ら影響を受けないと考えている。将来、更に効果的な国家弾道ミサイル防衛が開発される見通しがあり、これがこの問題を一層難しいものとするだろう。

17.43. これらが意味するのは、核兵器を警報即発射の警戒態勢から外す場合、それが単なる象徴的な形ではなく実際に影響のある形でなされるのであれば、核兵器数の削減と同じくらい複雑なプロセスを巻き込む可能性があるということだ。そのようなプロセスは、性質上実際的かつ技術的で、包括的で、両国にとって公平である必要があり、そ

して段階的に導入されなければならない。それと同時に、そのようなプロセスには、ICBM(ミサイルからの核弾頭の取り外しを含む)、基地の潜水艦に搭載しているSLBM(発射管からのミサイルまたは核弾頭の取り外しを含む)、海上での核兵器搭載潜水艦の警備頻度の大幅な削減と爆撃機(搭載型ミサイルラックの除去、飛行場での核兵器保管の取り止め)が同時に取り込まれる必要がある。

17.44. **透明性と不透明性** 戦力態勢は、その透明性を確保し、敵味方に同様に周知され理解されるようにする必要があり、そうすることによって有意義なものとなる。特にロシアの準戦略兵器配備状況や、ほとんどすべての核兵器保有関連情報の公表に向けた中国の姿勢において、今よりもはるかに高い透明性を確保することが、喫緊の将来の大きな課題となるだろう。これなくしては、如何なる多国間軍縮も有意義に進展することは有り得ないのである。

17.45. すべての核武装国のうち最も不透明なのは、言うまでもなくイスラエルである。同国が1970年までに核武装国の地位を獲得し、現在は膨大な量の弾道ミサイルおよび空運能力とともに、少なくとも60発、多ければ200発の核弾頭を保有しているというのが世界各国の政策立案者の一致した見解だ。それにもかかわらず、同国は50年近くにわたり自国の核保有について曖昧な政策を貫いている。イスラエルは「中東地域に核兵器を導入する最初の国にはならない」と一貫して主張し続けており、また、1973年の第四次中東戦争の際に核兵器使用の誘惑があったにもかかわらず、イスラエルは今のところ核兵器の使用または使用の威嚇を行ったことは確かにない。しかし「核兵器を導入しない」ということは事実上、「核実験を実施しない」ことや「核兵器保有を宣言しない」とことと定義される。

17.46. こうした政策は、イスラエルにとっては役に立っていると見られており、地域の潜在的な侵略国に対する事実上の抑止力として機能しつつ、自国に対して最大限の行動の自由を可能にしている。同国はCTBTに積極的に参加し、原子力関連輸出を規制する原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインも適用している。しかし同国はNPTに加入しておらず、核分裂物質の新たな規制制度をこれ以上受け入れる意思はないと思

われる。また中東非核兵器地帯または非大量破壊兵器地帯に対するイスラエルの立場は原則支持で抑制されたものとなっており、同国はそのような地帯の実現を包括的で持続可能な地域的平和の達成に完全に委ねている。アラブ諸国の指導者も、イスラエルの曖昧政策を、それによって多額の費用を要する核軍備競争を回避できるとして容認しているが、彼らは、仮にイスラエルが「保障措置を受けない核施設」を持っているという事実以上の何かが明らかになれば、そのような核軍備競争に参加せざるを得ないと内々に強調している。

17.47. イスラエルは、核兵器に関する現在の政策を廃棄することなく、核兵器の曖昧政策を適応させ、その戦力態勢を運搬システムと発射プラットフォームの次元でより計画的に開示することは確かにできるであろう。しかしここでより大きな問題となるのが、このイスラエルの政策と他国による同政策の全般的な容認が、仮に現時点において核不拡散および核軍縮の利益に資するとしても、今後も無期限にそうなるのかということだ。本委員会としては、そうなるかは自明ではないと考える。イスラエル国内においてもこの問題に対する議論が再燃しており、こうした戦略が通常兵力による攻撃に対する抑止力として必ずしも機能していないと指摘する声や、核兵器能力を獲得する間近の段階まで来ているイランの計画を阻止しておらず、イランが最後の一線を越えるのを阻止するために、イスラエルが地下から核兵器を運び出す時期が到来しているのかもしれないという声、更には、イスラエルが、米国を始めとする国際社会が核軍縮を進めるために同国に望むことを行わない一方で、核軍縮に向けた明確な措置をとるためには包括的な和平プロセスの進展が必要条件であるとし、非核兵器地帯を原則としてのみ支持するという立場を無期限に維持することはできないという声が挙がっている。

17.48. 本委員会が支持するような戦略的対話を実施し、そのような対話によって全般的な安全保障環境の中で真の協力を進展させるとすれば、すべての問題と競合する利害を隠さずに対話の対象としなければ、どれくらいのことが達成できるかを予測するのは困難だ。世界的な核軍縮がとうとう真剣に議題として取り上げられ、イスラエルを含むすべての主要核武装国の真摯な取組の対象となるようになれば、他の地域と同様にアラブ世界の指導者や市民の間で一般に予想されていたことが正式に確認されることの

みをもって、アラブ諸国が核兵器を取得したいという抑えがたい衝動に駆られるとは想定しづらい。

17.49. とはいえ、たとえイスラエルとその近隣諸国が不透明性を支持する立場に固執し続けたとしても、以下や後の章で取り上げるような多国間核軍縮・不拡散交渉に、イスラエルが核兵器の保有を認めずに参加できる可能性はまだある。核軍縮とは保障措置下でない核分裂物質を取り除き、それを国際的な保障措置下に置くプロセスと定義できる。保障措置下でない場合、これらの物質は、武器、金属ウラン半球形、プルトニウムピットなどの形態をとる場合がある。一方で保障措置下に置かれた場合、1990年代前半に南アフリカで行われたように、核分裂物質は兵器用ではない形態(non-weaponized form)を取る必要があるだろう。世界中にあるすべての核分裂物質が非兵器化された形態で国際的な保障措置下に置かれた時、世界に核兵器は存在しないとみなすことができる(非核兵器地帯という観点からは、この定義を地域的に適用することもできる)。

17.50. したがって、イスラエルはその核兵器保有を認めなくても核軍縮交渉に参加することができるであろう。保有するすべての核分裂物質を保障措置下に置いた時、同国は核武装を解除したことになるだろう。その時点で、検証および信頼醸成という目的から、イスラエルは南アフリカが行ったように過去に保有していた核兵器関連の貯蔵や活動に関する情報を提供することもできる。こうした状況下では、イスラエルは近隣諸国による核軍縮の要求を満たしているため、同国による過去の核兵器関連活動やその状況についての発表が政治的な問題あるいは安全保障上の問題を引き起こす恐れはないといえる。

核戦力態勢についての勧告: 発射警戒態勢と透明性

55. 基本的な目標は、武装解除型先制攻撃に対する残存能力を明白に維持しつつも、核戦力を即時に使用できないことを確実にするための変更を、核戦力配備において可能な限り早期に実現することである。核戦力配備と警戒態勢について透明性を確保することにより、安定性の最大化を図るべき。[7.12–15; 17.40–50]

56. あらゆる核兵器の発射を決定するための時間を長くする方途を見つけること、また、米露間で行われている交渉過程が困難かつ複雑であることを認める一方で、可能な限り早期にこれらの核兵器を警報即発射の警戒態勢から外すことが極めて重要。[17.43]
57. 核軍縮で真の進展を可能にする戦略的対話を実現するためには、すべての核武装国が核政策と核戦力態勢の双方で最大限可能な透明性を提供すべき。[17.44]
58. こうした観点からイスラエルがその完全な曖昧政策を緩和することは有意義であるが、そうすることが引き続きできないことが、イスラエルが多国間核軍縮交渉に参加することの妨げになるべきでない(核軍縮は、保障措置下に置かれていない核分裂性物質を取り除き、国際的な保障措置下に置くプロセスと定義できるため)。[17.45–50]

北朝鮮とイラン

17.51. これら2カ国の状況には以下に述べるような大きな違いがある。イランはNPTの枠内に留まっているが、北朝鮮はNPTからの脱退を主張している。イランは核爆発実験を実施したことがないが、北朝鮮は2回実施している。イランは核爆発装置を所有していないようだが、北朝鮮は複数所有している。イランは核武装国には決してならないと主張しているが、北朝鮮は既に核武装国であると主張している。しかし二つの国に共通しているのは、両国が世界の不拡散体制に対し、間違いなく現時点で最大の課題を提起しているということだ。両国の行動、能力、そして想定される意図は近隣諸国を大いに悩ませている。両国とも安保理決議を無視して行動しており、いずれの状況も更なる強制的制裁の適用によって解決される見込みがない。両国による現実の侵害行為がない中で、軍事力に訴えることは何の解決にもならないであろう。そのような行為は平壤とテヘランの能力の破壊(仮にこれが達成された場合の話だが)によって、理論的に最も利益を受けるべき国に対し、不均衡な、そして恐らくは破滅的なほど大きな危険を突きつけるだろう。北朝鮮とイランの核問題を交渉によって満足のいく解決に導くことが、国際社会にとって依然として非常に高い優先事項である。

17.52. **北朝鮮** 北朝鮮問題を交渉によって満足のいく解決に導くことは、非常に難しいであろうが、本委員会は決して不可能ではないと考える。我々はこうした状況を経験している。平壤の秘密の核活動が最初に発覚して以降、1993～94年に交渉された枠組み合意は、北朝鮮のプルトニウム生産計画を8年間凍結するという主要目的を達成したが、北朝鮮は、特に同じ時期に遠心分離技術を獲得するためにカーン・ネットワークと秘密裏に取引していたことから、この合意の下での義務を履行していなかったのは明らかだ。しかし枠組み合意の失敗はすべて一方だけの責任によるものではなかった。それ以降北朝鮮は、補完的なウラン濃縮計画に関する証拠がますます明るみになり、2006年と2009年に核爆発装置の地下核実験を実施し、度重なる挑発的なミサイル実験を行い、そして、NPTからの脱退は最終的なものであり、今や完全な核武装国であり、今後もそうあり続け、そしてそのように認められるべきだと主張することで、自国を更なる窮地に追い込んでいる。

17.53. しかし平壤は、中国、米国、韓国、日本、ロシアから2003年に開始された六者会合に復帰するよう依然として強く迫られている。平壤は、朝鮮半島の非核化に向けた完全な、検証可能な、かつ不可逆的なコミットメントの見返りに真摯な安全保障と莫大な経済的支援が受けられるという取引が交渉の俎上に上がっていることを良く知っているし、核兵器計画の帰結が、経済的窮乏、民生用原子力の協力と開発の終了、そして国家または体制の安全に対する追加措置の欠落をもたらしたことを知っている。更に体制転換を図るために北朝鮮に軍事的に侵攻する意図をもつ国など存在しないことも理解している。

17.54. 一部のアナリストは北朝鮮が核兵器能力を放棄するつもりは全くないと主張し続けているが、これは北朝鮮が、(十分な客観的根拠の有無は別として)このような能力が潜在的攻撃や体制転換の直接的な企てから自国を防御すると認識しているからだけではなく、同国が、未だ半島全体を支配しようとする野心を抱き、地域と地域を越えた国際社会における自国の戦略的地位を高める手段と核兵器を位置づけ、また恐らくは、自国の核兵器技術、核分裂物質、戦闘用装備に対する国際的な需要がまだあると期待し、更には非核化取引の一部として自国経済を開放すれば国内から体制転換に対する容

赦ない圧力が生じることを危惧しているためという理由からである。その他のアナリストは逆の考えを持っており、北朝鮮の核計画を、援助、貿易、投資および安全保障を取引するための究極的な交渉のカードに過ぎないとし、また平壤の極めて非妥協的な行動の一部については他の説明（例えば、2009年の前半にあった事態後退（注：北朝鮮による飛翔体発射事件や核実験等）の主な理由として、後継者問題、即ち金正日が軍部に対してその息子に疑念を持つ理由はないことを示す必要があったこと等）を試みている。

17.55. 北朝鮮の制度の極度な不透明性を考えれば、誰一人してその指導者の意図を読み取ることができないというのが現実であり、事態の打開への唯一の道は、世界が、北朝鮮の現行政府またはそのようなものを取引すべき相手として扱い、交渉による解決が可能であるとの姿勢を示していくことである。それは北朝鮮が既に核武装国であると認めることでもなければ、北朝鮮が既に獲得した能力により、仮に北朝鮮が何らかの形で攻撃に出た場合でも攻撃から免れられるようになったと認めることでもない。また、単に交渉のテーブルに戻すために、制裁で譲歩することでもなければ、「同じことを繰り返す」わけでもない。つまりこれが意味するのは、すべての関係国が協力によって生まれる利益を快く明らかにし、（六者会合の一般的な枠組みの中での）プロセスに対して柔軟性を示し、そして何よりも忍耐強くなるということだ。

17.56. 時間稼ぎは、以前から北朝鮮が自国を有利にするために使用していた常套手段である。しかし近い将来において、仮にミサイルや兵器能力の更なる開発があったとしても——無論、近隣諸国には継続的に不安を与えることにはなるが——安全保障の全体的なバランスが大きく変わることはないだろう。今後数年間で平壤が保有できるのは、残存性の低いごく僅かな兵器であり、いかなる形であれ攻撃を行うことは自殺行為だ。これまでの経緯では目に見える成果が得られておらず、また今後もしばらくそうした状態が続くことは明らかであるが、「飴」となる手段と「鞭」となる手段（北朝鮮がその言動を改めるまで、安全保障理事会が採用している措置を継続することを含め）の両方を十分に利用し、粘り強く賢明に、そして忍耐強く決然として交渉していくことこそ、事態を打開する唯一の方法であり、これがすべての国にとって利益になる。

17.57. **イラン** イランの状況については、表面上は、交渉による早期解決の見込みは北朝鮮よりも高いように見えるが、これも単にこれまで何も進展してきていないという理由からである。テヘランは間違いなく核兵器製造能力を獲得しつつある(あるいは既に獲得しているかもしれない)が、実際に核兵器を獲得するという重大な最後の一線は越えておらず、更に核兵器を獲得する意図は全くないと一貫して主張している。現状はまだ取り返しがつくという見方に非常に懐疑的な者も一部にはいるだろう。彼らはそれを裏付ける十分な証拠も有している。イランが包括的保障措置協定や、IAEA理事会と国連安保理の関連する一連の決定・決議を完全に遵守していないのは明らかだ。イランは、長年、保障措置上の義務を形式的に遵守(またはほぼ遵守)してきているが、本心からではなく、調査や要請に対して最後の最後(或いは期日を少し過ぎる)まで対応せず、非難に対しては冗長で不明瞭な受け答えで応じてきた。2009年9月にコム近郊に濃縮施設があることが発覚したのは、一連の同様の事例に新しいものが加わったに過ぎず、テヘランが軍事攻撃に対抗する警戒措置として自国施設を分散し、強化することに熱心なのは明らかであり、強制されるまでそれら施設の発表に強く抵抗してきたことなどを考えると、今後もこうした事件が生じる可能性があるだろう。

17.58. さらに、この問題に関してイランと交渉してきた6カ国政府(P5+1またはE3+3として知られる中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国)や国連安全保障理事会を通じて、国際社会がこれまで表明してきた最低限の要求事項であるウラン濃縮能力の放棄に対し、イランが現時点または近い将来において応じる気がないことが益々明白になってきている。さらにアフマディーネジャード大統領の発言からも明らかなように、イランがイスラエルを極端に敵視し続けていることに加え、同国が地域的な野心を抱いているとの疑念を多くの近隣アラブ諸国が持っていること、そして対立のあった2009年の大統領選挙の影響からその指導部が分裂しつつも権威主義の色合いを強めているといった背景があるため、事態が国際社会の容認できるような解決に向かうことは当面ありそうもないだろう。

17.59. しかし本委員会は、交渉こそが引き続き唯一の打開策であり、安保理とIAEA加盟国からの支援を得ながら、地域そして世界の安全保障上の懸念とイラン自身の要

求・願望の双方と合致するような、満足のいく結論を最終的に達成することができると信じる。イランが拘る点としては、国家的威信(モサデク政権転覆やそれ以前まで遡り屈辱とも受け取れる一連の出来事により長年打ちのめされてきた)、国際的な二重基準に対する憤りの感情(特に1980～1988年の血みどろのイラン・イラク戦争の際、西欧諸国がイラクを支援し、バグダッドが化学兵器を使用したことに無関心な態度を示したことに強く起因)、自国の高度な技術力を誇示したいという欲求、さらに地域の大国として認知させることへの強い意志などがある。

17.60. 実現可能な取引の要素には、引き続き問題視されるその潜在的な核兵器製造能力にも拘わらず、イランの濃縮計画の現実を国際社会が受け入れることが含まれるが、それは、イランが、少なくとも追加議定書、望むらくは「追加議定書プラス」の下での非常に介入的な保障措置査察と検証体制を受け入れ、同時に濃縮計画を大幅に減速し、更にその管理に一定の国際的な役割を受け入れることに同意することとの引き替えが条件だ。イランがこの種の措置のすべてを受け入れることで、国際社会は、テヘランが決して兵器化の道を進まないことを本当に信じることができる。これら重要な要素には、外交関係の正常化、制裁措置の解除といった積極的な措置の幅広い組み合わせと、合意に違反した場合のすべての強制措置を排除しない明示された消極的な措置を伴う必要があるだろう。更に域内における安全保障上の問題を含む多くの問題に対する取組にイランを協力国として十分に関与させ、組み込ませるための努力も並行して進める必要があるだろう。もしイランがイスラエルに対する敵意がないことを宣言し、テロ活動に対する一切の支援を行わないと明言すれば、こうしたプロセスは大きく促進されることになるだろう。

17.61. 本委員会がこの報告書の議論を終えようとしていた2009年10月に、両国から事態打開のための建設的な方法を模索する積極的な姿勢の兆候があった。しかしこの問題が、国際的な不拡散体制の実体や完全性を堅持する方法で最終的に解決されるまでには、様々な紆余曲折があることは間違いない。

北朝鮮とイランに関する勧告

59. 核兵器計画を公然と遂行する北朝鮮の問題について、交渉を通じた満足のいく解決を達成するための努力が、六者会合の枠組みの中で続けられる必要がある。そのような解決には、安全の保証と経済支援の代わりに、検証可能な非核化とNPTに対するコミットメントの回復を含む。[17.52–56]
60. イランの核能力とその意図に関する問題について、交渉を通じた満足のいく解決を達成するための努力が、P5プラス1、安保理、そしてIAEA加盟国によって続けられる必要がある。そのような解決には、イランが核兵器を保持せず、あるいは追求しないことを国際社会が信用するために、濃縮計画が如何なる形であろうと維持される場合には非常に介入的な査察と検証体制を伴うこととなろう。[17.57–60]

第18章. 2025年までの中期的行動計画： 最小化地点へ

BOX 18-1

2025年までの中期的行動計画

- 中間的軍縮目標を漸進的に達成し、2025年までに以下を特徴とする「最小化地点」への到達
 - 少ない核兵器数: 世界の核弾頭数を2000発以下（現保有量の10%以下）に
 - 核政策への合意: すべての核武装国による核先制不使用へのコミットメント
 - 信頼できる核戦力態勢: 核政策を反映した検証可能な配備と警戒態勢
- 核軍縮交渉に影響を与える可能性がある他の安全保障上の問題の漸進的解決
 - ミサイル運搬システムと戦略ミサイル防衛
 - 宇宙配備兵器システム
 - 生物兵器
 - 通常兵器の不均衡
- 核兵器のない世界への最終的な移行を法的に確保するための包括的核兵器禁止条約に対する支持の促進および確立
- 軍縮・不拡散の双方にとって極めて重要な短期的目標（2012年までに未達成のもの）の完遂
 - 包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効
 - 核分裂性物質生産禁止条約の交渉と発効。兵器中にあるもの以外のすべての核分裂性物質を国際的保障措置下に置くための、交渉を通じた合意
 - NPT体制およびIAEAを強化するための措置の合意と実施
 - 核セキュリティ措置の実施、協調的脅威削減プログラムおよび関連プログラムの完全な実施
 - 民生用原子力の拡大に伴う拡散の危険を軽減するための措置の漸進的な実施

中期的目標を定義する

18.1. 2025年までの最小化段階の中心的目標は、本報告書で前に述べたように、核兵器を非正当化し、核兵器数および国際安全保障における核兵器の役割を大幅に減じ、核兵器が偶発的もしくは意図的に、または誤って使用される危険を劇的に抑制することを通じ、軍縮を実質的に大きく進展させることにあり、これによって「最小化地点」という基盤を構築することだ。この基盤に立てば、多くの困難な地政学的・技術的条件を満たした末にはあるが、廃絶に向けた最終段階の実施が真に可能となるだろう。もうひとつの目標は、我々が2012年を達成期限とした多数の短期的目標が現実的にはその期限までに達成できない可能性を見越して、世界の不拡散問題に関するやり残した課題を、2025年までの可能な限り早い段階に完遂することにある。

18.2. 我々は、次の三つを最小化地点に向けた具体的な軍縮目標と定める。第一は、世界の核兵器数を2000発以下とすること（現在の2万3000発と比べ90%超の削減）。これは、米露がそれぞれ核弾頭数を計500発まで削減し、他の核武装国の保有量が少なくとも増加しない（望むらくは大幅に削減することにより達成されるだろう。第二は、すべての核武装国が「先制不使用」政策を採用すること。第三は、すべての核武装国の戦力配備と発射準備体制を、先制不使用の約束に合致し、その約束に信憑性を与えるような、検証可能なものとするのである。

18.3. 上記の目標のうち核兵器数の部分は、米露にとって野心的なもの——両国の現保有量の95%超の削減が必要——で、2025年までに達成できないかもしれない。だが、過去において軍備管理に関して合意するのに要した時間や、その合意を実施するのにかかった時間、そして（現在ではなく）過去に達成した核兵器解体率と比べて考えれば、これは決して不可能ではない。

18.4. より明るい材料として、この中期的行動計画の進展に必要な措置には、確かに大きな政治的意思と積極的で洗練された外交手腕が求められるが、国家間の関係を秩序づける既存の国際体制に、核兵器なき世界という最終目標の達成に必要とされるほどの大幅な変革は必要ないだろう。この行動計画は、既存の国際制度や国際的慣行の

枠内で実施でき、総じて既存の方式に馴染み、対峙的というよりは、原則に基づく実際的な方法に則った取組として特徴づけられる。米露以外の核武装国は、兵器用核分裂性物質の生産停止や現在貯蔵している核分裂性物質の兵器への転用中止を通じ、その核兵器保有量を増やさないことを誓う必要があるだろう。多国間の交渉を通じた核兵器削減が大いに望ましいが、これは達成が非常に困難で、我々が提案する総数を維持する上で必ずしも必要ではない。最小化地点の到達に向けた過程とその達成においては、同盟関係にある核武装国からの拡大核抑止に依存する国々の安全を含め、いかなる国の基本的な利益も、またはそう認識されるものも、危険に晒されることはないだろう。

18.5. 中期的目標を達成するための重要な前提条件は、NPT体制の法的・制度的基盤の強化であり、そのためには、主要締約国がNPTの規則を軽視することによる一層の弱体化の防止、CTBTの批准と発効（兵器数の大幅削減達成という展望が真摯に受け止められるためには、法的・政治的にも、また実際的にも象徴的にも重要）、兵器用核分裂性物質生産を禁止する検証可能なFMCTの交渉、それに続いて、既に貯蔵された当該物質を兵器に転用することを禁止する協定が求められる。またこれらの目標の達成には、今後想定される原子力の平和利用におけるルネッサンスが、原子力安全、核セキュリティ、保障措置の要件を満たす形で展開し、不拡散体制と核軍縮に向けた取組を損なうのではなく、強化するものとなる必要がある。

18.6. 最小化地点における核軍縮目標の達成と、不拡散目標および原子力産業の目標とは、相互に補強しあう関係にある。不拡散体制の強化や、民生用原子力産業の安全管理に対する信頼は、核武装国を核兵器数の大幅削減に積極的にさせるために必要な要素のひとつであり、東アジアや中東における明白な拡散行為は、我々の核軍縮に関する中期的計画の実施に深刻な難題を投げかけるだろう。逆に最小化目標を達成すれば、不拡散への大きな弾みとなり、核武装国が核の危険を削減するため自らの役割を果たす用意があることを示すことで「二重基準」という批判を挫くとともに、核物質、核兵器体制および核兵器の指揮管理に対しより確かな規制が確立されるだろう。

18.7. 同様に、最小化地点を目指し、これを達成することにより、核兵器の危険への不安が軽減し、民生用原子力産業の発展に向け国際協力が進むはずだ。原子力分野が疑いなく平和的なものになれば、それに応じて原子力の恩恵を共有できるようになる。原子炉技術の売り手は、どこかで原子炉の事故、核物質の盗難、拡散事件が起こると、業界全体に悪影響が及ぶことを認識している。原子力業界は、原子炉の新規導入国に対する支援に何時、何処で協力するかを決定するに当たって、不拡散対策が最も手厚く、危険が最も少ない市場を優先するだろう。

18.8. **最小化地点への工程表は？** 以下の議論から明らかなように、米露がその核保有量の大幅削減において重要な進展を維持し、(兵器用核分裂性物質の新規生産と既存の物質による新たな兵器の製造を禁止することにより)それ以外の国での核軍備競争の終了を確実にするためには、複数の段階を伴う極めて複雑なプロセスを経ることとなり、その実現のためのすぐれた技術的・政治的手腕のみならず、地球的規模とより不安定な地域的範囲の双方において、国際的な安全保障環境が対立の少ないより協力的な方向へ進展し続けることが求められるだろう。核軍縮の進展と、より全般的な安全保障の問題・ジレンマの解決の進展とは、切り離せない関係にある。

18.9. 本委員会は、ここに提案した2025年までのすべての中期的目標の達成に向け、その途上での達成基準を含めた工程表を確定できればと考えたが、信用できる工程表を作成することは到底できないということがわかった。とにかく影響を及ぼす変動要因や不確実な要素が多すぎる。だが我々は少なくとも、必要な行動方針を大まかに示し、途中で直面する障害がどれも明らかに克服できないものではないことを明らかにするという点に関しては、十分尽力したのではないかと思う。

核兵器数を削減する

18.10. **定義上の問題** 核兵器数を削減するためのいかなる議論でも、はじめに取り組むべき問題は、実際にどの核兵器を数の計算と検証の対象とするかを決めることだ。核弾頭のみなのか、それとも核弾頭を運搬するミサイルや航空機も含むのか。戦略的核

兵器のみか、準戦略的核兵器（中距離核兵器、戦域核兵器、戦術〔戦場用〕核兵器）も入るのか。配備された兵器のみ考慮すべきか、貯蔵された配備可能な核兵器も含めるか。解体予定だがまだ解体されておらず、したがって配備可能なものは数に入れるべきか。そして「配備」、「戦略的」などの個々の用語をどう定義すべきか。こうした問題は、関連する政治的問題に取り組もうとする専門家以外の人々を過度に困らせるだけでなく、専門家達の間にも意見の対立と、往々にして混乱を招いている。

18.11. この議論を進める上で何より必要なのは、「種類を問わず核兵器はすべて1発と数える」という計算の単位について一般的合意を取り付けることだ。これまで米露の軍備管理条約は、配備された戦略的核兵器に焦点を置くとともに、運搬システムの数の計算と検証も、少なくとも核弾頭数と同じくらい重視してきた。まだこの種の条約を締結していない——そして、自国の核兵器保有量の内訳に関しおおむね透明性が低い——その他の核武装国については、計算の問題はほとんど生じていない。運搬システムが、引き続き交渉において極めて重要な部分を占めることは確実で、今後も常に類似の条約の対象とする必要があるだろう。米国がテロリストや無法国家に対する兵器として、通常兵器を搭載した長距離精密誘導ミサイルの配備能力を強化しており、さらにはこの配備能力が抑止力や戦略的安定を脅かす新たな潜在的脅威にもなりうることへの中露の懸念を考えるとなおさらだ。加えて、検証可能な解体を通じた運搬システムの削減は、貯蔵された核弾頭をミサイルや戦闘機に再配備する核戦力の再建を不可能にすることで、軍縮を不可逆的なものとするために重要だ。だがさし当たって重要なのは、つまるところ、その運搬システムに搭載される（または搭載可能な）核兵器に特有の、驚異的な破壊能力である。あくまでも目標は、その大きさや設置場所を問わず、最終的に世界から核兵器を一つ残らずなくすことでなければならない。そして「最小化地点」の目標が世界の核兵器を2000発以下とするのであれば、それは核兵器の一部の種類ではなく、すべての核兵器を意味すべきである。

18.12. この文脈にたつと、「戦略的」兵器と「準戦略的」兵器の計算上の区別を止めることが特に重要である。第2章で既に述べたように、START（核弾頭自体の出力より、各種運搬システムの性格と射程距離を重視している）のような条約での正式な定義がどう

あろうと、実際の軍事目的ではそのような区別は極めて不明瞭で、隣り合う国どうしでは、大陸間弾道ミサイルに搭載された弾頭のみを「戦略的」兵器とみなしているわけではない。作戦運用地域における戦闘任務のため設計された「戦術的」または「戦場用」兵器も、人口密集地域で使用すれば大型核兵器や射程距離が長い核兵器にほぼ匹敵する大きな損害をもたらすだろうし、いずれにせよ「戦術的」兵器の使用は、こうした大型核兵器の使用へと拡大する危険を伴う。人道的見地から、両者の区別は実質上無意味である。

18.13. 同様に、基本的な計算において、配備された核兵器、貯蔵している（または予備の）核兵器または解体を待つ核兵器の区別を考慮しないことも重要だ。「配備された」あるいは「実戦用の」、または「実戦配備された」核兵器とは、基本的に——陸海空から発射されるミサイルに装着される核弾頭、重力爆弾として航空機に搭載される核弾頭、または野砲から砲弾として発射できる核弾頭として——戦闘可能態勢にある運搬手段に搭載されているか、あるいは軍の基地に保管され警報時に数時間以内に運搬手段に装着可能なものを指す。「予備の」核兵器とは、製造段階にあるか予備として別の倉庫に保管されているか輸送中のもので、運搬手段への装着には通常もっと長い時間（数日～数週間）がかかる。別の種類の非配備核兵器として、軍備管理条約や国家の判断に基づき「解体を待つ」兵器があるが、これも実際には（いくらか時間はかかるものの）運搬手段に装着することはできよう。後で論じるように、こうした区別は核戦力態勢および警戒態勢の文脈では依然として非常に重要だが、基本的な計算においてはやはり「1発の核爆弾はすべて1発」と数えるべきだ。

18.14. **米露：一層の大幅削減**「最小化地点」という目標を達成するには、米露が期限である2025年までの間、引き続き大幅削減を行い、その先頭に立つことが欠かせない。世界の核弾頭数を2025年までに計2000発以下にするなら、米露は核兵器数の削減交渉、その交渉に影響を与える可能性が高い他の安全保障上の課題（後述）に関する交渉、および合同軍事作戦などの信頼構築措置に関する交渉を大幅に強化する必要があるだろう。両国は、核弾頭の計算およびその解体に関する協定の交渉をまだ行っていない。このことは、戦略ミサイルの核弾頭に関しては（ミサイル自体が解体されれば）大きな問題ではないが、複合任務爆撃機や短距離ミサイルで運搬できる核弾頭に関しては、

極めて複雑な問題となるおそれがある。本委員会の見解としては、通常戦力として保有される見込みのある航空機・ミサイル・その他の手段による運搬のために設計された核兵器を、適切な検証の下で解体することを優先すべきである。

18.15. 最後の章で述べるように、2009年のSTART後継条約の交渉で両国の配備戦略兵器数を各々1500発まで首尾よく削減できたとしても、それでもまだ——準戦略的兵器、非配備だが予備保管されている兵器、解体を待つ兵器を考慮に入れれば——2025年までにロシア側は約1万3千発、米国側は9400発を廃棄しなければならないだろう。残された期間内にこの数量の破壊または解体を成し遂げるのは、米国が年間約1200発、ロシアが1500～2000発という1990年代の平均解体率を考えると、両国にとって決して不可能ではない。ただしロシアでは、四つある核兵器工場のうち二つが閉鎖中で、現在の解体能力はより低くなっており、操業再開に時間と費用がかかる。これもご多分にもれず、単に政治的意思を奮い起こし、財源を割り当てればよい問題なのだ。「最小化地点」では米露各々で計500発を目標としており、万一解体プロセスが遅れる場合、この上限を超える残りの核兵器すべてを、少なくとも解体を待つ余剰兵器として使用できない状態に移さねばならないだろう（使用できない状態は、検証可能な形で起爆装置を破壊するなどの手段により確立する）。

18.16. この種の物理的・技術的な問題以上に難しくなると思われるのは、今後2025年までに二国間に生じる他の安全保障および政治面の懸念——すなわち、戦術兵器とその他の準戦略兵器の取り扱い、そして他の安全保障上の課題（弾道ミサイル防衛と、両国の間でとくに争点となる通常兵器の問題）——への対処である。米露以外の核武装国で削減を達成しようとする場合（このような削減は間違いなく追及すべきであり、可能であることが実証されることを望むが）、これら他の国々を削減に組み込める時期とその方法、実際に組み込まれた場合に顕著になる不均衡や均衡の問題、そして核兵器数が少なくなった時点での安定性確保に関する一般的問題などの課題が生じるだろう。これら課題のすべてについて、以下で扱っていく。

18.17. **「戦術」兵器とその他の準戦略兵器** これら兵器には、米露両国の関係においては、戦場用核兵器、拡大抑止力として同盟国領土内（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）に配備されたB61型核爆弾、そして核弾頭装備の対空・対弾道ミサイル（モスクワ周辺のガゼルABMシステムなど）が含まれる。前述のように、こうした実戦配備された核兵器数は、ロシアで2000発以上、米国の場合500発程度と推定される。これらの兵器は、予備保管されている同種の兵器とともに、技術的には2025年よりはるかに早い時期に容易に廃棄できるだろう。しかし、その前提としてロシアおよびNATO内の大幅な政策転換が求められる。特にNATOがトルコから米戦術核を撤去した場合、仮に同地域の戦略的状況が悪化すれば、トルコが国家として核兵器開発を放棄する道を選んだことを見直す方向に圧力が生じるおそれがある。NATO・ロシア間の通常兵器に関する問題の進展や、広くは欧州その他の地域での信頼醸成と安全保障協力により、戦術核兵器の軍縮が大きく促されるだろう。

18.18. **核分裂性物質・核兵器が新たに生産されないことを確保する** 米露は政治的現実として、両国および他国が兵器用核分裂性物質または核兵器を新たに生産しないことに合意しなければ、米露両国が費用を投じ、骨を折って数千発の核弾頭を算定し、廃棄しても、ほとんど無意味だと主張するだろう。ある施設で解体を進めても、別の施設で新たな核兵器が生産されれば何の前進も得られないではないか。同じように、最小化段階の成否は、他のすべての核武装国が核分裂性物質および核兵器の保有量を増やさないよう合意できるかどうかにかかっている。次の二つの措置が求められる。ひとつは、兵器用核分裂性物質の新規生産を禁止する検証可能な条約（第12章で論じたFMCT）であり、もうひとつは、その後の交渉を通じた、兵器中にないすべての核分裂性物質を国際的な保障措置下に置くことへの合意である。後者は、核兵器保有量を増やさないことへの合意を効果的に達成するための手段となるだろう。

18.19. **多国間軍縮** 2025年までに「最小化地点」という目標に到達するには、米露が核兵器保有量を各々500発以下に削減するだけでなく——最低限でも——他の核武装国がいずれも核兵器保有量を増やさないことが求められる。それを超えて、米露以外のすべての核武装国が最小化段階において、多国間軍縮プロセスに貢献し、これら諸国

の保有量を現在の水準に維持するだけでなく、実際に削減できれば何より望ましいし、そうすることが重要だろう。第17章において我々は、そのようなプロセスに向けた下準備のための措置を直ちにとり、すべての核武装国は関連する研究を行い、米露とのそして相互間での戦略対話を推進し、軍縮会議の作業計画の枠内での共同対話を開始するよう提言した。

18.20. とはいえ、兵器の絶対数のみでなくその相対的比率もすべての関係国にとって大きな意味を持つことを考慮すると、競合するすべての利害関係の間で軍縮プロセスの筋書きを定めるのは、間違いなく悪夢のように厄介だろう。すべての核武装国が同一の低い核兵器数(たとえば一律100発など)に削減することに合意するのは、政治的にも戦略的にも実現可能とは思えない。核武装国の一部は、1カ国以上の他の核武装国の抑止に努めるとともに、同盟国の非核兵器国に対し拡大抑止力を提供する義務も負っている。こうした国は、他国より多くの核兵器を保持することを主張する可能性があるが、その主張が(単なる断定や覇権主義的な頑迷さに基づくものではなく)ある程度の合理的根拠を持つものである限り、これが交渉上の克服できない障害となるべきではない。米露に対する中国、中国に対するインドなど、関係国はこれまで大きな戦力不均衡を容認してきた。

18.21. 米国(およびロシア)が総保有量を各々500前後に削減すれば、特に中国が「パリティ(量的対等)を目指し競争する」のではとの指摘もある。だが中国が核保有量を増やさないという確信なしに、米露がこの水準まで削減するとは考えられない。仮に必要な組み合わせの国々が、核兵器数が不均衡でも有効な抑止力を維持できると確信できても、こうした不均衡の継続が関連する政治勢力にとって受け入れ可能となるかどうかという問題が生じるかもしれない。この点に関しては、交渉の重点を絶対数より比率に置くとよいだろう。大国の保有量が数の上で大幅に減少すれば、それに伴い保有量が少ない国の比率が高まると考えられるからだ。

18.22. **少ない核兵器数で安定性を確保する** 兵器数の劇的な削減とともに、他国とのパリティの問題とは別の他の問題が生じる。そして、一つ一つの核弾頭が多様な主体

にとってより大きな意味を持つようになる。これらの主体には、防衛保証の真価を疑う同盟国、その残りの戦力の信頼性の確保を懸念する専門家、攻撃を受けた際の当該戦力の残存性および戦略ミサイル防衛システムに対する当該戦力の確実性を案じる軍関係者などが含まれる。抑止力の信頼性を維持しつつ、各国の核保有量をどこまで削減できるのか。より一般的に言えば、低い核兵器数は本来的に不安定化を招くというのは事実なのか。

18.23. 抑止力の信頼性を維持するために必要な核兵器数は、米露の軍事計画立案者によって大幅に誇張される傾向がある。米国技術評価局(OTA)が1979年に発表した「限定的な」核戦争に関する研究は、ひとつの有力な回答を提示している。この研究では、米ソが精油所のみを標的として、各々わずか10発のミサイル(各ミサイルに搭載された核弾頭数は計80発で、両国の保有量のごく一部に過ぎない)を使用した場合に限定した紛争の影響を詳細に分析した。その結果、両国に甚大な影響が及ぶと結論づけている。米国では500万人以上が死亡し、精油能力の64%が破壊され、経済全体が崩壊し、社会全体が恒久的に取り返しのつかないほど変わり果てるであろうとし、ソ連でも150万人もが死亡し、精油能力の73%が破壊されるだろうとした。以上から、100発に満たない核弾頭数でも、大陸規模の経済に到底容認しがたい水準の損害を十分与えられることが明白であり、——核抑止の最も熱狂的な支持者から見てさえ——100発以上の保有量を維持する必要はないことがわかる。

18.24. もちろん必要な核兵器数の検討に当たっては、それ以外の最悪の事態を想定した要素を考慮に入れねばならない。すなわち、(可能性は小さいかもしれないが)複数の敵対核武装国と同時に対決する可能性といった要素や、第一撃による損失や技術的な故障、そして弾道ミサイル防衛システムの有効性が向上する可能性に対処するためにある程度の余剰を組み込む必要性といった要素である。だが、こうした要素を併せて考えても、数百発の核弾頭を保有する必要性があるとは思えない。ましてや数千発など論外である。これに関しては、米露以外の核武装国はすべて、今に至るまではるかに少ない核弾頭数にある程度甘んじてきており、いずれの国——中国、フランス、イギリス、インド、パキスタン、あるいはイスラエル——も現保有量(最小で100発を大きく下回り、

最大で300発前後)では十分な抑止力にならないのではと懸念していたようには見えない点に留意しておくことは有益である。

18.25. 特に、核兵器数が少ないと保有量が多い国からの第一撃に対して脆弱になるため、紛争時または紛争が生じつつある状況で、少ない核兵器をより早く使おうとする圧力が働くという理由から、少ない核兵器数は本来的に不安定化を招くとする意見もある。だが、少ない核兵器数で得てして潜在的敵対国と不均衡が生じている中で何とかやっている国々の歴史的経験を振り返ると、こうした意見は過度に誇張されたものであるとわかる。その上、こうした議論ではあらゆる面で最悪の事態のシナリオを考えざるを得ないとはいえ、楽観論を抱くに足る理由も十分にある。即ち、軍備管理・信頼醸成措置、および国際安全保障協力をめぐる雰囲気全般の改善といった、大幅に低い水準への削減に必ず付随するような種類の措置自体が、大きな安定化要因になるだろう。

18.26. **費用負担を共有する** 普遍的な不拡散と核武装国による軍縮の機運が今後も高まり続けるとすれば、より長期的には費用面(解体・検証・処分などの費用)の影響が、特に途上国にとって重要な検討事項となるだろう。かかる費用は極めて多額であり、たとえば協調的脅威削減プログラムの今日までの費用は60億ドルを超え、フランスがマルクールおよびピエールラットの核関連施設を解体するのに要する費用は80億ドルを超えるだろう。START I条約およびINF条約に基づく米国の解体費用だけでも、約300億ドルに達している(潜在的にはるかに多額の環境浄化費用は除く)。疑いなく、関係費用の一部は、削減された保有量の維持費節減によって相殺できる——戦略予算評価センターによれば米国の場合、核兵器数を計1000発に削減することで年間200億ドル以上が節減される——が、総じて出費全体が純増するのはほぼ確実である。

18.27. 軍縮・不拡散費用の算出およびその資金調達法に関し、詳細な研究を委託するとよいだろう。国際機関および国際的構想の資金調達のために現在利用できるモデルは、汚染者負担から主権平等まで多岐にわたる。強制負担についても、任意拠出や割り当て分担金、さらには国際的な課税にまで広がる可能性など幅広い方法がある。個々の方式について議論を行うことができる。たとえば一部の社会では、明らかに政府

の規制を越えて外的に決定された課税(国民一人当たり極めて低い税率で)の方が、政府としては不可抗力として責任を転嫁しやすいかもしれない。他方、異議を唱えることが可能な任意拠出の場合、競合する国の優先事項によってあまりに容易に拠出金額が削減されるおそれがある。いずれにせよ、不拡散・軍縮に対するコミットメントの実施が資源集約的になる前に、資金調達方式を選定し確立することが重要だろう。

他の安全保障上の問題: ミサイル、宇宙配備兵器、生物兵器、通常兵器

18.28. 弾道ミサイルとミサイル防衛 中期的に、すべての種類の弾道ミサイルが世界規模で廃絶される見通しはほとんどないように見える。米英露仏は中距離ミサイル保有を取り止めたが、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮では、今も中距離ミサイルが戦略的戦力の中心となっている可能性が高い。戦略攻撃力削減をめぐる交渉を妨げないように、戦域弾道ミサイル防衛システムの開発を許容する方法で、対弾道ミサイル(ABM)防衛システムの問題に対処することが極めて重要である。2002年の米国による1972年対弾道ミサイル(ABM)条約(米ソの防衛ミサイル配備基地を各々1箇所に制限)からの脱退の後には比較的低調だった議論が、制限の欠如は全体として不安定化を招く——あるいは、本報告書の文脈との直接の関連では、攻撃システムの一層の削減を阻む——おそれがあるとの懸念から、現在再び勢いを取り戻しつつある。

18.29. 歴史を振り返っても、敵のミサイルに対し大規模なABM防衛システムを構築しようという試みが、そのような挑戦に直面する国が生産する核弾頭数の決定に大きな役割を果たしてきたことは間違いなく事実である。冷戦中は、米ソがABMシステムの配備開始に伴い、ICBMに搭載する戦略核兵器の大規模増産に着手しただけでなく、比較的小規模な核保有国である英仏も、これに続かなければならないと考え潜水艦発射ミサイルの核弾頭数を6倍まで増やした。現状では、ロシアは米国の戦略弾道ミサイル防衛を自国の抑止力を害するものと見なし、米国がその潜在能力を量的・質的にある程度制限することに合意しなければ、ロシアが核兵器の更なる大幅な削減に積極的になることはまずないように思える。そして中国も、米国が中国の核保有量のかなりの部分を無力化し

うる防衛システムの開発・配備を中止しなければ、核兵器の削減を積極的に行うことはないということは既に明白である。

18.30. 各国が弾道ミサイル防衛システムを保有する他国に対し核兵器を発射する能力の必要性を感じなくなる程の戦略的関係の抜本的变化——こうした変化が我々の中期的枠組みの中で達成可能とは確信できないが——がない限り、状況打開のための唯一の道は、短期的には、相互に関心のある分野で防衛システムの研究・開発および共同運用の可能性について協力を進める一方で、多国間による核兵器削減を推進するために戦略弾道ミサイル防衛に対する厳しい制限を受け入れることであるように思われる。一方、長期的には、もし核兵器のない世界を実現できるならば、ミサイル防衛は、潜在的な裏切り国に対する保険として安定化のために重要な役割を果たせるだろう。この点に関して米露は、両国政府間で1993～97年に行われた戦略ミサイル防衛システムと戦域ミサイル防衛システムのための線引きに関する協議に沿った形で、戦略ミサイル防衛を（戦域ミサイル防衛および拡大防空システムと異なるものとして）定義する技術的パラメータについて合意できるだろう。ミサイル防衛能力を持つ他の国も、同様のコミットメントができるだろう。

18.31. **宇宙配備兵器** 同じ考え方から、ジュネーブ軍縮会議での宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）のための現行の取組、およびウィーンに本拠を置く国連宇宙空間平和利用委員会の作業も、それらが成功すれば、より少ない核保有量に起因する脆弱性、特に宇宙にある指揮統制情報に関する資産を標的とする軍事活動や、宇宙配備ABMシステムに対する脆弱性に関する懸念を払拭するのに寄与するだろう。本委員会は、軍縮会議の作業計画におけるこの要素を強く支持し、近い将来この点につき実質的な進展がなされるよう願っている。

18.32. **生物兵器** 生物兵器は、現時点で大きな脅威ではなく、核軍縮交渉を著しく複雑にする要因ではないが、将来的にはより大きな問題になるかもしれない。1972年に作成された生物兵器禁止条約の強化を目指す取組は、2001年に主に効果的な検証制度の構築を巡り失敗に終わり、それ以降は有効な公衆衛生対策の確立に多くの努力が注

がれている。極めて小規模な室内実験が可能であることを考えると、この種の兵器に対する効果的な検証制度の構築は——化学兵器や核兵器とは異なり——非常に大きな困難を伴うが、この問題を再び取り上げる必要がある。

18.33. 検証に関し考えられる打開策として、ひとつには国連によるイラク査察の成果が示唆するように、条約違反が疑われる施設に対するチャレンジ査察（抜き打ち査察）、生物兵器の大量生産に必要な機器・技術の輸出の監視、密に行われる生物兵器開発や秘密の開発・生産施設からの漏出事故に関連する可能性がある異常疾患の発生の現地調査、抜き打ちではない申告された施設への明確化のための訪問（本質的には定期的なものでも任意的でも、無作為でも選択的でもよい）などが挙げられる。とりわけ、生物兵器・化学兵器の標的にされる可能性をひととき懸念し、今でも核兵器がこうした兵器に対し何らかの抑止効果を持ちうると信じる傾向にある国々の不安を解消するため、化学兵器禁止条約と同様、生物兵器禁止条約の普遍化を積極的に追求し続けることが重要だ。

18.34. **通常兵器** 我々は本報告書のこれまでの部分で、核兵器がない、または大幅に削減された世界では、既に大きい米国の通常軍事力の優位性が大幅に強まるだろうという懸念を、中露および他の国々が表明し始めていることに触れた。皮肉なことに、これが米国の核軍縮への真摯なコミットメントを促す要因となっている一方、米国以外の国に真の警戒心を引き起こしている。更なる皮肉として度々言及されるのは、冷戦中はソ連の通常軍事力の優位性に対する欧州の恐怖が西側の核軍備の大きな理由だったが、今はロシアが欧米の通常軍事力に不安を抱いているということだ。

18.35. 従って今まさに、欧州通常戦力（CFE）条約で扱われた問題の一部を再検討する時期が到来したように思われる。冷戦最後の数年間に交渉が行われ、1990年に採択されたこの条約は、欧州（大西洋からウラル山脈まで）の主な種類の通常兵器の保有数について包括的な上限を定め、それを超える兵器の廃棄を義務付けるものだった。確かに、根底にある安全保障のジレンマを解決し、核兵器以外の軍事力においてより大きな均衡（これに関しては、質的面の検討が量的面の検討と同様に重要となろう）をある程

度生み出すためのより包括的な取組を行わなければ、米露中が核兵器を大幅に最小化（廃絶は言うに及ばず）することに合意することができないことは確かである。南アジアや中東という地域的文脈でも、同様の検討が重要であろう。

18.36. 露中がとりわけ懸念するのは、武装解除の攻撃力を有するとの疑いのある精密誘導型通常兵器を用いた米国の戦略システム（弾道・巡航ミサイル）の拡大だ。この懸念については、この種の兵器を制限するSTART条約の交渉で扱うとともに、個別の新しい条約や信頼構築措置を通じて対処すべきである。こうした文脈では、軍備を制限する措置のみに重点を置くより、紛争防止・解決に向けたより協調的なアプローチを推進する方が、おそらく一層生産的だろう。

他の安全保障上の問題（ミサイル、宇宙配備兵器、生物兵器、通常兵器）に関する勧告

61. 対弾道ミサイル（ABM）システムの問題については、戦域弾道ミサイル防衛システムの開発の更なる推進を許容し、相互に関心がある分野での共同運用の可能性も含める一方で、戦略弾道ミサイル防衛には厳しい制限を設定することを目的に、再考すべき。核兵器のない世界では、戦略ミサイル防衛は、潜在的な裏切り国に対する保険として安定化のために重要な役割を果たせるが、現時点では、二国間・多国間の軍縮交渉の大きな障害となっている点を認識すべき。[18.28–30; 2.30–34, 17.18も参照]
62. ミサイルの拡散を防止するための国際的取組は継続すべきだが、INF条約の現締約国は、同条約の多国間化が引き続き実現できないことを条約から脱退することの口実に利用してはならない。[2.35–37]
63. 宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）のためのジュネーブ軍縮会議での現行の取組と、ウィーンに本拠を置く国連宇宙空間平和利用委員会の作業を、強く支持すべき。[18.31]
64. 生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍化を促進し、実行可能な条約検証制度の構築（それが困難ではあっても）を含め、生物兵器による攻撃の可能性に対しより効果的な防衛手段を開発するための強固な取組を継続すべき。[17.29;

18.32–33]

65. 核武装国間で見られる質・量双方の面での通常兵器の不均衡の問題、特に米国の通常兵器の相対的規模については、将来的に二国間・多国間における核軍縮交渉の大きな妨げとならないよう、欧州通常戦力(CFE)条約で扱われている事項の再考も含め、真剣に対処する必要がある。こうした文脈では、軍備を制限する措置のみに重点を置くより、紛争防止・解決に向けたより協調的なアプローチを推進する方が、おそらく一層生産的だろう。[18.34–36]

核政策と核戦力態勢: 変更を確かなものにする

18.37. 第17章で述べた通り、たとえ米国側からのみであっても、核政策に関し早期に重要な措置をとり、「唯一の目的」または「先制不使用」宣言を行って国防・安全保障体制における核兵器の役割を目に見えるように低減することは極めて有益だろう。このような宣言が2012年までに出不される限り——そして現在の立場の大きな違いを考えると、何らかの共通の立場を早急に打ち出せるとは到底思えない——、この種の宣言を行うこと、特に強固な「先制不使用」という政策への合意を取り付けることが、中期的に重要な課題となるだろう。

18.38. 同様に、もしこのような核政策の変更に信憑性を持たせたいなら、そのような宣言に先立ち、あるいは宣言と同時に、戦力態勢——核兵器の配備場所と運用に関する物理的段取り——を変更しなければならず、その変更は宣言に全面的に合致するものでなければならない。最終章で述べるように、何より重要なのは、核戦力をその基本的役割が潜在的な攻撃ではなく報復にあることが明白となるような方法で配備し、かつ他国からそのように配備しているとみなされることだ。これはすなわち、本質的には、それ自体が先制攻撃の重大な脅威を構成するとはみなされないが、武装解除型先制攻撃に明らかに耐えて残存する兵器システムを保持する(これにより、核兵器を「使用するか、失うか」という誘因を軽減すること、核兵器の大半を予備として保管し、運搬システムと切り離す(核兵器の組み立て・実戦配備にかなりの準備時間を要するようにすること、配備された核兵器の発射を決定するための時間を全般的に最大限長くすることを意味

する。これに関しても、2012年までに実施されなかった変更——最も急務である発射決定時間の変更を含め——の達成が、2025年に向けた(できれば更に早期に達成できればよいのだが)中期的課題となるだろう。

核不拡散・核軍縮の政策課題におけるその他の要素

18.39. 我々が短期的目標に定めた他の変更点のうちいくつか(特に以下に参照項目付きで列挙したもの)は、現実的には、最初の期間の2012年までに達成できないかもしれない。多くの分野で軍縮・不拡散への機運を生み出し持続させる必要があるが、そのためには、前述のような未達成の課題を中期的枠組みの中でできる限り早急に完遂しなければならない。中期的にさらに重要な課題は、以下に触れ第20章で詳述するように、核廃絶への最後の一步に伴って必要となる包括的な法制度に対する支持の促進と確立である。

18.40. 核兵器国がこれらのいかなる分野においても容易に立場を翻すことができないよう、実質的な制約を定めるのも重要である。最小化段階の達成は、一定の範囲で核軍縮プロセスにおける歯止めとして機能し、更なる前進を可能にする一方で後退を防ぐようになるはずである。以下に挙げる課題——そのすべてについて、本報告書の他の部分(明記された参照先)で詳細に論じている——のうち、達成された前進の不可逆性を確保するための最大の貢献は、おそらく最初のCTBTとFMCTの二つから得られるだろう。

18.41. **包括的核実験禁止条約**(第11章「核実験を禁止する」を参照) 1998年以降、北朝鮮を除くすべての国が実施し守っている非公式な核実験モラトリアムを確実なものとするため、CTBTの早期発効が極めて重要である。また、フランスがムルロア環礁とファンガタウファ環礁の核実験施設を閉鎖したように、すべての関係国が、既存の核実験場を閉鎖する「CTBTプラス」に合意することにより、CTBTの効果を中期的に一層強化することが極めて望ましいだろう。こうした閉鎖は一方的に実施可能ではあるが、合意された検証手続きを伴う共通の公約とすることに価値があるだろう。このような体制があれ

ば、CTBT締約国は新たな核実験場を建設しないことを公約するだろうし、核実験場の建設は宇宙から監視できるため、そのような公約はチャレンジ査察に適しているだろう。

18.42. **核分裂性物質生産禁止条約**(第12章「核分裂性物質の利用を制限する」を参照) 強固な検証規定を備えた、兵器用の高濃縮ウラン・プルトニウムの生産を禁止する条約の交渉と発効は、かねてより軍縮・不拡散双方の政策課題において最も優先順位の高い事項のひとつとみなされてきた。現在、核分裂性物質を十分にまたは過度に保有する核武装国(米露仏英)と、明らかにその保有量を増やしたい核武装国(中国、インド、パキスタン)との間で利害の食い違いがあるため、2009年に開始したジュネーブ軍縮会議での交渉プロセスが急速に進展する可能性は少ないが、できる限り早急に手堅い成果を達成するための集中的な努力を継続しなければならない。

18.43. 現在兵器の中にあるものも含め、既に貯蔵されている核分裂性物質を管理するのは更に解決が難しい問題だろう。法的強制力を持つ制度の確立は、核廃絶の最終段階を待たねばならないかもしれないが、この目標を段階的に前に進めるための方策(核分裂性物質管理構想など)が提案されているが、これらは、最初から平行して議論の対象に含めるべきだ。既に貯蔵されている核分裂性物質はFMCTの対象外とするなら(そうなる可能性は高いが)、最後の廃絶段階の始まりに備え、FMCTの交渉に続き、直ちに核分裂性物質条約(FMT)の交渉を行うべきである。

18.44. **核兵器不拡散条約と国際原子力機関(IAEA)**(第9章「核兵器不拡散条約を強化する」および第10章「NPTの枠外の核不拡散措置を強化する」を参照) NPT体制およびIAEAを強化し、NPT枠外の数々の重要な不拡散措置をも推進するための措置の完遂(短期的に達成できなかったものについて)を、中期的期間の早い段階での優先順位の高い事項としなければならない。

18.45. **核セキュリティ**(第13章「効果的なテロ対策戦略を維持する」を参照) 世界中の危険な核兵器・核物質・核技術の安全確保のため策定された、2005年改正核物質防護条約および協調的脅威削減プログラム・関連プログラムの目標を、できる限り早急に完遂しなければならない(同じく短期的に達成できなかったものについて)。

18.46. **原子力の管理**(第14章「原子力の責任ある管理」および第15章「核燃料サイクルを多国間で管理する」を参照) 民生用原子力の拡大に伴う拡散の危険を軽減することを目的とする、核燃料サイクルの多国間管理、拡散抵抗技術、およびその他の措置の漸進的な達成を、中期的期間を通じて政策立案者の優先順位の高い事項とすべきである。

18.47. **核兵器禁止条約**(第20章「政治的意思を動員し維持する」を参照) 中期的に重要な課題は、核兵器禁止条約——核兵器廃絶への最後の一步に欠かせない包括的で国際的な法制度——の必要性に対する国際的な理解と受容を育み、深め、確立することだろう。既に市民社会団体が相当の努力を払って、核兵器の開発・実験・貯蔵・譲渡・使用・使用の威嚇を禁止するモデル条約を作成しており、この草案は2008年10月、国連の潘基文事務総長により、多国間交渉の基盤となりうる案として加盟国に配布されている。このような条約の詳細な検討作業を、政府の支持を得て今すぐ開始すべきではないとする理由はないが、この条約の影響力は非常に幅広いため、現実的には軍縮プロセスが大幅に進展するまで、正式な交渉案件となる可能性は低いだろう。そのため本委員会は、核兵器禁止条約に対する支持の促進と確立を、短期的目標ではなくむしろ中期的目標と定めている。

第19章. 長期的行動計画：2025年を越えて ——ゼロに向かう

BOX 19-1

長期的行動計画 —2025年を越えて—

- 重大な戦争・侵略の可能性が小さくなり、核兵器の抑止力としての有用性がないと見なされるような、地域的にもまた世界的にも十分に協調的かつ安定的な政治的条件の構築。
- 通常兵器不均衡、ミサイル防衛システムまたはその他の国家もしくは国家間の組織的能力が、本質的に核抑止力の維持を正当化するような不安定要因として見なされない軍事的条件の構築。
- 核兵器禁止のいかなる違反も直ちに探知されることを確信できる検証条件の構築。
- 核兵器の保持、入手または開発の禁止義務に違反したいかなる国も効果的に罰せられることを確保できる国際的な法制度および執行条件の構築。
- 武器開発の目的でウラン濃縮やプルトニウム再処理を悪用することができる国はないという信用を十分に確保できるような燃料サイクル管理条件の構築。
- 核兵器の設計および製造に関する個人の知識が禁止義務に違反して誤用されることはないという信用を確保できるような人的監視体制の構築。

「ゼロ」を定義する：本行動計画における課題の性質

19.1. 長期的行動計画の明白な目標は——受け身の口先だけのものではない、真の情熱と切迫感をもって追求されるべきもの——最小化地点から核兵器がゼロの世界に向かうことでなければならない。しかしこの目標を定義することさえ、一見して思えるほど簡単ではない。真剣に核兵器を廃絶するということは、その時点で存在するすべての

核兵器を解体するだけにはとどまらない。これには、核兵器から除去されたすべての核分裂性物質の計量と国際的な監視、弾頭の破壊と並行した運搬システムの解体、そして兵器用核分裂性物質の生産施設の解体も含まれなければならない。これは、現実の上で、かつての核武装国の指導者が部下に核兵器の再製造を命じた場合に、その指導者は、それには1年以上を要すること、そして他国に探知される危険性が極めて高いことを告げられてしまうことを少なくとも意味するものでなければならないだろう。

19.2. 本委員会が核兵器の完全な廃絶を達成する具体的な目標期限を特定したいと考えていたことは第7章と第18章で説明した。しかし、低い核兵器数からゼロへと移行する最終的な廃絶段階で満たさなければならない条件の性質や複雑性を考慮すると、そのような期限を確実に特定することは不可能だということが分かった。これについては本章でより詳しく述べる。

19.3. 必要であれば、廃絶という課題の重大さと困難さを説明するもうひとつの方法がある。それは、経済学者が「地球公共財」と呼ぶものを受け入れることに対するお馴染みの障壁が、ここでもひとつ残らず当てはまることに気づくことだ。すなわち、主権の維持（拘束力のある国際的な規則に服することや、自国の協定遵守への監視を受け入れることに対する各国の消極的な態度）、異なる嗜好（世界的な問題の具体的な解決法について、各国の戦略的・経済的・政治的な利害関係が異なっているという事実）、「ただ乗り」問題（他者が解決策を提供するまで待つてそれを享受したいというすべての当事国の胸算用）、「弱い輪」（訳注：鎖の強さは最も弱い輪によって決まるという諺から）の問題（効果的な解決策は、すべての国が共通のアプローチに完全に従ったときにのみ適用できる）、そして「総和」の制約（世界的な問題の成功裏の解決は、文字通り個々の参加者全員の個別の取組の総計である）である。

19.4. とは言うものの、これらの問題のうち克服できないものはひとつもなく、また真の協調性が高まった地政学的環境の下では、これらがすべてより対処しやすくなる。こうした政治的・軍事的に安定した世界を構築し維持することを根本的な目標とすべきである。

最小化から廃絶へ移行するための一般的条件

19.5. 非常に重要な課題は、各核武装国が、自国の安全保障、評判、そのまたは他の国益を脅かされることなく、他国と共に最後の核兵器を放棄できると確信できるようにすることだ。最終段階を入念に計画することは実に困難となり、そのような先の時点でどのような要素が関わってくるのかを正確に予測することは不可能である。しかし、我々が提言しているとおり、すべての異なる不確定要素や筋書についての非常に詳細な検討を今開始することが早すぎるというわけではなく、以下に述べるように、どのような基本的な体系的条件が満たされなければならないのかについて、現時点で一般的に説明することは当然可能である。本章の後半では、我々が現在判断できる範囲で、それぞれの核武装国の決定に最も大きな影響を与える可能性が高いと思われる要因をより具体的にに取り上げる。

19.6. **地政学的条件** 最も基本的に必要とされるのは、重大な戦争・侵略の可能性が小さくなり、核兵器の抑止力としての有用性がないと見なされるような、地域的にもまた世界的にも十分に協調的な政治的条件を構築することである。核武装国とその近隣諸国の間での政治・安全保障関係が協調的かつ安定的で、すべての国が、核兵器のみが自国の国家存立に対する脅威を抑止しうると感じないようにしなければならない。また、真に軍事的な観点からは、通常戦力不均衡、ミサイル防衛システムまたはその他の国家もしくは国家間の組織的な軍事力が、本質的に核抑止力の維持を正当化するような不安定要因、または脅威の要因として見られないようにしなければならない。

19.7. これは実際には、核武装国とその同盟国が関わるすべての未解決の領土紛争や重大な紛争を引き起こしうる他の事案が解決されるか、あるいは少なくとも、そのような状況下にあるすべての当事国が現状に十分満足し、大規模な戦力を使用する動機をまったく持たないようにならないことを意味する。このような世界的状況が数十年のうちに達成できるという考え方は、一部の人が思っているほど非現実的ではない。冷戦が終結して以降、激しい重大な紛争の数や戦闘による死者数は、文書で十分に裏付けされた形で顕著に減少(いずれの場合も約80%)しており、解決される既存

の紛争は新たに開始される紛争を著しく上回っている。このような好転の大部分は、簡単にいえば、あらゆる次元での紛争の防止と解決に向けた国際社会の取組に起因するということができ、調停、暫定的な平和維持および紛争後の平和構築のためのより専門的かつ効果的な措置——国連、地域機関、そして高度の知識を有する新しい市民社会団体を含む他の組織を通じた——が根本的な原因に対処している。いつもうまくいかないことのすべてにとって、現在状況はおおむね正しい方向に進んでおり、かつてないほど益々相互依存が深まっている世界においては、この傾向が本質的に持続不可能であると信じる理由は何もない。

19.8. **検証条件** すべての国が核兵器禁止の義務を遵守し、いかなる違反も直ちに探知されることを確信できる検証措置がない状況では、ゼロへの移行は不可能である。効果的な検証は軍縮のための十分条件ではない。すなわち、完璧な検証体制が実現できたとしても、そのような体制は違反事案に対処する効果的な執行体制による裏付けが必要で、これについては以下により詳しく述べる。しかし、効果的な検証は軍縮のための必要条件である。検証のための技術や手段は向上し続けるが、これは必要とされる信用の度合いを実現するためには必須である。核兵器のない世界を達成するためには、国際的な制度や監視を強化し、すべての核武装国が先例のない検証措置の対象となることに合意する必要がある。

19.9. しかし、軍縮に対する信用を十分に正当化する体制の構築は、あらゆることを完全に探知できる体制の構築と同じではないことを理解する必要がある。1発または数発の核兵器の製造に必要な核分裂性物質の量は、これまでに生産されてきた核分裂性物質の量に比較すればはるかに少ないため、プルトニウムや高濃縮ウランが最後の1キロに至るまで計量されることを検証することは到底不可能である。完璧を期するためには、過去の生産記録はあまりに不正確で（前述の「核の考古学」に関する我々の提言に従ったとしても）、計量における固有の不確実性があまりに大きい。ロシアおよび米国では、これらの固有の不確実性を伴う核分裂性物質が、数100発の核兵器の製造に十分な量に達する。他の核武装国における不確実性は、これに比べればずっと小さいが、ゼロよりは大きい。これらをすべて認めるとしても、こうした不確実性は国が核兵器を隠

して違法に保持していたということを意味するものではないという信頼を醸成する方法は確かに存在する。核兵器関連機関の鍵となる人物らに専門家がインタビューすることによって、偽装の可能性を特定するための生産記録に匹敵する貴重な洞察を得ることができるだろう。介入的な査察は不正行為をさらに抑止しうる。また、米国、ロシア、南アフリカおよびイラクにおける検証の経験は、より良い規則と手続きの策定に関する知識を確実に与えてくれる。

19.10. **執行条件** 国際的な法制度の下で、核兵器の保持、入手、または開発の禁止義務に違反したいかなる国も効果的に罰せられること、即ち、事実上いかなる強行突破も制御可能であり、また、制御されることを十分効果的に確保できる執行の仕組みが機能している必要がある。効果的な執行のためにまず求められるのは、各国による義務の違反を抑止し、違反による恩恵を与えないことを可能にしうる処罰を特定し、策定することだ。しかし、これらの処罰は実際に実施される必要があり、これは、国際的に正当性を持つ意思決定の機関および手続きが、脅威を抑え、または絶つのに十分時宜を得た強固な方法で機能することを意味する。過去数十年における核軍縮の議論では、違反が発生した場合には執行措置が執られると単純に考え、この課題を過小評価する見方があまりにも多かった。

19.11. 代替手段(現時点でそのような代替手段は想定しがたい)がない場合には、国連安全保障理事会とより強化されたIAEAが、執行権行使のためのいかなるメカニズムにおいても不可欠な要素となろう。最近のイランと北朝鮮の場合のように、これまでの経験に基づけば、各国が最後の核兵器を放棄する前に、これらの機関をより一層効果的にしなければならないことがわかる。安全保障理事会の機能の改善は、他の課題と同様にこの文脈においても、米国、ロシアおよび中国の間にあるような考えられる利害のより緊密な調整や、主要開発途上国からの代表を含む理事会構成国数の拡大を達成することにかかっている。これはより具体的には、執行に対する5常任理事国の拒否権という現在の障壁(廃絶のプロセスは、この障壁により行き詰まるとの議論がある)を回避することも意味する。当然ながら難題は、これら5カ国に対し、拒否権廃止への拒否権を国連憲章で認められているように発動しないよう説得することだ。我々の提案する最

小化地点への進展を達成するのに必要で、かつその進展により促進される安全保障関係の改善が、集団的な強制措置におけるこうした改善の下地を作る一助となることを望むほかない。

19.12. **燃料サイクル管理条件** ここで必要とされるのは、ウラン濃縮やプルトニウム再処理を武器開発の目的で悪用することができる国はないという信用を十分に確立できるような燃料サイクル管理条件を構築することである。核兵器を完全に廃絶するためには、原子力産業を今とは異なる方法で管理しなければならない。ウラン濃縮と再処理にもともと備わる潜在的な汎用性(原子力および核兵器の双方の用途)は、現行の国際的な保障措置・査察体制の根拠である。しかしこの体制は完璧なものではなく、適時に探知できない形で違法な濃縮(またはプルトニウムの分離)が行われることもありうる。核大国はこうした不備を容認しているが、その理由の一つとして少なくともいえるのは、これら諸国が自国の核兵器を、保障措置制度の限界を悪用しかねない国を抑止するものとして認識していることだ。これら諸国は、その核抑止力を放棄するためには、核兵器禁止に対する不正行為をほぼ不可能にする条件の下でウラン濃縮やプルトニウム再処理が実施されるべきだと主張するだろう。これに関しては、一つには、プルトニウム分離を必要としない新たな処理方法などの拡散抵抗技術を導入することが重要となる。

19.13. すべての国は、濃縮・再処理能力を兵器目的のために悪用できないようにするという目標を共有すべきである。にもかかわらず今日、主要な非核兵器国は、国の濃縮・再処理活動を現行の規則を越えて制限するという提案に抵抗している。これら非核兵器国が抵抗しているのは、これら諸国が核秩序における新たな二重基準とみなすものだ。すなわち、核兵器を保有している国と保有していない国の差別に続き、濃縮や再処理の実施を許される国と許されない国という新たな差別が出てくるのではないかということだ。さらなる二分化への抵抗は、今日の世界において完全に理解できるが、このような抵抗は、世界が核軍縮の目標を達成するためには原子力産業がいかに進化しなければならないかという問題を避けている。核兵器の廃絶は、すべての国に対して核兵器ゼロという単一の基準を設けることになる。ウラン濃縮やプルトニウム再処理に対しても、おそらく、類似の単一基準が必要となろう。保障措置の下で濃縮や再処理を実施する権

利を各国に付与することによって核軍縮を可能にするのに十分な安全保障を生み出せないのであれば、すべての国は何らかの多国間規制に合意しなければならない。核兵器のない世界を実現することの代償のひとつは、すべての国がウラン濃縮やプルトニウム再処理・再利用の必要性を満たすために同じ方法に依存しなければならないということだ。

19.14. 最小化地点に到達するための時宜を得た動きにより、核武装国や非武装国の間で一様に信頼が醸成され、廃絶を可能にするさらなる措置がとられることが望まれる。核燃料サイクルの管理は優先的な課題とならなければならない。その間、核燃料サイクル管理の改革が実現できない範囲において、不拡散の執行に更に重点を置かなければならないであろう。

19.15. **人的管理体制** 各国が最後の核兵器を廃絶するために交渉する場合に最も難しい問題のひとつとなるのが、核兵器の設計・製造方法を知っている個々人が設計・製造を行わないことをいかに確保するかということだ。この知識が禁止義務に違反して誤用されることはないという信用を確保できるような人的監視体制を構築することが必要となる。テロリストの隠れ家やそれに似たようなものはおそらく今後も引き続き存在し、一部の国はおそらく、疑念を生じさせないように主流国の目が届かない十分に離れたところで活動し続けるだろう。核兵器が違法に生産されないという信用を確実にするために、主流国は旧核武装国が既知の核兵器専門家の動向の把握に積極的であるかどうか知りたいと考えるだろう。A・Q・カーンがその知識や技術を拡散したことによって喚起された国際的な警戒感を踏まえれば、誰も核兵器を保有していないはずの世界で、似たような人物によってもたらされる不安は想像に難くない。個人の権利・自由と世界の安全保障の利益の均衡をとることは大きな課題になるだろう。

個々の国が抱く具体的な懸念を克服する

19.16. これらの基本的な体系的条件を越えて、各核武装国は、最後の核兵器を放棄する前に満たされる必要がある、より具体的な条件を特定することが期待される。これも、

核兵器のない世界への早期移行を支持している他のすべての者と同様に、本委員会が直面しなければならない現実のひとつだ。今後15年から20年後に様々な大国が抱くであろう懸念を現時点で厳密に特定することは不可能だが、少なくとも今日の視点から見て、各国にとって最も関連性が高いと思われる検討事項の重要性を少なくともある程度認識することは大切である。

19.17. 現時点ではこれは実に困難なことに思われるが、最小化段階において核兵器保有量が減少し、目立たなくなるにつれ、これら兵器の保持を正当化しようとする圧力が各国政府に益々かかってくるのは必至である。我々の提唱する最小化地点に到達し、将来の展望が持続的に安定するとある程度みられるようになれば、そのような状況下でゼロに向けたさらなる動きへの抵抗を核武装国が正当化できるのは、自国の国家存立に対する真の脅威を確実に特定でき、すべての核兵器が廃絶されればその脅威が強まると合理的に主張できる場合のみとなる。今これらの筋書きを検討し議論し始めることは、時期尚早ではない。

19.18. **米国** 米国は今後も当面は、自国または同盟国の存立に対する非核の脅威——少なくとも現在知られている種類のもの——を懸念する必要がないほどの軍事力を持つ大国であり続けるのは確実とみられる。米国は、他のすべての核武装国と同様に、今日の核兵器と機能的に同等の破壊力を持つ新しい非核の脅威が現れないことを確信したいと考えるだろう——そして、現時点ではそこまで警戒する理由はないが、生物兵器にはその可能性があるとする考え方もある。しかし、米国にとって核の廃絶に移行する際の最大の障害は、地政学的・軍事的・技術的なものではなく、内政上のものとなるだろう。ジェノサイド条約についてさえ、その意義について深刻な論争がまったくなかったが、条約批准に必要な上院の67票を得るのに40年を要した。このことから、歴史的にみて、この障害が直ちに克服できるという楽観的な見通しは抱けない。

19.19. **ロシア** ロシアは現在と同様に将来においても、核兵器を考慮に入れない場合に、自国の軍事力が米国のそれよりも著しく弱いとみなされないということを確信したいと考えるだろう。ロシアは今後も、通常兵器システム・通常戦力、弾道ミサイル防衛技術、

宇宙支援、そして潜在的な攻撃力において米国／NATOが持っていると言われる優位性への懸念を抱き続けるだろう。また、特に将来の中国との関係を警戒する可能性も高い。中国の人口・富・権力——そして軍事力の規模——は増大し続けているが、ロシアの人口では、中国と国境を接する極東地域の人口密集地やその防衛を支援することが十分にできない。そのためロシアの指導者らは、継続的に中露関係が強化できなければ、そうすることの客観的な理屈が何であるにせよ、抑止力としての核兵器に固執するかもしれない。より一般的には、核兵器国という地位に伴う心理的要素がロシア政府にとって特に重要となる可能性が高い。ソビエト連邦は核兵器によって超大国となったが、他の分野においてその地位にしたがって主張できる権利が現在弱まっているなか、ロシアの指導者らは今後も長い間、「我々が核兵器を保有していなかったら、他の大国は我々を大国として扱うだろうか」との疑問を持ち続けるだろう。

19.20. **中国** 中国は現在、国際社会に深く統合され、他の核武装国との関係も改善し、そして、兩岸関係は平和的な発展に重点が置かれている。しかし、このより幅広い統合のプロセスが何らかの形で大きく妨害され、特に台湾が独立を追求・主張し、それが1か国または複数国の核武装国に支持される場合には、中国政府は核抑止力の放棄に非常に消極的となる可能性があるだろう。台湾における不測の事態を別にしても、核武装解除が達成された世界において、中国の一体性や存立が、核兵器であれば確実に防止できるような何らかの脅威に晒される可能性があるとは考えにくい。中国はロシアと同様、米国の非核の軍事力の相対的な規模に懸念を高めており、この点において主要国間で妥当なレベルの均衡が存在することを確信したいと考えるかもしれない。

19.21. **フランス** フランスの核兵器との結びつきには歴史の影響力が強く、そのため、今と同様に20年後も、最後に核兵器の放棄に応じる核武装国のひとつとなる可能性が高い。欧州連合の成立により地政学的な状況は変化しているが、1870年、1914年、1940年に経験した敗北、侵略、そして何百万という人命と国家威信の喪失に関する記憶は、こうした屈辱的な惨状が二度と起こらないことを保証するために保有する核兵器が果たしているとされる役割とともに、今も生き続けている。

19.22. **英国** すべての核武装国のなかで、英国は軍事的にも心理的にも、その核抑止力への執着は最も弱いとみられており、仮に他のすべての国が核兵器の放棄に応じるならば核兵器の保持を正当化しようとしまいだろうという英国の現在の立場が今後も続くことはないということを信じない、または疑う理由は何もない。だからといって、他の核武装国が著しい削減を行った場合に、英国が老朽化したトライデント搭載潜水艦を段階的に廃止し、決して他のものと置き換えないという決断が早期になされるかどうかはまだ分からない。フランスの場合と同様に、ひとつの暗黙の理由として、英国は、——21世紀の世界を反映するために必要な再編の一環として、安全保障理事会でEUのために1議席を求める可能性が益々高まっていく世界において——核兵器を放棄することで、その世界の頂点の席を占めるために残される資格が十分ではなくなるのではないかと懸念しているという可能性が考えられる。

19.23. **インド** インドによる核兵器の獲得においては、国家安全保障だけでなく国家威信の観点が必要な要因を構成してきたと思われ、廃絶の最終段階の取引においてもこれらが同様の要因を構成する可能性がある。インドの極めて強力な通常戦力を考慮すれば、その安全保障の状況においては、一見したところインドが、核兵器廃絶への極めて強い一貫した支持というその原則的な立場に見合った行動をとって、他国がゼロに向かうならば同様の措置をとることができないはずはない。しかし、事態を複雑化しうる要素は、インドが、国境を越えた略奪を継続する可能性があるテロリストを打ち負かすというパキスタンの軍・諜報機関の決意について疑惑を持ち、そのようにして勃発する通常戦争に備えてパキスタンの関係機関らが非通常兵器を保持している可能性があると考えているかもしれないことだ。

19.24. **パキスタン** パキスタンによる独自の核兵器能力の開発が、三つの通常戦争でインドに敗れたことにより促進されたことは間違いなく、その軍民の指導者らがインドとの通常戦争の危険性が残る——両国がカシミール等の地域における立場や利害の対立を解決しない場合には明らかにそうなる——と感じている限りは、パキスタンは保有する核兵器を手放さないと決意していることが十分にうかがえる。事態をさらに複雑化する要因——少なくともパキスタンが軍政から民政へと段階的に変革している現状におい

て——は、軍がパキスタンの核兵器を実効支配しており、その支配を文民政府に引き渡すことに明らかに消極的であり、こうした兵器の保持を正当化する根本的な理由としてインドの脅威を強調する傾向にあることだ。

19.25. これはすべて、パキスタンが感じている脅威からインドが除外されなければ、この地域でゼロに到達することはできないことを意味するものであり、これは、政府転覆の危険性、カシミール地方における低強度紛争の危険性、そしてテロリズムに起因する戦争の危険性の大部分が除去されるべきことを意味する。これによりパキスタン軍は、政治体制におけるその支配的な役割を制限し、また当然ながら、文民による核兵器の管理を認めるよう求められる可能性がある。文民の統治者もパキスタンの核兵器の放棄に消極的である可能性もあるため、パキスタンの核軍縮にとって、軍を文民統治の下に置くこと自体は十分とはいえないが、必要となり得よう。

19.26. **イスラエル** イスラエルにとっては、安全保障こそが、核兵器能力——その保有を宣言していないが——を獲得する圧倒的な論拠となっており、国家威信への考慮は一切なく、イスラエルと永久に平和共存することを近隣諸国が言葉・条約・行動で示せば、中東非大量破壊兵器地帯に参加する用意があるというイスラエルの説明は、文字どおり受け止めることができる。和平プロセスの多難な歴史をふまえれば、難しい問題は、そのような状況をいかに達成するかということのみならず、それが持続可能であるとイスラエルが納得するために何が必要かを考えることだ。時の経過とともに、相互により協調的で信頼しあえる環境が生まれることを望むほかない。当然イスラエルは、すべての近隣諸国が大量破壊兵器やそれを製造する能力を保持していないことを検証するために、極めて強固な措置を求めるだろう。これを実現するためにイスラエルは、IAEAまたは他の国際的な査察団のみに依存することに躊躇し、自ら査察や監視を行うと主張するかもしれない。多くのアラブ諸国とイランが現時点でこれを受け入れるとは考えられない。このことも、この地域でゼロが現実となるためには政治・安全保障関係においていかに大きな変化が必要とされるかを示している。

第20章. 政治的意思を動員し、持続させる

政治的意思の要素: リーダーシップ、知識、戦略、過程

20.1. 国際的な政治的大望から、主要核武装国8カ国で総計2万3000発にもおよぶ核弾頭が保有されている世界から——核武装国の大半が、保有する核兵器の全面的放棄はもちろんのこと、その削減に消極的な中——核兵器ゼロの世界へ移行することは至難の業であり、今後の数十年でこれに匹敵するほどの困難な事業は、これまでに無いほどますます多くのエネルギーを必要とする地球で二酸化炭素排出量の増加を世界全体でゼロにするという取組だけである。両者は共におそろしく困難な課題ではあるが、それぞれが直面している諸問題の大きさにより、その対応を余儀なくされている。

20.2. 明らかに望ましい結果を単に書き連ねるだけでは、核兵器のない世界を達成することも、その達成に向けた長い道のりを踏破していくことも、また、本報告書が示した不拡散、核セキュリティ、原子力の平和利用の継続的發展に関連するその他の目標をすべて達成することも不可能である。このことが特に明白なのは、(NPT締約国の普遍化といった)理想を受け入れさせるための一般的な呼びかけであるが、本報告書で我々が提案しようとしている、焦点が明確で、優先付けされた、報告書の中核を成す実践的な短期的、中期的および長期的行動計画についても当てはまる。関係するすべての意思決定者が必要な政治的意思を動員し、長期的に維持できるかが課題になってくる。この最終章で我々は、こうした課題に効果的に取り組む方途を提案する。

20.3. 政治的意思の欠如を何も起こらないことへのうまい言い訳には決してならない。国内外の区別を問わずほぼすべての政治的文脈において、困難なこと、扱いに注意を要すること、あるいは費用がかかることを行うために必要な意思が、所与のものであることはほぼ皆無に近い。そのような意思は、たいがい、状況や文脈に応じて、骨を折り、苦心しながら形成されなければならない。また、その形成の過程にたいいてい伴う次の四つの要素を反映して、複数の主体が関与することが必要だ。第一の要素はリーダーシップで

ある。他の必要な要件が如何に多く満たされていても、リーダーシップを欠いた場合はほとんど例外なく惰性に支配されることになる。第二の要素は**知識**である。問題に関する情報やその問題に取り組むために必要な関心がない状況では、何も始まらない。すなわちこれは、すべての階層において効果的な教育や唱道が必要なことを意味する。第三の要素は**戦略**である。すなわちこれは、実際に違いをもたらす打開策があるという自信を持つことである。第四の要素は**過程**である。すなわちこれは、関連する戦略を実際に前に進めるために、制度的・組織的手段を備えておくことである。

行動計画に関する勧告：短期的、中期的、長期的期間

66. 2010年のNPT運用検討会議を含む2012年までの期間を対象とする短期的行動計画は、Box17-1で示す課題に焦点を当てるべき。
67. 短期的行動計画の達成度を評価し、更なる前進のための措置を特定する方法として、国連総会が2012年後半に軍縮特別会期を開催する可能性について検討すべき。その開催に関するいかなる決定も2010年半ばまで先送りし、2010年NPT運用検討会議の結果を考慮し、必要な財源や努力を正当化するのに十分な機運があるかを検討できるようにすべき。[17.2-3]
68. 2012年から2025年までの期間を対象とする中期的行動計画では、Box18-1に示す課題へ焦点を当てるべき。
69. 2025年以降を対象とする長期的行動計画では、Box19-1で示す諸条件の構築に焦点を当てるべき。
70. 長期にわたり核軍縮の機運が高まるにつれ、費用負担の割り当ての問題が生じる可能性があることを踏まえ、関心国が、核軍縮・不拡散に伴う費用の算出と、その費用の調達方法の選択肢に関する詳細な研究を委託することは有益だ。[18.26-27]

20.4. **リーダーシップ** 指導者、つまり本当に重要な責任を担う者または者達による真の関与が得られない場合、おそらく、対立、決断力の欠如、完全なる惰性が広がることとなり、良くて物事の進展は障害を伴いなかなかかどらないであろう。政治の上層

部では、核の問題に関する考えが変わり始めているものの、速さという点で十分ではない。非常に大きな影響を与えた2007年のキッシンジャー、シュルツ、ペリー、ナンによる最初の『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙の記事は、その後の2年間に、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ノルウェー、オーストラリア等の諸国の同等に著名な者達が提示した類似の声明によって引き継がれた。更に大きな影響を与えたのは、世界の安全保障問題の解決に向けて対立的ではない協調的なアプローチをとるという非常に明確な構想を掲げ、また、核軍縮を政策的に優先事項にするとその非常に具体的な約束を提示した——このことにより2009年ノーベル平和賞を受賞した——バラク・オバマ大統領が選出されたことである。ロシアのメドベージェフ大統領は米露の核軍備削減の早期の進展を支持したが、これはそれに先立つ核軍縮の機運を強化する上で極めて重要だった。また、この課題に改めて対処することに真剣な姿勢を示した指導者の中には、イギリスのブラウン首相や、本委員会を発足し、支援してきたオーストラリアと日本の首相も含まれる。

20.5. しかしながら、進むべき方向の抜本的転換の必要性が世界の政治指導者達の考えに実際に組み込まれるまでには、まだまだ時間を要する。核武装国——およびこれらの国を後ろ盾にする国や、それに倣おうとする国——の政策立案者の心理を支配し、国民の多くに共有されていると思われるのは、核兵器は、おそらく危険で、結局は悔やまれる発明品なのかもしれないが、それでもなお国家の安全保障にとって重要な貢献を果たしているという考えだ。

20.6. 国内政策において、そして国際政策においてでさえも、たいていの場合、本当に重要とされるリーダーシップを特定するために、主要な責任を担う極少数の主体以外が注目を浴びることはない。しかしながら、核の文脈においては、話が若干異なってくる。核兵器のない世界の実現——そして物事が進展する前に後退しないようにすることの保証——に伴う問題は非常に複雑で、様々な次元で多くの異なる主体が関与してくる。そのため、その中の一つの主体が単独でリーダーシップを発揮しても、それ自体が決定的となることはありえない。本当に必要とされるのは、本章の後半で述べる三つの次元、すなわち、トップダウン、ピア・グループ、そしてボトムアップによるリーダーシップである。

最適な推進力は、「主要核武装国」、「軍縮を可能な限り推し進め、集団的な圧力（ピア・プレッシャー）を生み出す同様の志を共有する他の国々のグループ」、そして「継続的に政府の対応を引き出し、その政治的な説明責任を果たさせる効果的な市民運動」が一体となって積極的に動くことにより形成される。これらのそれぞれが不可欠であり、単独では十分ではない。

20.7. **知識** 当然のことながら、政策立案者、政策立案者に最も影響力を持つ報道関係者等の次元で、また政治的意思決定者にその権限を与える一般社会において、核問題——本報告書で我々が示したすべての面での重大性、深刻性そして緊急性——に関する十分な知識や関心があると想定することはできない。

20.8. 一面においては、核問題に直接関係のある専門的知識は不足していない。軍隊、国防機関、兵器に関する研究施設・シンクタンク、さらに一般的な研究機関には、核兵器システムや軍備管理戦略に関する専門家の技能が依然として相当量蓄積されている。しかしながら、こうした専門家や学者の多くが、冷戦時の思考を、核兵器は解決策というより問題を生むという今日の世界が必要とする思考に転換できると判断しているかについては定かではない。また、新たな参加者達が、既存の制度全体を見直す際に直面する巨大な問題に対応可能な技量と思考を兼ね備え、この蓄積された技能を、十分な速さで最新の状態に更新していけるようになるかどうか不明である。さらには、新たな戦略的思考を生むだけでなく、そのような思考を交渉を経た非常に複雑な条約や枠組み、共通理解に変換しなければならない外務省や政府間機関の多くでは、必要な経験や知識が非常に乏しくなりつつあるのだ。

20.9. 後述するように、市民社会の次元では、今後の見通しはもう少し明るい。多くの重要な非政府組織が、長い間社会的に日の目を見なかった時期を経て、核問題に関しようやく声を上げ始めている。しかしながら主要な報道機関は未だに、北朝鮮やイランのような差し迫った難題の場合を除いてほとんど関心を示していない。さらに一般大衆全般においては、若い世代は年配者と比べ情報技術やソーシャル・ネットワーキングにより精通しているものの、気候変動、全般的な環境悪化、資源安全保障、世界疾病、そし

て財政や雇用の安定といった他の公共政策に関する関心事項に比べ、核問題がより多くの注目を集めているかについては定かではない。

20.10. 変化を唱道する者が、なぜ核兵器の廃絶が得策であるのかをメディアや大衆に直接、より効果的に説明できるようにする必要がある、本報告書も部分なりともその必要性に応えられることを望む。しかし、一般大衆の関心を得るには長期的な計画が必要であり、有名新聞紙への署名入り記事を幾つか投稿したり、主要都市で公演やセミナーを開催したりする以上の取組が必要とされる。さらに、伝達媒体を通じた継続的なキャンペーンも必要で、従来の活字や放送による手段を通じたものだけでなく、ウェブログ空間全般や、急速に進化しているソーシャル・ネットワーキング・ツールのような手段を介したものが要求される。そのような媒体として、「フェースブック」、「ツイッター」そして「ユーチューブ」は、現在、欧米で最も知られている具体例だ。こうした媒体を主な情報入手手段としている人々の世界の人口に占める割合は驚くほど高くなりつつある。非政府組織はこうした宣伝活動を実行するための重要な受け皿となる必要があり、効果的に活動できるよう、各国政府や慈善団体が惜しみなく支援することが必要だ。

20.11. この種の知識や関心を構築するための取組を背景とし、またそれを越えて、小・中・高等学校や大学における正規の教育や訓練に新たに力を入れる必要がある。高校の履修課程では、核軍備競争の歴史、核軍備競争がいかなる形でも続いた場合に世界が直面する危険の大きさ、核兵器がいかなる形でも実際に使用された場合に生じる惨事の絶対的な大きさなどを説明する場を設ける必要がある。世界中の学生が広島へ訪れる野外研修旅行は、このメッセージをきちんと伝えるための最もわかりやすい方法であり、日本の支援の下で、1983年以降これまで700名の外交官を広島と長崎に招待している国連軍縮フェロシップ計画のように、継続的な支援を必要とする。核兵器の実態の生きた証人——広島と長崎の「原爆被爆者」——は、本委員会に悲痛な、そして心を打つ証言を行った。しかし、生存者の平均年齢は現在70歳代半ばであるため、残念ながら今後はこうした体験を他の者が直接共有する機会が大幅に減ってくるだろう。しかし、生存者の話が次世代に語り継がれていくことは可能で、かつそれは必要なことであり、そのために現代の科学技術による教材をすべて活用するべきだ。こうした過去の

苦痛を忘れてしまった者やそれを学ぶ機会が無かった者は、たいてい、同じ苦痛を繰り返すことになるのだ。

20.12. これに関連して、大学や、外交研修機関とその関連機関において、科学的・技術的事項から戦略的・法的事項に至る核関連問題に関するより専門的な教科過程が必要である。本報告書で詳細に示した核不拡散、核軍縮、原子力の平和利用に関する戦略と計画のすべてを達成するのに必要な時間から言うと、今後数十年にわたりあらゆる分野の大勢の専門家達が多忙な状況に陥ることになる。本委員会が核兵器時代を過去の産物にしたいと真剣に望んでいるが、その達成に必要な資源投入の規模と期間の重要性は強調してもしすぎることはない。人的資源に関してはなおさらである。

20.13. **戦略** 政策立案者たちが実際の行動に移る場合、彼らの問題に関する知識やそれに進んで取り組もうする意向には、全体として生産的な打開策があるという明確な判断が伴っていなければならない。核兵器のない世界の実現に関心のある人々のジレンマは、これまで多くの場合、提案された戦略があまりに壮大で信憑性に欠けていたり（例えば、すべての核武装国に、そのすべての核兵器を特定の期日までに放棄させるための交渉を直ちに開始させるなど）、逆にあまりに控えめで、その目標が本当に達成できるという希望を起こさせなかった。最終的な目標が何であるのかという明確なビジョンがなければ、軍備管理における小さな措置は、その一つ一つがいかに価値あるものであっても、方向性、目的、速さの喪失につながる可能性が高く、重要な取組に対する貢献にもなり得るが、同様にその阻害要因にもなり得よう。

20.14. 本委員会の判断として、包括的で大きな一足飛びの進展を通じてではなく、漸進的な措置を進めていく以外に実行可能な選択肢はないと考えている。我々が作成した行動計画において明らかにしようとしたように、本委員会は、最初から非常に明瞭な最終目標をはっきりと示し、最終目標までの道筋（正確には複数の道筋）を、途中の多くの期限や指標を設定しながら、可能な限り詳細に描き出すことが重要だと考えている。包括的核実験禁止条約（CTBT）や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）のような具体的な要素や、二国間の交渉を通じた核兵器の削減はすべて不可欠ではあるが、

いつか何らかの形で核軍縮につながるといった曖昧な考え以上の何かを伴う必要がある。1995年の核兵器不拡散条約(NPT)の無期限延長の取引の一環としてのCTBT交渉を妥結する合意がそうであったように、過去においては「期限」が物事を進めるのに非常に役立つことがあった。しかし、1988年のラジーヴ・ガンディーの「期限を定めた行動計画」への反応がそうであったように、期日を設定する協議を行っただけで軌轢を生むことが判明したこともある。

20.15. 我々は、このプロセスを最小化段階と廃絶段階に明確に区分することで、こうした困難を首尾良く通り抜ける針路を取ってきたと思う。廃絶段階に関しては、最終目標やそれを達成するために整備すべき条件が非常に明らかである一方で、我々は、最終目標が達成できるかもしれない特定の期日を確実に設定することは現時点では不可能であることがわかった。しかし我々は、最小化段階に関しては、非常に明確で予測可能な短期的目標(2012年まで)と中期的目標(2025年まで)は実現可能であると論じた。つまりこれらは、非常に具体的な「最小化地点」において完結し、この「最小化地点」は、世界中で2000発以下の核兵器数、普遍的に合意された「先制不使用」政策、同政策の信憑性を高める戦力態勢を伴うものとして特徴づけられる。今後の課題は、こうした行動計画を原則として受け入れさせることだ。そのためには、青写真を行動に転換するために必要な制度的手段や実行者という、政治的意思に不可欠な残りの要素を確実に整えることである。

20.16. **プロセス** 不拡散と軍縮の双方の目標を前進させるために利用可能な制度的な仕組みは十分であり、本報告書の多くの部分でそのような仕組みを説明し、その追加的かつ効果的な活用方法を勧告している。例えば次のようなものがある。NPT(核兵器不拡散条約)とCTBT(包括的核実験禁止条約)といった既存の条約と、これらに関連する執行機関であるIAEA(国際原子力機構)とCTBTO(包括的核実験禁止条約機構)。非核兵器地帯とその他の地域的措置。FMCTのような拘束力のある新たな合意を交渉するために活用できるジュネーブ軍縮会議のような条約策定機関。NPT運用検討会議や国連総会といった規範設定のフォーラム。国連安全保障理事会のような正規の執行機関や、国連安全保障理事会決議にしたがって設置された監視制度(例えば同決議

1540)。原子力供給国グループや拡散安全保障イニシアチブのような拘束力の弱い執行体制。

20.17. しかしながら、「伝統的な軍備管理」とでも総称できそうな、こうしたすべての既存の仕組みを越えて、最終的に望まれる核心的な目的である核軍縮に対し確実に関心や精力を集中させる方法が他にないのかという疑問が沸いてくる。多国間制度では、あまりにも長い期間、あまりにも多くの関係国にとって、目的と比べて過程が少なくとも同じくらい重要ではなかったか。これまで述べてきた断片的な措置のすべてに勝るものはないのか。核心となる核軍縮の課題に中核的な支持母体の関与を得るための、新しい、より焦点を絞り込んだ方法を何か見つける必要はないのか。

20.18. ここに代替的、あるいは追加的ともいえるアプローチがある。このアプローチは、多くの支持者を持ち、また、従来の軍備管理というより、国際人道法の観点から核軍縮に焦点を当てたものである。そのアプローチの議論するところは、次のとおりである。即ち、核兵器のぞっとするほど残酷で甚大な影響を鑑み、核軍縮は本来人道的になすべき重要課題であるということ、また、ただ一つの最も重要なことが、核兵器が使用されることを防止することであり、その目的を達成するもっとも確かな方法とは核兵器の完全なる廃絶であるということ、そしてそのために現実の上で最も良い方法は、同じ考えを持つ政府や市民社会を等しく奨励しながら、人権に焦点を当てた人道的な取組を通して行われる交渉であるということである。

20.19. 「キャンペーン条約」とでも言えそうな、もっとも引用されることの多い見本としての具体例として、1996年の対人地雷全面禁止条約を策定したオタワ・プロセス、そして2008年にクラスター弾に関する条約を提示したオスロ・プロセスがある。また、目下の文脈で最近頻繁に提唱される具体的な手段として包括的な「核兵器禁止条約」がある。この条約や他の類似した条約に関しては、本章の後半で説明する。

鍵となる主体を特定する

20.20. 「トップダウン」の主体 既存の核武装国は、NPTの締約国か否かに拘わらず、必然的に主導的な役割を担う。世界の総保有数に占める割合が非常に大きいという単純な理由から、そもそも米露より重要な核武装国はない。本報告書では既に十分な説明を行ったが、オバマ大統領は、明白に核軍縮全般を再び安全保障理事会などの場での国際的な政策課題に戻ただけでなく、より具体的に2009年にメドベージェフ大統領と共にSTART後継条約交渉に取り組むことで、先導してきた。両国の配備戦略兵器の大幅な削減を伴うSTART後継条約の妥結のみならず、その後により徹底的な戦略対話とそれに伴う貯蔵核兵器の大幅な削減が続くことが不可欠である。また、両国が、戦略的思考における核兵器の重要度を減らすことに積極的に寄与する核政策や戦力配備の方法を示すことも重要である。

20.21. その他の核武装国も、いくつかの貢献を独自に行っている。英国は、最近、核兵器を搭載する潜水艦の数を削減することを決定し、また、ノルウェーと共に実行可能な核軍縮検証方法を開発するために主導的な役割を果たしている。フランスは核兵器実験施設を閉鎖し、核分裂性物質生産施設を兵器目的に使用できないようにして、不可逆性に関して先導している。さらに中国も、消極的安全保証と先制不使用政策を少なくとも常に唱道し、主導する立場を維持している。

20.22. しかし、本家の5核兵器国それぞれとして、特に2025年までの最小化地点の目標として我々が示した課題の達成に必要とされるような多国間軍縮プロセスに積極的に参加することを約束し、そしてNPT未加入の3核武装国をそのテーブルに着かせるために、さらなる取組が必要である。我々は、軍縮会議は、近年のその非生産性を見るに堪えないが、潜在的にはインドやパキスタンも参加でき、イスラエルにも利用できるという観点から、こうした本格的な多国間協議を開始するのに適切な場になり得ると提案している。

20.23. 「ピア・グループ」の主体 核軍縮と核不拡散におけるリーダーシップは、かなりの数の非核兵器国が示す顕著な特徴となっている。これらの非核兵器国には、新アジェ

ンダ連合や7カ国イニシアチブのようなグループの参加国、非核兵器地帯の交渉を行ってきたすべての国、課題の前進を図るために委員会や専門的調査を立ち上げた政府（本報告書を支援する2カ国を含む）などが含まれる。このプロセスをさらに推進するに当たって、集団的な圧力を加え、高い水準を要求するために、志を共有する中核グループの役割が非常に重要になるであろう。

20.24. こうしたグループは、軍縮交渉を進める上でこれまで重要な役割を担っており、特に、近年、地雷禁止条約とクラスター弾に関する条約の策定するために、市民社会の強力なリーダーシップと共に参加し、成功を収めた幅広いキャンペーンにおいて顕著だった。志を共有する中核グループは、献身的な非核兵器国だけでなく、鍵となる進歩的な核武装国も含む国々を代表し、透明性に関する相互の措置、過剰な核分裂性物質の貯蔵の取り扱い方法、先制不使用条約、以下で述べるようなより一般的な核兵器禁止条約の草案といった取決めを交渉するための個別のプロセスを並行して開始することができるだろう。

20.25. 志を共有するグループによる正式な条約交渉という方法には、長所と短所が存在する。長所としては、例えば、過程や結果に対する関与の度合いが高く、その利害関係が深まることや、交渉に消極的な国々によるものと比べて、通常、最低限のレベルでの合意や、内容が希薄な表現が少なくなり、条約の内容がはるかに厳しくなるということ、また、いったん始まると交渉は速く進み、1年または18カ月以内での妥結もあり得ることだ。短所としては、基本的にこうしたグループは、参加国を自ら決定し、そもそも既に核軍縮を押し進めることを決断した国は組み入れるものの、「問題」とされる国は組み入れないということだ（しかしながら、1992年に結局NPTに参加したフランスや中国のように、自ら条約交渉には参加していなかった国々が、後で立場を変えることはまれではないことに留意すべき。）。

20.26. 条約作成の取組においてピア・グループの連帯意識がどんなに有用であれ、利用できるあらゆる場において軍縮の課題を前に進めることにおいて、こうした類の圧力が裏目に出る危険は無いように思える。軍縮の前進に寄与するための一つの方法は、

これらのグループが、不拡散の課題についても同じくらい懸命かつ建設的に取り組むことである。ここにおいても、他の分野と同様に、この二つの目的の避けがたい結びつきがある。核武装国は、核廃絶に移行するにあたって非常に多くのことを差し出すよう求められると思っている。これは強要できるものではなく、核武装国は核軍縮の代償として、安全保障面の改善や、政治的な利益を相当程度求めるであろうし、あるいは、さもないならば生じるかもしれない危険の緩和を少なくとも求めるであろう。核武装国が、核軍縮に向けて政策転換するにあたって要求するであろう最も明確な見返りとは、今後、核の拡散が起こらない、あるいは確実に阻止されるという確たる保証であろう。核廃絶を単なるうたい文句に終わらさず、現実的なものとするためには、主要非核兵器国が、核武装国の責任を単に強調するだけではなく、核武装国と積極的に協力してこのプロセスを推進する環境を作り出すよう努めなければならない。このような非核兵器国には、核兵器を保有していないが、拡大抑止力に依存する国々も含まれる。

20.27. ここで、国際機関における地域的および政治的グループが担うべき新たな役割がある。例えば、非同盟運動には、核兵器を所有しているが、NPTに加入していないインド、パキスタンの2カ国も参加している。主要非同盟国からの両国（そして北朝鮮も同様に）に対する真剣な働きかけは極めて重要であろう。

20.28. 「ボトムアップ」の主体としての市民社会 第二次世界大戦の終結時に政治的核兵器反対運動が初めて起きてから、極めて多様で国際的な市民社会組織の集りが、核軍備競争の終結や核兵器のない世界の再構築のために努力してきている。こうした主体には、女性団体、科学者、エンジニア、医師、住民組織、労働組合、市議会、市長、文筆家、芸術家、音楽家、俳優などが含まれ、これらが、民衆のデモ、国内的・国際的なキャンペーン、テレビのドキュメンタリー、教育の推進、交渉プロセスへの参加、モデル条約草案の作成、検証の科学的実験など、非常に幅広い種類の活動に着手してきている。そのような唱道グループの中で現在最も重要なのは、バグウォッシュ会議（1995年ノーベル平和賞受賞）、核脅威イニシアチブ（そしてその関連の核セキュリティ・プロジェクト）、グローバル・ゼロ（Global Zero）、中堅国家構想（Middle Powers Initiative）、そして6条フォーラム（Article VI Forum）（グローバル・セキュリティ研究所（Global Security

Institute)により設立)、核の惨禍の防止に関する国際ルクセンブルク・フォーラムや、その他、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)(核戦争防止国際医師会議により設立)、平和市長会議(そしてその広島-長崎議定書の唱道活動)のような数多くの草の根運動を推進する団体である。

20.29. これらの活動家による唱道グループに加え、専門家によるシンクタンク、研究機関や多くの学者が(本委員会と連携しているすべての協賛研究機関やコンサルタントも含め)独自にこれらの課題に取り組んでいる。そして専門性、知見、熱意が合わさったすばらしい蓄積があり、それを活用できるのであり、実際に必要な議論を活性化し、実践的な成果を推進するために非常に役立つものとして利用できるように思える。また、世界中の政府高官と民間の専門家との間には、出版物発行の過程や、国際会議、公式の交渉や条約の見直しへの参加を通して、多くの交流が存在する。また多くの国では、政府の役人が市民団体の出身であったり、退職後に市民団体に参加したり、また、過去10年の地雷やクラスター弾に関する重要なものを含めた特定の軍縮キャンペーンを背景とし、一部の非政府団体と政府との間で非常に密接な協力関係が発展してきている。

20.30. 本委員会では、市民社会の主な役割は、問題に関する情報を広く世間に提供し、その問題に取り組むよう政府への働きかけを継続し、そして軍縮の課題を進める方法に関して政策立案者に創造的で建設的な意見を提示することであると考えている。我々は、市民社会の強みについてだけでなく、その限界についても現実的に考えている。つまり、一部には核軍縮がこれまで市民社会を動員する主題には決してならなかった核武装国(フランスやイスラエル)があり、また他には体制上そうした政治的圧力にあまり敏感ではない核武装国(その筆頭として北朝鮮は言うまでもなく中国やロシア、そして恐らくパキスタンなど)もあるということだ。市民社会にとって一般的に最も効果的な戦略は、おそらく、地雷禁止に関するオタワ条約キャンペーンやクラスター弾禁止に関するオスロ条約キャンペーンがまさにそうであったように(相対的により扱う範囲が狭く、容易な内容ではあったが)、志を共有する政府——可能であれば核武装国を含む——と提携し、一体化した取り組みから真の相乗効果を引き出すよう努めることである。

キャンペーンの焦点を明らかにする:核兵器禁止条約

20.31. すでに述べたように、本質的に伝統的な軍備管理の類で、我々が本報告書で示した短期的、中期的、長期的行動計画において取りまとめた数多くの多種多様な戦略のみに焦点を当てるよりも、国際人道法を重視する特定の「キャンペーン条約」の推進に重点を置いた取組の方が、核軍縮の目標をより推進できるのではないだろうかという疑問が生じる。問題は、他の詳細な戦略や勧告をすべてあきらめるのかということではなく、これらをこの種の特定のキャンペーンを推進することによって補完すべきかということだ。このようなキャンペーンでは、オタワの地雷キャンペーンやオスロのクラスター弾キャンペーンの例のように、鍵となる主体は志を共有する政府と市民社会組織の組み合わせであろう。

20.32. このような役割の最も重要な候補となるのが包括的な「核兵器禁止条約」であり、これについては既にモデル条約案があり、第10章と第18章で簡単に触れている。その他、候補となる手段としては、「核不使用」条約や「先制不使用」条約、そして核兵器禁止のための詳細な条約ではなく「枠組み」条約がある。これらの選択肢については、これらすべての土台となる人道法モデルの一部を簡単に説明した後に、取り上げる。

20.33. **人道的モデル** 核兵器の利用・誤用の脅威に対する懸念は、国際人道法の歴史を通して形作られた。そして、条約法の大部分が、通常兵器と大量破壊兵器の双方を管理・禁止するために整備された。近年これを強化したのが、国家それ自体ではなく人類を安全保障上の関心の第一の対象とする人間の安全保障の概念の今日における確立であり、この概念は、一般的に人間一人一人と人権の保護を重視している。過去数十年間における二つの画期的な世界的軍備管理協定、すなわち化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約は、1925年のジュネーブ議定書（化学兵器や生物兵器などの使用禁止を定めた）という国際人道法にその起源を持つ。人道主義に重点を置く取組の最新の例には、技術的な軍縮管理の分野と人道・開発の分野の双方における取組をうまく統合した1997年の地雷禁止条約や2008年のクラスター弾に関する条約がある。

20.34. 対人地雷禁止条約はその作成に多くの期間を要した。また、その間、政府、非政府組織、シンクタンク、大学、軍隊、国際組織が、問題を明らかにし、解決策を模索するために長期間の調査を実施し、ともすれば対人地雷の禁止に消極的な政府をして、地雷の限られた軍事的有用性について一般的な共通認識に至らしめる最も影響力のある調査結果を提示した。対人地雷禁止条約は、1981年の特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)を地雷の問題に適用しながらない主要締約国に対する不満から生まれた。CCWは別名、非人道的兵器条約としても知られる。このような不満から、1996年10月にオタワにおいて、政府、国際的組織、非政府組織から成るグループが集結し、精力的に尽力する個人や当局者が核となる小規模な集団による取組を開始し、その後より幅広い諸国との交渉を開始するまで発展した。また、非政府組織は、傘下グループとして地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)を結成し、共同で効果的な活動を行った。

20.35. その取組は、合意した時間枠の下での厳しい日程の中で進められた。さらなる会合が1997年を通して、ウィーン、ボン、ブリュッセルで行われ、最終的に同年9月、オスロにて条約案を採択するに至った。同案は、対人地雷を全面的に禁止し、貯蔵地雷の破壊と紛争地帯からの埋設地雷の除去を定めた。現在、対人地雷禁止条約には156カ国が締結しているが、主要国(米国、ロシア、中国、インド、パキスタン)が未だに締結しておらず、これらの国全体で数百万発もの対人地雷の貯蔵がある。しかし、かつての地雷生産国の多くが正式に条約を批准し、他の国々も広くその規定を受け入れているため、対人地雷の生産・売却・使用は激減している。

20.36. クラスター弾に関する条約も同様に、国連を基盤とする作業を通じてこれらの非人道的兵器の禁止を交渉する取組に対する不満から生まれた。ノルウェー政府は2007年2月にオスロにて会合を開催して交渉が始まり、その後、リマ、ウィーン、ウェリントン、ダブリンで会合を重ね、2008年12月にオスロで調印式が行われた。政府、NGO団体、シンクタンク、軍隊、国際組織は、ここでもまた調査を実施し、問題点を明らかにするとともに解決策も考案した。この作業には、人道的アプローチの下で、中核となる国、国際組織、非政府組織(非政府組織は、非政府組織の結束と影響力を最大化するために、傘下グループとしてクラスター爆弾連合を結成した)から成るグループが参加した。この

条約は、100カ国による署名と22カ国による批准を得ているものの、米国、ロシア、中国、インド、パキスタン、ブラジルなどの、クラスター弾を生産するいくつかの主要国は未だに署名していない。

20.37. 核兵器に関連する人道的な取組のこれまでの主な成果は、世界保健機構（WHO）総会の主導に基づき国連総会が要求した、核兵器による威嚇またはその使用の合法性に関する1996年国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見である。14名の判事は、核兵器に関する現在の条約法、慣習法、国家実行を検討し、軍事兵器による威嚇またはその使用は「国際法の原則および規則…と両立すべきである」という点で一致した。また、彼らは、「あらゆる面で」核軍縮を達成しなくてはならないという国際義務が存在するとの結論を全員一致で支持し、その見解はNPT第6条を強く補強した。しかしながら、国際人道法に実際に違反するかどうかという核心部分に関しては、国際司法裁判所長の決定投票の結果としてようやく、「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に一般的には反するだろう」という判断がなされた。そしてこの主文はさらに続いて、国際司法裁判所として、このような判断が国家の存続自体が問題となるような自衛の状況を含むすべての状況についても当てはまると断定することはできないとした。このため、この勧告的意見は、核兵器に反対する者と賛同する者の双方によって、それぞれの立場を支持するために引用されてきた。

20.38. **核兵器禁止条約** もともと国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見に応える形で、核軍縮専門家からの多くの意見を取り入れて、法律家、科学者、医師の国際的な非政府組織の共同体により、1997年に起草され、そして2007年に改訂された非常に包括的な条約草案が、コスタリカとマレーシアの主導により国連総会で配られるなど、広く配布され、世界中の市民社会組織や多くの非核兵器国から多大な支持を得ている。

20.39. モデル核兵器禁止条約（NWC）は、核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇を禁じる。核兵器を保有する国は15年の期間（最適期間）をかけて、段階的に核兵器を廃棄するよう求められる。これには、核兵器の警戒態勢の解除、配備核兵器の撤去、核兵器の解体、すべての核分裂性物質の国際管理下への配置が含ま

れる。また、この条約は、兵器に使用可能な核分裂性物質の生産を禁止し、運搬手段を破壊あるいは核兵器として使用できない形に転換することを求める。また情報収集のため、情報共有と守秘義務の措置を伴う国際監視制度が設立される。検証には、とりわけ国家からの申告および報告、通常査察およびチャレンジ査察、現地および遠隔測定型感知器、衛星画像、環境サンプリング、情報共有が含まれる。このモデル条約は、前文を伴う伝統的な構造で、締約国の義務、核物質・手段・禁止活動の定義、精巧に設定された運用と期限の諸段階、締約国による意思決定手続や事務局を含む運用のための機関に関する条項を含む。

20.40. このモデル核兵器禁止条約は、専門的に作成され、良く考えられた文書であり、その国連の支援国によって「こうした条約を調査し、作成し、交渉し、完成させるための有用な材料」とうまく描写されている。第18章で述べた通り、こうした類の包括的な法的体制は、核廃絶に向けた最後の措置に伴う必要があり、また、このような体制に対する支持は段階的に確立されることが重要だ。さらに、このモデル条約に盛り込まれた構想を更に洗練し発展させ、その規定を可能な限り実行可能で現実的なものとし、それに対する支持を形成するための作業を今から開始することが早すぎるということはない。その目的は、2012年から2025年までの中期的枠組みにおいて真の機運が得られた時に、多国間軍縮交渉に報告され、その交渉を導くことができるような十分に完成した草案を作成することである。これに伴い、関心国政府は、適切な財源を提供し、核兵器禁止条約のさらなる発展を支援するよう勧告する。

20.41. しかしながら本委員会は、核兵器禁止条約が、オタワ・プロセスやオスロ・プロセスにならって、「キャンペーン条約」として直ちに有用性を持つことができるかどうか疑問に思う。もっとも難しいのは、同条約が対象とする諸課題が——現存のすべての核武装国はもちろん、その他の国々にとっても——非常に複雑かつ対立的で、既に述べた他の手段が特徴として持ち、かつこれら手段を実際に有効なものとしてきた、政府からの幅広い即時の支援を集めることは困難であるという点だ。ここで、克服する必要がある数ある条文上の問題から一例を挙げることにする。この条約では、NPT核兵器国とNPTの枠外の核武装国(後者について条文では「核兵器能力国」として記述)を区別し、

前者にはすべての核兵器を条約の発効後15年以内に破壊することを認めているのに対し、後者には5年以内に廃棄することを求めている。これでは、この条約が、核軍縮に取り組むべきNPT枠外の現存の核武装国から多くの支持を集めることができる解決策にはならないだろう。

20.42. 「**枠組み**」条約 基本的には前述の手段を改善するものであるが、もう一つの方法として、その対象範囲は包括的ではないが、法的拘束力を持つ核兵器の廃絶への公約を盛り込む条約案の交渉がある。この条約案では、交渉のための定期的な協議を通して、詳細な内容が提示されることとなっており、そのような協議において、指標を設定し、次なる措置が交渉され、それらが基本的な「枠組み」である条約本体に添付される議定書または附属書に盛り込まれる。この方法の利点は、次なる措置が単に関係国の誠意や好ましい情勢に委ねられることはないといった、実際に目に見える枠組みがあるという点だ。つまり、時間の経過と共に新しい要素を取り込む交渉を行う公約や、そのための仕組みがあるということだ。この方法の欠点は、このような枠組み条約を締結した国がすべて同時にその議定書に参加するわけではないが、交渉には関与するため、物事の進展を遅らせたり、措置の内容を骨抜きにしたりすることもできるということである。

20.43. 2005年NPT運用検討会議においては、多数の国が、核兵器の完全な廃絶のためのある種の核兵器条約あるいは条約の枠組みの作成につながる交渉の開始を求める作業文書を配布した。同作業文書は、一部のNPT核兵器国とその同盟国が支持する段階的なアプローチと、非同盟運動諸国が支持するより包括的なアプローチを組み合わせた交渉型式を提示した。これは軍縮の包括的な枠組みの中での軍縮措置の達成を盛り込んだため、マレーシアは「包括的かつ段階的アプローチ」と呼んだ。短・中期の時間枠で合意が達成できる分野での軍縮措置については、こうしたアプローチにより、その完遂が促進されるであろうし、より複雑な手順を必要とするより困難な課題は、解決のために引き続き交渉が行われ、次なる措置によって克服されるであろう。

20.44. 枠組み条約は、他の文脈でも採用され、様々な成果を生んできた。気候変動条約や非人道的兵器条約も枠組み条約の具体例であり、そこでは、問題に取り組むこと

が公約され、指標の段階的な設定に関する交渉のための定期協議の開催が合意され、次なる措置は条約本体への議定書あるいは附属書として交渉される。本委員会は、このようなアプローチは、我々がすでに支持することを示唆している、モデル核兵器禁止条約の更なる発展という文脈において、慎重に検討されることが適切であろうと考える。

20.45. 「核兵器使用禁止」条約 より簡単で明快な方法は、核兵器による威嚇あるいはその使用を、誰によるものでも誰に対しても全面的に禁止する内容をその主文に盛り込んだ条約案を作成することであろう。こうした条約の構想は新しいものではなく、最初に提示されたのは核兵器の使用が「人類および文明に対する犯罪」とであると宣言した決議1653を国連総会が採択した1961年まで遡る。その後、この構想はあらゆる形で繰り返し提案されており、つい最近では、2009年2月のミュンヘン安全保障会議でのインド国家安全保障問題担当のM.K.ナラーヤン補佐官によるものがあるが、留意すべきは、彼の提案は1988年にインドのラジーヴ・ガンディー首相が提案した行動計画の枠組みに照らして見られるべきという点だ。「使用禁止」の目標を推進するもう一つの手段は、国際刑事裁判所ローマ規程において、核兵器による威嚇あるいはその使用が起訴できる犯罪として定義されることであるだろう。

20.46. 1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見の中で同裁判所を二分したのは、実際の攻撃やあるいは差し迫った攻撃の可能性に対し、(無差別破壊、民間人を標的にすること、不必要で加重な苦しみに関して、人道法の観点からの検討が当然ながら引き続き妥当であるということを念頭におきつつ)自衛の手段として核兵器を使用しても良いか、あるいは使用すべきかどうかという問題で、これは、強固な核兵器使用禁止条約に関する議論では大概避けられ、「キャンペーン条約」の起草過程においも直ちに合意することが難しい問題だ。本委員会の見解では、実際に役立つより直近の考察として、こうした条約案は、世界の市民社会組織の勢力を盛り返す契機として活用できるとみることができる一方、十分に多くの政府によって真剣に受け止められず、我々が段階的行動計画の中で唱道する軍縮に向けた現実の進展をいかなる形であっても促進するものではないと考えている。

20.47. 「先制不使用」条約 さらに考えられるもう一つの方法は、核武装国に対して、いかなる状況においても核兵器を最初に使用しないことを法的拘束力のある形で約束することを求める条約案を作成することであろう。関係国すべてからこうした確かな公約を得るという目標は、本委員会が強く支持してきたものであり、第17章でのこの問題の議論において、我々は中期目標としてこれを支持してきており、これを条約の形で実現することを追求することも十分に考えられる。しかし、この問題には複雑で微妙な側面を伴い、特にその強制的な実施を確保するためのなんらかの有効な仕組みを特定する場合においてそうであること、さらに、そのような公約を行うことに、現在ほとんどすべての核武装国が抵抗していることを踏まえる必要がある。そうした場合に、先制不使用の「キャンペーン条約」運動を追求して、このような政策課題を今推し進めることで、大きな成果が得られるかは定かではない。さらに、我々が行った調査から明らかなことは、国際的な市民社会組織は、それ自体が核兵器の廃絶を前提としていない条約（たとえ先制不使用が、ゼロへの過程における有効な停泊地として認識できたとしても）をキャンペーンの重要な手段として採用することについては、あまり乗り気にはならないであろう。

機運を持続させる: 継続的な監視体制

20.48. 歴史の教訓は、国際的な主要政策課題をめぐる機運が生まれている時であっても、1990年代初期の核軍縮・不拡散をめぐる状況のように、その機運を持続させることは非常に困難なことを教えている。一委員会として我々は、我々の多くの勧告が、——特に、これらの勧告により組み立てられた短期的、中期的、長期的行動計画が——それ自体としての論理と筋道を持ち続けることを望んでいる。これらに対する認知や理解を最大限に促進するために、我々は、当然のことながら、本委員会が存続する2010年半ばまでは、委員会の報告書や勧告に関する大規模な唱道計画を国際的に実施していく意向であり、また、5月に開催される2010年運用検討会議後に、我々の勧告の達成状況を評価し、将来に向けた更なる報告書を追加的に発表することも検討している。

20.49. しかしここで問題となるのが、鍵となる主体たちが、より長い時間的枠組みを通じて必要な任務を果たし続けることを確実にし、関心や支援の欠如によって目標から重要な政策課題が抜け落ちてしまう危険性を最小限に抑えるための、公式または非公式な制度的手段が何かあるかどうか、ということである。本書が取り上げたほぼすべての課題は、自国と他国の極めて重要な国家安全保障上の利益をそれぞれの国がどのように認識するかという問題に対して重要な意味を持っており、このことを考慮した場合、独立した監察、指標達成の監視、そして創造的な政策推進の仕組みによって達成できることについて、あまりにも多くを期待することは現実的とはいえない。しかし我々は、結局のところ、この種の取組が、非常に場当たりの、焦点が絞られていない既存の監視手段に付加価値をもたらすのではないかと考えている。

20.50. 監視のためのそうした取組の副産物として、我々は、権威のある国際的パネルが、我々が示した行動計画に基づき、核武装国と非核武装国双方の行動を評価する定期的な「評価表」に強い魅力を感じている。そうした評価表は、カナダ政府の後援の下で、カナダの非政府組織のプロジェクト・プロウシェアが率いる民間の専門家集団が毎年発行する非常に実用的な「Space Security Index」に類似したものとなるだろう。このように、政治的にも、安全保障の観点からも非常に慎重な扱いを要する分野において、正式な政府間機関が忍耐力を必要とするそのような報告を行うことを期待するのは、あまり妥当ではないかもしれない。しかし選択肢は他にも存在する。こうした報告書が与える潜在的な影響力は、報告書を発表する組織自体の質と信頼性、そして報告書の結論の土台となる調査・分析の質と信頼性に左右され、恐らく政府から全く独立したものとしてみられる方が良いだろう。

20.51. 我々が考えている組織的なあり方とは、新しい組織を設立し、あるいは複数の既存の組織を選んで、本質的に二つのレベルで機能するものである。専門性の基盤となる下部構造には、核軍縮、核拡散、核セキュリティ、燃料サイクルなどに関連する活動の現状を記録・評価する専属の専門家が従事する。その物理的な所在は問わないが、世界的な研究網と完全に統合し、可能であれば一流の関連研究機関の持つ幅広い国際ネットワークが提供する資源を直接活用できるところに構築される必要があるだろう。

その上部構造には、世界中から選り抜いた著名で老練な人物により構成される運営委員会や諮問委員会が含まれる。これらの人物は、政府全般、科学・産業、防衛・軍備管理、人道関連など分野での経歴を持ち、公開される評価の実施、報告書の発行、唱道キャンペーンの実施、政策構想の提案などに最終責任を負う。

20.52. 専門性の基盤となる下部構造には、本委員会を支援しているすべての研究機関も含め、ここで描いた役割を果たすための専門性を疑いなく持っているシンクタンクや研究機関が既に世界中に多数存在する。しかしここで一つ問題と成り得るのが、こうした機関の大半が、世界的ではなく国家的なアイデンティティーが強いという点である。上部構造には、核の問題という文脈において、考えられる選択肢は非常に多い。その一つとして考えられるのは、本委員会がそうした役割のいくつかを継続的に担うことであろうが、新たな組織を設けたり、あるいは、核拡散脅威イニシアチブ(NTI)(テッド・ターナーとサム・ナンが議長を務め、ほぼ米国を本拠とするが、その活動は世界規模であり、非常に権威のある人物を米国内外から公平に選出した理事会を持つ)、核の惨禍の防止に関する国際ルクセンブルク・フォーラム(主にロシアの主導の下で2007年に設立。NTIほどは、目に見える活動を行っておらず、資源も豊富ではないものの、その監視委員会やより大きな諮問委員会は国際的に著名な専門家や政治家によって構成されている)のような既存の組織の資源を活用するのも好ましいかもしれない。

20.53. 組織をどうするかという問題を解決するために、我々が支持し、今後の検討を勧めたい手法は、新たに「核不拡散・核軍縮のためのグローバル・センター」を設立することだ。同センターは、直接雇用される専門家の数という点では非常に小さいが、世界中の研究者や研究機関と協力し、特に世界中からの見識と影響力のある人物からバランスが取れた形で選ばれた運営委員会を持ち、この委員会が、センターの任務、特に「評価表」の年次報告を監督し、推進する。センターの役割は、異なる多くの国の多くの機関・組織が行う核不拡散・核軍縮問題に関する大量の研究の中心拠点および情報センターとして行動し、志を共有する諸政府と市民社会組織の双方に対して研究と唱道による支援を提供することである。

20.54. 我々が提案する研究、唱道、監視、諮問を組み合わせた役割を遂行する新たなグローバル・センターを設置するにあたり、それを専門的かつ効果的なものにするためには、政府あるいは財団による多大な支援が必要となる。本委員会を主催する政府や、志を共有するその他の政府・財団が、我々の提案するこの種の継続的な取組に貢献することができることを望む。必要な費用は小さいものではない。しかし核時代の幕開け以降、世界が不安や不確実性の中で生きることを強いてきた危険と脅威を絶つために、もし今、断固として、効果的に行動しない場合に人類が被る計り知れない犠牲を考えれば、それは取るに足らないものと感じられるだろう。

政治的意思を動員し、持続させる

71. 政策立案者や彼らに影響力を持つ者に核軍縮・不拡散問題をより効果的に知らしめるために、伝統的・現代的伝達媒体と直接的な唱道の双方を通したキャンペーンを継続することが必要である。有力な非政府組織がこうした役割を効果的に果たすため、必要な範囲で政府や慈善財団が適切に支援する必要がある。[20.7–10]
72. 小・中・高等学校や大学においては、核兵器の歴史、核兵器の配備・拡散の継続に伴う危険や脅威、そして潜在的な打開策に焦点をおく核軍縮や関連する問題についての正規の教育と訓練に新たに大きな力を入れるべき。これに関連して、大学や、外交研修機関とその関連機関において、科学的・技術的事項から戦略的・法的事項に至る核関連の問題に関するより専門的な教科課程が必要である。[20.11–12]
73. 現在配布されているモデル核兵器禁止条約の概念をさらに洗練し、発展させ、その規定を可能な限り実行可能で現実的なものとし、それに対する支持を形成するための作業を直ちに開始すべき。その目的は、多国間軍縮交渉の機運が高まった時に、その交渉に報告され、また、その交渉を導くことができるような十分に完成した草案を作成することである。関心国政府は、適切な財源を提供し、核兵器禁止条約のさらなる発展を支援すべき。[20.38–44]
74. 時間が経過しても政治的意思を持続させられるように、定期的に「評価表」を公表すべき。十分に専門的で幅広い研究による支援を受けた権威のある国際パネルが、本報告書が示す行動計画に基づき、核武装国と非核武装国双方の行動を評価す

る。[20.49–50]

75. 異なる多くの国の多くの機関・組織が行う核不拡散・核軍縮問題に関する研究の中心拠点および情報センターとして行動し、志を共有する諸政府と市民社会団体の双方に対して研究と唱道による支援を提供し、上述の「評価表」の準備を行うため、新しい「核不拡散・核軍縮のためのグローバル・センター」を設立することを検討すべき。[20.53]
76. こうしたセンターは、以下の二つのレベルで機能するよう構成されるよう。
- (a) 研究と唱道に関する常勤の専門家により構成される基盤で、一流の関連研究機関のもつ幅広い国際ネットワークが提供する資源を直接活用する。
 - (b) 幅広い経験を持つ世界的に著名な人物から選ばれた運営委員会や諮問委員会により形成される上部構造。センターによる報告書、政策構想およびキャンペーンに対して適宜承認を与える。[20.51–54]

注釈・出典

第1章 なぜ、今、この報告書なのか

Para 1.4: 核兵器のニアミスとしては、1962年のキューバ・ミサイル危機がおそらく最も有名だが、1961年のベルリン危機、1973年の第四次中東戦争など類似の事件は他にもあった。ソ連の大韓航空機撃墜事件から3週間後の1983年9月26日、ソ連のコンピュータ誤作動により米国がソ連に核ミサイルを発射したとの警報が出された。幸い、ソ連側の責任者は即時報復攻撃を行わなかった。この話はその責任者のみならず、数多くの情報源によって確認されている(Dateline, NBC, 12 November 2000.)。同じ年の少し後、ソ連は米国とNATOが自国に対する核攻撃のカウントダウンを開始したと明らかに信じたが、待機の判断が下され、結果的に攻撃はなかった(Robert M. Gates, “From the Shadows: The Ultimate Insider’s Story of Five Presidents and How They Won the Cold War,” Simon & Schuster, New York, 1996)。核兵器をめぐるその他のニアミスや事故については、Scott D. Saganの「“The Limits of Safety”, Princeton University Press, 1993」、およびBruce G. Blairの「“The Logic of Accidental Nuclear War”, *Bulletin of Science Technology Society*, Brookings Institution, 1996:16」に詳しく述べられている。核問題を背景とするサイバーテロの脅威については、Jason Fritzの「“Hacking Nuclear Command and Control”, *ICNND Research Paper*, May 2009. <http://www.icnnd.org>」を参照。詳細はPara 2.39で扱っている。**Para 1.14:** 2009年9月24日に採択された国連安保理決議1887(S/RES/1887(2009))は、米国大統領が議長を務め、核不拡散・核軍縮を検討したかつて例のない首脳会合の成果であり、現在の幅広い世界的な核問題の進展に向け政治的に最も高いレベルでの支持が示された。この決議はNPTの三本柱(核軍縮・不拡散・平和利用)全てを扱っているが、核軍縮より核不拡散・安全保障に関する規定の方が数の上で多く、より実質的で詳細な内容となっている。同決議はおおむね過去の多くの決議の内容を再確認するもので、新境地を開くに

至っていないが、NPT締約国の脱退表明に対し安保理が遅滞なく対応することを約したNPT脱退に関する規定は、強力であり重要な意義を持つ。

第2章 現存の核武装国がもたらす危険

Para 2.4: 「核の冬」についての言及はSteven Starrの委託研究論文「"Catastrophic Climatic Consequences of Nuclear Conflict", August 2009. <http://www.icnnd.org>」から抜粋。**Paras 2.8, 2.10, 2.11, 2.23 and 2.24:** これらの段落で言及されているSTARTはSTART-I条約を指す。**Para 2.25:** イギリスの原子力潜水艦数の削減予定についてはGordon Brownの国連総会宣言、2009年9月23日：<http://www.number10.gov.uk/Page20719>を参照。**Para 2.36:** ミサイルに関する国連政府専門家パネル(UNPGE)は2008年にその最新の報告書を提示し、国際の平和と安全のためにますます複雑化するミサイルの問題に対処し、そしてコンセンサスがある、または、生じる分野に集中するための国際的な取組を継続することが重要であると結論づけた。同パネルは、そのようなコンセンサスを構築するための、より構造的で効果的なメカニズムを提供する上で、国連の果たす役割の重要性を強調した。**Para 2.39:** ペリー(Perry)委員は2009年10月23日に開催された核問題に関するヘルシンキ会議でこれらの発言を行った(未発表)。**全般:** この章はアレクセイ・アルバトフ委員(Alexei Arbatov)の作成した論文「"Existing Nuclear-Armed States and Weapons", August 2009, <http://www.icnnd.org>」に依拠した。

Notes to Box 2-2

¹ 大方の推定では、低い方の数値である約2000発の戦略核弾頭が備蓄されているという見方で一致している。しかし、米国の「実戦配備」の計算方法とSTART-1の計算方法に違いがあるため、米国の戦略戦力は、すぐに配備可能な核弾頭を予備として最大3000発を保有している可能性もある。

² 低い推定値に基づく。高い推定値の兵器の種類と出力は不明。

³ 本表で出典されている機関の多くは、約2800発という数値で一致している。しかし、カーネギ

一平和財団と防衛情報センターは、それぞれ3113発、3300～3400発とより高い推定値を出している。

⁴ この種類の兵器に関しては、透明性の欠如のため、概算でしかない。ロシアの非戦略兵器の数値にも同様のことがあてはまる。さらに、備蓄兵器および解体待ちの兵器の数量も定かではない。すべての観察者は「何千発」にもおよぶ兵器が予備として保管されているという見方で同意しているが、具体的な数値についてはそれぞれ見解が異なる。数値は米国科学者連盟および国際戦略研究所から入手したものであり、その信頼性は高い。

⁵ 中国は自国の核戦力に関する数値を公開していない。そのため、この数値は利用できる情報源をもとに算出した概算である。米国科学者連盟は戦略核弾頭数を約180発と予測しているが、そのうちの一部は十分な実戦配備ができない可能性を指摘している。さらに、同連盟はさらに多くの核弾頭が予備として保管され、合計約240発の核弾頭が備蓄されている可能性もあると示唆している。ストックホルム国際平和研究所はこの合計数値に同意しているが、具体的な内訳として、配備核弾頭数を186発とし、残り(54発)は予備として保管されているとしている。

⁶ 中国は戦術核兵器の保有を頑なに否定しているが、観察者の多くはこれを疑問視し、約150～350発はあると指摘している。

⁷ 2008年3月22日、ニコラ・サルコジ大統領は、フランスの核弾頭保有数を2009年中に300発以下に削減する、これは航空機に搭載されている核兵器の3分の1を撤去することで実現されると発表した（<http://www.iht.com/articles/ap/2008/03/21/europe/EU-GEN-France-Nuclear.php>）。START1の分類では、フランスの保有する航空機は戦術または中距離運搬手段として計算されるものの、フランスはこれらを戦略攻撃戦力に分類している。約60発の核搭載地对空ミサイルがこの分類にあてはまり、戦略リストの中に加えられている。

⁸ 米国科学者連盟によると、フランスは予備の核弾頭をわずかに保有しているようだが、米露が保有するほどの量ではない。

⁹ 本表で使用されている情報源のすべては、イギリスが「運用上利用できる（operationally available）」核弾頭を「160発未満」保有しているということで一致している。SSBN3隻を武装するのに必要とされるミサイル数は48機で、最高144発の核弾頭が搭載可能である。「最大48発の核弾頭」を搭載した潜水艦1隻が、常時、海上警備中である。イギリスは運用上利用できる核弾頭以外にも、予備を若干量保有していると見られる。

¹⁰ イギリスの戦略潜水艦に搭載されている一部の核弾頭は、以前は戦術核兵器が有していた準戦略任務を担っている。

¹¹ イスラエルは核兵器保有の有無については曖昧政策を維持している。

¹² インド、パキスタン、イスラエルの保有核兵器で配備されているのは一部のみと考えられてい

る。

¹³ インドとパキスタンは自国の核戦力に関する公式な数値を発表していない。この数値は、政府当局、報道、既知のあるいは疑われる核分裂物質生産・備蓄量を分析して得られた予測、および両国が1998年に実施した核実験で記録されたデータから引き出された推測をもとに算出したものである。2009年9月、インドの核科学者は、同国が最大出力200キロトンの兵器を製造したと言ったと報道されている。

¹⁴ 北朝鮮は、2006年10月と2009年5月の2回にわたり核爆発実験を実施した。同国が運用可能な核兵器を製造したかについては公式にはわかっていない。この数値は、北朝鮮が製造した疑いのある兵器級プルトニウムの推定保有量、および同国が核実験を実施した際に記録されたデータの分析に基づいて、算出されたものである。一部の推測では、プルトニウム備蓄量は、12の核兵器を製造するのに十分であるとされている。専門家の見解はまちまちではあるものの、北朝鮮は現時点において、自国の開発した核爆発装置を弾道ミサイルまたは航空機によって運搬可能な大きさまで小型化することはおそらくできないとされている。

第3章 新たな核武装国がもたらす危険

Para 3.6: 「*A More Secure World: Our Shared Responsibility—Report of the Secretary-General’s High-level Panel on Threats, Challenges and Change*”, 2004, para 110. <http://www.un.org/secureworld>」を参照。**Para 3.10:** 「イラン・イスラム共和国に対するNPT保障措置協定および安全保障理事会決議の関連規定1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008)、1835 (2008) の実施」IAEA理事会に提出される事務局長の報告書「GOV/2009/35, 5 June 2009, http://isis-online.org/publications/iran/IAEA_Iran_Report_5June2009.pdf」を参照。**Para 3.11:** カーン事例の詳細については「*A.Q. Khan and Onward Proliferation from Pakistan*”, from *Nuclear Black Markets: Pakistan, A.Q. Khan and the Rise of Proliferation Networks*, IISS 2007, Chapter 3」を参照せよ。ここでは末文で述べた結論が導き出された理由についても述べられている。**Para 3.12:** 報告書の出典は「*Reinforcing the Global Nuclear Order for Peace and Prosperity: The Role of the IAEA to 2020 and Beyond*」(Ernesto Zedillo 博士が議長を務めた有識者委員会によるIAEA理事会への報告書(2008年6月) (<http://www.iaea.org/NewsCenter/News/PDF/2020report0508.pdf>))。 **Paras 3.14–**

22: 拡散危険性に関するParagraphはBrad RobertsおよびAlexis Blancのプレゼンテーション、「Challenges to Military Operations in Support of U.S. Interests: Report of the Panel on Nuclear Proliferation”, U.S. Defense Science Board 2007 Summer Study, www.stimson.org/nuke/ppts/Roberts_Briefing_1-09.ppt」、およびWilliam C. Potter、Gaukhar Mukhatzhanova 監修のスタンフォード大学研究「In Search of Proliferation Trends and Tendencies” (William C. Potter 編集 (Gaukhar Mukhatzhanova協力)) *Forecasting Nuclear Proliferation in the 21st Century: A Comparative Perspective*, Stanford University Press, forthcoming 2010)」より引用。

Para 3.14: ハイレベルパネルの報告書(*supra*)のpara 111から引用。米国議会の設置する戦略態勢委員会が、世界が核の「転換点」にますます近づいていると警告した部分に関する引用は以下より抜粋。「pp. 11, 16, 20, 30 and 143, http://www.usip.org/files/America%27s_Strategic_Posture_Auth_Ed.pdf」。エルバラダイ(El Baradei) IAEA事務局長の発言は2009年5月に開催されたメディア・インタビュー、「“IAEA chief sees nuclear states doubling: report”, *Al Arabiya*, 15 May 2009, <http://www.alarabiya.net/articles/2009/05/15/zz72894.html>」より抜粋。

Para 3.21: 「Challenges to Military Operations in Support of U.S. Interests: Report of the U.S. Defense Science Board 2007 Summer Study”, Volume II, Main Report, Washington DC, December 2008, p. 122 (Figure 3.3)」。

第4章 核テロリズムの脅威

Para 4.10: 「幻影」国家についての引用は国際危機グループの論文、「Central African Republic: Anatomy of a Phantom State”, *Africa Report* N° 136, 13 December 2007, <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?l=1&id=5259>」より抜粋。

Para 4.12: 本段落はAlexei Arbatov委員の作成した論文「Existing Nuclear-Armed States and Weapons”, August 2009, <http://www.icnnd.org>」より引用。本段落の最初に記載されている推定数値は、C.D. Ferguson およびW.C. Potter 著、「Improvised Nuclear Devices and Nuclear Terrorism”, *Weapons of Mass Destruction Commission*

Research Paper No 2 (Stockholm, 2004) p. 35.」から出典。2つ目に記載されている推定数値は「*Weapons of Terror: Freeing the World of Nuclear, Chemical and Biological Weapons: Report of the Weapons of Mass Destruction Commission*», Stockholm 2006, p. 70, www.wmdcommission.org」から出典。**Paras 4.16–19:** 豪州原子力科学技術機構 (ANSTO) の Stephen McIntosh 氏の論文より抜粋。**Para 4.18:** アルゼンチンで起きた事件については以下を参照。「*Patagonia Crime Scene Plays role in Nuclear-Security Bid*», *The Wall Street Journal*, 9 October 2009, <http://online.wsj.com/article/SB125504219290974603.html>」。**Para 4.19:** 国連総会決議 A/RES/63/67。**Paras 4.20 ff:** サイバー・テロリズムの潜在的危険性については「Jason Fritz, “Hacking Nuclear Command and Control”, ICNND Research Paper, May 2009, <http://www.icnnd.org>」を参照。**Para 4.24:** 本段落は以下の著書より引用を行った。「Graham T Allison, Owen R. Coté Jr., Richard A Falkenrath, and Steven E Miller, “*Avoiding Nuclear Anarchy: Containing the Threat of Loose Russian Nuclear Weapons and Fissile Material*”, Cambridge, MA, MIT Press, 1996」, 「Graham T. Allison, “*Nuclear Terrorism: The Ultimate Preventable Catastrophe*”, Times Books, New York, 2004」, 「Siegfried Hecker, “*Toward a Comprehensive Safeguards System: Keeping Fissile Materials out of Terrorists’ Hands*”, *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 607, September 2006, page(s) 121–132」。**Para 4.25:** 本段落は以下の著書より引用を行った「John Mueller, “*The Atomic Terrorist: Assessing the Likelihood*”, Paper prepared for presentation at the Program on International Security Policy, University of Chicago, 15 January 2008」, 「Cass R. Sunstein, “*The Case for Fear*”, *New Republic*, 11 December 2006: 29–33 at p.32.」。**Para 4.26:** 本段落は以下の著書より引用を行った。「Michael Levi, “*On Nuclear Terrorism*”, Harvard University Press, 2007 at p.7.」

第5章 原子力の平和利用に伴う危険

Para 5.2–3: 世界原子力協会(WNA) “*Nuclear Century Outlook*”を参照。**Para 5.3:** 世界原子力協会 “*World Power Reactors 2008–09 and Uranium Requirements*” (2009年10月1日)を参照。**Para 5.4:** 原子力拡大についての推定数値はNuclear Energy Agencyの「*Nuclear Energy Outlook 2008*, p 60」より引用。**Para 5.6:** 特に、資格を持った人材の問題に関する引用は以下より抜粋。「Mykle Schneider and Antony Froggatt, “*World Nuclear Industry Status Report 2007*”, Paris, London, Brussels, Greens-EFA Group in the European Parliament, 2008, p 13」、「Sharon Squassoni, “Nuclear renaissance: is it coming? Should it?”, *Policy Brief*, Carnegie Endowment for International Peace, 2008, pp 2–3」、「Sharon Squassoni, Charles D. Ferguson, and Alan Hanson, “*Nuclear Energy, Non-Proliferation and Arms Control in the Next Administration: Is Nuclear Energy the Answer?*”, Washington DC, 29 October 2008」、「*Nuclear Energy Agency, Nuclear Energy Outlook 2008*”, pp 322–324」。**Para 5.10:** 「影響力を持つ政策サークル」に関する引用については、国際安全諮問委員会の発行した以下の報告書を参照「“*Report on proliferation implications of the global expansion of civilian nuclear power*”, United States Department of State, 7 April 2008: <http://2001-2009.state.gov/documents/organization/105587.pdf>」。**Para 5.11:** 一部では、原子炉の制御を行っている国家が「爆弾の製造」に躍起になる場合には、LWR燃料も核分裂物質を生成する上で有益となる場合があるとの主張がある。「Victor Gilinsky, “A fresh examination of the proliferation dangers of light water reactors”, in *Taming the Next Set of Strategic Weapons Threats*, Ed. Henry Sokolski. Carlisle, PA, Army War College Strategic Studies Institute, 2006」を参照せよ。**Para 5.12:** 「Andrew Symon, “Nuclear power in Southeast Asia: implications for Australia and non-proliferation”, *Lowy Institute Analysis*, Sydney, Lowy Institute for International Policy, 2008」、「David Albright and Andrea Scheel, “Unprecedented projected nuclear growth in the Middle East: now is the time to create effective barriers to proliferation”, ISIS Report.

Washington DC, 2008]、「Peter Crail and Jessica Lasky-Fink, “Middle East states seeking nuclear power”, *Arms Control Today*, Arms Control Association, 11 June 2008: http://www.armscontrol.org/act/2008_05/MiddleEastEnergy」,「Jay Solomon, “U.S. and U.A.E. to sign nuclear-cooperation pact”, *The Wall Street Journal*, 13 December 2008: <http://online.wsj.com/article/SB122904102094400097.html>」

第6章 核軍縮:ゼロを想定可能にする

Para 6.1: 核兵器の威嚇と使用に関する国際司法裁判所の勧告的意見については「<http://www.icnp.org/wcourt/opinion.htm>」を閲覧されたい。**Para 6.3:** ダレス (Dulles) の引用の出典は、「Nina Tannenwald, “*The Nuclear Taboo*”, Cambridge University Press, 2007, p. 173」。**Para 6.10:** George Perkovichによる「“Nuclear Zero: Key Issues to be Addressed”, *Security Index Journal*, Vol. 15, No. 3-4 (88–89), Summer/Fall 2009」。**Para 6.16:** Bernard F.W. Looによる「“The Terrible Allure of Nuclear Weapons”, *RSIS Commentaries* 87/2009, S. Rajaratnam School of International Studies, NTU, Singapore, 1 September 2009」。**Para 6.18:** ここでの議論は、元外務大臣 Tariq Azizが1991年に湾岸戦争後に述べた、イラクは米国あるいはイスラエルの核報復を恐れて化学兵器を用いなかったとするコメントに基づいている。しかしこの主張が正しいとする証拠はほとんどないし、それを疑う理由は数多くある。米国もイスラエルも明示的に核の威嚇を行った経緯はない。米国は化学兵器の使用に対して警告を発したが、威嚇として伝えた報復内容はほぼ体制の転覆に関わることだった。さらにイラクは他の数多くの理由のいずれかによって化学兵器を使わなかったことも考えられる。例えば、イラクは、そのスカッド・ミサイルの精度の低さや、必要な時に必要な場所からミサイルを発射できないこと、多国籍軍が化学兵器に対する十分な備えを有していることを知っていた。また、軍司令官たちが戦争犯罪で裁判にかけられるのを恐れていた。**Para 6.26:** 2009年2月6日の第45回ミュンヘン安全保障会議での Henry Kissinger のスピーチ (無題) を参照 (http://www.securityconference.de/konferenzen/rede.php?menu_2009=&sprache=en&id=224&)。

第7章 核軍縮:ゼロに向けた二段階戦略

Para 7.2: 委員会は、2025年までに到達したい地点の名称として、「最小化地点」が最もふさわしいと判断した。「ベースキャンプ」は、(一例としてSam Nunnが、2008年10月17日にハーバードで行った“Robert S. McNamara Lecture on War and Peace”と題する最初のプレゼンテーション (<http://news.harvard.edu/gazette/story/2008/10/nunn-wants-to-eliminate-nukes/>) の中でも使用している) 比喩的に魅力があるものの、最終目標まで「あと一步」というよりむしろまだまだ長い道のりであるような印象を与える。登山の世界では、例えばエベレストの場合、登頂までに南側に4つの野営地が、北側には7つの野営地がある。「バンテージポイント」(George Shultz、William Perry、Henry Kissinger、Sam Nunn らが2008年1月15日付の*Wall Street Journal* 紙の記事“Toward a Nuclear-Free World”の中で使用)も、目標までの距離を感じさせ、目標に近いことが伝わらないと感じた。「アセンブリーステーション」や「アセンブリーポイント」はD-デイの上陸作戦でイギリスの南海岸から攻撃を開始した地点の名称でもあるが、最終攻撃のニュアンスが強すぎると感じた。また、「ベースメント(地下室)」は不真面目とは言わないが、平和的と言うよりは「地下に爆発物を保管する」かのようにどこか縁起の悪い言葉である。**Para 7.4:** 平均交渉時間の3.5年は、1980年以降の核関連の主な二国間・多国間条約の交渉にかかった期間の平均から算出した。SALT I および II(3年・7年)、START I および II(9年・1年)、弾道弾迎撃ミサイル制限条約(3年)、中距離核戦力全廃条約(2年)、戦略攻撃戦力削減条約(6カ月)、CTBT(3年)。さらに、幾つかの意義深い非核兵器条約の合意には平均3.3年かかっている。化学兵器禁止条約(8年)、生物兵器禁止条約(3年)、対人地雷禁止条約(1年)、クラスター爆弾禁止条約(1.25年)。以上12条約の平均は3.48年であった。**全般:** 本章の執筆にあたり、George Perkovichの“Extended Deterrence on the Way to a Nuclear Free World”(2009年5月)、Alexei Arbatovの“Existing Nuclear-Armed States and Weapons”(2009年8月)を参照した。これら研究論文は<http://www.icnnd.org>より参照可能である。

第8章 不拡散：需要と供給を抑える

Para 8.4: 192カ国が国連に加盟しているほか、国連加盟国ではないが二つの政治体（コンボおよびバチカン）が一般に独立国として認められている。

第9章 核兵器不拡散条約の強化

Para 9.6: 追加議定書についての数値は、2009年10月中旬時点のもの。定期的に更新される締約国の一覧は http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/sq_protocol.htm に掲載されている。

Para 9.8: IAEAの権限の問題は、2008年6月にエルネスト・セディージョ（Ernest Zedillo）博士が議長を務めた有識者会議がIAEA事務局長に提出した報告書「*The Role of the IAEA to 2020 and Beyond*», <http://www.iaea.org/NewsCenter/News/PDF/2020report0508.pdf>」の主題である。遵守の執行に関しては、James M. Acton の「*Detering Safeguards Violations*», *Carnegie Policy Outlook*（2009年）」を参照のこと。また、Pierre Goldschmidt 著「*Exposing Nuclear Non-compliance*», *Survival*, 51:1,143 – 164（2009年2月1日）」及びJohn Carlson 著「*NPT Safeguards Agreements – Defining Non-Compliance*», *Arms Control Today*（2009年5月）」も参照のこと。

Para 9.15: IAEAが自らの標準的な保障措置協定よりも高い基準を設けていることに関しては、転用がないことをIAEAが検証できなければ当該国は違反したとみなされうると規定している、INFCIRC/153 para 19に言及したものである。

Para 9.22: IAEAとアルバニアの間の保障措置協定（INFCIRC/359）における関連規定は、第25条 (b)(i)である。本協定は1986年に最初に締結されたが、2002年に再確認された。

Para 9.23: 国が保障措置協定を終了させた場合の、核物質・核機器に対する保障措置の継続に関する条件は、国連安保理決議第1887号（S/Res/1887（2009））の主文第20項（国に対し、あらゆる原子力関連の輸出契約の条件にこれを盛り込むことを要請するもの）に記載されている。

Paras 9.24–28: IAEA強化への言及は、上記のZedillo報告書に基づくものである。

第10章 NPT枠外の核不拡散体制を強化する

Para 10.10: 一般的な作戦支援と特定の作戦支援の問題については、Mark J. Valenciaの「The Proliferation Security Initiative: A Glass Half Full», *Arms Control Today* (2007年6月) http://www.armscontrol.org/act/2007_06/Valencia」で論じている。

第11章 核実験を禁止する

Para 11.2: これらの数字は「“New impetus for test-ban treaty”, *IJSS Strategic Comments*, Vol 15, Issue 6 (August 2009)」から引用した。この報告書には、本章で幅広く引用した課題についての素晴らしい要約が掲載されている。**Para 11.7:** インドのコメントは、2009年3月23日、ワシントンでのシャム・サラン首相特使(核問題・気候変動問題担当)によるもの。「“India links CTBT signing to nuclear disarmament”, *The Times of India*, 24 March 2009」**Para 11.9:** CTBTの検証制度に関する詳細はCTBTのウェブサイト参照。<http://www.ctbto.org>。最後の文に書かれた情報は、「U.S. National Academy of Sciences, “Technical Issues Related to the Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty”, The National Academies Press, Washington DC, 2002」から引用した。**Para 11.11:** 最後の文に書かれた極めて小規模の核爆発は、Malcolm Coxhead, David Jepsen and Adam Yeabsleyの「“Putting the CTBT into practice”, CTBT Organization International Scientific Studies Conference, June 2009, http://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/ISS_2009/ISS09_Book_of_Abstracts.pdf の140ページ」から引用した。**Para 11.16:** 「“America’s Strategic Posture: The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States”, Washington DC, 6 May 2009, at p.42, http://www.usip.org/files/America%27s_Strategic_Posture_Auth_Ed.pdf」**Para 11.17:** Bernard Sitt and Camille Grandの「“Nuclear Stockpile Management: A Technical and Political Assessment”, ICNND Research Paper, <http://www.icnnd.org>」を参照。

第12章 核分裂性物質の利用を制限する

Para 12.19: この案は、ロバート・J・アインホーンが国際核軍縮会議(2008年2月26～27日、於オスロ)で行った演説「核分裂性物質の管理と核実験停止、核兵器のない世界というビジョンの達成」(http://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/pdf/External_Reports/paper-einhorn.pdf)で提示したもの。**全般:** 本章は、John Carlson (オーストラリア核安全保障・拡散防止局長、ICNND諮問委員会メンバー)、「“Fissile Material Cut-Off Treaty: A Discussion”, www.icnnd.org (2009年7月6日)」を参考にした。

第13章 効果的なテロ対策戦略を維持する

Para 13.1: 「5つのP」の詳細については、Gareth Evans、「“The Global Response to Terrorism”, Wallace Wurth Lecture, University of New South Wales, Sydney, 27 September 2005, <http://gevens.org/speeches/speech122.html>」を参照。**Para 13.2:** インドネシアの例については、International Crisis Groupの報告書「“Indonesia: Tackling Radicalism in Poso”, *Asia Briefing* N° 75, 22 January 2008 <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5266&l=1>」および「“‘Deradicalisation’ and Indonesian Prisons”, *Asia Briefing* No 142, 19 November 2007, <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5170&l=1>」などを参照。**Para 13.3:** グローバル・イニシアティブの目的はWhite House Press Release, 15 July 2006. <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/07/20060715-2.htm> に記載されている。同イニシアティブの「原則に関する声明」は <http://www.state.gov/t/isn/rls/fs/75845.htm> に掲載されている。**Para 13.5:** 「管理のずさんな核(loose nukes)」という用語はGraham Allisonにより一般に広められた。1996年3月13日の米国上院政府問題委員会・調査小委員会に対するGraham T. Allisonの証言 http://www.globalsecurity.org/wmd/library/congress/1996_h/s960313ksq.htm を参照。**Para 13.8:** ITDBの詳細については<http://www.iaea.org/NewsCenter/News/2008/itdb.htm>を参照。**Para 13.10:** Richard G. Lugar上院議員の「“Revving Up The Cooperative Nonproliferation Engine”, *The Nonproliferation*

Review, July 2008, Volume 15, No. 2, http://cns.miis.edu/pubs/npr/vol15/152_viewpoint_lugar.pdf」ならびに Michael Krepon の 2 つの論文、「“Prisms and Paradigms”, *The Nonproliferation Review*, March 2002, Volume 9, No. 1, <http://cns.miis.edu/npr/pdfs/91krep.pdf>」および「“The Mushroom Cloud that Wasn’t”, *Foreign Affairs*, May–June 2009, <http://www.foreignaffairs.com/articles/64995/michael-krepon/the-mushroom-cloud-that-wasnt>」を参照。**Para 13.11:** 欧州のプログラムについては、Ian Anthony, 「*Reducing Threats at the Source: A European Perspective on Cooperative Threat Reduction*, SIPRI Research Report No. 19, Oxford University Press, 2004, <http://books.sipri.org/files/RR/SIPRIRR19.pdf>」を参照。また、Stephen Pullinger and Gerrard Quille, 「“The European Union: Seeking Common Ground for Tackling Weapons of Mass Destruction”, *Disarmament Diplomacy*, No. 74, December 2003, <http://www.acronym.org.uk/dd/dd74/74europe.htm>」も参照。

第14章 原子力の責任ある管理

Para 14.4: Ambassador Tetsuya Endo, 「“Countries Planning to Introduce Nuclear Power Generation and the 3 Ss”, ICNND Research Paper www.icnnd.org」を参照。

Para 14.16: 2008年のインドとのこの取引以前に、ロシアは2002年以降二つの軽水炉をインドに建設していたが、それらはロシアがNSGに加入する前の、NSGガイドラインの適用が除外される既存契約に基づくものである。中国も同様に2004年にNSGに加入する前の2000年と、そして2005年にも、既存契約に基づいてパキスタンに原子炉を売った経緯がある。イスラエルは民間原子力開発部門を推進していない。**Para 14.18:** WNA の倫理憲章についてはWorld Nuclear Associationの「“WNA Charter of Ethics”, 2008, <http://www.world-nuclear.org/uploadedFiles/org/about/pdf/WNA%20Charter%20of%20Ethics.pdf>」を参照。**全般:** 本章は John Carlson が作成した委託論文「“Introduction to the Concept of Proliferation Resistance”, 3 June 2009, www.icnnd.org」に拠っている。

第15章 核燃料サイクルを多国間で管理する

Para 15.4: 「*Multilateral Approaches to the Nuclear Fuel Cycle: Expert Group Report submitted to the Director General of the International Atomic Energy Agency*, INFCIRC/640, 22 February 2005, <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2005/infcirc640.pdf>」を参照。**Para 15.8:** 全部で12にも及ぶ燃料サイクル提案の最新の評価については、次の文献を参照。Tariq Rauf and Zoroyana Vovchok, 「“Fuel for Thought”, *IAEA Bulletin* 49:2, March 2008」。この文書は、多国間管理の提案そのものではなく、提案の評価基準を示したEUのノンペーパーは含まれていない。**Para 15.10:** World Nuclear Association, 「“Ensuring Security of Supply in the International Nuclear Fuel Cycle”, May 2006, <http://www.world-nuclear.org/reference/pdf/security.pdf>」を参照。**Para 15.12:** 2006年5月31日に出されたIAEAに対するフランス、ドイツ、オランダ、ロシア、アイルランド、米国の提案「IAEA, “Concept for a Multilateral Mechanism for Reliable Access to Nuclear Fuel”, IAEA GOV/INF/2006/10, http://www-pub.iaea.org/MTCD/Meetings/PDFplus/2006/cn147_ConceptRA_NF.pdf」参照。**Para 15.14:** 「IAEA, “Communication Received from Japan Concerning Its Policies Regarding the Management of Plutonium”, INFCIRC/549/ Add.1/9 Date: 14 November 2006, <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/006/infcirc549a1-9.pdf>」参照。**Para 15.16:** 「IAEA, “Communication Dated 30 May 2007 From the Permanent Mission of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the IAEA Concerning Enrichment Bonds”, INFCIRC/707, 30 May 2007, <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2007/infcirc707.pdf>」参照。**Para 15.20:** 「IAEA, “Communication dated 28 September 2005 from the Permanent Mission of the United States of America to the Agency”, INFCIRC/659, 28 September 2005, <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2005/infcirc659.pdf>」参照。**Para 15.21:** 核拡散脅威イニシアティブ(Nuclear Threat Initiative)は、IAEAの核燃料バンクの創設のため5000万ドルを提示することをコミット(IAEA/NTI Press Release,

Vienna, 19 September 2006, http://nti.org/c_press/release_IAEA_fuelbank_091906.pdf)。 **Para 15.31:** 「“Statement by Ambassador Valery Loshchinin, Permanent Representative of the Russian Federation at the Plenary Meeting of the Conference on Disarmament”, Geneva, 31 January 2006, <http://www.geneva.mid.ru/speeches/37.html>」参照。 **Para 15.32:** 「IAEA, “Communication received from the Resident Representative of the Russian Federation to the IAEA on the Establishment, Structure and Operation of the International Uranium Enrichment Centre”, INFCIRC/708, 8 June 2007. <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infircs/2007/infirc708.pdf>」参照。 Anya Loukianov の次の文献も参照 「“The International Uranium Enrichment Center at Angarsk: A Step Towards Assured Fuel Supply?” *NTI Issue Brief*, October 2007, updated November 2008. http://www.nti.org/e_research/e3_93.html」。 **Para 15.34:** GNEPは2006年2月18日、米国大統領 George W. Bush の “The President’s Radio Address” で発表された (<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=65275> 次の文献も参照 U.S. Department of Energy, *Global Nuclear Energy Partnership: Industry involvement*, 2008, <http://www.gnep.energy.gov/afciparticipants/industryinvolvement.html>)。 **Para 15.36:** 「IAEA, “Communication received from the Resident Representative of Germany to the IAEA with regard to the German proposal on the Multilateralization of the Nuclear Fuel Cycle”, INFCIRC/704, 4 May 2007, <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infircs/2007/infirc704.pdf>」参照。 **Para 15.38:** 「IAEA, “Communication dated 26 May 2009 received from the Permanent Mission of Austria to the Agency enclosing a working paper regarding Multilateralization of the Nuclear Fuel Cycle”, INFCIRC/755, 2 June 2009, <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Infircs/2009/infirc755.pdf>」参照。 **全般:** 本章は、シドニーのLowy Instituteの副理事でICNNDのリサーチ・コンサルタントである Martine Letts, が作成したインプット・ペーパー “Fuel Cycle Management” に拠っている。

第16章 2010年NPT運用検討会議に向けたパッケージ

Para 16.3: オリジナルの13の措置は、以下で参照可能: 2000年NPT再検討会議の最終文書パラグラフ15 (<http://www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/2000-NPT/pdf/FD-Part1and2.pdf>)。 **Para 16.6:** 新アジェンダ連合の構成国はブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカおよびスウェーデン。13の措置の現在における関連性については、以下を参照: 「Sharon Squassoni, “Grading Progress on 13 Steps Toward Disarmament”, *Policy Outlook*, Carnegie Endowment for International Peace, May 2009, http://www.carnegieendowment.org/files/13_steps.pdf」。また、2008年10月24日にニューヨークの東西研究所(East-West Institute)主催の会合で国連事務総長が行ったスピーチ“The United Nations and Security in a Nuclear-Weapon-Free World”も参照のこと (http://www.un.org/apps/news/infocus/speeches/search_full.asp?statID=351)。また、中曽根弘文外務大臣のスピーチについては、以下を参照: 「Hirafumi Nakasone, “Conditions towards Zero – 11 Benchmarks for Global Nuclear Disarmament”, Tokyo, 27 April 2009, <http://www.mofa.go.jp/POLICY/un/disarmament/arms/state0904.html>」。 **Para 16.7:** 13の措置を変更なしに再確認することに賛成しているNPT加盟国は全くいないとの言及に関しては、以下を参照: 「Rebecca Johnson, “Enhanced Prospects for 2010: An Analysis of the Third PrepCom and the Outlook for the 2010 NPT Review Conference”, *Arms Control Today*, Arms Control Association, June 2009, http://www.armscontrol.org/act/2009_6/Johnson」。 **Para 16.16:** 既存の非核地帯は以下の条約によって作り出された: ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約(トラテロルコ条約1967年採択)、南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約1985年採択)、東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約1995年採択)、アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約1996年採択)、中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約2006年採択)。このParaで記述されているように、1959年採択の南極条約は実質上、南極大陸をNWFZとして確立し、核爆発および放射性廃棄物の処分を禁止している(第5条)。加えて、モンゴルは1992年に一方的に同国をNWFZであると宣言した。 **Para 16.19:** 中東のNWFZに関する議論は、

以下のICNND 諮問委員会の2人のメンバーによる委託論文を利用した:「Dr Shlomo Ben Ami, “Nuclear Weapons in the Middle East: the Israeli Perspective”, and Ambassador Nabil Fahmy, “The Middle East Nuclear Paradigm and Prospects”, www.icnnd.org」。

第17章 2012年までの短期的行動計画: 初期の指標を達成する

Para 17.2: 国連軍縮特別総会提議はJohn Langmore博士のICNND委託論文である“The possibility and potential value of holding a Fourth Special Session of the UN General Assembly on Disarmament”(<http://www.icnnd.org>)より抜粋。**Para 17.8:** 80%という数値は報道の発表「“New RF–U.S. agreement to replace START to be concluded before year end – FM”, Itar–TASS, Moscow, 3 September 2009, <http://www.itar-tass.com/txt/eng/level2.html>」及びWikipediaのSTART IIに関する事項(http://en.wikipedia.org/wiki/START_II)による。**Para 17.9:** ここで記載されている数値はBox2-2の詳細から引用。**Para 17.21:** 「Decision for the establishment of a Programme of Work for the 2009 session ,Conference on Disarmament, CD/1864, 29 May 2009」を参照。**Para 17.36:** 国連安全保障理事会決議への提案はAmbassador Nabil Fahmyの委託論文の「“The Middle East Nuclear Paradigm and Prospects”, August 2009, <http://www.icnnd.org>」にて言及されている。**Para 17.51–61:** これらのパラグラフは「“North Korea’s nuclear impasse”, <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=4985>」および「“Iran’s nuclear impasse” <http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=4984>」に含まれている国際危機グループの複数の報告書より引用。IAEA理事会による「“Application of Safeguards in the Democratic People’s Republic of Korea (DPRK)” GOV/2009/45-GC(53)/13, 30 July 2009, http://www.iaea.org/About/Policy/GC/GC53/GC53Documents/English/gc53-13_en.pdf」、 “Implementation of the NPT Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council resolutions 1737 (2006), 1747 (2007), 1803 (2008), and 1835 (2008) in the Islamic Republic of Iran”、 “Implementation of the NPT Safeguards

Agreement and relevant provisions of Security Council resolutions 1737 (2006), 1747 (2007), 1803 (2008), and 1835 (2008) in the Islamic Republic of Iran”も参照されたい。**全般:** この章はICNND委員の作成した委託論文から引用: Alexei Arbatovの“Existing Nuclear-Armed States and Weapons”、及びFrançois Heisbourgの“The Medium Term Action Agenda to 2025: Reaching the Nuclear Risk Minimization Point”(<http://www.icnnd.org>)。

第18章 2025年までの中期的行動計画:最小化地点へ

Para 18.26: 協調的脅威削減プログラムの数値は、ナン・ルガー計画評価表 (The Nunn-Lugar Scorecard; <http://lugar.senate.gov/nunnlugar/>) から得た。マルクールおよびピエールラットの解体費用は、2009年NPT準備委員会に提出された仏の調査報告書 “Nuclear Disarmament: France’s Practical Commitment” (NPT/CONF.2010/PC.III/WP.36、2009年5月13日、 [http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N09/336/62/PDF/N0933662.pdf? OpenElement](http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N09/336/62/PDF/N0933662.pdf?OpenElement)) に記載のもの。START I、INFの両条約に基づく米国の解体・検証費用の実績および予測値は、“Economic Aspects of Conversion” (<http://www.nuclearfiles.org/menu/key-issues/ethics/issues/military/economic-aspects-conversion.htm>) を参照。Stephen I. Schwartzの “Atomic Audit: The Costs and Consequences of U.S. Nuclear Weapons Since 1940” (2008年4月、 <http://www.ipb.org/AtomicAudit%20Schwartz%20presentation.pdf>) にも、同様の数値が掲載されている。**全般:** 本章は、2名のICNND委員が作成した参考資料、Alexei Arbatov の “Existing Nuclear-Armed States and Weapons” および François Heisbourgの “The Medium Term Action Agenda to 2025: Reaching the Nuclear Risk Minimization Point” (<http://www.icnnd.org>) に基づき執筆された。George Perkovichの “Nuclear Zero: Key Issues To Be Addressed”(Carnegie Endowment for International Peace *Security Index Journal*, Vol. 15, No. 3-4 (88-89), Summer/Fall 2009) も参照 (<http://www.carnegieendowment.org/publications/index.cfm?fa=view&id=23719>)。化学兵器については、大量破壊兵器委員会の報告

書 “*Weapons of Terror; Freeing the World of Weapons of Mass Destruction* (the Blix Commission)” (Stockholm, 2006, <http://www.wmdcommission.org>) を参照。

第19章 2025年以降の長期的行動計画：ゼロに向けて

Para 19.3: 公共財への言及は、エルネストErnest Zedilloが議長を務めたタスクフォースが発表した*Report of the International Task Force on Global Public Goods* 2006 から引用した。**Para 19.7:** 本パラグラフの内容への言及は、Andrew Mack教授の「*Global Security Report*», Human Security Centre, University of British Columbia, 17 October 2005, <http://www.humansecurityreport.info/index.php?option=content&task=view&id=28&Itemid=63>」、及び、Gareth Evansが国際危機グループ総裁時に各種演説で触れた、Mack教授のグループによる重要な研究結果の概要 (<http://www.gevans.org/speeches/speech310.html>などを参照)、並びに、Gareth Evansの近著、「*The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and For All*», Brookings Institution Press, Washington DC, 2008, pp.233-5」から引用した。**Para 19.11:** 行き詰った状況への言及は、George PerkovichおよびJames M. Actonの“*Abolishing Nuclear Weapons: A Debate*”(すぐ下にも記載)p.291から引用した。**全般:** 本章は、PerkovichおよびActonによる2件の論文、「*Abolishing Nuclear Weapons*», IISS *Adelphi Paper* 396, 2008, <http://www.iiss.org/publications/adelphi-papers/adelphi-papers-2008/abolishing-nuclear-weapons/>」、及び、両名が編集を務めた「*Abolishing Nuclear Weapons: A Debate*», Carnegie Endowment Report, February 2009, <http://www.carnegieendowment.org/publications/index.cfm?fa=view&id=22748>」を参考にした。

第20章 政治的意思を動員し、持続させる

Para 20.3: これはGareth Evansの“*Mobilizing Political Will*”(“*The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and For All*”, Brookings Institution Press, Washington DC, 2008)のChapter10より引用。**Para 20.4:** George Shultz、

William Perry、Henry KissingerおよびSam Nunnの「“A World Free of Nuclear Weapons”, *The Wall Street Journal*, 4 January 2007」及び「“Toward a Nuclear-Free World”, *The Wall Street Journal*, 15 January 2008」を参照。以下についても参照。元外務英連邦大臣、国防大臣であるDouglas Hurd、Malcolm Rifkind、David OwenおよびGeorge Robertson(前NATO事務局長でもある)による「“Start Worrying and Learn to Ditch the Bomb. It Won't Be Easy, but a World Free of Nuclear Weapons is Possible”, *The Times*, 30 June 2008」。イタリア政治家の、元イタリア首相Massimo D'Alema、イタリア下院議長Gianfranco Fini、元欧州担当大臣Giorgio La Malfa、元防衛大臣Arturo Parisiおよびパグウォッシュ会議事務局長Francesco Calogeroによる「“A World Free of Nuclear Weapons”, *Corriere Della Sera*, 24 July 2008」。ドイツ政治家の、元ドイツ首相Helmut Schmidt、元連邦大統領Richard von Weizsäcker、元連邦特別業務大臣Egon Bahr、元外務大臣Hans-Dietrich Genscherによる「“Toward a Nuclear-Free World: a German View”, *International Herald Tribune*, 9 January 2009」。元ノルウェー首相のKjell Magne Bondevik、Gro Harlem Brundtland、Odvar Nordli、Kåre Willoch、元同国外務大臣のThorvald Stoltenbergによる「“A Nuclear Weapon Free World”, Stoltenberg, *Oslo Aftenposten*, 4 June 2009」。元フランス首相のAlain Juppé、Michel Rocard、元同国防衛大臣Alain Richard、フランス空軍戦闘部隊元司令官Bernard Norlainによる「“Pour un désarmement nucléaire mondial, seule réponse à la prolifération anarchique”, *Le Monde*, 15 October 2009, http://www.lemonde.fr/archives/article/2009/10/14/pour-un-desarmement-nucleaire-mondial-seule-reponse-a-la-proliferation-anarchique_1253834_0.html」。それぞれオーストラリアの元政治家、科学者、軍高官およびNGO活動家であるMalcolm Fraser、Gustav Nossal、Barry Jones、Peter Gration、John SandersonおよびTilman Ruffによる「“It's time to get serious about ridding the world of nuclear weapons”, *Sydney Morning Herald*, 8 April 2009」。 **Para 20.14:** 1998年6月9日に開催された国連総会での“World Free of Nuclear Weapons”というスピーチにおいて、ラジブ・ガンジーは、非暴力に根ざした核兵器のない世界を先導するために、期限付の行動計画採用

を考慮に入れた交渉を「国際社会」にいち早く受け入れるように求めた(<http://www.indianembassy.org/policy/Disarmament/disarm15.htm>)。このスピーチは、図らずも核軍縮の唱道者を二極化させ、期日を設けるべきか、核軍縮が自然の流れで進んでいくことを待つべきかという議題に関する各国の意見を二分化させたという点において独創的だった。**Para 20.23:** Para16.6でも述べられているように、新アジェンダ連合は、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スウェーデン、南アフリカによって構成されている。7カ国イニシアチブの加盟国は、オーストラリア、チリ、インドネシア、ノルウェー、ルーマニア、南アフリカおよびイギリスである。**Para 20.28:** 概要はRandy Rydellの「“The Future of Nuclear Arms: A World United and Divided by Zero – Getting to Zero: Some Recent Initiatives”, *Arms Control Today*, April 2009, http://www.armscontrol.org/act/2009_04/Rydell」を参照。Pugwashによる核関連文書は<http://www.pugwash.org/reports/nw/nwlist.htm>より入手可能。核セキュリティ・プロジェクトは、イニシアチブを追求するMessrs Shultz, Perry, Kissinger および Nunn により設置された。詳細はhttp://www.nuclearsecurityproject.org/site/c.mjJXJbMMIoE/b.3483737/k.4057/Nuclear_Security_Project_Home.htmを参照。「段階的かつ検証可能な核兵器廃絶キャンペーン」であるGlobal Zeroは2008年12月にパリで設置された(<http://www.globalzero.org/en/about-campaign>)。Middle Power Initiativeは現在、Article VI Forumの共同設置団体であるGlobal Security Instituteの後援の下、運営されている。詳細は<http://www.gsinitiative.org/mpi>を参照。核の惨禍の防止に関する国際ルクセンブルク・フォーラムは2007年にロシアによって提唱され、それ以降、数回会議を開催している(<http://luxembourgforum.org/eng/>を参照)。ICANの詳細は同機関のウェブサイトwww.icanw.org/を参照。平和市長会議は1982年に広島市長によって設置された。2009年10月1日時点で、世界134カ国地域の3,147都市が加盟(<http://www.mayorsforpeace.org/english/index.html>を参照)。ノーベル平和賞受賞者ヒロシマ・ナガサキ宣言(7 May 2009)(http://www.hiroshimapeacemedia.jp/mediacenter_d/en/hiroshima-nagasaki/)も参照。**Para 20.33:** ICNND研究論文であるPatricia M. Lewisの「“A New Approach to Nuclear Disarmament: Learning from International

Humanitarian Law Success”, January 2009, www.icnnd.org」及びJ. Borrie および A. Thorntonの「“The Value of Diversity in Multilateral Disarmament Work”, UNIDIR, United Nations, December 2008, ISBN: 978-92-9045-193-8」も参照。**Para 20.37:** 核兵器による威嚇および使用の正当性に関する1996年国際司法裁判所(ICJ)の助言的意見については<http://www.icnp.org/wcourt/opinion.htm>を参照。**Para 20.38:** 国際反核法律家協会、拡散に反対する国際科学技術者ネットワーク、核戦争防止国際医師会議の「“Securing Our Survival (SOS): The Case for a Nuclear Weapons Convention – The Updated Model Convention on the Prohibition of the Development, Testing, Production, Stockpiling, Transfer, Use and Threat of Use of Nuclear Weapons and on their Elimination”, Cambridge, Mass., 2007」を参照。協定の草案を積極的に推進しているICANウェブサイトwww.ican.orgからアクセス可能。「Costa Rica/Malaysia transmission letter: UNGA A/62/650」およびTim Wrightの「“Negotiations for a Nuclear Weapons Convention: Distant Dream or Present Possibility?”, *Melbourne Journal of International Law*, Vol 10, 2009」も参照。**Para 20.43:** マレーシア、コスタリカ、ボリビア、東ティモール民主共和国、ニカラグア、イエメンが核兵器不拡散条約について2005年の運用検討会議加盟国に提出した調査結果報告書「“Follow-up to the Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons: Legal, technical and political elements required for the establishment and maintenance of a nuclear weapon-free world”, NPT/CONF.2005/WP.41. <http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N05/348/17/PDF/N0534817.pdf?OpenElement>」を参照。**Para 20.45 ff:** ICNND研究コーディネーターKen Berryの2つの研究論文“A Draft Convention Prohibiting the Use or the Threat of Use of Nuclear Weapons”及び“Draft Treaty on the Non-First Use of Nuclear Weapons” (April 2009, <http://www.iccnnd.org>)を参照。**Para 20.45:** 1961年国連総会は、核兵器の使用が「人類および市民に対する犯罪」であることを宣言した決議1653を採択した。さらに国連総会は、加盟国から核兵器の使用禁止協定を交渉する会議を召集するアイデアを調査するよう国連事務局に要求した。しかしこうした調査は

結論が出ないまま終了し、会議が開催されることもなかった。Narayanへの参照は「“Non-Proliferation, Arms control and future of nuclear weapons; is zero possible?”, Munich Security Conference, 6 February 2009, http://www.securityconference.de/konferenzen/rede.php?menu_2009=&menu_konferenzen=&sprache=en&id=227&」を参照。Jozef Goldblattの「“Prospects for a Ban on the Use of Nuclear Weapons”, *Arms Control and Disarmament*, No. 51, Center for Security Studies, Zurich, 1999, <http://se1.isn.ch/serviceengine/FileContent?serviceID=PublishingHouse&fileid=9E854A8F-7D05-B418-482B-D249B34EDCEF&lng=en>」も参照。**Para 20.50:** Stimson CenterのMichael Kreponが作成した提案書「“Getting to Zero”, 9 February 2009, www.stimson.org」と比較せよ。ここでは、「核軍縮に向けた短期的な牽引力を生み出すために」、「権威のあるパネルが、言行を一致させるために核兵器国および非核兵器国、あるいはそのどちらとも判断できない国家に必要とされる緊急行動メニューを一覧化する場合がある。何もしなかった場合は落第点がつけられる」としている。Space Security Indexについてはwww.spacesecurity.orgを参照。**Para 20.53:** これらのモデルは既に存在しており、近年ニューヨークに設立されたGlobal Centre on the Responsibility to Protect (GCR2P) (www.globalr2p.org) がその代表例として挙げられる。同組織は数多くの政府や財団からの支援を受けて、世界中の政府、政府間組織、非政府間組織の研究・唱道センターとしての役割を担っている。2005年世界サミットのコンセプトである「保護の責任」という概念を国連総会が採用したことを受けて、同センターは大規模かつ残虐的な犯罪（大虐殺、民族浄化、人道に対する犯罪、戦争犯罪）を取り扱っている。同センターは直接雇用される専門家の数といった観点からは非常に規模が小さいが、世界中の研究者や研究機関と協業している。更に世界中で見識・影響力を持つ人材群により構成される国際的な運営委員会も有している。GCR2Pのケースでは、こうした国際運営委員会が同センターを直接統治したり、その責任を取ることはないが、異なる組織モデルでは、こうした運営委員会が統治・責任を実行することが可能であり、通常は、そうした職務も遂行している。

付属書A:

本委員会の勧告

核軍縮戦略全体への勧告

1. 核軍縮は、遅くとも2025年までに達成されるべき「最小化」と、その後可能な限り早期に達成されるべき「廃絶」という二段階の過程として追求されるべき。短期的行動計画（2012年まで）、中期的行動計画（2025年まで）、長期的行動計画（2025年以降）はこのような目的を反映すべき。[7.1–5; 第17章、第18章、第19章参照]
2. 短期的努力と中期的努力では、核兵器の全般的な非正当化を達成することと、以下を特徴とする「最小化地点」を、可能な限り早期にかつ遅くとも2025年までに達成することに焦点をあてるべき。
 - (a) 低い核兵器数：世界の核弾頭数を2000発以下（現在の核弾頭保有量の10%以下）に
 - (b) 合意された核政策：すべての核武装国が核兵器の先制不使用を公約
 - (c) 信頼できる核戦力態勢：この核政策を反映した検証可能な配備と警戒態勢 [7.6–15; 第6章（非正当化について）および第17章と第18章]
3. ゼロを達成するための目標期日を、現時点で確実に特定することはできないが、最小化地点から廃絶に移行するために必要な条件についての分析と議論は直ちに開始すべき。[7.15–16; 第19章]

不拡散戦略全体への勧告

4. 核不拡散のための取組は、需要（核兵器は国の安全保障やその他の利益を向上させるものではないとの説得を行う）と供給（核兵器を購入し、または製造することを可能な限り困難にするような多種多様な措置（後の勧告の中で取り上げられる）を

維持し、強化することを通じたもの)の両側面に焦点を当てるべき。[8.9–16;第9章から第15章も参照]

保障措置と検証に関する勧告

5. すべての国は、追加議定書の適用を受け入れるべき。普遍化を進めるため、追加議定書の締結をすべての原子力関連輸出の条件とすべき。[9.7]
6. 兵器化に関連する可能性のある活動をIAEAが調査する権限を明確にするため、汎用品目、輸出拒否事由の報告、より短い期間での事前通告、そして特定個人からの聞き取りの権限に関する明確な規定を追加することにより、追加議定書とその附属書を改訂し、強化すべき。[9.8–9]
7. 保障措置が機械的に適用される制度から情報に基づいて適用される制度に移行する必要性に伴い、国とIAEAの双方が、双方向の情報共有を拡充し、IAEAは秘密保持と非透明性の文化を見直すべき。[9.10–11]

NPTの遵守と執行に関する勧告

8. 遵守に関する決定に当たっては、IAEAは、基本的に自らの役割を技術的基準に基づく判断に限定し、この基準を一貫性と信頼性のある形で適用し、政治的帰結については国連安全保障理事会の決定に委ねるべき。[9.15]
9. 国連安全保障理事会は、NPTからの脱退は、原則として、国際の平和と安全に対する脅威であるとみなされ、国連憲章第7章の下でそうみなされることから生じるすべての制裁的帰結を伴うことを明確にし、脱退を厳しく思いとどまらせるべき。[9.20]
10. NPTから脱退する国は、NPT締約国であった時に入手した原子力関連物質・機器・技術を、非平和的目的のために利用してはならない。脱退前に提供されたそのような資材は、可能な限り返還されるべきであり、これは安全保障理事会により執行される。[9.21–22]

11. すべての国は、原子力関連輸出に関して、受領国が脱退する場合には、それ以前に提供されたあらゆる核物質及び核機器、並びにそれを使用して生産されるあらゆる物質に関して保障措置が継続することに受領国が合意することを条件とすべき。
[9.23]

IAEAの強化に関する勧告

12. IAEAは、特別査察を含め現行の権限を最大限活用すべきであり、また、国は、不備が特定される場合にはいつでもIAEAの権限を強化すべき。[9.24]
13. IAEAが課せられた機能を十分かつ効果的に果たすためには、2008年にセディージョ委員会が提言したように、IAEAに対して以下を与えるべき、
- (a) IAEA保障措置分析所(SAL)を一新するための単発的な資金注入、
 - (b) 通常予算以外の拠出金に対する主要な機能の依存を軽減するため、実質ゼロ成長の制約を無くした通常予算の大幅な増額、
 - (c) 中期的・長期的計画を可能とするための将来的財源の十分な確保、および
 - (d) 職員の派遣および訓練機会の提供における、各国および産業界からの支援。
- [9.25–27]
14. IAEAの組織文化、特に透明性および情報共有の問題について、セディージョ委員会、または後継委員会による第三者的立場からの見直しを検討すべき。[9.28]

NPT以外の条約と枠組みに関する勧告

15. 原子力供給国グループ(NSG)は、NPTの枠外にある国との原子力協力協定のために、CTBT批准、保障措置下でない核分裂性物質の生産を停止する意思の表明、核関連施設・物質の防護および核関連輸出管理における実績、といった要素を考慮に入れたクライテリア・ベースト・アプローチを策定すべき。[10.3–9]

16. 拡散に対する安全保障構想(PSI)を、機密情報の評価、活動の調整と資金提供、そして拡散懸念国に(もしくはその国から)輸送される疑わしい物質の阻止に関する一般的な(もしくは特定の)勧告または決定を実施するための中立的な機関として、国連システム内に再編すべき。[10.10–12]

NPT非締約国への義務の拡大に関する勧告

17. 現在NPTの枠外にいるインド、パキスタン、イスラエルの核武装3カ国については、近い将来にNPTに加入する可能性が低いという現実にかんがみ、同等の不拡散・軍縮義務を求める類似の条約および枠組への参加を実現するため、あらゆる努力を行うべき。[10.13–16]
18. 軍縮・不拡散に対するコミットメントを証明する厳格な客観的基準を満たし、また、この点に関し将来に向けた具体的なコミットメントへの法的拘束力を伴う公約を行うことを条件として、これらの国による民生目的の核関連物質・技術の利用を、NPT締約国と同等の基準で認めるべきである。[10.17]
19. これらの国は、NPT締約国である核兵器国と同等の立場で多国間軍縮交渉に参加すべきであり、NPTに加入していないことを理由に異なる扱いを享受することを期待すべきではない。[10.18]

核実験禁止に関する勧告

20. CTBTの署名および批准を行っていないすべての国は、無条件かつ即時にこれを行うべき。同条約が発効するまで、すべての国は、核実験の自制を継続すべき。[11.1–8]
21. すべての署名国は、世界を網羅する監視制度の完成、認められた場合の現地査察の支援、効果的な国内データセンターと情報収集システムの整備を含め、CTBTO準備委員会の更なる発展と運営のために必要な財政的、技術的、政治的支援を行うべき。[11.9–12]

核分裂性物質の使用制限に関する勧告

22. すべての国は軍縮会議において、核兵器用またはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、国際的・効果的に検証可能で、不可逆的な、多数国間の核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期妥結を目指し、交渉すべきである。[12.1-14]
23. すべての核武装国は、そのような条約が発効するまで、兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、または維持すべきである。[12.15]
24. 既に貯蔵されている核分裂性物質の問題については、段階的アプローチをとるべきである。第一の優先事項は、生産を制限することである。次は、兵器中にあるもの以外のすべての核分裂性物質を、非爆発的使用に限定するという不可逆的で検証可能な義務の対象とすることを確保すべく取り組むことである。更に、核兵器削減の合意の際には、核兵器の解体から生じる核分裂性物質がこの義務の対象になるようにすることである。[12.18]
25. 暫定的な措置として、すべての核武装国は、自発的に、核分裂性物質の貯蔵量と兵器用に必要な量を超える余剰分とを公表し、そのような余剰物質をできる限り速やかにIAEAの保障措置下に置き、可能な限り早期に核兵器に利用できない形態に転換すべきである。[12.19]
26. 民生用研究計画における高濃縮ウラン(HEU)の使用は、可能な限り早期に取り止めるべきであり、分離プルトニウムのエネルギー計画における使用は、実行可能な代替措置が開発された時には段階的に取り止めるべきである。[12.20-27]

核セキュリティに関する勧告

27. すべての国は、核物質および核施設のセキュリティ強化のために、2005年改正核物質防護条約(CPPNM)と最新の国際基準の早期採択、協調的脅威削減プログラム(CTR)と関連プログラムの世界的実施の加速、国際的な能力構築と情報共有に

対するより積極的な取り組みを含め、更なる措置をとることに合意すべき。[13.1–16, 22–23]

28. 2010年4月の「核セキュリティに関するグローバルサミット」とその後のフォローアップ活動において、Box 13-1に特定された、実施面を重視した課題を優先的に対処すべき。[13.4]

29. 「汚い爆弾(ダーティ・ボム)」に利用可能な物質の規制については、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を協調的に実施するための更なる努力が必要。このような努力は、各国が行う法律や使用認可手続の改正、使用者側に対する問題意識の浸透、そして全般的な安全とセキュリティの強化への支援を伴うべき。[13.17–21]

30. 各国が自国の情報を共有するだけでなく、その解釈や取扱い方法を他国に提供できるような仕組みとなる中央情報センターの設置に向けた努力を引き続き行うべき。[13.22]

31. 不法取引で摘発された物質や、核爆発に用いられた物質の出所を特定するための核鑑識という新しい科学技術に対し、核密輸国際技術作業グループへの追加的資源の提供を含め、強力な支援を行うべき。[13.24–25]

原子力の管理に関する勧告

32. 平和的目的のための原子力の利用は、軍縮、不拡散と並ぶNPTの基盤をなす3本柱のひとつとして引き続き強く支援されるべき。また、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するため、IAEAの技術協力プログラムを含め、一層多くの財源を提供すべき。[14.1.3]

33. 2008年のG8北海道洞爺湖サミットで発表された、原子力の基盤整備に関する国際協力のためのイニシアティブを支援していくべき。これは、3S、すなわちsafeguards（保障措置）、security（セキュリティ）、safety（安全）の重要性に関する意識を国際

的に高め、関心国による関連措置の整備を支援することを目的とするものである。
[14.4–6]

34. 政府と産業界は拡散抵抗性を、原子力施設の設計と運転における不可欠の目標として支持し、制度的な措置と技術的な措置を通じて促進しなければならない、いずれの措置が欠けても十分ではない。[14.7–8]
35. プルトニウム再利用の拡大および高速中性子原子炉の導入は、不拡散の目的を促進し、拡散やテロリズムの危険の増大を避ける方法で追求されなければならない。特に、高速中性子炉の研究開発については、兵器級プルトニウムが生成されないような炉を設計し運転することを、その主要な目標とすべき。[14.9–15]
36. 多数の国において使用済燃料の蓄積が増加するのを回避するため、燃料供給者による使用済燃料の回収の取決めといった国際的な対策が望まれる。かかる観点から、初装荷炉心からの燃料回収に特に注意を払うべき。[14.13]
37. 使用済燃料の処理に用いる新しい技術を開発し、現在の再処理方式をすべて回避すべき。そのような技術が確立したときには、熱中性子炉や通常の再処理施設におけるMOX燃料の使用は、段階的に廃止できる。[12.26]
38. 原子力産業界、そして政府と産業界との連携は、世界中で民生原子力部門が成長することに伴う拡散危機を緩和する上で、より重要な役割を果たす必要がある。産業界は、その事業に影響を与える法令や条約の起草段階で政府の積極的なパートナーとなり、そのような法令等が実行可能で、皆が遵守できるようにすることを確保すべき。[14.16–24]

核燃料サイクルの多国間管理に関する勧告

39. 核燃料サイクルの多国間管理を、特に燃料バンク、濃縮・再処理施設、そして使用済燃料貯蔵施設の多国間管理を通じて、強く推し進めるべき。このような方策は、原子力の平和利用に対する地球規模の信頼を構築していく上で非常に有益であり、また機微な燃料サイクルに関するすべての活動が多国間によって検証・管理される

ことが必要な要件となる核兵器のない世界に向けて、重要な基盤を提供する。
[15.48]

40. より長期的な提案が受けいれられるまでの間、燃料供給の保証を受ける代わりに、受領国は、契約期間中に限り、自国内での機微な燃料サイクル施設の建設と運転を放棄するという任意の取決めを支持すべき。[15.47]

2010年運用検討会議における優先事項の勧告

41. 以下が、2010年NPT運用検討会議の主要優先事項となるべき。

(a) *核軍縮に向けた行動*: 2000年に合意された「13の実際的措置」を更新・拡大した20項目からなる「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」(Box 16-1参照)への合意。

(b) *保障措置と執行の強化*: 以下についての合意。

- － すべての国が追加議定書の適用を受け入れ、また、普遍化を進めるために、追加議定書の受け入れをすべての国の原子力関連輸出の条件とする。
- － NPTから脱退する国は、NPTの締約国であった間に獲得した原子力物質、設備および技術を平和目的以外の目的に使用できないことを宣言する。
- － 安全保障理事会が、いかなる脱退も原則として国際の平和と安全の脅威として見なされることを明確にするよう勧告する。
- － そのような脱退の後にも保障措置協定が引き続き適用されることを原子力関連輸出の条件とするよう各国に勧告する。

(c) *IAEAの強化*: セディージョ委員会が2008年に勧告したように、実質成長ゼロという制限を無くし、また、通常予算以外の拠出に対する重要な機能の依存度を減らすために、通常予算を大幅に増額することについての合意。

- (d) **中東非大量破壊兵器地帯**:国連事務総長が、1995年の中東に関する決議を履行するための創造的かつ斬新な方途(地域のすべての主要国が受け入れられる信頼醸成措置の特定を含む)を検討することを目的に、すべての関係国による会議を早期に召集すること、およびこれを促進するための早期の協議を開始することについての合意。
- (e) **核セキュリティ**:すべての国による、2005年の改正核物質防護条約および最新の国際基準の受諾、協調的脅威削減プログラムおよび関連プログラムの世界的実施の加速、並びに国際的な能力開発・情報共有に対するより強いコミットメントを含め、核物質および関連施設の防護を強化するための更なる手段を講じることについての合意。
- (f) **原子力の平和利用**:平和目的のための原子力の利用は、引き続きNPTの根本的な目的の一つであること、また、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するために、IAEAの技術協力プログラムを通じたものも含め、一層多くの財源を提供すべきことについての合意。

核兵器数削減に対する勧告:二国間および多国間プロセス

- 42. 「最小化地点」目標は、遅くとも2025年までに、米露がそれぞれ合計で500発の核弾頭数にまで削減し、また、他の核武装国がその核兵器保有量を少なくとも増加せず(そして大幅に削減することが望ましい)、世界の核弾頭総数を2000発以下にすることを達成すること。この目標においては、戦略兵器だけではなくすべての種類の兵器や、さらに配備された兵器だけでなく、備蓄されたものや、解体待ちの兵器(再編成・配備は依然として可能)も同様に削減しなければならない。[7.8; 18.1–3]
- 43. 二国間の目標を達成可能な範囲にするために、米露は、現在交渉中のSTART後続条約の導入の下で想定されている削減を遅くとも2015年までに早めて実現し、条約の実施を加速化させるべき。[17.13]

44. 米露は上記条約の批准後、更なるSTART合意を遅くとも2015年までに達成することを目指し集中的な交渉を直ちに再開すべき。この合意により両国の保有する核弾頭数を2020年までにそれぞれ1000発に、望むらくはより少ない数にまで削減する。
[17.12–13]
45. 米露以外の核武装国が保有する核弾頭総数が1000発以下となり、世界の核弾頭総数が最大で2000発になるという最小化地点目標を達成するために最も優先的に必要なことは、すべての核武装国が核兵器数を増やさないと明確に約束することであり、核武装国によるそのような宣言を可能な限り早期に求めるべき。[17.15–16]
46. 多国間核軍縮交渉に向けた下準備のために、すべての核武装国が互いに戦略的対話を開始すべきであり、この過程のあらゆる段階で生じるミサイル防衛、通常兵器の不均衡、核軍縮検証を含むすべての課題について体系的で実質的な国家研究を行うべき。[17.17–19, 22–24]
47. 多国間核軍縮プロセスを促進するために、交渉のための適当な手順について早期に合意する必要性を考えれば、すべての核武装国間での初期の公式または非公式の協議のための適当な場所として、ジュネーブ軍縮会議を検討すべき。[7.9; 17.20–21]
48. すべての核武装国にとってその信頼性が共通の利益となっている将来の検証プロセスを推進するために、すべての関連する記録が特定され、確保され、保護され、かつ関連の測定とサンプル採取が行われることを確保するための「核考古学」の措置が、すべての核武装国家によって直ちにとられるべき。[17.25–26]

核政策への勧告：先制不使用、拡大抑止、そして消極的安全保証

49. 核兵器が究極的に廃絶されるまでの間、すべての核武装国は、明白な先制不使用宣言を行い、自国またはその同盟国への核攻撃に対する報復措置としての使用または使用の威嚇のためのみに核兵器を保持することとし、いかなる潜在的な敵対

核武装国に対しても、予防的にも、先制的にも核兵器を使用しないことを約束すべき。[17.28]

50. 現時点でそのような宣言を行う用意がない場合には、すべての核武装国は、核兵器が完全に廃絶できるような時まで、少なくとも、核兵器を保有する唯一の目的は、他の国が自国またはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであるという原則を受け入れるべき。[7.10; 17.28–32]
51. 現在、拡大抑止力の恩恵を受けている同盟国は、特に生物・化学兵器を含む他の兵器からの容認できない危険にさらされることはないという強固な保証が付与されるべき。この関連で、生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍化を促進し、また、生物兵器禁止条約の遵守を確保するためのより効果的な方途を開発することを目的とした強力な努力を継続すべき。[17.29]
52. 少なくとも「唯一の目的」の宣言が、2010年の早期に発表が予定されている米国の「核態勢見直し」に盛り込まれることは、他の核武装国をより積極的にさせるための圧力となり、また、2010 NPT運用検討会議での「二重基準」にかかる主張を挫く上でも、特に重要だ。[17.32]
53. 非核兵器国に対して核兵器を使用しないという、新しくかつ明白な消極的安全保証(NSA)が、すべての核武装国によって、拘束力のある安全保障理事会決議により裏付けられた形で供与されるべき。そのような保証は、安全保障理事会によって、NSAを供与しないことを正当化できる程の重大なNPT違反があると判断された国に対しては供与されないということを唯一の条件とすべき。[17.33–39]
54. すべてのNPT核兵器国は、すべての非核兵器地帯に関する議定書を署名・批准すべきであり、他の核武装国(それらの国がNPTの枠外に留まる限り)は、これら非核兵器地帯のそれぞれに個別の消極的安全保証を供与すべき。[16.16]

核戦力態勢についての勧告：発射警戒態勢と透明性

55. 基本的な目標は、武装解除型先制攻撃に対する残存能力を明白に維持しつつも、核戦力を即時に使用できないことを確実にするための変更を、核戦力配備において可能な限り早期に実現することである。核戦力配備と警戒態勢について透明性を確保することにより、安定性の最大化を図るべき。[7.12–15; 17.40–50]
56. あらゆる核兵器の発射を決定するための時間を長くする方途を見つけること、また、米露間で行われている交渉過程が困難かつ複雑であることを認める一方で、可能な限り早期にこれらの核兵器を警報即発射の警戒態勢から外すことが極めて重要。[17.43]
57. 核軍縮で真の進展を可能にする戦略的対話を実現するためには、すべての核武装国が核政策と核戦力態勢の双方で最大限可能な透明性を提供すべき。[17.44]
58. こうした観点からイスラエルがその完全な曖昧政策を緩和することは有意義であるが、そうすることが引き続きできないことが、イスラエルが多国間核軍縮交渉に参加することの妨げになるべきでない（核軍縮は、保障措置下に置かれていない核分裂性物質を取り除き、国際的な保障措置下に置くプロセスと定義できるため）。[17.45–50]

北朝鮮とイランに関する勧告

59. 核兵器計画を公然と遂行する北朝鮮の問題について、交渉を通じた満足のいく解決を達成するための努力が、六者会合の枠組みの中で続けられる必要がある。そのような解決には、安全の保証と経済支援の代わりに、検証可能な非核化とNPTに対するコミットメントの回復を含む。[17.52–56]
60. イランの核能力とその意図に関する問題について、交渉を通じた満足のいく解決を達成するための努力が、P5プラス1、安保理、そしてIAEA加盟国によって続けられる必要がある。そのような解決には、イランが核兵器を保持せず、あるいは追求しな

いことを国際社会が信用するために、濃縮計画が如何なる形であろうと維持される場合には非常に介入的な査察と検証体制を伴うこととなろう。[17.57–60]

他の安全保障上の問題(ミサイル、宇宙配備兵器、生物兵器、通常兵器)に関する勧告

61. 対弾道ミサイル(ABM)システムの問題については、戦域弾道ミサイル防衛システムの開発の更なる推進を許容し、相互に関心がある分野での共同運用の可能性も含める一方で、戦略弾道ミサイル防衛には厳しい制限を設定することを目的に、再考すべき。核兵器のない世界では、戦略ミサイル防衛は、潜在的な裏切り国に対する保険として安定化のために重要な役割を果たせるが、現時点では、二国間・多国間の軍縮交渉の大きな障害となっている点を認識すべき。[18.28–30; 2.30–34, 17.18も参照]
62. ミサイルの拡散を防止するための国際的取組は継続すべきだが、INF条約の現締約国は、同条約の多国間化が引き続き実現できないことを条約から脱退することの口実に利用してはならない。[2.35–37]
63. 宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)のためのジュネーブ軍縮会議での現行の取組と、ウィーンに本拠を置く国連宇宙空間平和利用委員会の作業を、強く支持すべき。[18.31]
64. 生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍化を促進し、実行可能な条約検証制度の構築(それが困難ではあっても)を含め、生物兵器による攻撃の可能性に対しより効果的な防衛手段を開発するための強固な取組を継続すべき。[17.29; 18.32–33]
65. 核武装国間で見られる質・量双方の面での通常兵器の不均衡の問題、特に米国の通常兵器の相対的規模については、将来的に二国間・多国間における核軍縮交渉の大きな妨げとならないよう、欧州通常戦力(CFE)条約で扱われている事項の再考も含め、真剣に対処する必要がある。こうした文脈では、軍備を制限する措置の

みに重点を置くより、紛争防止・解決に向けたより協調的なアプローチを推進する方が、おそらく一層生産的だろう。[18.34–36]

行動計画に関する勧告：短期的、中期的、長期的期間

66. 2010年のNPT運用検討会議を含む2012年までの期間を対象とする短期的行動計画は、Box17-1で示す課題に焦点を当てるべき。
67. 短期的行動計画の達成度を評価し、更なる前進のための措置を特定する方法として、国連総会が2012年後半に軍縮特別会期を開催する可能性について検討すべき。その開催に関するいかなる決定も2010年半ばまで先送りし、2010年NPT運用検討会議の結果を考慮し、必要な財源や努力を正当化するのに十分な機運があるかを検討できるようにすべき。[17.2–3]
68. 2012年から2025年までの期間を対象とする中期的行動計画では、Box18-1に示す課題へ焦点を当てるべき。
69. 2025年以降を対象とする長期的行動計画では、Box19-1で示す諸条件の構築に焦点を当てるべき。
70. 長期にわたり核軍縮の機運が高まるにつれ、費用負担の割り当ての問題が生じる可能性があることを踏まえ、関心国が、核軍縮・不拡散に伴う費用の算出と、その費用の調達方法の選択肢に関する詳細な研究を委託することは有益だ。[18.26–27]

政治的意思を動員し、持続させる

71. 政策立案者や彼らに影響力を持つ者に核軍縮・不拡散問題をより効果的に知らしめるために、伝統的・現代的伝達媒体と直接的な唱道の双方を通じたキャンペーンを継続することが必要である。有力な非政府組織がこうした役割を効果的に果たすため、必要な範囲で政府や慈善財団が適切に支援する必要がある。[20.7–10]

72. 小・中・高等学校や大学においては、核兵器の歴史、核兵器の配備・拡散の継続に伴う危険や脅威、そして潜在的な打開策に焦点をおく核軍縮や関連する問題についての正規の教育と訓練に新たに大きな力を入れるべき。これに関連して、大学や、外交研修機関とその関連機関にいて、科学的・技術的事項から戦略的・法的事項に至る核関連の問題に関するより専門的な教科課程が必要である。[20.11–12]
73. 現在配布されているモデル核兵器禁止条約の概念をさらに洗練し、発展させ、その規定を可能な限り実行可能で現実的なものとし、それに対する支持を形成するための作業を直ちに開始すべき。その目的は、多国間軍縮交渉の機運が高まった時に、その交渉に報告され、また、その交渉を導くことができるような十分に完成した草案を作成することである。関心国政府は、適切な財源を提供し、核兵器禁止条約のさらなる発展を支援すべき。[20.38–44]
74. 時間が経過しても政治的意思を持続させられるように、定期的に「評価表」を公表すべき。十分に専門的で幅広い研究による支援を受けた権威のある国際パネルが、本報告書が示す行動計画に基づき、核武装国と非核武装国双方の行動を評価する。[20.49–50]
75. 異なる多くの国の多くの機関・組織が行う核不拡散・核軍縮問題に関する研究の中心拠点および情報センターとして行動し、志を共有する諸政府と市民社会団体の双方に対して研究と唱道による支援を提供し、上述の「評価表」の準備を行うため、新しい「核不拡散・核軍縮のためのグローバル・センター」を設立することを検討すべき。[20.53]
76. こうしたセンターは、以下の二つのレベルで機能するよう構成されるよう。
- (a) 研究と唱道に関する常勤の専門家により構成される基盤で、一流の関連研究機関のもつ幅広い国際ネットワークが提供する資源を直接活用する。

- (b) 幅広い経験を持つ世界的に著名な人物から選ばれた運営委員会や諮問委員会により形成される上部構造。センターによる報告書、政策構想およびキャンペーンに対して適宜承認を与える。[20.51–54]

付属書B:

本委員会委員

ギャレス・エバンズ（オーストラリア）（共同議長）



エバンズ教授は現在メルボルン大学の名誉教授待遇特別研究員であり、ブリュッセルに本拠地を置く国際危機グループ(ICG)の名誉議長を務める。ICGは致命的紛争の防止と解決を目的とする多国籍非政府組織で、五大大陸に約120名の専任スタッフを有する。エバンズ教授は2000年から2009年にかけてICGの議長を務めた。それ以前の21年間は豪州の政界に身を置き、そのうちの13年間は司法長官(1983―84年)、資源・エネルギー大臣(1984―87年)、交通通信大臣(1987―88年)及び外務大臣(1988―96年)を歴任している。特に外務大臣在任期間中は化学兵器禁止条約の交渉、核兵器廃絶キャンベラ委員会の発足に携わった。同氏は9冊の著作を執筆・編集しており(最も直近のものは「*The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and for All*, Brookings Institution Press, 2008」)、外交政策、人権、法体系制度の改革に関する学術論文・著書も100本以上発行している。エバンズ教授は更に干渉と国家主権に関する国際委員会の共同議長(2001年)も務め、脅威・挑戦・変革に関する国連ハイレベルパネル(2004年)、大量破壊兵器(ブリックス)委員会(2006年)、IAEAに関するセディージョ委員会(2008年)のメンバーでもある。エバンズ教授はメルボルン大学、オックスフォード大学で法学士・文学士号を取得しており、メルボルン大学、シドニー大学及びカールトン大学から名誉博士号を授与されている。同氏はオックスフォード大学マグダレン・カレッジの名誉フェローでもある。

川口順子(日本)(共同議長)



川口氏は、2005年より自由民主党の参議院議員。環境大臣(2000－2002年)、外務大臣(2002－2004年)、内閣総理大臣補佐官(外交担当)(2004－2005年)を歴任。また、サントリー株式会社常務取締役、通産省大臣官房審議官(地球環境問題担当)、在アメリカ合衆国日本国大使館公使、世界銀行エコノミスト(1976－1978年)も務めた。現在、川口氏は政務調査会副会長(環境担当)をはじめ、参議院及び自由民主党内で様々な要職に就いている。同氏はICNND共同議長としての職務以外にも、米日財団理事、アジア太平洋環境フォーラム第2フェーズ(APEED II)議長、ヤング・グローバル・リーダーズ・フォーラム財団理事、クリントン・グローバル・イニシャティブ気候変動ワークショップ顧問、国連大学総長諮問委員、地球規模問題に取り組む国際議員連盟議長を兼任している。川口氏はエール大学で経済学修士、東京大学で学士号(国際関係論)を取得しており、2008年にはエール大学のウィルバー・クロス賞を受賞している。

トウルキ・アル・ファイサル (サウジアラビア)



トウルキ・アル・ファイサル王子殿下は、現在リヤドのイスラム王立調査研究センター理事長を務めている。トウルキ王子はジョージタウン大学、プリンストン大学、ケンブリッジ大学で教育を受けた後、1973年に王室の顧問に就任し、その後、情報局長官(1977－2001年)、駐英・アイルランド大使(2003－05年)、駐アメリカ合衆国大使(2005－2006年)を歴任した。現在は、イギリスのオックスフォード大学イスラムセンターの評議会委員、キング・ファイサル財団創設者、ジョージタウン大学現代アラブ研究所の評議会委員も務めている。また同氏はチャールズ王子イスラム視覚及び伝統芸術センター委員会(Board of the Prince Charles Visual Islamic and Traditional Arts Centre)の元議長として芸術に対する支援も行っている。

アレクセイ・アルバトフ（ロシア）



現在、アルバトフ博士は、ロシア科学アカデミー世界経済・国際関係研究所の国際安全保障センター所長、カーネギー財団モスクワセンターの不拡散プログラムのセンター長、ヤブロコ会派の政治評議会委員を務めている。アルバトフ博士はモスクワ国立国際関係大学にて教育を受けた後、START I交渉、STARTII及びSTARTIII交渉をはじめとするロシアの戦略的課題に政府顧問、相談役として関与してきた。1994年から2003年まではロシア下院議員であり、下院軍事委員会副委員長を務めた。更にロシア科学アカデミーの客員会員、ロシア連邦安全保障会議諮問委員会の戦略計画グループ議長、ロシア外務省諮問委員会委員も兼任している。また同氏は現在、核脅威イニシアティブ（NTI）及びストックホルム国際平和研究所をはじめとする多くの国際的機関の理事としても活躍している。

グロ・ハルレム・ブルントラント（ノルウェー）



ブルントラント博士は1981年から1996年までノルウェー首相、1977年から1997年まで国会議員を務めた。同氏はオスロ大学で医学を学び医師となった後、1964年ハーバード大学に留学し、公衆衛生学修士号を取得した。その後、オスロ市学校保健サービスの副部長（1968－1974年）、ノルウェー環境相（1974－1979年）、環境開発に関する世界委員会の議長（1983－1987年）を歴任した。更にブルントラント博士は1998年から2003年までの期間、世界保健機関の事務局長にも就任している。現在は、国連基金理事及び気候変動に関する国連事務総長特使を務めている。

フレーネ・ノシール・ジンワラ（南アフリカ）



ジンワラ博士は2009年6月まで、クワズル・ナタール大学の総長を務め、現在はアフリカ連合腐敗防止条約諮問委員会の委員、アフリカ対話連合（Coalition for Dialogue on Africa）諮問委員会の委員を務める。ロンドン大学及びオックスフォード大学にて法律を学んだ後、アフリカ民族会議研究（Africa National Congress（ANC）Research）の議長に就任し、西欧へのスポークスマン（1974－90年）も務めた。1987年から1988年にかけては、UNESCOが主宰する平和紛争研究計画（Programme on Peace and Conflict Research）の準備パネルに参加している。その後、ジンワラ博士は南アフリカに帰国してマンデラ氏の事務所（1991－1994年）の一員となり、ANC交渉チームのメンバーとして民主南アフリカ会議及び多党協議に携わった（1992－1993年）。ジンワラ博士は1994年から2004年まで下院議員に就任し、同時期に南アフリカ国民議会議長に選出された。在任期間中、同氏は下院議長を務めた。難民高等弁務官事務所及び人間の安全保障委員会はじめ、ジンワラ博士はアフリカ地域および国連諮問パネルで数多くの要職に就任している。

フランソワ・エズブール（フランス）



エズブール氏は現在、ジュネーブ安全保障政策センター及び国際戦略研究所の理事長、パリの戦略研究財団特別顧問を務めている。同氏はフランス外務省政策立案スタッフに就任し核不拡散の問題を取り扱った。更に、国連フランス政府代表部としてニューヨークにも滞在した（1979－81年）。その後、国防大臣の国際安全保障補佐官（1981－84年）、Thomson-CSF 副社長、国際戦略研究所所長（1992年まで）、MATRA-Défense-Espace 上級副社長（戦略開発）（1992－98年）、フランス戦略問題関連グループ議長（1999－2000年）、パリ政治学院教授（1999－2001年）、パリ戦略研究財団所長（2001－05年）、欧州委員会の安全保障研究・開発に関する有識者グループ（Group of Personalities on Security Research and Development）メンバー（2003－04年）、国際バルカン委員会委員（2004－06年）を歴任している。最近では、2008年に防衛・国家安全保障白書を発表したフランス大統領委員会の委員も務めた。

ジェハンジール・カラマツ(パキスタン)



カラマツ將軍は1998年10月までパキスタン陸軍統合参謀本部長兼陸軍参謀長を務め、現在はスペアヘッド研究所所長に就任している。また同氏は国立ビーコン大学政策研究所評議会委員、イスラマバード政策研究所理事、イスラマバード国防大学理事でもある。カラマツ將軍はラワルピンディの国防大学、クエッタの指揮幕僚学校、アメリカ合衆国のフォートレブンワースにある米国陸軍指揮・幕僚大学を卒業しており、国際関係修士号を取得している。1999年、スタンフォード大学国際安全保障協力センター客員研究員、2000年、ワシントンDCのブルッキングス研究所客室研究員、駐アメリカ大使(2004-06年)を歴任。

ブラジェーシュ・ミシュラ(インド)



ミシュラ氏は、1998年から2004年まで、インドのパジパイ首相(当時)の国家安全保障顧問及び首席補佐官を務めた。同氏は1951年インド国務省の外交局に入局し、カラチ(三等書記官1955-56年)、ラングーン(二等書記官1956-57年)、ブリュッセル(一等書記官1957-60年)、外務省(課長補佐1960-64年)、ニューヨーク(次席代表1964-69年)、北京(代理大使1969-73年)、ジュネーブ(大使及び常駐代表1973-77年)、ジャカルタ(大使1977-79年)、ニューヨーク(常駐代表1979-81)に滞在した。その後、1981年から1987年までナミビア国連口頭弁務官に就任。1991年、ミシュラ氏はインド人民党(1991-98年)に入党し、1998年3月に国家安全保障顧問に任命されて辞職するまで、同党の外務局議長を務めた。

クラウス・ナウマン (ドイツ)



ナウマン将軍は1996年から1999年までNATO軍事委員会委員長を務めた。在任期間中、同氏はNATOのボスニア介入、平和のためのパートナーシップ開始、1999年のNATO拡大、NATOの新しい指揮命令系統の承認とコソボ紛争に関与した。1958年にドイツ連邦軍に入営。1972年にドイツの指揮幕僚学校を卒業後、1983年にイギリス王立国防大学にて学ぶ。同氏はドイツ連邦軍にて数々の要職に就き、1991年から96年にかけては連邦軍総監に就任した。退役後、ナウマン将軍は国連平和維持活動に関するパネル(2000年)、介入と国家主権に関する国際委員会(2001年)、国連ハイレベルパネルの支援チームを歴任。同氏は2冊の著書を発表しており、ブダペスト大学から名誉博士号を受賞している。同氏はドイツ国立財団(German National Foundation)の理事でもある。

ウィリアム・ペリー (アメリカ合衆国)



ペリー博士は、元アメリカ合衆国国防長官で、現在はスタンフォード大学の名誉教授(Michael & Barbara Berberian)であるとともに、同時に同大学工学部及びフリーマン・スプグリ国際関係研究所(FSI)教授である。アメリカの外交政策、国家安全保障、軍備管理に卓越した専門家である同氏はFSIのシニアフェローで、予防的国防研究プログラム(Preventive Defense Project)の共同議長も務める。スタンフォード大学で数学学士及び修士号、ペンシルバニア州立大学で数学博士号を取得。同氏は米国陸軍工兵隊を経た後に、電子・技術産業の経営及び研究職に就任した。国防次官(1993-94年)、国防長官(1994-1997年)を歴任。

王英凡（中国）



王大使は1993年から2000年にかけて外務大臣補佐官、外務副大臣を歴任。その後、中国の国連常駐代表（2000－2003年）を務めた。内モンゴルの実泉に生まれ、北京外国語学院で英語を学んだ後、王大使は1964年に中国外務省に入省し、1978年から1993年にかけてアジア局長を含む要職を務めた。同氏は中国とベトナムの国境交渉に関する専門家グループの共同議長、中国のフィリピン大使（1988－90年）も歴任。2003年から2008年までは中国全国人民代表大会外事委員会副議長、中欧議会関係グループの議長に就任した。同氏は現在、中国外務省の外交政策諮問グループ委員を務めている。

シャーリー・ウィリアムズ（イギリス）



ウィリアムズ卿は1993年より貴族院議員に就任し、2001年から2004年にかけては貴族院自由民主党党首を務めた。現在はハーバード大学ケネディー行政大学院名誉教授（選挙政治）、ブラウン首相の核拡散問題担当顧問。ウィリアムズ卿はオックスフォード大学サマーヴィル・カレッジ及びコロンビア大学で教育を受けた。1964年に政治家としての活動を開始して以降、影の内相（1971－73年）、価格・消費者保護担当大臣（1974－76年）、国庫局長官（1976－79年）、教育科学大臣（1976－79年）を歴任。ウィリアムズ卿は、1981年に社会民主党を共同で設立し、同党の党首を務めた（1982－87年）。1988年から2000年までハーバード大学ケネディー行政大学院の教授。

ウィルヨノ・サストロハンドヨ（インドネシア）*



ウィルヨノ大使は1988年から89年にかけて、駐オーストリア大使、在ウィーン国連常駐代表、IAEA理事会常任理事を兼任した。同氏はインドネシア外務省政策局長（1990－93年）に就任し、その後、駐フランス大使（1993－96年）、駐オーストラリア及びバヌアツ大使（1996－99年）を歴任。ウィルヨノ大使はAcademy of Foreign Service（ジャカルタ）、L'Institut des Hautes Études Internationales（ジュネーブ）、ガジャ・マダ大学（ジョグジャカルタ）、インドネシア大学（ジャカルタ）、ジョンズ・ホプキンス

大学(ワシントンDC)にて教育を受けている。1957年インドネシア外務省に入省し、ブエノスアイレス、ワシントン、パリ、そしてニューヨーク国連に滞在。現在は、ジャカルタ戦略国際問題研究所シニアフェロー、インドネシア世界問題協議会委員、アジア欧州財団及びウダヤナ大学(バリ)平和・民主主義協会(Institute of Peace and Democracy)理事。

**パク・ウィルヨノ氏は前任のアリ・アラタス氏が2008年12月に死去したために、2009年1月に本委員会にその後任として参加した。アラタス氏は1988年から1999年にかけてインドネシア外相を務め、逝去した時点ではインドネシア大統領特使兼顧問を務めていた。本委員会は、2008年10月に開催された第一回会合に参加していた同氏の訃報に深い驚きを隠せずにいる。アラタス氏の賢明な智慧と深い見識は世界的に深く惜しまれることになるだろう。*

エルネスト・セディージョ (メキシコ)



ゼディージョ博士は、1994年から2000年までメキシコ大統領を務めた。現在は、グローバル化研究のイェール・センター所長(Frederick Iseman '74)、イェール大学国際政治経済学部教授、森林・環境学部非常勤教授を務めている。更にニューデリーに拠点を持つグローバル開発ネットワーク(Global Development Network)議長、世界経済フォーラム委員会委員、三極委員会委員、外国問題評議会国際諮問委員会委員、G30、国際経済研究所理事、国際危機グループ評議会委員、米州対話フォーラム理事も兼任している。セディージョ博士は数多くの国際委員会で要職を担ってきたが、最近のものは、「2020年及びそれ以降のIAEAの役割」に係る有識者委員会議長、アメリカ大陸パートナーシップ委員会(Partnership of the Americas Commission)共同議長、世界銀行グループのガバナンス改革を検討するハイレベル委員会議長などがある。

付属書C:

本委員会の活動

経緯と任務

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会は、2008年に日豪両政府の共同イニシアティブとして設立された。ケビン・ラッド豪首相が2008年6月9日の京都での講演において、前日の広島訪問で心を動かされたことに触れ、同地の原爆ドームは「戦争の対価は新たな世代のあらゆる想像を超えるものであり、各世代が平和の大義に対する誓いを新たにしなければならないことを、全人類に想起させるもの」と述べたうえで、本委員会の設立を提唱した。福田康夫総理大臣はこの構想を心から歓迎し（後任の麻生太郎、鳩山由紀夫両首相も同様）、両首脳は2008年7月9日に本委員会の共同議長の任命を発表した。新たな委員会は2008年9月25日、ニューヨークにおいてラッド、麻生両首相により正式に発足した。

本委員会の公式の目的は、2010年の核不拡散条約(NPT)運用検討会議とそれ以降の双方の文脈の中で、核不拡散と核軍縮に関する世界規模の議論を、政治的に高いレベルにおいて再活性化することである。NPTは現在も引き続き、核時代の最も重要かつ効果的な軍備管理の手段であるが、いくつかの方向から、とりわけ北朝鮮とイランからの圧力にさらされており、再活性化が必要なことは明らかである。本委員会は、そのための最善の方法を（軍縮と不拡散に同等に重きを置きつつ）勧告する任務と共に、NPTに属しない核武装国を世界規模の制度に取り込むための最善の策や、民生用原子力の劇的増加が拡散に及ぼし得る影響に関して増大する懸念への対処法などの関連問題に、綿密に取り組む任務を負う。また、本委員会の取組から新たな世界的コンセンサスが生まれ、これを2010年5月のNPT運用検討会議に反映させることができるよう、その主要報告書を十分間に合うタイミングで完成させるよう求められたが、本委員会の任務

(国際的な唱道及び場合によっては追加の報告を含む)は少なくとも2010年半ばまで継続する予定である。

本委員会は、とりわけ1996年の核兵器廃絶に関するキャンベラ委員会、1999年の核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム、2004年の国連の脅威、課題、変化に関するハイレベル委員会、2006年のブリックス大量破壊兵器委員会、2008年の国際原子力機関(IAEA)の将来に関するセティージョ賢人委員会といった、過去の卓越した委員会やフォーラムの業績を踏まえ、これらの業績をさらに推し進めることを目指している。本委員会の分析と提言が政策立案者らの目に、鋭い視点からの包括的かつ現実的に有用なものと映ることが望まれる。そうあらなければ本報告書が多大な影響をもたらす見込みはないとの認識が、本委員会には当初からあった。

本委員会はアジア太平洋地域の2カ国により始められたものであるが、その活動の視野は地域的なものではなく、必然的に世界規模なものと考えられており、以下に述べる通りその構成と方法論にはその点が明確に表れている。また、日豪両政府により始められ、豪政府が主として財政的負担を行っているものの、本委員会の活動は当初から、完全に政府の立場から独立したものと理解されており、そのメンバーは出身国の代表としてではなく、個人としての資格によって任命されている。

委員

2008年7月、日豪両首相は共に、ギャレス・エバンズ元外務大臣、川口順子元外務大臣に本委員会の共同議長への就任を要請した。広範な協議の後、両共同議長の助言に基づき、2008年9月にその他委員13名の任命が発表された。元国家元首、元閣僚、軍事戦略家及び軍縮問題専門家など、全員が著名で傑出した個人であり、それぞれの比類ない立場から本委員会の活動に斬新で想像力に富む洞察をもたらした。インドネシアの元外相で世界的政治家のアリ・アラタス氏は第1回会合に参加し、疑いなく本委員会の活動に大きく貢献するはずであったが、2008年12月に他界した。心からご冥福をお祈

りする。同氏に代わり、同じインドネシア出身の後任の委員が同様の貢献を果たしている。全委員の氏名と略歴を付属書Bに記載している。

諮問委員会メンバー

また、本委員会の活動は、共同議長による就任要請を受けた世界各国の27名の著名な専門家からなる諮問委員会より多大な支援をいただいた。諮問委員会の助言により、委員会の広範な任務に関連する各分野全般にわたってさらにレベルの高い専門知識がもたらされ、委員会の考え方にさらに広範囲の視点が加えられた。諮問委員会委員の一部（以下の一覧に「※」で示す）はリサーチ・コンサルタントの役割も兼務し、ほとんどの諮問委員は本委員会会合に一度以上参加した（会合の大半に参加した委員も多数）。全員が委員会の審議の様々な段階で、共同議長または他の委員より助言を求められた。

諮問委員会の委員は以下の通り。阿部信泰※（日本：2003～06年軍縮担当国連事務次長、日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター所長）、シュロモ・ベン・アミ（イスラエル：2000～01年外務大臣、トレド平和国際センター副所長）、ハンス・ブリックス（スウェーデン：1981～97年IAEA事務局長、2000～03年国連イラク監視検証査察委員会委員長、2006年大量破壊兵器委員会委員長）、ラクダール・ブラヒミ（アルジェリア：1991～93年外務大臣、1997～2006年国連事務次長、特別代表大使及び顧問）、ジョン・カールソン（オーストラリア：1989年～ オーストラリア保障措置不拡散部長）、ナビル・ファーマー（エジプト：1999～2008年駐米大使、1997～99年駐日大使、1992～97年エジプト外相政治顧問、2009年アメリカン大学[カイロ]公共政策大学院創設学部長）、ルイズ・フレシェット（カナダ：1998～2006年国連副事務総長、国際統治イノベーション・センター特別研究員）、ローレンス・フリードマン（イギリス：1982年～ ロンドン大学キングズ・カレッジ戦争学教授）、ロベルト・ガルシア・モリタン（アルゼンチン：2005～2008年筆頭外務副大臣、1992年及び2009年ジュネーブ軍縮会議議長、アルゼンチン原子力委員会理事）、韓昇洲（韓国：1993～94年外務大臣、韓国大学名誉教授[国際関係]、アジア政策研究所会長）、プラサド・カリヤワサム（スリランカ：2008～09年外務次官補、2005～2008年ニューヨーク国連代表部大使、2001年～04年ジュネーブ代表部大使）、

ヘンリー・キッシンジャー(合衆国: 1973～77年国務長官、1969～75年国家安全保障担当補佐官、キッシンジャー・アソシエイツ社会長)、近藤駿介(日本: 2004年～ 日本原子力委員会委員長)、アンヌ・ローベルジョン(フランス: 1999年～ AREVA社最高経営責任者)、マーティン・レッツ※(オーストラリア: 元大使、2001～04年豪赤十字事務総長、ローウィー国際政策研究所副所長)、パトリシア・ルイス※(アイルランド: ジェームズ・マーティン不拡散研究センター[モントレー]副所長兼研究員、1997～2008年国連軍縮研究所所長)、アンドレア・マルジェレッティ(イタリア: 国際問題研究所所長)、サム・ナン(合衆国: 1972～97年ジョージア州選出上院議員、1987～95年上院軍事委員会委員長、核脅威イニシアティブ[NTI]共同理事長兼最高経営責任者)、ロバート・オニール(オーストラリア: 1987～2000年オックスフォード大学チチール戦争史教授、1982～87年英国国際戦略研究所所長、1996～2001年同理事兼会長、1995～96年キャンベラ委員会委員)、ジョージ・パーコヴィッチ※(合衆国: カーネギー国際平和財団副理事長[研究担当]兼不拡散プログラム責任者)、V・R・ラガヴァン※(インド: 1992～94年参謀本部作戦本部長、デリー政策グループ顧問)、ジョージ・ロバートソン(イギリス: 1997～99年国防大臣、1999～2004年NATO事務総長)、ミシェル・ロカール(フランス: 1988～91年首相)、アダム・ダニエル・ロットフェルト(ポーランド: 2005年外務大臣、1990～2002年ストックホルム国際平和研究所所長、2008年～ 国連軍縮諮問委員会委員)、佐藤行雄(日本: 1998～2002年国連代表部大使、2003～09年日本国際問題研究所理事長)、ジョージ・シュルツ(合衆国: 1982～89年国務長官、スタンフォード大学フーバー戦争・革命・平和研究所上級フェロー)、ハンス・バン・デン・ブリュック(オランダ: 1982～93年外務大臣、1993～1999年欧州委員会委員[対外関係担当])。

研究支援

本委員会では、組織内に十分な研究能力を構築することを目指すのではなく、当初から世界中の既存のリソースを取り込むこととし、それぞれの国および地域における取組を推進すべくいくつか(最終的に9つ)の協賛研究機関を指名した。また、一部の諮問委員会委員(及び数名の本委員会委員)が要請に応じて相当数の論文や草案を寄稿したほ

か、多数の特定の研究を必要に応じて世界各地の専門家に委託した(その目的は、既存の研究では十分対応されていない特定の問題の研究、考察が必要な点についての別の見方や特定の国や地域の洞察の提示、既存の文献の概説など)。計50件以上の新たな研究を委託し、その論文のほとんどは本委員会のウェブサイト(www.icnnd.org)に掲載している。また、当然ながら、すでに公開文献として入手可能な膨大な研究論文も幅広く利用した。オーストラリアのケン・ベリー元大使が当委員会の研究コーディネータを務め、全体の取りまとめを行うとともに、同氏自身も多数の論文を執筆した。

本委員会の協賛研究機関は次の通りである。カーネギー国際平和財団(ワシントンDC、所長: ジェシカ・T・マシュー、研究担当副所長: ジョージ・パーコヴィッチ/モスクワ、所長兼研究評議会議長: ドミトリ・トレニン)、国際統治イノヴェーション・センター(ウォータールー[カナダ]、所長: ジョン・イングリッシュ博士、原子力特別研究員: ルイーズ・フレシェット)、デリー政策グループ(ニューデリー、理事長: シャンカール・バイパイ、顧問: V・R・ラガヴァン[元]中将)、中南米社会科学高等教育機関(サンホセ[コスタリカ]、所長: フランシスコ・ロヤス)、戦略研究財団(パリ、所長: カミュー・グラン、特別顧問: フランソワ・エズブール、主任研究員: ブルーノ・テルトレイ)、日本国際問題研究所(東京、理事長: 野上義二)、ロンドン大学キングズ・カレッジ(ロンドン、副学長[研究担当]: サー・ローレンス・フリードマン教授[紛争研究グループ])、ローウィー国際政策研究所(シドニー、所長: マイケル・ウェズリー、副所長: マーティン・レッツ、国際安全保障部門責任者: ローリー・メドカフ)、清華大学(北京、国際問題研究所所長: 閻学通、軍備管理プログラム長: 李彬教授)。

委員会会合

本委員会の会合は、2008年10月から2009年10月の間に4回にわたって開催された。第1回会合は2008年10月19～21日にシドニーで開催され、本委員会の任務、活動方法、報告書の構成と内容を中心に議論が行われた。2009年2月13～15日のワシントンDCでの第2回会合、及び同年6月19～21日のモスクワでの第3回会合では、報告書の構成の詳細を詰めるとともに、すべての問題について幅広く検討を行った。これらの議論を踏

まえ、報告書の各章の起草を、委員、諮問委員及び事務局員を含めた様々な専門家に委任した。2009年10月17～20日に広島で開催された第4回会合において、これらの意見をもとに両共同議長が自ら作成した草案を詳細に検討したうえで、最終文案に合意した。

地域会合

両共同議長は関係する協賛研究機関と密接に連携しながら、参加可能な委員及び諮問委員に加え、域内主要諸国の政府、大学及び研究機関、適当な場合は原子力産業界からの参加者を一堂に集め、地域会合を開催した。これらの会合を通じ、本委員会は軍縮及び不拡散に関する課題の地域的な側面について検討するとともに、世界的な安全保障の諸問題に関する地域的な視点を得ることができた。また、本委員会ではこれらの会合を利用して、核兵器の最終的な廃絶に関する対話の再活性化という目標に対する理解と支援の基盤拡大にも取り組んだ。これらの会合は、守秘に関するチャタムハウス・ルールに則って行われた。会合の前後に発行されたプレスリリースと関連する記者会見の書き起こし原稿、そして全参加者リストを、本委員会のウェブサイト(www.icnnd.org)で公開している。

- **南米(サンチアゴ、2009年5月2～3日):** 本委員会のエバンズ共同議長が議長を務め、委員及び諮問委員7名、域内4カ国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ)の核問題関係者、米州機構(OAS)及びブラジル・アルゼンチン核物質計量管理機関(ABACC)からの地域代表者23名が出席した。この会合では、核軍縮・不拡散の世界的および地域的側面と、原子力の平和的利用の安全な管理について検討を行った。トラテロルコ条約によって定められた非核兵器地帯及びABACCを含む地域的不拡散協定に関する南米地域の経験と、アルゼンチン・ブラジル間の補足的な二国間保障措置協定に関して概要説明が行われた。また、すべての南米諸国によるIAEA追加議定書の遵守を確保する見通しと、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効及び兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始の見通しについて議論が行われた。また、機微技術に関する地域的および国際的アプローチの可能性を含めて、域内の民生用原子力計画につ

いての評価も行われた。これらは、域内の多くの国で高度な技術基盤が急速に発展しつつある南米のような地域において、特に関心の高い問題である。

- **北東アジア(北京、2009年5月22～23日)**: エバンズ、川口両共同議長が共同で議長を務め、委員及び諮問委員9名、6カ国(中国、日本、韓国、モンゴル、ロシア、アメリカ合衆国)の地域代表者22名が出席した。北朝鮮は本委員会からの参加招聘を受諾しなかった。幅広い分野の専門家による活発な議論を通じ、北朝鮮が提起する地域的拡散の脅威への対処を含め、地域の核をめぐる安全保障の情勢についての洞察が得られた。この会合では、拡大抑止の本質と継続的な有用性や、先制不使用宣言、「唯一の目的」宣言、及び消極的安全保証の潜在的価値と信用性といった、核政策の問題に焦点が当てられた。また、ミサイル防衛開発の影響、核軍縮の過程で中国が他の核兵器国と関与するための条件、CTBT発効とFMCT交渉開始の見通しについても議論が行われた。さらに、すでに大きな基盤がある中で原子力の利用を拡大することを目指す地域の諸計画についての評価が行われ、原子力発電の利用を地域的および世界的に拡大することに、核技術を平和利用に限るための取組の強化が伴うようにするための様々なアイデアが提示された。
- **中東(カイロ、2009年9月29～30日)**: エバンズ、川口両共同議長が共同で議長を務め、委員及び諮問委員10名、10カ国(アルジェリア、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、モロッコ、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦)からの地域代表者24名が出席した。この会合では、CTBT批准、FMCT交渉の開始、既存の核兵器保有量の更なる削減の見込みといった一連の具体策に対する地域的アプローチについて検討した。多くの参加者は、いくつかの主要国による、軍縮プロセス再活性化のための新たな取組を歓迎した。また、この会合では、中東に非核兵器地帯または非大量破壊兵器地帯を設けるための様々な選択肢と、こうした協定に関する域内での協議開始を促進させる諸条件についても検討した。核軍縮やNPT普遍化の実現が不十分なことを受け、核兵器保有国による非保有国に対する核兵器不使用の保証に関し、その考えられる形態と潜在的価値について活発な議論が行われた。国際基準の強化と普遍化のために考えられる各種の措置が議論の対象となり、とりわけ、イスラエルの「核の曖昧」政策やイランの核活動が

もたらず課題を含めた、最近の域内での展開について検討した。輸出規制、核技術及び核物質の不法移転を阻止する手段、IAEA保障措置制度の強化についても議論された。また、中東の増大する電気需要の充足を目的とした原子力の採用の可能性を検討するための各種の国家計画について、概要説明が行われた。考えられる安全保障上の懸念を軽減しながら供給を確保するための多国間の仕組みを設ける可能性を含め、費用、安全性及び安全保障上の諸要因について検討した。

- **南アジア(ニューデリー、2009年10月3～4日)：**エバンズ、川口両共同議長が共同で議長を務め、委員及び諮問委員10名、5カ国(バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカ)及び国連アジア太平洋平和軍縮センターからの地域代表者20名が出席した。軍縮に関しては、国際的なアジェンダに加え、地域固有の核をめぐる安全保障の問題について検討し、この二者の間に強い連関があることが確認された。米露両国が主導した大国の新たな軍縮重視の姿勢に対し、様々な見解が示された。一部の参加者は、これを核軍縮における進展の機会と捉えた。短期的な優先課題はCTBTの発効とFMCTの交渉開始であることが広く認識され、2010年5月のNPT運用検討会議の成功に対する支持が表明された。NPTはほぼ全世界的に受け入れられているが、インド、イスラエル、パキスタンの未加盟3カ国の寄与が、核拡散抑止に向けた世界規模の取組には不可欠であることが広く認識された。信頼構築措置の可能性を含めて、域内の安全保障情勢の分析が行われた。地域的な緊張の解消に進展がないまま域内の核兵器保有量を抑制できるかどうかについては、意見が分かれた。平和目的の核技術の役割については強い支持が表明された。また、保障措置を講じた原子力に関するインドとパキスタンの野心的な計画について概要説明が行われ、この種の原子力は本質的な開発上の権利とみなされた。この文脈において、機微な核活動をその安全性とセキュリティを確保しながら管理する方策について検討が行われた。

市民社会との対話

2008年10月、両共同議長はピースボートの川崎哲(日本)と核兵器廃絶国際キャンペーンのティルイマン・ラフ(豪)の2名をNGOアドバイザーに任命した。これは、本委員会が

オーストラリアと日本のみならず、世界中の市民社会及び軍縮活動家の見解をもれなく聴取できるようにすることが目的であった。モスクワでの本委員会会合では、専ら市民社会からの意見の聴取とそれに関する議論を行うためのセッションが設けられ、ここでは広島市の秋葉忠利市長のプレゼンテーションも行われた。ワシントンDCでの会合では、広島と長崎の被爆者3名から話を聞いた。広島会合の際には、委員らは広島平和記念資料館を訪問し、感動的な歓迎行事に参加したほか、さらに被爆者の証言を聞き、日本及び世界各国の市民社会活動家や広島・長崎両市長を交えた円卓会議を行った。

原子力産業界との対話 (モスクワ、2009年6月22日)

モスクワでの委員会会合に合わせて、6大陸の原子力産業界の代表者を招き、丸一日の円卓会議を開催した。ロシアの主催機関のほか、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチン、オーストラリア、日本、カナダ、アメリカ合衆国、フランス、イギリスに拠点を置く企業からの専門家が出席した。本委員会は、核兵器拡散の脅威を軽減するために世界的に採用されている諸措置、特に国際査察及び核関連設備・物質の貿易規制に対する産業界の見解を求めた。また、燃料サイクル施設の多国間管理の採用による拡散抵抗性の向上や、各種基準の策定及び推進を含めた原子力問題に関する官民連携の強化に対する意見も議題となった。この会議の全参加者リストを、本委員会のウェブサイト (www.icnnd.org/releases/090622_js_cochairs_icnnd_moscow.html) に掲載している。

その他の協議

エバンズ、川口両共同議長と他の委員は、各国政府、国際機関、学界、シンクタンク、市民社会及び軍縮活動家ら広範囲の関係者との間で協議や説明会を行う包括的なプログラムを実施した。正式な委員会会合や地域会合の時期に合わせ、オーストラリア、アメリカ合衆国、ロシア、日本、及びチリ、中国、エジプト、インドの政府首脳もしくは高官レベル、またはその両方と会談が持たれたほか、両共同議長はそれぞれ2008年半ば以降

の外遊の間にその他多数の二国間会談を実施し、本委員会の活動の説明を行うとともに、その活動に対する意見と支援を求めた。

両共同議長は、国連事務総長とニューヨークの各国連機関、ジュネーブの軍縮会議及びその他の各国連機関、国際原子力機関事務局長、包括的核実験禁止条約機関準備委員会事務局長、ウィーンの各国連機関などの主要な国際機関に対し、本委員会の活動に関する説明を行った。

運営支援

本委員会の活動は、オーストラリア外務貿易省(キャンベラ)の国際安全保障部に置かれた小規模な事務局と、日本の外務省(東京)の軍縮不拡散・科学部に置かれた同様の組織が支援した。

委員会事務局のスタッフは、事務局長でオーストラリア側組織の責任者であるイアン・ビッグズ以下、メリッサ・ヒッチマン、ルイーズ・ホルゲイト、レオナ・ランダース、ジョン・ページ、ジョン・タイルマンのほか、大学院生助手数名(成員は常時交代)、及び研究コーディネータのケン・ベリーである。オーストラリア事務局は、委員会会合(日本以外)及び地域会合の設営、研究プログラムの運営、本報告書の発行及び配布の手配に関して主要な責任を担った。

日本側組織のスタッフは責任者の佐野利男以下、森野泰成及び後任の鈴木秀雄、大高準一郎及び後任の江崎智三郎、梅津茂、安倍春菜、春木彰子、中村公一、山下雅子である。また、両事務局には世界各国に在する日豪両国大使館の職員からも支援をいただいた。心より感謝を申し上げる。